

平成25年 第4回

南会津町議会定例会 会議録

南会津町議会

平成25年第4回南会津町議会定例会 第1日

議事日程 (第1号)

平成25年12月6日(金曜日) 午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸報告

日程第 4 委員会調査(行政視察)報告

日程第 5 報告第8号から議案第126号まで一括上程
(提案理由の説明)

日程第 6 請願・陳情の委員会付託

平成25年請願第5号 森林・林業・木材関連産業政策の推進に関する請願書

平成25年請願第6号 特定秘密保護法の廃案を求める請願書

平成25年陳情第4号 川島地区に子供たちの遊び場設置の陳情について

平成25年陳情第5号 2014年度地方財政の確立に関する要請

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(17名)

1番	大桃英樹	議員	3番	湯田良一	議員
4番	室井嘉吉	議員	5番	室井実	議員
6番	湯田哲	議員	7番	渡部優	議員
8番	楠正次	議員	9番	高野精一	議員
10番	山内政	議員	11番	渡部忠雄	議員
12番	湯田秀春	議員	13番	星登志一	議員
14番	阿久津梅夫	議員	15番	五十嵐司	議員
16番	大竹幸一	議員	17番	菅家幸弘	議員
18番	芳賀沼順一	議員			

欠席議員（なし）

説明のための出席者

大宅宗吉	町長	渡部龍一	副町長
五十嵐竹則	教育長	芳賀美恵子	会計室長
長沼芳樹	総合政策課長	湯田文則	総務課長
角田厚	商工観光課長	星不二夫	税務課長
穴戸英樹	住民生活課長	舟木由紀子	健康福祉課長
鈴木忠男	建設課長	長沼豊	環境水道課長
大竹洋一	農林課長	星正信	農業委員会 事務局長
原田稔	学校教育課長	湯田順一	生涯学習課長
室井裕	舘岩総合支所長	齊藤友一	伊南総合支所長
近藤甚悦	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

酒井直伸	事務局長	鈴木雄蔵	事務局長補佐
------	------	------	--------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○芳賀沼順一議長 おはようございます。

ただいまから平成25年第4回南会津町議会定例会を開会します。



◎開議の宣告

○芳賀沼順一議長 これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○芳賀沼順一議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎会議録署名議員の指名

○芳賀沼順一議長 日程第1と、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、5番、室井実君及び10番、山内政君を指名します。



◎会期の決定

○芳賀沼順一議長 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、お手元に配付の会議予定表のとおり、本日から12月13日までの8日間とし、明7日から8日まで休会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月13日までの8日間とし、明7日から8日まで休会とすることに決定しました。



◎諸報告

○芳賀沼順一議長 日程第3、諸報告を行います。

初めに、諸般の報告を行います。

平成25年第3回南会津町議会定例会以後の議会活動状況及び議員派遣の結果報告並びに議会報告会報告書は、お手元に配付のとおりであります。

次に、監査委員から、平成25年度10月分までの例月出納検査を実施した結果、適正であった旨、文書によって通知がありましたので、報告しておきます。

これで、諸般の報告を終わります。

次に、行政報告を行います。

平成25年第3回南会津町議会定例会以降の行政報告については、お手元に配付の一般行政報告書のとおりであります。

これで諸報告は終わりました。



◎委員会調査（行政視察）報告

○芳賀沼順一議長 日程第4、委員会調査（行政視察）報告を行います。

初めに、総務常任委員会の行政視察報告を行います。

総務常任委員長、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 おはようございます。

それでは、総務常任委員会の行政視察の報告をいたします。

私ども総務常任委員会の行政視察の場所は高知県四万十町でございます。そこにあります株式会社四万十ドラマという株式会社は民間の会社でございますけれども、そこを視察研修をし

てまいりました。

目的としまして、株式会社四万十ドラマの着地・発着型観光の経営戦略を探るということで、1つ目には経営の多角化による地域活性化の取り組み、それから2つとして、指定管理施設の「道の駅とおわ」を核とした自然環境型事業の取り組みということで研修をいたしてまいりました。

期間は、平成25年11月18日から11月20日、2泊3日で行いました。

参加しました議員は5名でありまして、委員長、副委員長ほか3名でございます。それから、商工観光課の主査、大桃悟君、それからみなみやま観光株式会社の道の駅の駅長さん星清孝さん、それから議会事務局長の酒井君でございます。

総務委員会の行政視察ということで、前回から行政のほうにお願いをしまして、行政の職員も一緒に行こうということで、同じ目で見て、同じ耳で聞いて感じるということを目的としてお願いをしまして、今回も行政側のご理解をいただきまして、1名を随行していただきました。

それから、みなみやま観光株式会社のほうの社長さんにもお願いをしまして、ぜひ職員を一緒に行かないかということでお願いをしまして、ご理解をいただきまして、道の駅の駅長、星清孝さんも一緒に行くことになりました。大変有意義な研修でございました。

概要でございますが、株式会社四万十ドラマという会社ですけれども、平成6年に1町2村で出資しまして設立されました第三セクターでありました。それから、平成11年には、公的補助なしの経営を確立しまして、平成17年の市町村合併に伴いまして、住民が株式を買い取って第三セクターから一般株式会社として新たにスタートした民間会社でございます。

一昨年、平成23年度の売上高3億2,000万円ですから、ほぼ私どもの第三セクターの売り上げ3億円程度ですけれども、同じぐらいだということでございます。また、条件も非常に田舎にございまして、国道381号線の交通量は1日平均1,000台にも満たないということで、南会津町の道の駅は大体2,700台ぐらいあるようでございますけれども、田舎の山の中にある、本当に普通の道の駅でございました。

しかしながら、状況を見ますと、実際行ってみますと、商品の差が歴然とあったということでございます。ほとんど自社製品、自社開発の商品でありまして、そこに連なる地元の資源が見えてくる、そういう地域の中で循環させてやるご商売をなさっているということで、道の駅だけがもうかるということではなくて、そこに連なる高齢者の方々が多いんですけれども、地域でつくっている資源、栗とかお茶とかいろいろあるんですけれども、そういったものを商品化をされまして、そこで窓口として四万十ドラマのいろいろな事業につながっている、その核

となっているところが「道の駅とおわ」であるということでございます。

所見といたしましては、我が第三セクターを顧みますと、どうしても比べてしまうということもございまして、我が第三セクターにないものが多くあったということもございまして、たかだか資本金1,200万円、従業員20人、その中の10人はパートでございます。それでこれだけの売り上げを出しているということもございまして、非常に私どもの第三セクターの会社の足りない部分を全て持っているなというふうな所感を持ちました。

しかしながら、その反面、そういうことであれば、もしその中身を少しでも模倣するというのではなくても、自社製品を開発したりして、しっかりとした地元の生産者とつながりながらやっていけば、必ずや我が第三セクター株式会社も伸びるであろうと、そのことは確信をしてみました。

今後我々議員、町もどのようにサポートできるかということが大きな我々の課題になってくるというふうに思います。一第三セクターといえども、一株式会社でございますので、我々議会がどのようにかかわることができるかということも一つの課題であろうかというふうに思いますけれども、応援することは可能だろうということもございまして、町当局もせっかく職員も行かれましたので、しっかりと見てきているというふうに思いますので、みなみやま観光株式会社の社員とともに協議をしながら、大きなステップアップにしてほしい、またステップアップできるというふうな確信をいたしました。

こういったことが私どもの総務委員会の視察研修でございました。

なお、四万十ドラマでやって全国的に有名でございますけれども、新聞バックの事業というのは、クールジャパンに採択されまして、ことしか来年、日本を代表しましてアメリカに行くということが決まっております。さらには、道の駅に地元の栗を活用した地栗カフェをオープンすることも決定しております。いい方向に回ってくる、全てのものがどんどんプラスになってくるということだろうなというふうに思います。

最後に申し上げたいのは、1つはこの四万十ドラマ株式会社の大きな成功の要因というのは、私どもが感じてきたのは、人の育成、人の育て方、これを大成功させたということだろうというふうに、これも確信をいたしました。非常に道の駅に行っても、そんな大それた立派な施設でもないし、品数も少ないし、これで本当にこれだけ売っているのかなというふうに思ったときに、従業員の態度とか姿勢、取り組み方に非常に感銘を受けました。これはまさに企業は人なりというのを実践しているんだなというふうに思いました。

社長の畦地履正さんのコンセプト、考え方がしっかり行き届いて、それが行動になっている

というふうな形で、結果として業績にあらわれているというふうに思います。このことも非常に勉強になったなというふうに思います。これは第三セクターの道の駅の私どもの会社のみなみやま観光の社員も感じてきたらうというふうに強く思っています。ぜひ、プラス1億円、プラス1億5,000万円、伸び代は必ずあります。議員としても議会としても応援していきたいなというふうに思いました。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 次に、産業建設常任委員会の行政視察報告を行います。

6番、湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 おはようございます。

産業建設委員会では、去る10月31日から11月1日までの2日間、長野県川上村に行っていました。大分テレビのほうでは標高が高く、売り上げのほうも160億円、ことしの場合ですと生産調整がなく200億円を超えるだろうということで、高原野菜としてはかなり日本で有名だということで行ってきました。そのまま本町に応用することはできませんけれども、さまざまなことを学ぶことができました。

対応のほうは副村長である川上さんといって、同じ川上村でいらっしゃるんですが10名ぐらいいるということで、川上さんとか、ほか産業係長、総務係長、川上さん、やはり同じ川上さんだったんですが対応していただきました。参加メンバーは産建5名と事務局鈴木が行っていました。

調査内容ですが、調査の中では標高が1,100メートル以上、平均標高1,270メートルですか、その中の4,200人の人口の中で広大な面積の見渡す限り畑がつながっていましたが、そこで特徴的なものは労働力ですよ、200億円近く上げるには労働力ですが、4,200人の人口の中に850人という労働者が海外研修制度を使ってこの川上村に入って、かつての労働力としては大学生だったり、パートだったり、国内の人だったんですが、最近ではご飯出しとか何かが家族でやっていたのが大変だということで、今ではアパートの中に入っていて自炊していただいて海外研修制度を使って850の方がここでパートとして働いて、1シーズン100万円ぐらいですか、収入を得てまた戻っていく形でした。

私たちが行ったときも、そのとおりに買い出しに行っている海外の方らしき五、六人のグループが歩いている姿を見ました。

それで調査の内容なんですが、先ほど生産調整と言いましたけれども、ネットで、ケーブルテレビで価格の販売などをしていますが、ポイントは価格調整で値崩れが起きる場合は必ず廃

棄処分ということで、廃棄処分をしないとなると、確実にそれを守りながら価格のほうの安定を図っているということがありました。ですから、ことしの場合は崩れがなく、市場の市場の関係だったと思いますが、そのまま生産して、かなり高額な、200億円近い売り上げになったということでした。

それで、私たちのほうの部分で考えれば、南郷トマトがこれに匹敵すると思います。高原である特徴とか、ここである温暖差部分である甘い、うまみとか言われますけれども、ここで昭和18年からこの政策が始まって、高原野菜ということでいろいろ研究、鹿の害があったらそれに対してワイヤーメッシュというような対策をしたり、連作障害があればそれに対する歴史があって、大分苦勞をしながら現在の産地を確立したということを説明の中で実感することができました。

そこで、また特徴的なのは、後継者の平均年齢が29歳ということで、これも驚きましたけれども、海外旅行とか外車が並んでいるなんていう初め印象で行きましたけれども、生き生きとして後継者はそのまま悩むことなく、町のほうの政策で後継者の政策、対策をしているんですかということを知りましたら、全くそんなことはしていないということで、そういう意味では安定した農業経営が確立されていることを説明で、あるいは村の中を走っている感じができました。

それで総括としてですが、私たちの町にそのまま応用することはできませんが、ある意味では特徴あるこの高原も含めて、赤カブもアスパラも南郷トマトも、やはりこの南会津本町であるからこそできるものであります。交通の便もまさにこことほとんど同じぐらいです。東京に3時間ぐらいですので、大体同じです。そういう意味では共通点もかなりありました。その部分では、私たちも全国に誇れる南郷トマトや赤カブやアスパラになるためにも、栽培所の面積、あるいは生産量、あるいは売り上げを増産するためにも、生産者に寄り沿った本町の農業政策を進めることが重要と実感した次第であります。

以上です。

○芳賀沼順一議長 次に、文教厚生常任委員会の行政視察報告を行います。

12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 おはようございます。

それでは、文教厚生委員会での行政視察の報告をしたいというふうに思います。

私たち文教厚生委員会は、9月3日から、3、4、5ということで、2泊3日ということで研修を福岡県の篠栗町の「オアシス篠栗」、それから長崎県の西海市の社会福祉法人「ふるさ

と」、そこに行ってまいりました。高齢化社会を支えるための新たな仕組みづくりということで、目的としては介護支援ボランティア制度、それから西海市のほうは福祉プラス農業のルネサンス事業ということで行ってまいりました。参加者は私を含めて文教厚生委員の6名プラス事務局の舟木さんでございます。

調査の結果、概要として、まず一番最初に福岡県の篠栗町では、介護支援ボランティア制度ということで、ちょうど篠栗町は福岡市内から東のほうに約12キロ行ったところにありまして、南会津町の22分の1ぐらいという非常に小さな町でございます。

この介護支援ボランティア制度そのものは、東京の稲城町が全国で初めて取り入れているわけですが、福岡県のほうでは平成22年に篠栗町が初めて取り入れたと、こういうことでございます。

この制度は、町の65歳以上のボランティア希望者が登録する、そして町内の老人ホームなどそういった施設ですね、そこに行きまして話し相手とかレクリエーション活動をしたり、散歩とか外出とか管内活動の補助、そういったものを主にボランティアとして行うということでございます。町内に11施設、それから一部の公共施設、こういったものが対象施設だということでございました。

ボランティア活動がスムーズに行えるように町は主に仲介していたということでございます。そのボランティアを行いますと、その施設ごとに施設名と日付が入ったさまざまな形のスタンプをカードに押すということでございます。したがって、丸だったり、六角形だったりいろいろあるわけですが、そこにスタンプを押していただく。昔、私どもが小さいころラジオ体操に行くと、ラジオ体操で上級生のお兄ちゃんからスタンプを押してもらった、あんな感じでスタンプを押印していただく、こういうふうな形になります。これがまた1ポイント、1時間ごとに100円という形になっておりまして、1日には2ポイント、ですから金額にすると200円ですね、それほどの金額ではないんですが、こういったものと交換できる。年間では50ポイント、金額にすると5,000円がこれが上限となっております。

ボランティアの登録者数でございますが、男性が21人、女性が100人ということでございました。その内訳はといいますと、65歳から69歳、これが46人で38%、一番多いのが70代、70から79歳までが67人で55%。80代の人7人、それから90代の人1人だけいらっしゃった。ボランティアをすることによって元気な老人づくりが行われているということでございました。

そのポイント現金化のうち、22名の人は辞退している、お金なんか要らないよと、こういうことでございました。それは自分が健康でこうやって人のために役立つことができるんだと、

そういう感謝といいますかそういうことで辞退しているということでした。元気でボランティアできるということに、もうそれで満足だと、お金などは要らないということだろうというふうに理解しました。辞退者には温泉入浴券をやってはどうかという副議長のほうからそういうふうな提案があつて、ぜひそれは試みたいというようなこともございました。

研修の説明は、オアシス篠栗という施設で行いました。これは、役場の健康課高齢者支援係、社会福祉協議会、包括支援センター、いろいろなそういったものが入っている大きな施設で、中には入浴施設、プール、ストレッチ体操、囲碁、将棋、カラオケ、何でもできるような総合の福祉施設でございました。高齢者がそこに1日じゅう滞在できるような施設になっておりました。

それから、次の日の長崎県の西海市でございますが、これは特別養護老人ホームなどを経営する社会福祉法人「ふるさと」で、ルネサンス事業なんていうから何かなというようなことでここを訪れてみたわけでございます。

西海市は、平成17年に近隣5町が合併してできた市でございます、旧の大瀬戸町に本庁は置いてあります。ここも南会津の3分の1程度でございます、人口は3万3,548人というのが平成19年でしたけれども、25年8月では3万337人ということで、少しずつ減少していると、こういうところでございます。

その社会福祉法人「ふるさと」では、長崎県の緊急雇用対策事業、これによって新規雇用者2人を、男性1人、女性1人を採用いたしまして、主に男の人は遊休農地の整備と農産物の栽培、女性はそこで取れた物にいろいろ加工品をつくったりというようなことをやっております。財源は、そこにあるとおりで、今言ったような形で、緊急雇用のほうを生かしてそういった施設の周辺の遊休農地、そこに芋とかソバとか大根などを作付して、施設の食材に一方で利用して、そして入居者には園芸療法とか、生活リハビリというようなことで、若干それとを結びつけた、例えばできる人は入居者の中には草取りとか、あるいは脱穀作業などもちょっと手伝ってもらう、そういったことをやっているというようなことが話されておりました。

その周りの遊休地などを生かして農業と、そして福祉に結びつける、これがルネサンス事業だというようなことで聞いてまいりました。非常に着想はおもしろいなというようなことで、私も興味を持って聞いてまいりました。

郷土料理、「ぼーぶらずーし」というものがあるそうなんです、その商品化に向けて取り組んでおりました。

以上、その2カ所を行ってきました結果、私どもは介護支援ボランティア制度、オアシス篠

栗でやっているこういったものは南会津町でも生かせるのではないかなというように感じて聞いてまいりました。私どもの町でもいろいろなボランティアをしております、こういった形を取り入れてはどうかと、こんなふうに思いました。

それから、西海市の「ふるさと」で行っているルネサンス事業でございますが、これらの着想としては、そういう遊休農地をうまく生かして施設に使ったり、リハビリに使ったりという、そのことはすばらしいなというふうに思いました。

これは社会福祉法人のほうでそういった形でやっていたものですから、そういうふうな福祉法人のほうでやるとなれば、やっぱり町としても大いに協力すべきかなと、こういうふうに思いました。ただ、雪がないところでございますので、なかなか同じようにやるというのは難しいのかなと、こんなふうに思いました。

以上で文教厚生委員会の行政視察について報告を申し上げます。

以上です。

○芳賀沼順一議長 以上で委員会調査（行政視察）報告を終わります。



◎報告第8号から議案第126号まで一括上程、説明

○芳賀沼順一議長 日程第5、報告第8号から議案第126号まで一括上程します。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。

平成25年第4回南会津町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には師走を迎え何かと多忙のところご参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

今定例会に提出いたしました各議案の提案理由の説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

初めに、報告第8号 専決処分の報告についてであります。本件は地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したため、同条第2項の規定により報告するものであります。

専決第22号 工事請負契約の一部変更についてであります。本件は平成25年5月17日付で、東日本電信電話株式会社福島支店との間に契約した、南会津町館岩地域光ファイバ通信基

盤整備工事契約について、ケーブルを架空配線する場合に敷設するメッセンジャーワイヤーが現場確認の結果、当初の28スパンより302スパンに増加することに伴い、工事請負契約金額を272万4,750円増額し、1億3,922万4,750円とするものであります。

次に、議案第99号 南会津町空き家等の適正管理に関する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、空き家等の管理に関し、所有者等の責務を明らかにするとともに、空き家等が管理不全となったときの措置について必要な事項を定めることにより、危険空き家を抑制し、地域の良好な景観の確保と住民の安全で安心な暮らしを確保するために制定するものであります。

次に、議案第100号 南会津町景観条例についてご説明申し上げます。

本案は、景観法の規定に基づき必要な事項を定め、本町が有する自然、歴史、文化等の地域の特性と調和した景観をつくり、育て、守ることにより、町民の生活の向上と地域の活性化に資する良好な景観を次世代に引き継いでいくことを目的に制定するものであります。

次に、議案第101号 南会津町地区集会施設設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、南会津町白沢集会所が土地改良法による換地処分を受け、所有権の移転登記がなされたことから、所用の改正を行うものであります。

次に、議案第102号 南会津町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、南会津町景観条例の制定に伴い、ふるさと景観づくり推進協議会にかわり南会津町景観審議会を設置するとともに、伝統的建造物群保存地区保存審議会に専門委員の区分を設けるため、所用の改正を行うものであります。

次に、議案第103号 南会津町奨学資金の貸与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、町内における看護師不足を解消するための支援として、看護師養成所等を加えるため、所用の改正を行うものであります。

次に、議案第104号 南会津町諸収入金に対する延滞金徴収条例の一部を改正する条例、議案第105号 南会津町介護保険条例の一部を改正する条例及び議案第106号 南会津町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については、関連がありますので一括ご説明を申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されたことに伴い、所

用の改正を行うものであります。

次に、議案第107号 南会津町立小学校、中学校及び幼稚園条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、平成26年1月1日から町立伊南小学校の位置を変更するため、所用の改正を行うものであります。

次に、議案第108号 南会津町教職員住宅に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、昭和50年に建設した上郷教職員住宅2棟及び昭和42年に建設された針生教職員住宅1棟を取り壊すため所用の改正をするとともに、小・中学校の統合により余剰となった南郷地域教職員住宅を普通財産へ所管がえるため、所用の改正を行うものであります。

次に、議案第109号 南会津町町民会館条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、これまで町民会館のうち館岩会館だけが指定管理者制度に対応しておりましたが、他の施設も指定管理者による管理ができるように所用の改正を行うものであります。

次に、議案第110号 南会津町町民グラウンド条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、町民グラウンドを指定管理者による管理ができるように所用の改正を行うものであります。

次に、議案第111号 南会津町墓地条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、墓地区画の不足に対応するため、所用の改正をするとともに、墓地所有者が町外者の場合の代理人選定等について所用の改正を行うものであります。

次に、議案第112号 南会津町役場新庁舎建設計画についてご説明を申し上げます。

本案は、役場新庁舎建設計画に当たり、町民等で構成する南会津町役場新庁舎建設計画策定委員会から意見集約を経て、去る11月27日に建設計画の提出がなされたことから、それをもとに建設計画を定めましたので、議会基本条例の規定に準じて、議会の議決を求めるものであります。

次に、諮問第3号、諮問第4号及び諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては関連がありますので、一括ご説明を申し上げます。

本案は、田島地区の人権擁護委員、渡部榮子氏、星紀夫氏及び南郷地区の岩渕里子氏が平成

26年3月31日をもって任期満了となることに伴うもので、田島地区の2名については退任の申し出があったことから、その後任として渡邊サイ子氏、佐藤美千氏を推薦し、岩渕里子氏については再任として推薦するものであり、人権擁護委員法に基づき、議会の意見を求めるものであります。

渡邊サイ子氏は福島県養護教諭として長きにわたり勤務され、佐藤美千氏は南会津町職員の保健師として勤務され、兩人とも行政の諸問題に精通され、人物、識見ともにすぐれておられることから、適任と考え推薦するものであります。また、岩渕里子氏は、現在2期目で、人権擁護委員として適任であるため、引き続きその責務を担っていただきたく推薦するものであります。

なお、任期は平成26年4月1日から3年間となる予定であります。

次に、議案第113号から議案第118号の公の施設の指定管理者の指定についての議案につきましては、各公の施設について指定管理者にその管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

まず、議案第113号は、南会津町会津高原だいくらスキー場、南会津町林産物展示販売施設（道の駅たじま）、南会津町会津高原憩の家について、みなみやま観光株式会社を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は、平成26年4月1日より2年間とするものであります。

次に、議案第114号は、南会津町会津山村道場について、みなみやま観光株式会社を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は平成26年4月1日より5年間とするものであります。

次に、議案第115号は、南会津町田島農村環境改善センターについて株式会社共立メンテナンスを指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は平成26年4月1日より5年間とするものであります。

次に、議案第116号は、南会津町舘岩農産物直売所（道の駅番屋）、南会津町舘岩農林水産物処理加工・販売施設（そば処曲家）について、会津高原たていわ農産有限会社を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は平成26年4月1日より2年間とするものであります。

次に、議案第117号は、南会津町会津高原たかつえスキー場、南会津町農林業センター、南会津町会津高原たかつえ雪室について、会津高原リゾート株式会社を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は平成26年4月1日より2年間とするものであります。

次に、議案第118号は、南会津町会津高原たかつえカントリークラブについて、会津高原フレンド・カントリークラブ株式会社を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は平成26年4月1日より2年間とするものであります。

次に、第119号 平成25年度南会津町一般会計補正予算（第7号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ6,888万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ129億1,379万4,000円とするものであります。

主な補正の要因としましては、歳入では地方交付税、国・県支出金、東日本大震災復興支援交付金、基金繰入金等の決定、または収入見込みによる補正のほか、過疎対策債、合併特例債等を補正するものであります。

歳出では、職員異動等による人件費の補正、地域の元気臨時交付金積立金、台風災害復旧事業費等の追加のほか、事業費の確定見込みによる経費補正が主な要因であります。

それでは、歳入からご説明を申し上げます。

第10款地方交付税は、震災復興特別交付税が措置されたことから4,985万円の追加補正となりました。

第12款分担金及び負担金は、私立保育所の入所児童数の増加により488万円を追加補正するものであります。

13款使用料及び手数料は、公立広域入所受託料等が当初の予想を上回る見込みとなったことから40万2,000円の追加補正となりました。

第14款国庫支出金は、障害者関連国庫負担金、地域の元気臨時交付金等を追加する一方、社会資本整備総合交付金等を減額するなど、各種事務事業の確定見込みにより91万3,000円の減額補正となりました。

第15款県支出金は、災害弔慰金負担金と林道現年災害復旧事業費補助金の台風災害関連予算を追加補正することや、各種事務事業の確定見込みにより789万6,000円の追加補正となりました。

第16款財産収入は、土地区画整理事業保留地売払収入や佐藤栄学園会津田島寮建物売払収入等の計上で489万7,000円の追加補正であります。

第17款寄附金は、一般寄附金と教育費寄附金を合わせて32万3,000円を追加補正するものであります。

第18款繰入金は、東日本大震災復興支援交付金基金繰入金4,584万円を減額補正するもので

ありまして、第20款諸収入は、福島県信用保証協会貸付金償還金、後期高齢者医療連合構成市町村負担金過年度返還金等5,259万2,000円の追加補正となりました。

第21款町債は、現年補助災害復旧事業債を計上するほか、事業費の変動に伴う町債の補正により520万円を減額補正するものであります。

続いて、歳出について主なものをご説明申し上げます。

まず、各款にわたる職員の人件費の補正についてその概要についてご説明いたします。

今回の補正は、職員の人事異動及び人事配置の確定に伴う補正のほか、職員共済組合納付金の負担金率の確定等によるものでありまして、これからの款別の歳出補正予算の説明は、この人件費補正分を省略して説明させていただきますので、あらかじめご了承願います。

第2款総務費は、地域の元気臨時交付金の内定を受けたことから、公共施設等整備基金積立金を追加補正するほか、広域消防署統廃合に係る広域市町村圏組合負担金等を減額するなど、今年度の事務事業の確定見込みにより3,192万4,000円の追加補正であります。

第3款民生費は2,531万8,000円の追加でありまして、地域支え合い体制づくり助成事業補助金等を確定見込みにより減額補正する一方、障害福祉サービス費、子ども・子育て支援新制度システム改修業務委託料、田島保育園運営委託料等は、今後の支出見込みにより追加補正するものであります。

第4款衛生費は、簡易水道事業特別会計繰出金の減額が主な補正で、1,611万4,000円の減額補正であります。

第5款労働費は、企業誘致推進員報奨金の追加が主な補正であり、88万5,000円の追加補正であります。

第6款農林水産業費は1,119万8,000円の減額で、農業振興費、農地費及び林業振興費等について事業費の確定見込みにより補正するものであります。

第7款商工費は814万2,000円の減額補正でありまして、主な内容は、新物流システム構築事業費、がんばる企業・創業支援事業補助金、福島県信用保証協会貸付金、観光施設等管理費等の補正であります。

第8款土木費は、事業費の確定見込み、社会資本整備総合交付金事業の組み替え等が主な内容で、4,280万1,000円の減額補正であります。

第9款消防費は71万8,000円の追加補正でありまして、消防団員報酬を追加するほか、消防ポンプ自動車等購入費の事業費確定による減額補正が主な補正であります。

第10款教育費は1,762万1,000円の減額で、学校行事用バス借上料を減額するほか、経常的

経費の本年度事業費の確定見込みによる補正であります。

第11款災害復旧費は3,240万6,000円の追加で、台風18号災害による林道施設災害復旧事業工事請負費を追加するほか、今年度事業費の確定見込みによる補正であります。

第12款公債費は、町債の確定した償還利子の補正でありまして、890万8,000円の減額補正であります。

第13款諸支出金は、折橋地区に建設中であります特別養護老人ホームの用地について、土地開発基金で取得を行ったことから、土地開発基金へその取得費を払い戻すとともに、佐藤栄学園会津田島寮の土地及び建物取得費を追加するものであり、1億232万7,000円の追加補正であります。

第14款予備費は、歳入との関連で1,758万1,000円を減額するものであります。

なお、既定の地方債の追加及び変更は、第2表地方債補正のとおりであります。

以上、一般会計補正予算のご説明を申し上げます。

次に、議案第120号 平成25年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ4,033万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ21億8,740万9,000円とするものであります。

主な内容は、歳入では県支出金、共同事業交付金の確定に伴う補正のほか、人件費繰入金の補正であります。

歳出では、一般被保険者等療養給付費、高額療養費、国・県負担金過年度精算返還金を追加補正するほか、人件費関係予算及び退職被保険者療養給付費を減額補正するものであります。

次に、議案第121号 平成25年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ57万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,347万円とするものであります。

主な内容は、歳入では人件費繰入金及び繰越金の追加補正であります。

歳出では人件費関係予算を補正するものであります。

次に、議案第122号 平成25年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ2,836万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ17億3,844万6,000円とするものであります。

その主な内容は、歳出では人件費、事務費等について補正するほか、保険給付費の今年度の給付見込みにより、それぞれサービス費目別に補正するものであります。

一方、歳入は今年度の決定通知を受けて、国・県支出金、支払基金交付金等を補正するものであります。また、繰入金は介護給付費、地域支援事業、人件費等の見込みにより補正するものであります。

次に、議案第123号 平成25年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳出の施設管理費における一般管理費及び消費税を追加する一方、施設管理費の委託料等を減額し、それらを予備費で調整するものでありまして、予算総額はそのままとしたものであります。

次に、議案第124号 平成25年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ56万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,396万1,000円とするものであります。

その主な内容は、歳出では人件費、事業費の組み替え等の補正のほか、今年度起債償還利子の確定に伴う公債費の減額であります。

一方、歳入は町債元利償還金繰入金の減額と、国道工事関連の工事補償費収入の追加補正であります。

なお、既定の町債の変更は、第2表地方債補正のとおりであります。

次に、議案第125号 平成25年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出1,063万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,525万4,000円とするものであります。

その主な内容は、歳入は国庫支出金、町債元利償還金繰入金等を減額補正するものであり、歳出は人件費、工事請負費等を減額する一方、消費税、維持管理費の一般管理費について追加補正するものであります。

なお、既定の町債の変更は、第2表地方債補正のとおりであります。

議案第126号 平成25年度南会津町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、収益的収入を188万円減額し、収益的収入の予定額を1億4,392万9,000円と

し、収益的支出を68万円減額し、収益的支出の予定額を1億3,849万2,000円とするものであります。

その主な内容は、収入は公共事業関連繰入金の減額であり、支出は動力費等の補正であります。

以上、本定例会に提案をいたしました議案等32件につきましてご説明を申し上げましたので、よろしくご審議を賜りましてご議決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

以上であります。

○芳賀沼順一議長 これにて提案理由の説明を終わります。



◎請願・陳情の委員会付託

○芳賀沼順一議長 日程第6、請願・陳情の委員会付託を行います。

本日までに受理した請願・陳情は、請願2件、陳情2件です。

平成25年請願第5号 森林・林業・木材関連産業政策の推進に関する請願書について、紹介議員から趣旨弁明を求めます。

4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 それでは、どうもおはようございます。

私のほうから、森林・林業・木材関連産業政策の推進に関する請願書の趣旨弁明を行います。

本請願書については、田島森林組合代表理事組合長、室井洋左さん、伊南森林組合代表理事組合長、馬場久一さん、館岩村森林組合代表理事組合長、星芳光さん、森林労連南会津支所分会執行委員長、山口茂幸さん、以上4名の請願者となっております。

次に、趣旨弁明に移ります。

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、森林による二酸化炭素の吸収、木材・木製品による二酸化炭素の固定化などについては、一段とその重要性を増すとともに、国民の関心と期待が高まっているところです。

しかしながら、この重要な役割を果たすべき森林・林業・木材関連産業の現状は、森林・林業基本計画などに基づく諸施策が講じられているものの、関連産業の長引く不況や木材価格の伸び悩みなどから、厳しい状況にあります。

こうした状況下において、戦後植林した人工林が利用期を迎えており、さらなる森林整備の推進と木材利用の拡大などを図ることが重要になっています。それには、森林所有者の森林経営意欲の喪失や森林・林業の担い手である山村の再生に向けた積極的な施策と、その実行が課題となっています。また、林業労働者の労働環境は、関連産業の厳しさを反映し、労働条件が改善されず、労働災害も依然多発するなど悪化の傾向にあります。安定した林業労働力確保などに向けた対策が必要となっています。

こうした現状と課題を踏まえ、森林・林業基本計画などに基づく森林整備、地域材利用拡大、労働力の確保対策、地球温暖化防止、吸収源対策などを着実に推進するために、国が責任を持って必要な施策の実行と予算の確保をすることが不可欠です。

よって、国は引き続き森林・林業・木材関連産業政策のさらなる推進に向け、下記事項について必要な対策を講ずることを強く要請します。

記。

1. 森林・林業基本計画に基づく森林・林業の再生と森林の多面的機能の持続的発展に向け、森林整備の推進と地球温暖化防止、森林吸収源となる森林の拡大、機能向上に必要な予算を確保すること。また、地球温暖化対策のための税の使途に森林吸収源対策を追加するなど、森林吸収源に係る安定的財源確保を図るとともに、適切な更新による森林資源を循環させるための再造林、苗木の安定供給などに係る必要予算を確保すること。あわせて地域の実情に応じて柔軟に対応できる予算の継続確保を図ること。

2. 民有林における森林経営計画の定着に向け、境界確定、路網整備、不在存者対応を初めとする集約化促進に対する支援の拡充、計画を作成する人材の育成確保など、地域要望を踏まえた対策を強化すること。また、林業技術労働者の育成確保定着に向け、現場作業における安全確保対策の拡充、賃金などの処遇改善を図ること。

3. 木材自給率50%以上の達成に向け、公共建築物など木材利用促進法に基づく地域材を利用した公共建築物整備の促進を図るとともに、木材の安定供給に係る地域材の計画的供給体制、販売体制の確立を図ること。

4. 東日本大震災被災地域の復興再生及び雇用拡充対策を図るとともに、福島原発事故に係る対策については、森林の除染などを推進し、地域の主要な産業である林業・木材産業を再生させるなど、地域住民の雇用、生活の場を確保すること。また、除染作業などに従事する労働者については、放射線障害防止のための措置を確実に実施するなど、日常的な安全対策の徹底を含め、適切に対応すること。

5. 国有林野事業については、国土の保全、その他の広域的機能の高度発揮に重要な役割を果たしていくことが一層求められていることから、広域的機能の強化と民有林への指導サポート、地域振興などに貢献でき得る組織体制の拡充を図ること。

以上、地方自治法第124条の規定により提出をするものであります。

なお、意見書の提出先については、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、農林水産大臣、林野庁長官。

以上でございます。十分なるご審議で採択されますよう、よろしくご要請を申し上げておきたいと思っております。

以上であります。

○芳賀沼順一議長 局長。

○酒井直伸事務局長 ただいまの請願文書表の一部修正をお願いしたいと思います。

文書表の中で上から5行目、5枠ですか、紹介議員氏名が山内政議員になっておりますが、室井嘉吉議員にご訂正をいただきたいと思っております。

以上でございます。

それから、あわせて陳情者の住所及び氏名の中で、館岩村森林組合代表理事組合長、星芳光様になっておりますが、光芳様にご訂正をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 以上は、事務局サイドの訂正ですので、ご了承を願います。提案者からの間違いではございませんでしたので、ご了承願います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で請願第5号に係る紹介議員の趣旨弁明を終わります。

次に、平成25年請願第6号 特定秘密保護法の廃案を求める請願書について、紹介議員から趣旨弁明を求めます。

8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 平成25年請願第6号 特定秘密保護法の廃案を求める請願について、趣旨弁明をさせていただきます。

請願者、南会津地区平和フォーラム代表の黒澤富夫氏であります。

特定秘密保護法の廃案を求める請願について説明をいたします。

今国会で審議中の特定秘密保護法案は、この11月26日、衆議院で可決され、参議院において審議中ですが、この法案は、特定の情報を政府が恣意的に秘密指定することができ、後世における検証も担保されず、さらに、国民には何が特定秘密なのか明らかにされていません。また、国民の「知る権利」や「表現・言論の自由」、「取材・報道の自由」を著しく制限しかねないなど、国民の多くが懸念や不安を感じています。

特に、特定秘密の定義が極めて曖昧で、行政機関の長による判断で恣意的に秘密の範囲が際限なく拡大する危険性があります。また、秘密を取得した者や漏えいを教唆した者、漏えいや取得を共謀、扇動することも処罰対象となり、処罰範囲がどこまでも広がるおそれがあります。どの情報が特定秘密に指定されたものかも秘密とされれば、その情報が特定秘密かどうか知らないまま強く開示を求めた市民や市民運動家、市民ジャーナリスト等が罪に問われることも想定されます。

そして、厳罰化（最高懲役10年）によって、多くの国民が政府情報に近づくことに慎重になり、民主主義の基本である国民の「知る権利」が侵害されるおそれが強くなります。

さらに、秘密指定の基準づくりに有識者会議の意見を聞くとされていますが、形だけのもので、秘密指定は何度でも延長可能で、内閣が認めれば30年を超えて永続的に情報開示を拒むことができ、特定秘密取り扱いの「適正評価」のため行政機関職員や都道府県警察職員、民間業者などの個人情報調査が可能となり、著しくプライバシー侵害のおそれもあり、国会へ特定秘密を提供するかどうかは行政機関の判断に委ねられ、提供された情報を漏らせば、国会議員も処罰対象になり、国会の国政調査権が大きく損なわれるなど懸念も指摘されています。

国として特に厳格な情報管理を要することは否定しませんが、その場合でも後世に検証可能な制度とすべきであり、政府が持っている情報は本来国民が共有すべき財産でなければなりません。

日弁連を初めとする法曹界、学者・研究者、言論界などから多くの反対の声が上がり、パブリックコメントの8割が法制定に反対の意思を示し、マスコミ各紙の調査でも反対意見や慎重意見が多数であり、11月25日開催の福島市の地方公聴会は意見陳述者の全員が反対の意思を明らかにしています。特に原発事故を経験した福島県で生活する多くの県民は、情報の公開が何よりも重要であると身をもって経験しました。

よって、国会及び政府に対し、国民の生きる権利を侵す危険性を含んでいる「特定秘密保護

法案」を廃案とするよう請願いたします。

地方自治法第124条の規定により請願書を提出いたします。

平成25年12月2日であります。

意見書の提出先であります。衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、特定秘密保護法案担当大臣。

以上であります。十分な審議の上、ご採択くださるよう、よろしくお願いいたします。

○芳賀沼順一議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で請願第6号に係る紹介議員の趣旨弁明を終わります。

本日までに受理した請願2件、陳情2件は、お手元に配付しました請願・陳情委員会付託一覧表のとおり、会議規則第92条第1項の規定によって所管の常任委員会に付託いたします。



◎散会の宣告

○芳賀沼順一議長 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

次の本会議は12月11日午前10時から開議し、一般質問を行います。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時19分

平成25年第4回南会津町議会定例会 第2日

議事日程 (第2号)

平成25年12月11日(水曜日) 午前10時開議

日程第1 一般質問

- 4番 室井嘉吉 議員
- 16番 大竹幸一 議員
- 12番 湯田秀春 議員
- 9番 高野精一 議員
- 5番 室井実 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (17名)

- | | |
|--------------|-------------|
| 1番 大桃英樹 議員 | 3番 湯田良一 議員 |
| 4番 室井嘉吉 議員 | 5番 室井実 議員 |
| 6番 湯田哲 議員 | 7番 渡部優 議員 |
| 8番 楠正次 議員 | 9番 高野精一 議員 |
| 10番 山内政 議員 | 11番 渡部忠雄 議員 |
| 12番 湯田秀春 議員 | 13番 星登志一 議員 |
| 14番 阿久津梅夫 議員 | 15番 五十嵐司 議員 |
| 16番 大竹幸一 議員 | 17番 菅家幸弘 議員 |
| 18番 芳賀沼順一 議員 | |

欠席議員 (なし)

説明のための出席者

大宅宗吉 町長 渡部龍一 副町長

五十嵐 竹 則	教 育 長	芳 賀 美惠子	会 計 室 長
長 沼 芳 樹	総 合 政 策 課 長	湯 田 文 則	総 務 課 長
角 田 厚	商 工 観 光 課 長	星 不二夫	税 務 課 長
穴 戸 英 樹	住 民 生 活 課 長	舟 木 由紀子	健 康 福 祉 課 長
鈴 木 忠 男	建 設 課 長	長 沼 豊	環 境 水 道 課 長
大 竹 洋 一	農 林 課 長	星 正 信	農 業 委 員 会 事 務 局 長
原 田 稔	学 校 教 育 課 長	湯 田 順 一	生 涯 学 習 課 長
室 井 裕	館 岩 総 合 支 所 長	齊 藤 友 一	伊 南 総 合 支 所 長

事務局職員出席者

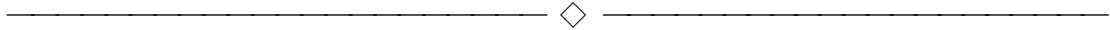
酒 井 直 伸	事 務 局 長	鈴 木 雄 蔵	事 務 局 長 補 佐
---------	---------	---------	-------------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

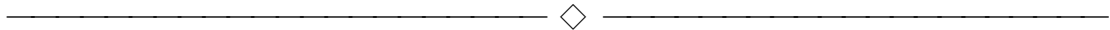
○芳賀沼順一議長 おはようございます。

これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○芳賀沼順一議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

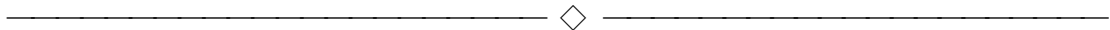


◎一般質問

○芳賀沼順一議長 日程第1、一般質問を行います。

登壇順序に従い、順番に発言を許します。

なお、本定例会における一般質問に当たりましては、会議規則第55条のただし書きの規定によって、質問の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間を60分に制限しますので、質問の趣旨は簡単、明瞭に願います。



◇ 室 井 嘉 吉 議員

○芳賀沼順一議長 4番、室井嘉吉君の登壇を許します。

4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 改めまして、おはようございます。田島小学校の6年生の皆さん、おはようございます。

議席番号4番、室井嘉吉です。

議員になりまして、10回目の登壇ではありますが、初めてトップでの質問の場に立つことになりました。

それでは、質問通告書に基づき、質問をしていきたいというふうに思います。

第1点は、高齢者対策についてであります。

平成21年3月に社団法人全国農業改良普及支援協議会が高齢者の暮らしの実態と地域農業への参加という調査を実施したそうであります。調査結果は、60歳から79歳の多くの人は健康である、仕事をする上で問題はない、さらには、趣味や楽しみができる暮らしがしたい、収入を得る仕事がしたい、こんな意向を表明しております。一方、80から85歳の人の多くは、薬を飲まないと言調子が悪いと、さらには、病院などに通っていると、このような答えをしております。

少子高齢化、こうした社会の中で、子育てや若者の定住化を求める立場からの施策の拡充や拡大の方向については、るる議論がされております。高齢化社会の進化は避けて通れない課題だろうというふうにも思います。

我が町の将来を見たとき、この高齢化問題というのは、さらなる課題になるとの思いを強くしております。

こうした点から、この調査結果は、我が町の高齢者にも通ずるものがあるとの認識で、以下の点についてお伺いをいたします。

1つは、高齢社会の中で、高齢者の働き場をどのように認識をしておりますか。

2つに、医療、介護や健康維持向上の施策のほか、どのような高齢者対策を実施しておりますか。

3つ、60歳以上の高齢者が町、集落を支える大きな力であり、健康であり続けるための施策の充実が求められると思います。県内でも、会津地方の高齢化率は上位にあります。高齢化社会を前向きに捉え、高齢者が日本一生きがいを持って暮らせる町を目標に取り組んではどうでしょうか。

4つには、働き続けることが健康維持の基本であります。行政区単位に集い、楽しく働けるような施策の検討を望みますが、どうでしょうか。

2点目は、森林組合の合併についてお伺いをいたします。

1つは、町は何が合併の障害となっているのかをどう把握しておりますか。

2つ目は、障害を取り除くため、町はどのような指導、支援を考えていますか。

この点について壇上から質問し、終わりたいというふうに思います。

以上であります。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。

議席番号4番、室井嘉吉議員のご質問にお答えをいたします。

まず最初にありますが、高齢者対策についてに関する1点目であります。

高齢化社会の中で、高齢者と働き場をどのように認識しているかとおたがしであります。現在、全国的にも少子化や生産年齢人口等の減少という人口動態的な要因により、高齢化が進んでおります。このような中にありまして、本町の高齢化率は、平成24年度末現在で35.3%となっておりますが、高齢者の中には、元気で生活されている方も大勢おられます。高齢者が長年培った知識や経験を発揮できる働き場は、生きがいづくりのためにも期待できるものと、そのように考えております。

いずれにしましても、生涯学習、生涯教育といえますか、考え方、生き方、気持ちのありよう、生きがいを感じられるような環境づくり、そして、元気に働いていただくような雰囲気づくりが大切だと考えておりますので、それらについて尽力、いろいろ努力していきたいと、そのように考えております。

次に、2点目ありますが、医療、介護や健康維持向上の施策以外、どのような対策を講じているかとおたがしであります。町といたしましては、高齢者の就労と社会的活動に参加する機会を促進させる取り組みの一環としまして、広域社団法人南会津町シルバー人材センター及び南会津町老人クラブ連合会等が円滑に事業活動できるよう、運営等について支援を行っているところであります。

今後も引き続き各種団体との連携を図りながら、高齢者が意欲的に活動できる確保の場に努めていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、3点目ありますが、高齢化社会を前向きに捉え、高齢者が日本一生きがいを持って暮らせる町を目標に取り組んではとおたがしであります。高齢化社会が進む中で、健康な高齢者の存在は、地域にとって欠かすことのできないものと考えております。今、高齢化とは言われますが、元気にいろいろな地域のボランティアだったりいろいろな活動、きのうも見守り隊の方が、田島地区の方が来られましたが、県より、青少年健全育成協議会から表彰をいただきました。これは本当に常日ごろの高齢者のボランティア活動といえますか、元気な方々社会貢献ということで認められたもので、非常に私どもとしてもうれしく感じられました。

町は、高齢になっても、生きがいを持って暮らせるよう、若い世代からさまざまな学習の場を提供するとともに、社会福祉協議会によるボランティアコーディネーターやシルバー人材センターの支援、文化祭における高齢者作品展の開催など、高齢者の生きがいづくりに努めてお

ります。若いときからその生き方、人生観といいますか、そのようなことが非常に大切だなど、そのように感じておるところであります。

また、さらに今後は高齢者だけでなく、高齢者の課題は若者対策にも通じると、そのようにも考えますので、すべての世代が日本一生きがいを持って暮らしていただけるよう、各課連携しながら、さまざまな施策を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、4点目であります。行政区単位に集い、楽しく働けるような施策の検討についてのおただしであります。各行政区が活性化し、各地区が生き生きすることが町全体の活性化につながるものと思います。

昨年度から集落応援交付金事業を創設しました。また、農地・水保全管理支払交付金事業により、地域ぐるみで農業用施設の保全管理を目指す集落への支援もしております。この農地・水保全管理支払交付金事業というのは、国の事業でありまして、国が事業費の総体の2分の1、それから県がその残りの2分の1です。ですから、全体的には4分の1、町がその全体的な4分の1を負担する補助事業であります。これらを活用して今いただいております。これらの交付金により、各行政区が自主的に創意工夫をした事業を実施しております。その中で、今まで集落とのかかわりが薄かった人も、さまざまな役割が生まれてきていると、コミュニケーションがよくとれるようになったと、そのように聞いております。

働くということは、金銭を得ることだけではありません。無償で人のために何かをし、感謝され、その働きが健康維持につながっていくものと思いますので、集落応援交付金事業の活用事例を広く紹介しながら、各行政区で薄れつつあったきずなを深めて、そして地域の人が健康で役割を持ち続けられるような事業に取り組めるよう支援してまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、森林組合の合併に関する1点目ではありますが、町は何が合併の障害となっているか把握しているかのおただしであります。去る11月13日に第2回森林組合合併推進組合長会議が開催されました。平成26年3月に合併推進協議会を設立いたしまして、平成26年11月に合併することが承認されたと伺っております。

その会議の中では、合併推進協議会設立前に、各組合の課題の抽出を行い、参事・課長会議を随時開催し、その解決策について検討するとのことでもあります。

合併に当たり障害となっている事項については幾つかあるものと、そのように思いますが、最大の課題は、田島森林組合が抱える負債問題であると。負債がありますので、それが最大の

課題かなと、そのように考えております。

次に、2点目であります。障害を取り除くため、町はどのような指導、支援を考えているかとおただしであります。合併推進協議会設立前に開催されます参事・課長会議に町も参加し、合併に向けた障害を取り除くための対策等を協議する中で、どのような支援を求められているのかを明らかにしながら、森林組合の合併に向けて支援策を検討してまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させますので、よろしくお願ひいたします。

○芳賀沼順一議長 室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 それでは、再質問をしたいというふうに思います。

高齢者の働き場の認識については、そういうことで、町の考え方がわかりました。特にこの(4)番、あるいは(3)番の日本一の高齢者のそういう町ということを中心にやってはという、この点について、若干発信力というか、そういうスローガンを発信する力という点で、若干このこととは、私が今質問したこととは事例がちょっと変わりますけれども、何点かこの間の町の具体的な事例で、反省しなくてはならないのではないかという点を私なりに考えております。

それは、1つは、保育所の年長者の無料化というのを、この25年から始まったわけけれども、片や郡山市は来年度に向かってそういう検討をしているなんていうことになって、どんどんテレビ、新聞で報道しているんですね。だから、その辺の発信力含めて、一つはどうかという点、これはありますし、あと一つは、保育所に対する医療補助の関係だって、我がほうでは、平成24年に新たな事業として展開して、それを県はもう今年度の新規事業として、我々のやっている内容、中身はどうかは別にして、保育所ですね、保育所の補助事業なんか県はやっているんですね。だから、まさに南会津町が他の町村に先駆けた施策をこの間、私が知っている限りでも、この2つの点ではやっているんですよ。

そうすると、例えば私が言う、高齢者が南会津町では日本一生きがいを持って生きている地域だよと、こういうことを目指すという点なんかも、私はあえて言ったのは、そういうような発信力をいかに強化していくのか、こういう点。というのは、これは(4)の部分とも該当してくるんですが、町の施策立案というのが、ややもすると、縦型での立案に余りにもなっていないのかなという、実は思いを持っています。

議会初日に文教厚生委員の研修の結果発表が文教委員長からあったように、私もあのとき、

長崎県の、これは西海市、社会福祉法人ふるさとのルネサンス事業というものを聞きをして、実は目からうろこが落ちたというか、そういう感じを受けたんです。このルネサンス事業というのは道半ばであります。しかし、社会福祉法人が営利事業もできるというところに着目をして、遊休農地解消、地元の雇用対策、地場食品の商品開発をして販売するという、ここの展望を持って事業をやっているんですね。そしたら、うちの町でいくとしても、健康福祉課、農林課、商工観光課、その上には総合政策課長ね、総合政策課がどんと座る。いわゆる4課共感の事業を社会福祉法人がやっているんですよ。だから、私はこの事業そのものよりも、そういう施策を立案するこの総合力というのかな、そのことにやはり目からうろこが落ちたという思いで来ました。

そういう点で、若干脱線しましたけれども、そういうような広報力というのか、そういうことをあえて私は聞きたいという意味で、この日本一ということをあえてここでやってみたくてすけれども、その辺の意味合いのところは、十分ひとつ認識をしていただきたいなと、こんなふうに思いますが、どうでしょう。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えいたします。

確かに私もこれまで町政を担わせていただきました。そういう中で、町のやっている事業がわからないと言われることがよくありました。去年、おととしからですか、各行政連絡員の方々、区長さんの方々には、町の事業のリストアップしたものを資料としてお配りしておりましたが、確かに一般の方々といいますか、町民の方々へのアピール力はまだまだ弱いなど、そういう実感をしております。

そうした中で、各担当ばかりではなくて、その連携した発信の仕方といいますか、町としてのいろいろ関連づけた事業としての発信の仕方、あるいは広報の仕方、それは本当にまだまだこれからしっかり改善していかなければならないと、そのように考えております。

そうした中にありまして、確かにその事業を実施される人は、それはわかるんですが、全体的にこういう事業があるよという、そこまでのご理解がいただけない状況、これはどのようにしたらいいかということ、しっかりそれは現実として捉えて、そして町として皆さんに、せっかくやる事業ですから、活用していただけるような、そのような対応は町としての大きな役割だと思っていますので。メニューだけそろえて、何も利用できないような状況になるのは、これはもうしないと同じですから、その点しっかり反省を踏まえて、これからそれは非常に大切なことだと思いますので、風評被害もそうですが、観光産業に対してのそういう全国的にア

ピールする力もそうですが、そのようなことも踏まえて、全体的に考え直して、しっかり皆さんに理解していただけるようなやり方を考えていきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 そういう宣伝広報の分野はそういう点で、今後に期待をしたいというふうに思います。

それで、私はあえて高齢化対策というか、高齢化社会というか、こういう点であえて問題提起したのは、その施策立案という観点から担当部署の職員研修というものも極めて私は重要でないのかなというように思います。

例えば日本一の高齢者が住みいい町をつくるんだということになれば、先ほど来、ルネサンス事業との連動で言った、そういうような関係課の人たちが、今はこういう情報化社会の時代でありますから、すぐれた実例を持っている市町村だとか、そういうのはいっぱいあるというか、結構それはあるんですね。だから、そういうところに行って、規定の研修だけでなく、施策の立案能力を高めるというか、応用力を高めるというか、やはり町の中だけを見ていると、やはりそこからの発想というのがなかなか広がっていかないというように思いますので、そういうような人づくりというのか、研修計画というのか、そういうことになんかについても、ぜひ私はやっていただきたいなというように思うんですが、いかがでしょう。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

今のいろいろな課題に対応する対応力、これは本当に常日ごろの努力だと思いますし、勉強だと思います。そうした中にありまして、今、職員の皆さんと話をしているのは、今の課題、これを知るためには、やはり現場を知ることだということで、ぜひ自分たちといいますか、町内に出ていく、あるいはそういう場面に積極的に出てほしいと言っていますし、そして、自分でまずそれを考えるということでありまして、職員の提案制度を設けてありますし、そうした中で、幾つか職員からも提案をいただいているところであります。そうした中で、いろいろ皆さんで協議した中で、町独自の事業、主なものを挙げれば、森のエネルギー創出事業、こういうものもあったり、集落応援交付金もそうです。そうした中でいろいろ職員にも、一人一人が考える、そして町にどれだけのことができるかと、そのようなこと常日ごろの職員としての基本的な考え方だと私は思いますので、改めて言うまでもないわけではありますが、そういうことを常日ごろの職員の心構えとしてやっていく、それをいつも肝に銘じながらやると。そうした中で職員が研修、そういうことがまたいろいろなことで勉強できると、そういう機会を町とし

でも、私としてもしっかり設けていきたい、そして積極的な職員の人材育成に当たっていきたくいと、そのように考えています。

○芳賀沼順一議長 室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 町長の思いもわかります。私が言うのは、当然、町民とのそのような実態を含めたそういう実践の中で自分をきたえると、こういうことも当然これは必要であるし、重要な課題であるということは十分認識できます。だから、あわせて、他の地域のところも見るというのも、本当にいい勉強だというふうに思うんですね。だから、それは何でもかんでもなくて、いろいろ予算の関係もこれはございましょうから、ぜひそういう点を含めた研修というようなことも、今後ご検討されたらいかがですかと、こういう点で私は申し上げておりますので、ぜひその辺はどうなんでしょう。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 答えいたします。

研修制度につきましては、ご存じのように、自治研修センター等々中心にやってございますが、それ以外にも、町のほうで民間でのさまざまな団体、会社等の研修の案内が届いております。その中で、町のほうとしては取捨選択をしながら、議員おただしのような、いわゆる政策的な企画立案の研修にも参加してございまして、今後も引き続き行政の中で役に立つ、そういうものについては、継続して職員を研修のほうに派遣してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○芳賀沼順一議長 室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 具体的にそのような研修をやっているとすれば、節々の中でこういう研修をやっているんだよと、こういうような情報も私らにいただければありがたいというふうに思ひますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

そこで、高齢者の対策ということで、私なりに考えたのは、いずれにしたって、我が町、この高齢者問題、高齢社会問題というのは、これからますます重要性というかな、その課題というか、それは増してくるんだというふうに思うんですね。そして、その中で先ほど来、町長のほうから答弁があったように、いろいろなことをやっています、それは。それは医療サイド、介護サイド、あるいは健康体操だ、あるいはシルバーだ、こうだあだということで、メニューはやはり盛りだくさんあるんだろうというふうに思ひますね。だけれども、そういうような医療関係以外で、シルバーだとか健康体操だとかいろいろやっている中で、そのかわりの率というか、なかなかその実態を把握しろというのも難しいと思ひただけだけれども、どれくらいの

人たちがそういう場にかかわりを持っているんだかということについて、何か統計的なものがありますか。

○芳賀沼順一議長 健康福祉課長。

○舟木由紀子健康福祉課長 お答えをいたします。

健康福祉課でかかわっている部分といたしましては、先ほど議員がお話ししたシルバー人材センター、老人クラブの活動に対しまして、町としての支援をしているわけなんです、シルバー人材につきましては、平成15年に法人ということで始めて以来、さまざまな分野で活動していただいているところですが、平成22年には164名の会員、会員登録をして、その方たちが各住民の方からのオーダーにこたえて派遣されて仕事についていらっしゃるわけなんです、22年には164名、それが23年に135名、24年度末には114名と、登録者数が減っております。当然、年ごとに加入をされる方、脱退をされる方ということで、脱退をされる方が最近ふえていらっしゃるという現実がございます。

法人シルバー人材という組織の中では、国からも町からも補助をいただいて運営をされているところなんです、南会津町のシルバー人材においては、Cランクという設定の中で、会員登録が100名以上で、かつ利用件数が年間5,000件以上をクリアしないと、国の補助が打ち切られるというような状況でございます。

ですので、先ほどお話ししたとおり、24年度末で114名というようなことですので、シルバー人材に当たって、町としてもそういう啓蒙だったり広報活動の支援を町のお知らせや月2回の集落への配布等の機会も支援として考えているところです。

また、老人会におかれましては、町として連合会、それから単位老人クラブが44団体ございます、今。その中で、町としての補助を、支援をしているところですが、さまざまな活動をされております。当然、健康に関するグラウンドゴルフだったりとか、そういう健康事業を含め、また、各地域におきましては、老人会が率先しまして草刈り等地域の環境整備に積極的にかかわっていただいたり、冬囲いだったり、かつ単組、単位老人クラブにおかれましても、健康の取り組みだったり、そういうことでやってございますので、人員的にはちょっと、総人員としては2,214名のところ、単位老人クラブの登録が町としてはございます。

そのような状況でございます。

○芳賀沼順一議長 室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 だから、私がお聞きしたのは、そういう団体でそういう実態というものもわかるんですけども、高齢者総体の中で、それは今、町がメニューとして提案している施

策にかかわってくるなんていう人は、およそ1割とか、1割までいないとか、そういうデータは恐らくとってはいないと思うんだな。だから、その辺どうなんですか、かかわりぐあいからすれば、何ぼもいないとか、いやいやそんなことないよと、半分以上はかかわって、いろいろみんなかかわってきもらっていますよとか、その辺、雰囲気的で結構ですから、どのような把握をしていますかということをお聞きしたんです。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 私からお答えさせていただきます。

勘です。今の高齢者の人はみんな、非常に大変な状況の人もちろんおられますけれども、もっと元気な人が結構多いんですね。実際に、この地元ばかりではなくて、他のほうにもいろいろ出かけられたりしていろいろ活動されている方もいらっしゃいます。先ほど、課長のほうからグラウンドゴルフの話もありましたけれども、これだって、東北大会とか、そういうところまで行かれる人も、この町内にもおられます。ですから、いろいろな活動をされている、物すごく幅が広い。これだと特定できない。今、課長のほうは主なことを申し上げましたが、そういう中でそれぞれの自分の思い思いの活動をされている元気な高齢者の方が町内にいっぱいいるということでもありますので、そしてまた、この事業の中には上がってきませんが、町でいろいろ支援したり、あるいは地域で直売所だったりそういうのを経営している中で、その生産者となったり、趣味を生かした、いろいろなものづくりだったり、あとは芸術といいますか、文化といいますか、そのようなことでも、いろいろな年間の展覧会に集中している方もいらっしゃいます。ですから、本当に広範囲な活動をされているのが実態であります。

ですから、町では主なことを実施しますが、すべて網羅することはできませんので、もしも町が支援できるような、必要だと判断されたことに関しては、町としてもいろいろ相談させていただいて、その点では支援できるものは支援していつているつもりでありますし、支援していきたいと思います。

そういうことで、高齢者の方々、本当に元気な活発な方、活動されている方が多いです。そのようなことで、皆さんと状況を判断しながら町の対策を考えていく必要があるなど、そのように今感じています。

○芳賀沼順一議長 商工観光課長。

○角田 厚商工観光課長 ただいま町長のほうから直売所等のかかわりのご答弁をされましたけれども、参考までに、データといたしまして、道の駅たじまのあそこの物産の供給者の割合を見てみますと、町内185名の方がいらっしゃいますが、71%が60歳以上の方が出されている

と。あるいは、農家民泊を実施をされている件数が111件ございます。この中で、やはり60歳以上の割合は80%というようなことで、もう一つ、まちの駅もございますが、町なかに。この食材を出されている方も、やはり80%ということで、こういった関連産業の部分については、かなりの割合の方が60歳以上の方がかかわられているということがございますので、ご報告を申し上げます。

○芳賀沼順一議長 室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 そういふことでのかかわり、それは数字的にあるんだろふというふうには思いますが、やはり二極化しているのではないのかなというふうには思っていますね。活発にやる人はやっている、やらない人は一切みたくない。だから問題は、積極的にやっている人は、それはいいですよ、何をやったって。それは自由に出て歩いてわいわい、何でも積極的だから。だから、そうでない分野の人をどうそっちのほうに持っていくかという、このところがやはり私は必要でないのかなと。そのためには、いろいろな新たな施策というのかな、そういうものやはり考える必要があるのではないのかなというところで、4番の部分で実は質問をしたところなんです。だけれども、とても私の頭では、こんなことをやったらいいのではないかという案はなかなか浮かびませんでした。だから、皆さんの知恵をかりて、そういうような二極化していて、ややもすれば、一步を踏み出させないでいる人たちのことを参加をさせるような、何かそういった施策なんていうものもあってしかるべきだし、それをやっていかなかったから、これからやはり町としても大変になるのではないのかなというふうな思いからこういう質問をしたところなんです。

そういう意味で、研修もということを私は言っているんです。だから、本当にみんなで和気あいあいとして何かやっているみたいな、そういうところがどこかにないのかなんていうことで考えてもみましたが、なかなかやはり私には、こうしたらいいのではないかという案はありません。だからあえて皆さんにお聞きをするという立場でこの質問をしたところなんですけれども、そんなにいい案はないと思いますが、ぜひそんな立場で研修の部分を含めて、ぜひ受けとめていただければ、私としての今回質問した意義は十分あったらというふうには思いますので、その辺のところについて再度、町長のほうがいいですね、お聞きをしたいと思えます。

○芳賀沼順一議長 副町長。

○渡部龍一副町長 私のほうからお答えをさせていただきます。

議員の問題提起にございましたとおり、日本全体の課題といえますか、少子高齢化に伴う人

口減少ということが大きな、大前提の課題であろうというふうに認識しております。そういった中で、本町の直近の行政の視点にいきましても、どちらかと言えば、高齢者対策を重くするのか、あるいは若者、きょうも田島小学校の子供たちが来ておりますが、そういった子供たち、これからこの町を支えていただくほうに重点を置いた施策を展開しようというので、流れ的に来たことも事実でございます。ただ、議員が今、問題提起されましたとおり、人口のバランス、階層からいきますと、どうしても65歳以上の比率が、町長答弁にございましたとおり、本町が35%ということで、それは徐々に高くなっていくことも、これもまた事実の話でございます。

そういった意味で、日本全体の年金制度も、間もなく65歳にならないと年金支給にならないというような、そういったことも確実にございますので、そういった意味で、高齢者の雇用の法律のほうも、高齢者雇用安定法ということで、希望するのであれば、60歳だから解雇ということにならずに、労働者が希望すれば、雇用主の責任として働く場を与えると、そういった責務も世の中の構造として今、生まれている現状でございますので、本日、問題提起を受けた件に関して、本町にとって今後新たな行政課題といたしますか、行政施策が具体的にどういうふうにしたらいいのかということは、るる検討させていただきまして対応してまいりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○芳賀沼順一議長 室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 いずれにしても、私の身の回りにいる高齢者なんかを見ていけば、腰が曲がっても、足が曲がっても、やはり元気で畑に出ている人というのは、本当に丈夫でいますから、これはやはり人間、働くということの尊さというか、そのことというのが、年を幾つ重ねたって必要なことだというふうに思いますので、ぜひ今の答弁を受けて、この項目については終わりたいというふうに思います。

次に、森林組合の合併問題ですね。

私もそんなことがわからなかったんだけど、今の森林組合の状態だと、例えば今、林業分野でも、機械化だ、機械の大型化だと、こういう問題があるわけですね。そうすると、何か規模が小さくて、そういうやつの補助対象にならないんだということも実はお聞きをしてみました。だから、私もそんなことがあるのかなというふうに、そんなことはないと思っていたんですけども、何か実態とすれば、規模が小さいゆえに、そういうような補助事業の補助対象にもならないというようなこともあるんだというようなことをお聞きをして、本当にこれは林業で今後含めて雇用の場等、位置づけをして取り組んでいくんだとすれば、やはりこの合併問題というのは、避けて通れない課題だというふうに私自身も実は再認識をしたところであり

ます。

そういった意味で、障害の部分というのは、そう認識の違いはないというふうに思いますので、問題は支援のところですね、支援のところ。町が積極的に障害の分野をこうして支援をしていきますよということを書いて先行して主導していくという、今のスタンスではないですよ。あくまでも後に引いて森林組合のほうから合併に当たってどういう問題をやって、この分野は町としてこうやってもらいたい、ああやってもらいたいという、それを受けて支援をしていくというんですか。だからその辺、ちょっと前に出て検討して支援をしていくということは、これはできないんですか、どうなんですか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

言葉で説明すると、引けたような感じに取られるのかもしれませんが、決してそういうことではなくて、課題は私は本当に負債だと思います。田島森林組合が本当にその負債を返す気があるのかなのか、そこも大事だと思うんですよ。ですから、皆さんもそうでしょうけれども、一緒になるときに、赤字があるところと、自分のところは黒字だと。じゃ、相殺するために一緒になりましょうなんていうことは、まずほとんどないですよ。だから、そのまづ根本的な部分をどう解決するのか、その意気込み、それをどうさせるのかというのが、今私どもが田島森林組合と話し合っていることでありますし、今度の合併協議会の中でも問題になっているのはその部分です。ですから、そういうことに対して、しっかり努力、あるいはそういうことが意欲が感じられたり、そのようなことをとにかくやってほしいというようなことは随時申し上げているところであります。その計画どおり何とかいくように、町としてはある意味では、そういう面で積極的な指導といいますか、また支援が本当に必要な部分に関しては支援は必要だと、そのようにしていかなければならないのかなと、このようには思っています。

ですから、決して腰が引けているとか消極的だとかではなくて、本当に考え方ですかね、あと、実態の対応の仕方、その部分をこの1年間をかけて、そしてしっかり合併できるように町は指導していきたいと、そのように考えています。

○芳賀沼順一議長 室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 ということは、率直にお聞きしますが、一定の問題点について、町としてこの部分はこうだ、一定の課題に対して町の支援策も含めて森林組合の皆さんに課題として預けて詰めてもらっているという、こんな状況なんですか、具体的に。どうなんですか、そ

れは。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

今現在、事務担当者レベルで課題を洗い出しをしております、私のほうでその課題を洗い出ししてくださいというようなことをお願いしまして、今現在どういうものが合併にネックになっているのかをよく洗い出しをして、その中で町に協力をするものについて上げていただいて、それで町で判断して支援するものをしていきたいと思いますというようなことを考えているところでございます。

○芳賀沼順一議長 室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 森林組合独自で克服して、その支障になっている部分を克服して解決でき得るという認識でいるのか、そこを含めた支援をしていかないと、なかなか難しいのではないかという認識でいるのか、どっちなんですか。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

今現在大きな課題となっているものについては、今、町長が言ったように負債の関係です。具体的に田島森林組合の負債が平成21年度については3,200万ほどの赤字だったんですが、22が1,500万円で、23年が900万、それで24年度が800万円までに圧縮はしてきたんですが、これも伊南と館岩の森林組合についても、田島森林組合の赤字の負債の圧縮状況をよく見計らって合併を進めたいと考えていますので、町としてはなるべく田島森林組合のほうに事業量のほうを国・県の補助を申し込みながら、事業の支援はしていきたいと思っておりますが、その中で圧縮する方法については、これは田島森林組合の独自の経営ですので、こういったことを含めながら、事業量の増加ですか、こういうもの町としては支援していきたいというふうを考えております。

以上です。

○芳賀沼順一議長 室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 そうすると、事業的に支援していけば、今のペースでいくと、負債がなくなるのはいつごろと見込んでいるの。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

21年度から今言った圧縮状況を見ますと、あと二、三年は赤字解消になるまではかかるのか

などと思いますが、ただ、24年が800万ですので、合併が26年11月に目標をとっているみたいですので、それに向けて田島森林組合のほうでは圧縮するように努力したいと。町のほうでもそれについてなるべく支援していきたい。それに伴いまして、今現在、森のエネルギー創出事業で森林組合が1万円で購入したものについて、町が7,400円の支援をし、それが地域振興券として町に出回っていますが、それについても森林組合が集めた材料を会津発電所ですか、そちらのほうに販売したり、また、地元の製材者、大工さんがその材料を使いたいというようなことでさばいていますので、大分そういったことも含めて圧縮に努力されているのかなというふうに理解しております。

以上です。

○芳賀沼順一議長 室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 町の思いはわかりました。この林業を雇用の場と位置づけをして、町の一つの活性化の事業ということできちっと位置づけをしたときに、あと2年、3年後に合併をさせるのがいいのか、その障害を一日も早く取り下げて、もっと前に合併を実現させたほうがいいのかというのが、これはまさに町の雇用政策だとか、そういうものとかと私は連動してくるものだというように思うんですね。本当に町が林業を、ここの地場産業の一つだと認識して考えていったときに、ちゃんと働く人の労働条件なんかも合併の森林組合の中できちっとさせていくということをやらせれば、これは新規学卒者を就職させるという、こういう道だっって私は開けてくるんだと思うんですね。今みたいにどこからか中途採用みたいな、こういうような採用だけでなく、新卒者を、やがて働く人たちも雇用できるみたいなね。文字どおり、我が町が求める林業政策というのは、そうあるべきだと俺は思うの。だから、そういうところに足を踏み出すことが2年、3年かかると言えば、2年、3年おくれるということですから。だから、その辺のところも十分踏まえていただいて、本当に支援策ということについて、それは森林組合の事情もあるでしょうから、十分、これは早急に合併ができ得るような支援策を求めて、私の質問は終わりたいというふうに思います。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 私からお答えさせていただきます。

町は何もやらないというわけではないんですよ。今、課長が答弁しましたように、伊南だっって館岩だっって同じというか、そのような考え方の中でやっているんです。それで実際に1,500万負債になったときに、減ったときに、私もいろいろ話をして、今も話はしていますが、本当に負債をゼロにする努力、これをどういうふうに見せるのか、実績として。それで、実際に

1,500万から900万まで減らしたわけですよ。そしたら今度は100万ぐらいにしかならないと。事業量は決して減っていないですよ。何でそういうふうには減速するのかと、そこですよ。

ですから、本当に合併するにしても、何にしても、自分たちが努力して、そして一緒になりたいと、一緒にやらなければだめだと、そういうような気持ちにならないと、仮に合併しても、またずるずると、大きな流れの組織の中でわからなくなってしまうと、それでは困りますと。ですから、気持ちを一つにすることも大事ですし、そういうこと。合併するだけに意義があると私は思っていないので、ですから、そういうことで職員の意識と、それから役割をしっかりと認識してもらった中での合併を推進していきたい、私は進めていきたい。そうした中で、決断すべきときは、それはきちんと決断すべきだと私は思っています。

ですから、予定どおりやると、できると、そのような見込みは3組合が持っていますので、その意識をもっと強めていきたいと、そのように考えております。

○芳賀沼順一議長 以上で4番、室井嘉吉君の一般質問を終わります。



◇ 大 竹 幸 一 議 員

○芳賀沼順一議長 次に、16番、大竹幸一君の登壇を許します。

16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 少し緊張がほぐれた中で質問いたします。

まず最初の質問であります、1つ目は労務単価の引き上げと公契約条例の制定について質問いたします。

平成25年4月より公共事業に適用する設計労務単価が51職種につきまして、全国平均で16.1%引き上がりました。これに伴いまして、当議会でも契約の変更に伴う臨時議会が行われたりしましたけれども、この設計労務単価の引き上げにつきまして、さらに国土交通省などのホームページを見たり、いろいろ調べてみますと、次のことがわかったわけであります。

1つ目は、今回の引き上げには社会保険に未加入の労働者が適正に加入できるように法定福利費の本人負担分相当額が含まれていると。2つ目は、設計労務単価というのは、労働者に支払われる賃金でありまして、所定労働時間8時間当たりの単価であって、時間外、あるいは休日、深夜労働などの割増し賃金は含まれていないと。さらに3つ目は、建設労働者の雇用に伴いまして、事業者に必要な経費、例えば法定福利費の事業者負担額とか労務管理費、あるいは

安全管理費、宿泊費等などにつきましては、以前から別に積算されておりましたけれども、公表されなかったために、今回から別に表示して公表されたとなっております。また、ある研究者の話によれば、事業者に必要な経費というのが公表されなかったために、それは労働者の設計労務単価の中に入っているんだというような説明があつて、労働者に支払われる賃金がさらに引き下がっていたということもあったそうであります。ですから、今回はそういうことがないように別々に表示されたそうであります。

そうしたことを踏まえて、次の質問を行います。町では設計労務単価が労働者に適正に支払われるようにアンケートを行ったと聞きますけれども、引き上がった労務単価が適正になっていたのかどうか、その結果を伺いたいと思います。また、社会保険への加入促進についてはどうであったのか、さらには、そのほかどのようなアンケート項目を調査したのか、それを伺いたいと思います。

2つ目は、自治体が発注した公共工事などに従事する労働者に支払われるべき最低賃金額を規定して、それを実行させると、あるいは労働者が報われるような公正労働の実現を図るために、平成21年に野田市が全国で初めてつくった公契約条例というものがありまして、これはその後、川崎市とか多摩市、相模原市、国分寺市、渋谷区などで、そういう自治体で先行してつくられているようではありますが、こうしたものを本町でも策定したらどうか伺うものであります。

3つ目は、建設業退職金共済につきましては、かつては40年ほど勤務した方については、1,000万円ほどの退職金がもらえたと。今では500万減っているようではありますが、労働者の手帳に事業者負担の証紙代が、証紙を張りまして、その証紙代が現在では310円ありますが、そうしたものが法定福利費に含まれていると、そういう仕組みでありますけれども、この制度が労働者に適用されているかどうか調査していると聞きますが、その結果、現在どういう加入状況になっているか伺いたいと思います。

次の質問は、ごみの分別による売上金の還元についてという質問でありまして、最近、町民の方から寄せられた意見でありますと、よくいろいろな場でごみの分別の話になるそうですが、特にプラスチックのプラごみであります。あれをきちんと洗って資源ごみにしている方もいれば、余り洗わないで燃えるごみにしている方もいると。そうすると、きちんとやっている方からやはり不満が出るわけでありまして。そういう中で、この数年前にごみの分別収集が強化された際に、資源ごみについては、高く売れた場合は町民に還元もあり得るといった話があつたということではありますが、これはお金なのかサービスなのかちょっとわかりませんけれ

ども、そういう説明があったわけでありましたが、その後どうなっているのか伺いたいと思います。また、それが黒字で実際に還元がなくても、その収支状況はどうなっているのか、これをやはり町民に知らせるべきではないかと、こういう声がありますが、どう対応するか伺うものであります。

3つ目は、国民健康保険について伺いますが、ことしの8月21日に社会保障制度改革推進法というものにに基づく法制上の措置というものが閣議決定されまして、国民健康保険制度が、現在は地方自治体、市町村単位でありますけれども、これが都道府県単位になるだろうと、それが平成29年までに行われることが方向づけられたということになっておりますが、この制度が県内一本になれば、保険料の県内統一化が行われるわけでありまして、そうすると、南会津のように保険料が比較的低いところでは、この保険料が上がるのではないかと、こういう心配があるため反対すべきと思うが、どう対応するか伺うものでありますし、また、この県内統一化が現在どういう状況で進んでいるのかについても、あわせて伺いたいと思います。

さらに、2つ目としましては、平成22年の資料として、南会津町の女の方が87.1歳で、平均寿命が県内で1位となったと。また、男は79.4歳で5番目でありますけれども、こうした健康になったわけでありましたが、これは関係者の努力によってすぐれた取り組みが行われているというふうに思いますが、こうした独自の施策への予算が減るなど、悪い影響はないのかというふうに思いますが、こうしたことについても、現在どのように進んでいるのか伺いたいと思います。

3つ目は、当面の町民からの要望として、国民健康保険税が7月から2月まで8期に分けられて徴収されておりますけれども、1カ月当たりの負担を減らすために、例えば10期にするなどの改善を図れないかと、こういう要望がありますので、これについてどう対応されるか伺うものであります。もちろんその場合には、仮徴収とか精算という事務が発生すると思っておりますけれども、納税者の声を優先できないのかどうか伺いたいと思います。

次に、4つ目でありまして、老人ホームについて伺います。

社会福祉法人桜寿会による特別養護老人ホームにつきましては、来年の8月31日に工事が完了するということが一般行政報告がなされておりますけれども、その点についてどう把握しているか伺いたいと思います。

職員募集の時期と職種、人数についてであります。これについては、実はきのう、文教厚生委員会の中でも担当から説明がありまして、介護職員が28人、看護師1人、機能訓練指導員が1人、生活指導員が1人で31人の募集という話がありました。なお、全体では55人が要る

そうでありまして、その差の14人については、施設長とか医師とかのようではありますが、一番身近な必要な食事関係ですね、給食関係、そういった人の募集はないのかどうか、あるいは、宿直関係というか、そういった毎日本当に必要で、朝早くから夜遅くまで対応が必要な部分での募集はないのかどうか、その辺の把握状況についても伺いたいと思います。

それからあと、開所の時期については、この工事が8月31日で終わるわけではありますが、9月1日なのか、9月の中旬ころなのか10月なのか、その辺についても伺いたいと思います。当然、これは当初は来年の4月からのオープンでありましたので、非常にこれはおくれておまして、大変私もいろいろ心配しております。

3つ目は、新規学卒者の場合につきましては、4月から開所までの給料ですね、こうしたものはどうなっていくのか。当然、途中からほかからやめてくる人の場合などは雇用保険などがあるでしょうけれども、全く新規学卒者の場合などは収入がないという状態が続くのではないかと思うわけでありまして。

4つ目としましては、今回の募集については、久々の大きな雇用の拡大ということになりますので、やはり町としても全面的に応援してほしいと思うわけでありまして、その中で新規職員の不利にならないように、町としてどのような支援をしていくのか伺いたいと思います。

以上で壇上からは終わります、あとは再質問席から質問いたします。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 16番、大竹幸一議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、労務単価の引き上げと公契約条例の制定に関するおただしの1点目ではありますが、事業者へのアンケート調査の結果、引き上がった労務単価が労働者へどう支払われていたか、また、社会保険への加入促進についてはどうであったか、さらには、そのほかにどのようなアンケートを行ったかについてのおただしであります。町では建設業協会等を通じまして、町内の主な会社32社にアンケートを依頼いたしました。労務単価が賃金に反映されているのかにつきましては、32社のうち20社が賃金のアップを行ってございました。なお、社会保険への加入促進につきましては、今回のアンケートの項目にはありませんでしたが、指導機関であります社会保険事務所や労働基準監督署にお願いをしているところであります。

さらに、その他のアンケート内容につきましては、賃金アップ以外に、反映された内容や労務単価の改正が賃金に反映されなかった理由などについて調査を行ったところであります。

次に、2点目ではありますが、自治体が発注した公共事業等に従事する労働者に支払われるべき最低賃金額を規定し公正労働の実現を図るため、平成21年に野田市が全国で初めてつくった

公契約条例を本町でも策定してはどうかのおたただしであります。この条例の制定に当たっての最大の目的は、企業が低価格契約による利益減少分を人件費削減に転嫁することを防止することであると、そのように考えております。公共事業の入札におきましても、過度の価格競争から労働条件の悪化、公共工事の品質悪化等の影響を及ぼすおそれがあることから、このような懸念事項を防止するために、町では最低制限価格制度を導入し、ダンピング受注の排除を行っております。

町といたしましても、労働者に一定水準の賃金が支払われることは、労働者の生活の資質向上の面でも大変重要であると、そのように認識しておりますが、公契約条例の制定は、現状を注視し、調査研究を行ってまいりたいと、そのように考えております。

次に、3点目であります。建設業退職金共済について、制度が労働者へ適用されているか調査していると聞かれますが、どういう加入状況かのおたただしであります。本制度は、国がつくった退職金制度で、建設業者と独立行政法人勤労者退職金共済機構が退職金共済契約を結びまして、建設現場で働く労働者が建設業界を退職したときに、当機構が直接労働者に退職金を支払うという制度であります。工事を受注した建設業者は、労働者に対し証紙を購入して共済手帳に張りつけることとなりますが、証紙購入時の掛け金収納書は、工事契約時に発注者に提出することになります。そのため、町では掛け金収納書を契約時、または共済手帳を竣工検査時に確認しております。したがって、町の工事を受注している建設業者においては、すべての会社がこの退職金共済に加入しております。

次に、ごみの分別による売上金の還元に関する1点目であります。資源ごみが高く売れた場合の町民への還元に関するおたただしであります。資源ごみ、いわゆる紙パックや段ボールといった有価物及びガラス瓶やペットボトルといった分別基準適合物は、品目や数量、引き渡す際の品質などにより、販売価格や再商品化の委託単価が異なっております。毎年、品目ごとに単価契約を締結しまして、再生業者に引き渡しております。

再生業者に引き渡すまでには、資源ごみの収集運搬費や収集後の手選別による人件費など、売上金に比較して大きな経費を要している状況でもあります。町民への直接の還元はされておりませんが、しかしながら、資源ごみの分別回収は、一般ごみの減量化やリサイクル率の向上にもつながりますので、その売上金により、衛生組合のそれぞれの自治体からの負担金、この軽減が図られています。ですから、負担金の中での軽減で相殺されているということでもありますので、ご理解をお願いしたいと思います。確かに、町民の方々には、自分たちが協力したものに対してどのくらい効果が上がっているのかなど、どのくらいの金額かなど、そのような、

確かに見えない部分もありますので、これについては、しっかり対応する必要があるだろうと考えておりますので、いずれかの方法で、できる限り皆さんにわかりやすい発表といえますか、広報の仕方、周知の仕方を工夫していきたいと、そのように考えております。

次に、2点目であります。収支状況を公表すべきではとのおただしであります。今申し上げましたが、売上金は南会津地方環境衛生組合の予算で適正に処理されているものであります。ごみ分別の収支状況やごみ処理全般の実態を町民に理解していただくことによりまして、ごみの減量化やリサイクル率の向上が期待できると、そのように思っています。これはぜひ公表していきたいと思っておりますし、公表することによって、本当にごみはできるだけ少なくしたいなど、リサイクル活用は大切だなど、そのような町民の方、地域の方々の意識の向上を図ってまいりたいと、そのように考えております。組合とも協議をしっかりと進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、国民健康保険に関する1点目であります。国保制度の都道府県化についてのおただしであります。高齢化の進展、高度な医療の普及等により、毎年医療費が増大している中で、国保事業の財政安定運営を確保しつつ、受益と負担の均衡がとれた持続可能な制度の確立を図るため、国民健康保険を平成29年度に市町村から都道府県に移行するプログラムが閣議決定を受け、平成25年11月19日に衆議院本会議で持続可能な社会制度の確立を図るための改革の推進に関する法律が可決され、参議院に送付されました。国保運営が市町村から県への移行については、全国知事会、全国市長会、全国町村会においても、低所得者に対する保険料軽減措置を講じた上で、消費税の増税分を財源とした国庫負担割合の引き上げなど、財政基盤強化を図り、地域の実情に応じた国保の運営のあり方などの構造的な問題の解決を推進することで了承しております。

保険料につきましては、今後、被保険者等の調査や各種資産等をもとに、新たな保険者となる福島県と県内構成市町村及び福島県国民健康保険団体連合会で検討、協議を重ねながら決めていくこととなります。現在のところ、協議の開催は未定であります。また、福島県国民健康保険団体連合会では、詳細について検討、充実させるため、企画準備推進室を11月1日から設置して対応することとなりました。保険料の決定までまだ時間があることから、協議内容の途中経過、また進捗状況を今後示してまいりたいと考えております。

次に、2点目であります。独自の施策への予算の影響についてのおただしであります。女性の平均寿命が先ほど申されましたように、県内1位に我が町内の女性の方がなったということは、これまでの長い間、健康診断だったり、あるいは保健指導等、それぞれのまたいろいろ

ろな食生活、生活改善等、実を結んだ成果であるものと、そのように認識しております。

国保運営が市町村から県に移行しても、独自の施策の予算が減るなど、悪い影響はないものと考えておりますし、また、その影響がないように町としてもしっかりと実情を踏まえた中で対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、3点目ではありますが、現在、8期に設定されている国保税の納期を、納税者の負担軽減のため10期にするなど、改善できないかとのおたただしではありますが、国保税の納期は、合併前の旧町村によって、納期が10期であったり、仮算定を行っている町村があったり、4町村すべて方式が異なっておりましたが、それぞれのメリット、デメリットを総合的に判断し、現在の方式としたものであります。町民の負担が極力集中しないよう、全税目の納期のバランスや事務の効率化等を考慮したものであります。納税困難な方に対しましては、納付の相談等、細やかな対応をしてまいりますので、現行のとおりということでご理解をお願いしたいと思います。

次に、老人ホームに関する1点目ではありますが、職員募集の時期と職種、人数はとのおたただしではありますが、社会福祉法人桜寿会では、平成26年1月15日より、介護職員28名、看護師1名、機能訓練指導員1名、生活相談員1名の募集を開始し、年明けには桜寿会のホームページへの掲載、ハローワークに対する求人票の作成が予定されております。なお、町ではこの情報を12月11日ですから、きょうですね、きょう発行の広報「みなみあいづ」に掲載し、町民の皆さんにお知らせをしました。

次に、2点目ではありますが、開所の時期についてのおたただしではありますが、桜寿会では、平成26年4月開所を目標に事業を進めてまいりましたが、法人認可のおくれや入札の不調などから、建築工事に係る工期を延長して、平成26年8月31日を工事完了とする契約を締結したところであります。そのため、今後の工事の進捗状況にもよりますが、現在のところ、平成26年9月中の開所を見込んでおります。予定どおり、日時どおり、しっかり進捗できるよう、要請と支援をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、4点目ではありますが、職員の不利にならないよう、町としてどのような支援をするかとのおたただしではありますが……

○芳賀沼順一議長 3番。

○大宅宗吉町長 失礼しました。3点目が抜けました。

3点目であります。新規学卒者の場合、4月から開所までの給料はどうなるのかとのおたただしではありますが、桜寿会の職員採用計画は、新規学卒者についても、平成26年8月からの採用

予定としていることから、給料の支払いは8月からの支給となります。

次に、4点目であります。職員の不利にならないよう、町としてどのような支援をするかとおたがひでございますが、新規学卒者の場合、採用までの4カ月間は収入がないこととなりますので、町としては町内介護施設等の求人情報を収集し、求職者を紹介するなど、就労についても支援したいと考えております。また、国の求職者支援訓練による介護職員初任者基礎研修が来年5月9日から8月8日まで町内において実施される予定であります。この研修は、ハローワークに求職の申し込みをしている方や就職が決まらないまま学校を卒業した方などが支援の対象者となりまして、さらに一定の要件を満たせば、訓練期間中、月10万円の職業訓練受講給付金が支給される制度です。

町では、この事業を広報紙などで町民の皆さんにお知らせするとともに、研修会場や講師の手配等の支援をしながら、受講者の確保に努めてまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 健康福祉課長。

○舟木由紀子健康福祉課長 先ほど議員より、調理員等、給食員等の質問がされたところなんですけど、その件についてお答えをいたします。

桜寿会といたしましては、今回の職員の中に栄養士は1名採用するということになっておりますが、給食員、調理員については採用の予定をしておりません。これは、つまり外部委託ということで実施をするという形態をとるということでございます。全体で7名程度、委託業務の中で雇用されるということでございますが、うち4名程度を地元から、南会津から雇用したいという桜寿会の意向がございまして。

宿直員の方についてでございますが、こちら、24時間の対応の施設でございますので、通常の職員の中での対応を考えているということでございます。

以上です。

○芳賀沼順一議長 大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 じゃ、何点か再質問いたします。

まず最初に、労務単価の件なんですけど、労務単価の件で、32社についてアンケートをされた。その結果、20社についてアップがあったという話でありますけど、ちょっと聞き漏らしもあったかもしれませんが、回答があったのは20社なのか、回答があった中で20社はアップした

けれども、残り12社はアップしなかったのか、その辺どういうふうに解釈したらいいのか、ちょっと伺います。

○芳賀沼順一議長 建設課長。

○鈴木忠男建設課長 お答えいたします。

今回のアンケートにつきましては、提出が100%と。アンケートが出なかった会社につきましては、聞き取り調査をして100%に持っていったという中身でございますので、32社のうち20社がアップしているという状況でございます。

○芳賀沼順一議長 大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 そうすると、12社についてはアップしなかったということなんですが、それについては、なかなか町としても言いにくいことはあると思うんですが、今後どう対応していくのか、伺います。

○芳賀沼順一議長 建設課長。

○鈴木忠男建設課長 そのいいえと、アップしていませんよというお答えをした中にも、そういった項目のアンケートをしてございまして、今後どうするんだというアンケート内容がございます。その中に17社のうち4社が今後アップをしていきたいという捉え方をしております。それから、アップをしない理由というような項目もございますが、その中の主なものを申し上げますと、建設事業の先行きが不透明なことがあるのでアップをしないという会社もございました。それから、年度末で利益の確保が見込まれれば、一時金で対応したいという会社もございます。それからもう一つは、収入の大半が民間の仕事をしていますので、今回の公的な賃金のアップには影響がされない会社があるということでアップは考えていないという会社もございます。こういった内容でございます。

○芳賀沼順一議長 大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 それでは、実態はわかりました。

そこで次は、公契約条例についてなんですが、それについては、今後状況を注視して調査していくというような話がありました。それと並行してやってもらいたいと思うのが、この賃金というのは、基本的には労働者と使用者の契約と申しますか、それが基本なわけですね。ただ、その場合には、労働者側で労務単価が上がったとわからないと、これは話にならないわけですから、やはりその辺、事業者に対してはいろいろな、厚生労働省とかいろいろなところから情報が行っていると思うんですが、なかなかそれが労働者に行かないということもありますので、その辺、町として情報提供をしたらどうかと思うんですね。

この前、議会だよりでは一部労務単価が上がったということについて広報しましたがけれども、何かそれ以外の広報、広報「みなみあいづ」を使うとか、何かによって労働者に情報が入る、そういう支援ですね、それをしたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○芳賀沼順一議長 建設課長。

○鈴木忠男建設課長 お答えいたします。

議員おただしのとおり、会社内部ではある程度のそういった賃金アップについては把握してございますが、本当に現場で働く方々がそういった内容をまだ知らない方がいるということでございますので、私どもたまに現場に行った際に、こういうことを知っていますかということをお聞きする場合もございます。知らなかったという方も中にはいますので、今、議員からご指摘のあったように、何らかの機会で、そういった作業員の方々に伝わるような広報という一つの手もありますが、そういった内容を今後検討していきたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○芳賀沼順一議長 大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 次の建設業退職金共済につきましては、すべて加入しているということで安心しましたがけれども、これも、やはり事業所としては加入しているんだけど、そこから先の労働者に対して、一人一人までのチェックがなかなかいっていないと思うんですね。もちろん、町としても工事を発注した場合に、その事業所でその現場に従事した人の手帳はチェックすると思うんですが、違う現場の工事ですね、そこについてはチェックができないという話を聞きましたので、全部の労働者についてのチェックがされていない場合があると思うんですね。私も、前に、10年以上前の話になりますが、やはりそういうことを、全然そういう制度があるのを知らなかったという話を聞いたことがありますので、やはりこれについても、労働者に対して周知することが必要なので、ぜひ先ほどの労務単価とあわせて周知するような方法を考えてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○芳賀沼順一議長 建設課長。

○鈴木忠男建設課長 お答えいたします。

この退職金制度につきましては、収入証紙を購入するという、受注した場合、購入していただくようになりますが、その着工届と一緒にその印紙を購入した領収書を添付するというのが今、着工届にそれを義務づけているという形になってございます。それで、工事完了の時点で、その印紙を手帳に張ってあるかどうか、その確認をさせていただきます。

ただ、議員がおただしのとおり、作業員全員がそのものに入っているかということになりま

すと、その発注した工事にかかわった方だけの手帳しか拝見しませんので、すべて会社の職員が入っているかというところまでのチェックは行き届いていないというのが現状でございます。

そういったことにつきましても、先ほどと同じような、何らかの機会の中で説明をしていかななくてはならないと思いますし、広報に努めていきたいと思っています。それから、年間で何回かその業者さんの方々の会合もございますので、そういった場所を通じながら、指導なり広報なりに努めていきたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 私のほうからもお答えさせていただきます。

私のほうで契約を担当している課ということで、今ほど建設課長がご答弁申し上げましたように、先ほどの労務単価の関係につきましても、なかなか末端の従業員まで情報が行っていないという現状もございますので、こちらの件とあわせて、今後建設課と協議しながら、十分に周知されるよう努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 もう一度、公契約条例のところにもちょっと戻りますが、公契約条例によって、労務単価ばかりでなくて、こうした建設業退職金共済制度とか、あるいは社会保険も含めて、いろいろそういうことをきちんとやっていないと、公契約条例の中で契約をやめませよと、仕事を一たんは発注したんだけど、きちんとやっていないので終わりにしますよということも、そういう力もあるというんですね。ですから、個々のいろいろな仕組みを詰めていくことももちろん大事なんですけど、そういうものを集約したところの公契約条例というふうになるそうなので、ぜひこれについても、今後研究して、早急にやってもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

野田市の例をとりますと、この件に関しては、市のほうで報告を求めたり立入検査をすることができるといふ条例の案文になっていまして、当然それを守らない場合は、いわゆる契約の解除とか指名の停止等という、そういう罰則規定までございます。なかなか野田市については、条例そのものが大変厳しい状況になっておりまして、全国的にもこの公契約を導入しているのが7つくらいだと思うんですが、なかなか導入されないものについては、幾つか、最賃法の絡みとか、あるいは業者の経営を圧迫するというようなこともいろいろあると聞いておりますので、その辺は建設課と共同で調査研究をしながら今後検討してまいりたいというふうに考えて

おりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 次は、ごみの分別の問題なんです、これについては、今後収支状況について、いろいろな形で公表していきたいということでありましたので、了解いたしましたが、できるだけ早くやってほしいと思っております。

それから、国民健康保険の都道府県化については、進行している状況ですけれども、これは保険料については保険税ですね、これについては素人で考えても、やはり県内一本化になれば、低いところは上がるというのは、これはもうわかりますので、情報収集を急いで、そして反対していくといたしますか、上がらないように何らかの手を打っていく必要があると思うんですけれども、現在、先ほどの話の中で、余り説明がなされていないのかな、今まで何回くらい国とどうか、県のほうからこの都道府県化については話があったんでしょうか。

○芳賀沼順一議長 住民生活課長。

○宍戸英樹住民生活課長 答えいたします。

国民健康保険の各都道府県を保険者とするということに関しましては、先ほど町長が答弁しましたとおり、その道筋を示すプログラム法案がまだ可決されたばかりで、都道府県に移すことについて、じゃ、具体的に市町村の意見はどうだということについては、まだ1回も会議は開催されておられませんし、今後、先ほど答弁にもありましたように、国保の運営協議会連合会のほうが現在研究会を立ち上げておりますので、その進捗状況によって、各市町村のほうにも意見を求めるといったことが出てくるのかなというふうに予想しております。

○芳賀沼順一議長 大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 1度も話し合いがないので、これはちょっと困った話ですけれども、これは国保に明るい方というか、いろいろな研究者の方は、税金が上がるだろうという心配をしております。そうでなくても、いろいろ、年金なんかは下がっている状況ですので、そういう中でますます暮らしにくくなりますから、会議があった場合には、これは反対を言ってもらいたいと思います。

次は、独自のあれについては影響ないという話でしたけれども、これはまだ話がないということで、ちょっとやむを得ませんけれども、ただ、悪い影響があることは十分に推察されますので、これについても、今後しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それからあと、8期から10期ですね、これにやることについては、現行どおりという話でしたが、私はこの前、9月議会のときには、あれは固定資産でしたか、固定資産税の端数を1期

目に持ってこないで、平準化してほしいという話でありましたけれども、今回は国民健康保険税についてなんですが、この前は収入の低い人の話だったんですが、今回は比較的収入が多くて税金の高い人の話なんです。ですから、やはり高い人からも低い人からも、もっと平準化してほしいと、1カ月当たりの負担が大変だという声がありますので、特に合併前は10期のところもあったということでもありますので、これは10期にも可能だなと今思いましたが、ぜひ国保の滞納が多い状況もありますから、支払いやすく検討してほしいんですね。現行のとおりなんて簡単に言わないで、今後十分に検討してほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

○芳賀沼順一議長 税務課長。

○星 不二夫税務課長 お答えします。

町長答弁にもありましたとおり、平成8年に合併した時点で、旧4町村それぞれすべて賦課方式が違っておりました。旧館岩村が10期ということで6月から3月までの10期、それから、仮算定を実施していたのが旧南郷村、ここは5月、6月が仮算定ということで、8月に本算定をして、それ以降、8、9、11、1、6期ではあったんですけども、南郷村では5月、6月仮算定ということで、一たん納付書を出して、それで本算定後、改めて本算定の納付書を出すという形をとっておりまして、伊南村につきましては、7月本算定一発ということで、伊南村は6期でございました。それで、現行の南会津町のやり方とほぼイコールが旧田島町ということで、合併前の4町村は本当にすべて違ったやり方を実施しておりました。

確かに館岩村時代に6月に、これは6月に仮算定ではなくて、6月に住民税が確定して、あわせて国保税も一遍に本算定をやって。そうしますと、税条例改正があると、6月議会で議決を受けないと1期目が出させないと、かなり綱渡りというようなことで、当時の事務担当者のほうにも、どういった形で進めていたのかを確認しました。そういったメリット、デメリットを十分合併時点の担当者が協議の上で現在のスタイルにならざるを得なかった。その協議の中で、確かに議員ご指摘のように、期数が多ければ多いほど、1回の金額が下がるというのは、当然我々職員側も理解はしておりましたが、それに伴う事務の部分、それから仮算定をもしやった場合に、今申し上げましたとおり、仮算定の納付書が出て、さらに本算定での納付書が出るというようなことで、納付者側の混乱も招くおそれがあるという部分、そういったことも判断の上で現在のスタイルにならざるを得なかったのかなと思う。

さらに、今、住民課長のほうから出ましたとおり、今回の閣議決定により、ここ数年の間に制度改正が予想される。そうしますと、この時期に納付方法の制度改正をすると、数年間の中にまだ、住民課長からもありましたとおり、どんな形になるかも見えない制度が改正があるわ

けですよね。その前に納付方法の改正をしてしまうと、ここ数年の間に何度も納付時期なり、それが変わるということは、逆に言えば、納税者側の負担がふえてしまうのかな、混乱を招きやすくなってしまうのかなということもありますので、今後の国の制度の改正の中身を見きわめた上で、あわせて中で対応を検討させていただくということでご理解いただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 それについては、じゃ、そういう厳しい状況ですので了解いたしました。

次に、老人ホームのことなんですが、ちょっとすみませんが、先ほど担当課長からあった答弁、ちょっともう一回すみませんが、お願いします。

○芳賀沼順一議長 健康福祉課長。

○舟木由紀子健康福祉課長 答えをいたします。

先ほどの調理の業務に関して、まずでございますが、栄養士は1名、桜寿会で採用を予定しておりましたが、調理員の雇用は予定としてありません。つまり、外部団体へ委託するという手法をとるということでございます。全体でその外部団体委託の人数でございますが、7名程度を予定しております、うち4名を地元から雇用したいということでございます。

また、宿直業務につきましては、24時間の対応施設ということでございますので、特段、宿直業務の職員を特別として雇うという計画ではございません。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 そうすると、地元から募集があるのは、今度広報に載ってくる31人のほか、外部調理員が、外部委託になるけれども、その外部委託になったところが4人ほど地元から調理員をとるということですね。そうすると、栄養士は桜寿会のほうで連れてくるということで、地元はないということですね。そうすると、合計で地元からは35人になるのかな、という解釈ですね。

それはわかりましたが、町の支援といいますか、その中でちょっと私、考えたんですが、8月まで職員は採用されないの、新規学卒者の場合の例ですけれども、4、5、6、7については収入がないわけですね。しかし、職業訓練があると、介護職員初任者基礎研修というのがあるという話がありました。ただ、これを見ますと、これが5月から8月まであるそうなんですけれども、それについて、職業訓練給付金というのが10万というのが当てはまる場合があると、

当てはまらない場合もあるということ聞きましたけれども、当てはまらない場合については大変厳しいと思うんですね。しかも、当てはまらない場合について、訓練を受ける場合に、愛宕館でやるわけですね。そうすると、全然収入のない人であっても、交通費がかかるわけですね。ですから、例えば交通費の一部とか、そういうものを何か支援するとか、何か対策がないのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○芳賀沼順一議長 健康福祉課長。

○舟木由紀子健康福祉課長 議員からのおただしにありました通勤手当という、研修自体は無料でございます。当然、無料でございます。通勤手当というお話が今されたところですが、現段階においては、そこまでは考えてはございませんでした。なかなかさまざまな業種の方、いろいろな、介護保険の業種に係る方以外であっても、いろいろな業種において、そこは同じであろうかと思う気持ちがございますので、ここだけ特出しをして通勤手当をそこにあげるのかというの、またどうなのかということがございますので、さまざまな観点から考えてまいりたいと思っております。

○芳賀沼順一議長 大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 あともう一つは、もう一つの支援ということなんですが、今言った介護職員の初任者研修についてなんですが、それがハローワークでやる場合においても、定員は15人なんですね。一方、桜寿会で募集する介護職員は28人ですね。ですから、15人がそれを訓練受けた場合に、13人はあぶれてしまうわけですね。ですから、やはり定員をハローワークに交渉してもっとふやすとか、何かそういうような支援ですね、その辺も、それは何人応募するかによって変わってきますけれども、その辺についても今からちょっと検討できないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○芳賀沼順一議長 健康福祉課長。

○舟木由紀子健康福祉課長 お答えをいたします。

25年度、現在なんですが、緊急雇用対策の事業の中で、現在も南会津会の施設、田島ホームで合計で6名、それから伊南ホームで1名の方が今、研修をしているところでございますので、そういった方も含めると、そこに7名の方が当然入ってこられるのかなと、次期に向けて、今、勉強をされている方でございます。ですので、それ以外の部分につきましては、15名プラス5名等の増員ができるかどうか、これはあくまでハローワークの事業でございますので、それについて要望して対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○芳賀沼順一議長 大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 さらに、今度の、きょう発行の広報「みなみあいづ」の中で、職業訓練情報とか桜寿会の募集ですね、これについて記載してあるというふうになっておりますが、この中でお問い合わせ先については、社会福祉法人桜寿会で、電話番号が書いてありますが、これは当然郡山の電話番号なんでしょうけれども、今度、工事が始まる、きのうあそこを通ったら工事が始まっていたので、こちらの現地事務所というのかな、地元にあったほうが親しみやすいわけですが、あくまで郡山に電話でやって願書か何かもらうのかな、これは。郡山の電話1本しかないんですが、何か身近に感じる方法はないのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○芳賀沼順一議長 商工観光課長。

○角田 厚商工観光課長 雇用対策係でかかわっている部分もございますのでお答えをさせていただきたいと思いますが、今回の広報とは別に、この後、また町内各戸配布に特出しで求職者支援の訓練のチラシを予定しております。これはハローワーク南会津と協議をさせていただくということで、現実的な問い合わせ先は、そこではハローワーク南会津ということで、この地域の中で対応できるというような広報を予定しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 以上で質問を終わりますが、先ほども言いましたように、今回の募集については、久々の大きな募集でありますので、1人でも多くの人がこの南会津町に残ってほしいという観点から、私らも町のほうも一緒になってその確保に頑張っていきたいと思いを質問を終わります。

○芳賀沼順一議長 以上で16番、大竹幸一君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。昼食休憩とします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分



◇ 湯 田 秀 春 議 員

○芳賀沼順一議長 休憩前に引き会議を開き、一般質問を行います。

12番、湯田秀春君の登壇を許します。

12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 12番、湯田秀春。ただいまから一般質問を行いたいと思います。

今回は大きく3点でございます。

1つは、次期町長選への対応はということで、来年4月29日には任期満了に伴う町長選挙を迎えます。去る11月23日の新聞報道によりますと、再選を目指して立候補する意思を固め、今定例議会で正式に表明すると掲載されておりました。

そこで、まず町長の意思を確認したいと。

それから、2つ目としては、1期目がだんだん終わるということで、統括の意味で、公約したのも含めて、できたものと、それから、なかなかやり遂げることができなかった、そういったものは何かを問いたいと思います。

3つ目、再出馬に当たり、特に何をしたいのか、その政策を伺いたいと、こんなふうに思います。

2番目、集落応援交付金の増額をと。

去る11月5日に開催されました南会津地域力創造プラットフォーム設立記念講演会で、その第2部ですね、集落応援交付金の取り組み、事例についての各区長のプレゼン、これは大変好評でございました。また、私たち議会が過般行われました田島地区の区長会との意見交換会、それとか幾つかの議会報告会でも、この何でも使えるという集落応援交付金というのは大変ありがたいというような評価を受けまして、できれば増額してほしいというような声が多くありました。地区によって使い道はいろいろあると思いますけれども、地区の活性化につながるようであれば、私としては集落応援交付金の増額も検討されてはどうかと、こんなふうに思います。特に、大きな集落などは、ぜひとももっと増額してほしいというような声があったような気がします。

それから、今定例議会に提案されております景観条例がございましてけれども、この景観条例に沿った形で、町内はごみ集積所が非常に少ない、そういった対策にうまく使えるようにされてはどうかと。そのために増額と。直接は難しいということはわかっておりますので、区長のほうから経路でやれば、対応可能かなと、こんなふうに思っていますので、お願いしたいと思います。

3つ目、円形交差点の導入をと。日本では余りなじみがないと思いますけれども、信号機がない円形交差点、ラウンドアバウトの関心が高まりつつあります。円形の交差点、ラウンドアバウトは、イギリスが1960年代に本格導入して、90年代以降は欧米で急速に普及しております。私も昨年の秋、10月にイギリスに行って現地を見てまいりました。ロンドンとかいう大都会はちょっと無理ですけども、少し離れた地方では、ほとんどの交差点はこの円形の交差点でございました。我が町ならほとんどの交差点、できるのではないかなと、こんなふうに思って帰ってまいりました。

そして、日本ではちょっと無理かななんて思っていたら、何とことしの6月、道路交通法の改正があって、そこに環状交差点という名前でもって、この日本もいよいよ普及のほうに動き出したと。今回の道路交通法は、皆さんもおわかりのように、自転車の通行と、ここのところとこの環状交差点、これが大きな改正であったように思います。

それで、日本ではないだろうと私は思っていたら、既に茨城、長野、愛知の3県ではもう導入していたと。特に長野県ですか、飯田市、須坂市、こういったところでは道路交通法改正前からやっているし、それから軽井沢でもあったというような話も聞いております。今後、岩手、静岡、滋賀で整備する予定となっているということで、今後全国的にこういった円形交差点でふえていくのかなと、こんなふうに思います。

福島県でも導入を検討しているとのことから、私としては、田島の永田地区に県下で第1号の交差点、そのラウンドアバウトを導入されてはどうかと。永田のどこかといいますと、中荒井から永井橋を渡って永田に入る道と、それからびわのかげ保育所のほうからずっと行って藤生のほうに抜ける、ちょうどそのメモリアルたいこうさんがあるんですけども、その交差点です。そこは非常に危険だなと前から私は思っておりました。というのは、過去にあそこに大きな事故がございました。たまたま私はそのとき事故担当で対応したものですから、いわゆる両方とも減速しないでだーんとぶつかったんですね。そういう大きな事故があったものですから、やはりあそこはちょっと危険だなと、こんなふうに思っていますので、そこに、今ですと周りに余り建物がございませんので、そこに県下で第1号をやってはどうかと、名乗り出てほしいなと、こんなふうに思います。

そして、このメリットは、この交差点というのは、どこから来ても一たん停止しなくてはなんです。真っ直ぐ行くことはできないですから、真ん中に障害物がありますから、ですから大きな事故が減少すると、これはもう間違いないです。

それから、②としては、今、我々は赤信号ですと、急いでいるときはちょっといらいらする

場合もあるんですけども、信号そのものがないですから、そういうことはない。それから、当たり前ですけども、信号機があれば、電気料がかかったりなんなりするわけですから、そういうコストはかからない。これから、やはり電気料、エネルギーを余り使わない、そういう社会を目指していかなければならないのかなど。ちなみに、福島県ではこの信号機に支払う電気料というのは6億9,000万だそうです。これは全国からしたら、大変な数だと思うんです。

私たちの町も信号機がいっぱいあるんですけども、後から聞いてはみたいと思うんですけども、真夜中、誰も通らないところをぴかぴかしている。ですから、ああいうのは無駄なんで、エネルギーの生産を起こすほうも大事かもしれませんけれども、やはりできるだけ無駄なエネルギーをなくすという、そういう社会を目指していかなければならないのではないかなど、こんなふうに思います。

以上、壇上では終わりたいと思います。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 12番、湯田秀春議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、次期町長選への対応に関する1点目ですが、意思を確認したいとのおただしであります。平成22年4月の町長選挙におきまして、町民の方々のご支持をいただき町長に就任以来、公平、公正、誠実、思いやりをモットーに町政を担当してまいりました。以来、3年8カ月の間、東日本大震災、そしてまた、福島第一原子力発電所、東日本大震災に伴う発電所の放射能漏えい事故が発生しました。そのようないろいろな事故や災害がありましたし、また、その翌年には爆弾低気圧により我が町にも大変な被害が発生しました。その中でも、今もっておさまらない原発事故の対応、これに伴う風評被害、第三セクターの経営改善、雇用対策や少子高齢化など、地域課題に多くの方々との対話や集会、各種事業などを通してさまざまなご意見や情報など、何よりも絶大な心からのご支援、ご理解、そしてご協力をいただきながら、皆様の思いにこたえるべく、日々一刻、精いっぱいできる限りの力で努めてまいりました。心から感謝申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

来年の4月の町長選挙に当たってでございますが、私の信念をしっかりと胸に刻みまして、この間の経験を生かし、町民の方々の幸せと将来の活力あふれる南会津町創造のために、微力ではありますが、粉骨砕身、できる限りの力を傾注してしっかり覚悟してまいりたいと考えております。

再び町民の方々のご支持、ご支援を賜りたく、町政を担わせていただきたいと、そのように

決意をいたしましたので、どうぞよろしくお願ひいたします。

先日は、新聞報道で私の表明ということでありましたが、意思を固めたということでありましたが、正式にはきょう初めて表明するということでもありますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、2点目であります。

任期中、公約したものを含め、できたものとやり遂げることができなかったものは何かのおただしであります。公約の具体的項目としました小中学生の医療費無料化、それから町長給与の減額、それから町長専用車の車両の件につきまして、皆様方のご協力によりまして、就任早々に実施することができました。また、高齢者支援医療施設の増設で雇用を創出ということで、このことにつきましては、新設、特別養護老人ホームの来年度の9月以降の開設が決定しておりますし、地場産業や企業との連携で、雇用促進についても、がんばる企業・人材育成事業やIT企業の進出、協定、調印、それから大型ホームセンターの進出決定、あるいは緊急雇用創出基金事業などにより、一定程度の成果は上がってきているものと、そのように考えております。

さらに、町政の基本的取り組みとしました町内各地の特性を生かしたまちづくり、住民参加体制を推進し、特徴を伸ばしますにつきましては、これはまさに集落応援交付金事業を核とした各種地域進行事業の展開を図ってまいりました。これは、地域の活力がなくなる中で、どうして活力がなくなっていくのか、どうしたら元気を出していただけるのか、地域の意識の改革とみずからの考えで行動する地域、そういう地域を目指したいということで実施した事業であります。多くの地域からこの意を酌んでいただきまして、実行していただいていると、そのように考えております。

教育、歴史、文化、伝統を守るまちづくり、先人が築いたものを継承し、大切にします。このことに関しましては、少子化時代に対応した教育環境の整備充実のため、学校統合や学校施設の耐震化に努めるとともに、祇園祭、屋台歌舞伎の保存、伝承や前沢地区の伝統的建造物群保存地区指定とその後の整備、良好な景観形成などに力を注いでまいりました。

少子高齢化社会を安心して暮らせるまちづくり、子育て、医療、介護支援策を充実します。このことにつきましては、健康福祉課に子育て支援係を新設し、5歳児の保育料無料化や子育て支援センターの設置、妊婦の健康診査費用や不妊・不育治療費の助成を行うとともに、高齢者見守り支援事業の強化や介護予防事業にも努めてまいりました。

農林・商工関係組織が協働するまちづくり、各種団体の強い連携、体制をつくります。この

ことにつきましては、トマト、アスパラガス、花卉などの重点振興作物の栽培支援や森のエネルギー創出プロジェクトのスタート、さらにプレミアム商品券の継続的な発行などにより、総合的な中で地域活性化を取り組んでまいりました。

その他申し上げたいこともありますけれども、以上を申し上げましたように、私が公約とした点の主なもののみ申し上げましたが、公約もの以外のものについても、まずは行財政改革の推進などにより、財政健全化の道筋をつけてまいりました。私なりに町政のさまざまな分野での大きな実績を上げることができたという思いを今、持っております。

次に、やり遂げられなかったというよりも、具体的な成果までに至るに、もう少し継続して取り組む必要があるのではないかなど、不可欠なものがあるのではないかなどとして、その中には少子高齢化対策の有効的な事業の展開、地域産業、観光の振興ですね、やはり風評被害等あります。東日本大震災、新潟・福島豪雨災害を教訓とした危機管理能力の高い災害に強いまちづくり、教育旅行の減少を初めとした観光業などの風評被害の払拭、これは今もって続いております。引き続きしっかりやっていかなければならないと考えております。それから、原子力に依存しない安全・安心な自然再生エネルギーの推進、私たちの90%以上ある森林の活用、まさに時期到来と、そのように考えておりますので、そのようなことが上げられるかなと思えます。

いずれにしましても、今後将来維持できる力強い南会津、持続できる力強い南会津町の創造に頑張りたいと考えております。

次に、3点目、出馬に当たり、特に何をしたいのか、その政策を伺いたいとおたがひですが、先ほど申し上げました少子高齢化対策を初め、継続して取り組むことが不可欠とした事業をさらに推進してまいるとともに、人口減少に歯どめをかける施策、U・Iターンしやすいまちづくり、集落の地域力強化と支援体制の充実、農林業による循環型社会づくり、先ほど申し上げましたが、活力ある地域づくり、森林を軸とした観光であったり環境整備であったり、そのような事業を進めてまいりたい。次世代の地域を担う人材育成、防災の拠点となる役場新庁舎建設事業、平成27年度に求められるスキー場、観光施設の最終判断など、主要な政策として展開してまいりたいと考えております。

いずれにしましても、行政運営は総合的にバランスのとれた施策を持続させることが不可欠でございますので、幸いにして再び信任を得られますれば、新たな政策展開も企画しながら、ふるさと南会津町の限りのない発展のために、体力、気力、力の限り尽くして、この一身をささげてまいりたいと、そのように考えております。町の発展、地域の発展、安全・安心には特に

この南会津町にとって大切だと、そのように考えております。

私どもは災害を経験しました。そして、道路の大切さ、これも実感しておりました。そうした中で、最近機運が盛り上がっております県道黒磯田島線の開通です。トンネル化をぜひ実現して、そして南会津町の文明開化を求めたい。観光の表玄関として地域活性化を推進し、南会津の自然環境を大切に、有効に活用を図っていききたい、そのように考えておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、集落応援交付金の増額に関する1点目ではありますが、集落応援交付金を増額してはどうかのおただしであります、今年度11月実施の行政連絡員、区長さんへのアンケート調査では、約7割の集落が事業内容、交付金額とも、今年度と同程度でいいのではないかなど、そのような希望がありました。したがひまして、基本的には同じ内容で実施したいと考えておりますが、地域力の向上等につながる先進的な事業に対しましては、特別加算など増額についても検討してもどうかと、そのような考えに今、至っております。

次に、2点目ではありますが、ごみ集積所対策への増額についてのおただしであります、集落応援交付金は、使い道を限定せずに交付し、その活用は集落の実情に応じて自由に決めていただけることができますので、単なるごみ集積所対策を事業メニューとすることには、そのようなことには考えておりません。ただし、ごみ集積所の対策とあわせて、ごみの減量化につながるかと、あるいは先進的な取り組みをされるのであれば、特別加算、そのようなことも考えてもいいのではないかなど、そのように考えております。

また、このごみ集積所に関しましては、集落と申しますか、その近辺の方々の理解も必要だと思ひますので、やはり地域の方々との話し合ひも十分必要なかなど。それは、もしもこの中でいろいろ判断されるのであれば、やはりその地域の方々の自主的な活動の中で判断されてやられるのは、町としては大変結構なことをござひます。なお、今まで3つの集落が応援交付金を活用してごみ集積所を整備しておるといふことでもありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、円形交差点の導入についてのおただしであります、福島県内では導入していないため、先ごろ、福島市松山町内でその模擬交差点を設置して、県警、道路管理者の国・県、自治体関係者が参加し、実証実験を実施したといふことでもあります。検証実験では、信号待ちが長くなる変則交差点などで有効であることや円形で速度が出しにくいいため、導入交差点では大事故が減ったといふ報告も寄せられているといふことでもあります。また、信号機がないため、災害時にも交差点機能が維持できるほか、信号待ちの際の温室効果排気ガスの減量、削減ができ

る、さらに信号機の年間維持費や死亡事故も抑制できるなど、成果が確認されたということです。

一方、直径が小さいと、大型バスなどがカーブがきつくなって曲がれないとか、混雑時は合流のタイミングが難しくなるとか、さらにはさばける交通量に限りがあったり、最大の許容交通量は1時間当たり約900台とか、これ以上になると渋滞が発生するなどと、私も新聞報道で見ました。設置には通常の交差点よりも広い用地が必要というような課題もあるようでございます。

そのようなことを含めまして提案いただきました永井橋付近の交差点のことではありますが、これから安全な交差点、それから経費等いろいろな総合的な判断をされると思いますし、その改善もされると思います。町としても、県のほうとしっかり協議した中で、町としてできること、そういうことは検討をまたしながら今後の対応を考えていきたいと思います。車線の幅、交通量、除雪などの検討、それから関係機関との整合性を図りながらしっかり検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 正式に表明ということで、1番目はわかりました。

それから、2番目は、できたものとやり遂げることのできなかった、それについても今ほど町長のほうから話があったので、大体わかりました。

いろいろあったから、総体的に、こういうのもおかしいのかもしれないけれども、町長、自分で自分に町長として点数を評価するとすれば、何点くらいになるか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えさせていただきます。

自分に点数を今までつけたことがないので、感覚的な申し上げ方をしますと、最初の公約に限りましては、ほぼできたのかなと、先ほど申し上げましたとおり、思っています。しかし、いろいろ直面する中、そして先ほども申し上げましたが、私が就任させていただきましてから、その翌年になりますけれども、3月にああいふ東日本大震災、原発事故とありました。そして、豪雨災害とありました。こうした中で自分が一番感じたのは、本当に危機管理、常日ごろの危機管理をどうしたらといいますか、果たしてどうだったのかなと、それは思います。そうした中で、何を一番思ったかと言えば、やはり今現在、その被害に遭ったり、その災害に遭ってい

る、直面している、そこの場の最大の問題点、課題は何か。それをすぐ対応することがそのときの一番大切な役割だと、それをこの2つの災害といいますか、そういう中で自分の気持ちの中で強く思ったことでありまして、その対応の仕方、いろいろなやり方があったと思いますが、当面、反省しなければならない点も当然あるわけでありまして、そのときは躊躇しないように、私も含めて、職員も含めて、それぞれの現場にいる立場のその連携をしっかりとした中で、お互いの責任、その自覚をやること、そういう危機管理の組織としての体制づくりも非常に大切だと、そのように感じた次第であります。

ですから、町政そのものは私一人でやるわけではありませぬし、これは本当に職員、あるいは地域のいろいろな役員の方々、そして地域のリーダーシップをとっていただける方々との連携であると、そのように考えておりますので、その点の連携をしっかりと密にして、そして意思の疎通を図りながら、もっともっとやっていきたいと、そのような思いで今います。

○芳賀沼順一議長 湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 それでは、言われればちょっと何て答えるのかなんて、ちょっと意地悪い質問したんですが、私は思うんですけれども、特に第三セクターでマックアースと共立メンテナンスとかって、私はあれは公募しても、これは私の感じなんですけれども、多分手が挙がらないのではないかなんて思っていたんですけれども、それがあったというのは、私としてはすごく、それは何でかという、もう廃止したよとか何かって勧告されて、そして我々もそう思って、多分誰も手を挙げないのかなと思ったのが、やはり公募してみたら挙がった、そしてそれが決まったというのは、私としてはすごく驚いているんですね。だから、それは私は一人そう思っているのかもしれないけれども、町長としてはそのときどう思いましたか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

確かに、この第三セクターの今行っている事業、リゾート構想の中で始まったとき、スキー場だったり宿泊施設だったり、そのような事業そのものは、確かにこれからの地域の活性化ということでは、非常に大切な事業であったし、それだけの需要もあった。ですから、ちょっと辛く言えば、努力してもしなくても、そういうもので収益を上げることができた。しかし、状況が変わってまいりましたし、それが長く続いてきて、短期間でなかったということで、第三セクターであるがゆえに、なかなか改善ができなかったと、こういうこともあるかと思えます。方向転換はなかなか難しいと。民間であるならば、その方向転換はある程度経営者といえますか、委ねられる、そして任せられる部分もあるわけでありまして、第三セクターの一番の

難しさはそこかなと。そういう中で、私としては、スキー場にしても、それぞれの事業、まだまだやりようがあるのではないかなと。それでだめになって切り捨てるというような考え方は当初からなかったです。ただ、どういうふうにしたらいいのかというのは、いろいろな方法があったかと思いますが、そうした中で経営の改善だったり、あるいは見方の、検討の仕方とか、あるいは新しい力をそこに入れるということ、そういう意味では、第三セクターの指定管理公募ということは、一つの方法であったろうと思いますし、私も今できることはそれがいいのかなと思いました。そういう中で判断させていただきましたし、これから2年間、その様子を見ながら、町としてもしっかりそれも検証し、どのようにしたらいいのかということを常に考えながら、地域の人たちの力をいただきながら、そういうようなことで改善を図ってまいりたいと、そのように考えた結果がそうでありました。また、今回提案いたしております指定管理につきましても、そういう、この半年間だったり、今までの蓄積の中での判断をして、皆様にまたいろいろ判断をおおぐことになるわけでありましたが、そういうことを一つ一つ検証して、地域の力を、そして第三セクターの改善をしていきたいと、そのように考えております。

○芳賀沼順一議長 湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 結局、この第三セクターに対しては、歴代の首長、合併する前からみんな本当にこれは頭を痛めていたと思うんですよね。それが私はある程度、完全とまでは言わない、あと2年あるから指定管理という形で残っているんでしょうけれども、一歩解決にほうこうにずっと前進したのかなと。大変私としては評価しているわけですがけれども、ちょうど町長にこんなことを言うのも、運もあったのかなという感じがするのね。ちょうどこのうちら方がやる前に、例えば箕輪だとか猪苗代あたりがマックアースが来て、うちのほうも来るのかなと、ずっと頭を横切ったことは間違いないです。それで、経済の状況も、株価と同じように、一たん下がって、少しアベノミクスのせいなのか僕はちょっとわかりませんが、そういう状況に来ていると。そういうときに公募をやって、手を挙げてもらって決まったと。そういう意味では、すごくつきもあったのかなんていう感じもしております。

もう一つ、つきという面では、豪雨災害があったり、いわゆる内川、大変な状況でした、私から見ても。あの災害のときに、結局、内川の人たちが避難して、さらにもう一回避難した。その後だだだっと来た。あれもやはり考えてみれば、すごいことだなと。

やはり町長は、私はさっきのは点数と言ったんだけれども、100点なんて言えはうまくなかなんて言うかと思ったけれども、やはりある程度のつきも少しあったのではないかなと思って、さっきはちょっと意地悪い質問をしたわけですがけれども、いずれにしても、第三セクター

が、スキー場は残る、そして私らの、いわゆる町の出資部分のところは少し引けて、スキー場は残って、いわゆる働く人もある程度残る、そして公のところは少し手を引くというのは、非常に理想的な方向に行っているのかなと、こんなふうに思います。まだ100%ではないですけども、私はちょっとつきもうんとあったのではないかなと勝手に言ってしまったわけですけども、このことに関して町長はどう思いますか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

いずれにしても、確かに運もつきもなければ、なかなか物事はすべて実力とかそのものだけでは進まないということだと私は思います。そういう意味では、運もつきも非常に大きなウェートを占めていると、そのように考えていますが、第三セクターのマックアースさん、それから共立メンテナンスさん、大きな第三セクターの事業を今度担っていただいたわけでありましたが、いずれにしても、私たちが第三セクター、みなみやま観光でできなかった分、その分をマックアースさんや共立メンテナンスさんにしっかり対応していただくということが非常に大切でありますし、また、今あるみなみやま観光、それからその周りの方々、そしていろいろな関係者、会社等ありますから、その連携をぜひ図っていただくということが大事なこれからの大きな要素になると思います。

そういうことで、町としてもしっかり、もう任せたら関係ないよではなくて、しっかり対応すべきものは対応していきたいし、今まで同様に誘客だったり、町がやってきたこと、そこら辺の合理性も考えながらしっかり話し合った中で力強い連携はより深めていきたいと、そのように考えています。そんなことで、地域の第三セクターの課題が解決に向かっていきたいと、そのように考えています。

○芳賀沼順一議長 湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 それで、先ほど町長が黒磯田島線、これをトンネルにして、早くから町長室のところに掲げて、その意気込みというのはすごく私も感じておりますし、最近国会議員なり県会議員なり、あるいは南会津全部ここから30分くらいでひょっとしたら行けるかもしれないという、そういう期待、そうしますと、ひょっとしたら、あの沿線、栗生沢、水無ばかりでなくて、中荒井のほうもかなり期待を膨らむだろうと思うし、ひょっとしたら、こちらに住んでいて、職場はあちらのほうに行けばいっぱい進出企業があるから、そういうこともできるのかなと。当然向こうからも観光客も来るかもしれないということで、非常に夢のある道路なので、ぜひとも、我々も当然議員として力を入れていきますけれども、町長としても、

ぜひ力を入れてもらいたいなど、こんなふうに思います。それから、昭和、金山のほうもそんな話があるのかなんてというようなことで、関係者に言ったら、そんな話があるならぜひ進めてくれなんていうことで、南会津ばかりではないなど、こんなふうに思いましたので、ぜひとも私らも一生懸命やらなくてはならないのかなど、こんなふうに思っております。

それでは、2番目の点ですが、集落応援交付金の増額をとということで、もう既に3つの集落でごみの集積所もやっていると、こういうことなので。実はこれもあるところに議会報告会へ行ったら、町以外のほうは結構集積所があっけきちんとやっている、町内は黄色い網をかぶせて、そしてカラスか何かで生ごみをくわえて散らかすと。景観条例どころではないだろうと、そこをきちんとやらなかったらどうしようもないということで、私らが集落へ行って議会報告会をやると、私らが皆さん方と同じようにばんばん責められるわけです、どう考えているんだとか。

そこで、ぜひとも3つの集落がせっかくそういうふうにしたというのであれば、この前のプレゼンみたいなきに、ぜひそういう例をその場で発表してもらって、それを横のほうに広げていただきたいなと思います。私のところもごみ集積所、大体約10万くらいかかったんですけども、当然何も無いから、みんな自分たちでお金を出し合ってやったわけですけども、結構10万くらいかかるので、少し、受益者負担は当然やっても、そこの区長さんのほうから少し応援してもらえば、ある程度解決するところがもう少し出てくるのかなというので、ぜひとも3つの集落がどこだかわかりませんが、町内だかどこだかわかりませんが、ぜひそんな感じで広げて、町内のごみ集積所が幾つかでき上がって、景観条例に沿ったような形になれば非常にいいなと思いますけれども、再度このことに関してお考えをお聞きしたいと思っております。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 お答えいたします。

このごみの設置状況につきましては、環境水道課のほうから資料を入手しまして、うちのほうで検討した経緯もございます。例えば設置箇所数でいきますと、451カ所ありまして、そのうちのネット管理が70カ所程度で、15.5%がネット管理というふうになっているようでございます。今回、この集落支援交付金を活用した集落につきましては、熨斗戸と伊与戸が各1カ所、これは木造というふうに聞いております。それから、南郷の宮床が2カ所、これは軽量鉄骨づくりで実施をしたというふうに聞いてございます。

いずれにしても、おっしゃったようなごみ集積所の設置につきましては、合併後は原則、

集落で設置をしていただくというふうにしてございますので、集落の中で応援交付金を自由に使っていただいて、メニュー化して交付金の中で使用していただく分には一向に構わないと思っておりますので、先ほどおっしゃいましたように、この3つの地区で集積所を設置したというような話につきましては、ぜひ広報してPRしていきたいというふうに考えております。

○芳賀沼順一議長 湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 ぜひそれをお願いしたいなというふうに思います。

集落交付金の増額につきましては、私以外にも2人くらい質問をするようなので、少しここは後の人たちに任せたいというふうに思います。

それから、3番目の円形交差点の導入と、こういうことなんですね。実はこれは、私もあそここの交差点、先ほど言ったとおりなんですけれども、それ以外に今週の月曜日、朝の7時から9時まで、交通量調査というか、どっちからどういうふうに行ったかというのを全部集計しました。そうしましたら、30分単位に色分けしてやったわけなんですけれども、この2時間で256台あそこを通ったんですね。それで、一番多かったのが、永井橋を渡って右折してびわのかげ保育所のほうに行く、これが65件で一番多かったんですね。しかも、8時10分から8時20分くらいの間がすごく多かったわけです。しかも軽の乗用が多いですね。だから、お母さんが子供を乗せてぱっと来て預けてというのが多かったのかなと、これは推測ですけども。それから、その次に多いのが、藤生のほうから真っすぐずっと来てびわのかげ保育所に行くという、これが43件でした。ですから、農免道路のほうが交通量は多いんです。だけれども、優先は永井橋から永田へ行くほうが優先になると。だから、私は実際、朝の2時間ばかりだから、対象にならないかもしれないけれども、私のこの判断だけですと、あれ、優先は違うのではないのという感じを持ちました。ですから、私としては、ここを円形交差点にして、事故のないようにしたほうがいいのかなど。

それで、ありました。この265台のうち1台だけ、全く減速しないで真っすぐ行くと。私もこれは来てびっくりしたんですけども、265台だから、1台くらいそういうのもあるのかなと。よくここは警察官がたまに見ているんですよ、ストップしているかなとか。私も同じような感じで車をとめて見ていたんですけども、真っすぐ減速もしないでだっと思ったのは、それは1台だけだったけれども、あとは、自分でとまったつもりだけれども、車は動いているというのが結構あったのね。それは余りにも多いから余り言わないんですけども、とにかく減速しない車が1台あったということはびっくりした。女の人の軽でしたね。だから、もし両方来てば一んとなったらどうなるんだと思ってびっくりした。これは自分の調査結果でござい

ます。

それで、先ほど福島県で6億9,000万の電気代がかかると言いました。南会津町に何ぼくらいの信号機があるのかということで、ちょっと建設課のほうにお願いしていたので、ぜひよければ、幾つあって、電気代が何ぼくらいなのかわかればお願いします。

○芳賀沼順一議長 建設課長。

○鈴木忠男建設課長 南会津町警察署の資料に基づきましてお答えをさせていただきたいと思えます。

南会津町全体で23カ所の信号、3カ所と申し上げるのは、1機と申し上げますと、交差点ですから、4機の信号機があるわけですが、それを1カ所というような表現であらわせていただきます。南会津全体で23カ所、そのうち国県道で21カ所、町道で2カ所というような形になってございます。それから、地区別で申し上げますと、田島地区で18カ所、舘岩、伊南それぞれ1カ所、南郷地区で3カ所という内容になってございます。

それから、今、電気料ということでございますが、電気料だけではなくて、その年間の維持経費、例えば修繕とかそういったのを含めると、先ほど議員が申しあげました福島県全体で6億9,000万という数字が出てございます。これが福島県全体で約4,000カ所の信号がございまして。これで単純に割りますと、年間で1カ所当たり17万2,500円になるという形になります。それが南会津で23機ございまして、南会津全体では約400万年間で経費がかかるという状況になってございます。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 どうもありがとうございます。ということで、恐らくこれは町で払っているのではなくて、福島県で払っているということかな。警察のほうで払っているということなんで、直接余り痛みを感じないかもしれないけれども、だけれども、県で払っているということは、私らの税金で払っているわけです。

やはりこの道路交通法が改正になったあれをいろいろ見ますと、やはり信号機の、しかも夜中なんかは無駄だと。誰も人が通りもしないときに点滅したりぴかぴかやっているのは無駄だと、そういう状況下で、全国的に今度それをどんどん信号をなくしていく、そういうふうになれば、かなりの省エネなるというようなことで、全国的にはこの円形交差点にどんどんやっていくんだということですから、欧米化のほうに移行と、今後そういうにいくのかなと、こんなふう思っております。

私が見るには、できるだけ早くやってもらいたいなと思って。永田の区長さんにも行ってその話をしましたら、ぜひそうしてほしいと。それから、警察のほうにも行きまして、私は今度こういうふうを考えているんだけれどもと言ったら、大いにやってくれと、こういうようなことで両方からそういったお話を伺いました。

町道にも2つ先ほどあると言いましたけれども、この町道はあれかな、ひょっとしたら、俺も間違いで、この信号機は町で払っているのかな。これだけちょっと、先ほどそういう答弁があったから。

○芳賀沼順一議長 建設課長。

○鈴木忠男建設課長 お答えいたします。

これにつきましては、あくまでも交通に関する県道、国道と同じ内容になりますので、町ではなくて、公安委員会のほうで電気料を支払っているという形になります。

○芳賀沼順一議長 湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 そうすると、町道に信号機はあるけれども、その電気代は県で払っていると。はい、わかりました。町道にあると言うから、あれ、ひょっとしたら、俺は間違ってたかなと思ったんですが、わかりました。

なかなか皆さんもイメージ的に湧かないかもしれませんが、私がイギリスの郊外をずっと行くと、ほとんどがそうだったので、やはりなれというのが必要だかもしれないですね。ですから、ぜひ福島県でまだやっていないとすれば、できるだけ警察のほうもそういうわけですから、ぜひ手を挙げてうちのほうにぜひやってもらえないかというような感じで、しかもなれてもらうという意味も込めて、再度、町長にお願いしたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 申しわけないです。もう一度お願いします。

○芳賀沼順一議長 湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 なれてもらうということと、あと、福島県でまだやっていないから、警察のほうでも、永田の区長さんも大いにやってほしいということなんで、再度、もう一回、できるだけ2番目、3番目よりは、どこかの2番目でもいいべなんて言っているところがあるけれども、やはり1番目にやったほうに価値があると思うので、ぜひとも手を挙げてここを推進を図ってほしいなと思うんですが。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

新しい試みというか、今いろいろな効果もあるようでございます。ただ、私が連続するやつはどうかと、個人的にいろいろ思うんですね。ですから、設置する場所とか交差点の場所とか、そういう有効になる場所というのはあると思うので、その辺も含めてしっかり今、例えばの話、永井橋のあそこの交差点ということをおっしゃいましたが、あそこも今想像しながら、あそこの場所はそういうことが可能かなと、有効かなと思ったりもしました。ですから、ぜひそのようなこともこれからの交差点、道路改良とか、そういう中でときには、ぜひそのような提案をしていきたいな、いけたらいいなと思いましたが、その前に、やはり皆さん方にもこういう交差点になるよということで十分周知しておかないと、行って戸惑われて、どう行ったらいいかわからなくなって逆走しても困りますしね。だから、そこら辺の周知をしっかりとしたいと思いますので、そのことも含めて検討して、そして実施できる可能ところはそれをやったら私もおもしろいのではないかなと思いましたが、そのようなことを検討していきたいと思えます。ただ、直進が交差点が続くところ、頻繁になると、曲がってはまた行き、曲がってはまた行きになると、その連続は、そんなところはあれでしょうけれども、現実的な対応可能ところ、ここはいいのではないかなというところにはそのような検討をしたらいいのかなと思えますので、検討してまいりたいと思えます。

○芳賀沼順一議長 湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 そうですね、想像でしかしゃべれないから。だから、両方から一たん来て、全部一たんとまって、そして丸い、車1台ぐるっと回るわけですよ。そこの入った人がまず優先、入ったところの車が優先で、その車が行ったら自分が入って、あとその方向に行くと、ただそれだけなんですけれども、恐らくなかなかイメージつかないかもしれないけれども、そういう感じです。

それで、あの交差点はこれからまだ危ないんです。何でかという、スキー場の帰りの人があの近道を覚えたものだから、あそこをずっと行くわけです。そうすると、あれは真っすぐだから勘違いするんだ、やっぱり。そういう意味でも危ない。それから、あそこにびわのかげ保育所ができたために、今言ったように、荒海地区のほうから来て永井橋を渡って右折してずっと行くというのも、さっきの統計のとおりですから、ぜひとも大きな事故が起きる前に警察のほうとよくご相談の上に推進を図っていただきたいと、こんなふうに要望して一般質問を終わります。

○芳賀沼順一議長 以上で湯田秀春君の一般質問を終わります。

◇ 高野精一議員

○芳賀沼順一議長 次に、9番、高野精一君の登壇を許します。

9番、高野精一君。

○9番 高野精一議員 議席番号9番、高野精一ですが、通告によりまして、ただいまより一般質問をさせていただきたいと思えます。

大きな1点で、いじめ防止対策推進法についてお伺いをしたいと思えます。

政府におけるいじめ防止対策推進法が第183回国会において成立し、平成25年6月25日に平成25年法律第71号として公布されました。

この法律は、ご案内のとおり、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることに鑑み、いじめ防止法のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめ防止等の対策に関する基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるものであり、公布の日から起算して3カ月を経過したその日から施行することとされております。

そこで、同法中、第3章、基本的政策の第15条（学校におけるいじめの防止）について、町長の基本的な見解と今後の方針について質問をいたします。

第15条、学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない、このようにうたっております。この内容について、どのような見解か伺いたいと思えます。

2点目に、第17条（関係機関等の連携等）においては、この法律の施行に基づいた関係機関による体制整備に努めるものとするとうたっております。本町においては、連絡協議会等を設置するお考えがあるのかどうか、また、設置されているならば、どのような名称でどのような立場の方々がおられるのか伺いたいと思えます。

3点目、本町における本法の施行に伴う学校教育の基本的な考えを伺いたいと思えます。

4点目、現状、本町におけるいじめ等はあるのかどうか、あわせて伺いたいと思えます。

また再質問は質問席にてしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 9番、高野精一議員のご質問にお答えいたします。

私からは、いじめ防止対策推進法に関する1点目、いじめ防止のために道德教育及び体験活動等の充実を図らなければならないことについて、どのような見解とのおただしであります。いじめ防止対策といたしましては、道德教育のみならず、情操教育やコミュニケーション能力を養うこと、さらには一定期間の体験学習により規範遵守を身につけさせる体験活動を充実したり、児童・生徒の自主的な取り組みを支援するなど、学校におけるいじめを許さない環境づくりが肝要であり、そのためには家庭や地域との連携が大変重要であると認識いたしております。

次に、2点目、関係機関との連携等、体制整備に努めるものとするが、連絡協議会等を設置する考えはあるかとのおただしであります。社会全体で児童・生徒を守り、すこやかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要であります。このことは、PTAや地域の関係団体等と学校関係者がいじめ問題について協議する機会を設けたり、既存の組織を活用したりするなど、連絡協議会等の設置に向け検討したいと考えております。

なお、いじめ問題の対応につきましては、今後も関係機関と連携しながら取り組んでまいりますので、ご理解を賜ります。

次に、3点目、本法の施行に伴う学校教育の基本的な考え方についてのおただしであります。いじめ防止対策推進法の施行にかかわらず、ふだんから相談体制などの準備をすることにより、できる範囲で実行できることは何かと考えていく必要があります。学校教育におきましては、互いを尊重し、それぞれ違うよさを認め合い、心をはぐくむ教育内容の充実や子供の心を捉え、変化を見逃さない教職員の資質向上に重点的に取り組んでおり、各学校において、年度当初にはいじめ問題対応計画を作成し、教職員共通の認識を図っているところです。

今回の法制定により、各学校へは、いじめを特定の教職員で抱え込まず、情報を共有して組織的に対応すること、さらにはいじめ被害を受けた児童・生徒やその保護者に対し、事実関係など必要な情報を提供する必要があることを指導いたしております。

次に、4点目、本町におけるいじめ等はあるのかとのおただしであります。小中学校からはいじめ問題の取り組み状況に関する調査の中で、いじめの認知はありましたが、現在のところは解消が図られております。いじめ問題は、どんな小さいいじめも許さず、早期発見とその対応をいち早くすることが大切であると考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上お答え申し上げましたが、具体的事項については、担当課長等より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 高野精一君。

○9番 高野精一議員 教育長が就任して4年近くなって、まだ俺からの質問が1回もないというような話を聞いたものですから、今回ちょっと加味してこの話をしたいなと思ったんですが、実を言うと、これは9月に私は一般質問しようと思ったんですが、これは時期的にまだ尚早かなと、こう思いました。というのは、この問題が大津市で起きた問題で全国的に放送され、その対処の仕方ですと市長と教育長とのずれ込みがかなりあって、これが物すごい問題になって、これは急いでできたような法律だなというように私は感じているところがありますので、この法律自体は文言はとてもきれいなんですが、この中で何点か教育長に質問したいなと、こう思うんであります。

また、今朝新聞で報道されましたよということを8番議員からちょっと新聞を見させていただきましたが、この法律を施行したということで、一つは隠れた問題が報告されて、このいじめの件数がふえたというふうの一つは私は認識しておるのであります。事例は、ことしの2月に白河市で子供の六、七人による集団暴行監禁事件というのが発生、2月にしました。それで、これは大きく新聞報道で取り上げられるのではないだろうかということを私も危惧しておりましたが、そのことは速やかに教育長にも話をしました。だけれども、その後の経過、私もずっと見ておりましたが、ことが大きくなることはなく、その首謀者である子供が学校を変更して事をおさめたという経過がありまして、その中でどういう形があったのかわかりませんが、その一人の子供に負わせた入院費及び慰謝料というものを発生をして、1人の父兄がその事件をおさめた結果があったという流れがありました。

そこで、この法律の中で一つ、私は今、教育長にお伺いしたいのは、この教育の指針の中における道徳心というのは、今どういう形でこれは目標にしているのか、ひとつ伺いたい。

○芳賀沼順一議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 ただいまの質問にお答えいたします。

いじめ問題については、議員ご指摘のとおり、いじめ防止対策推進法につきましては、6月に公布され、9月28日に施行されておりますけれども、そういう中で、大津のいじめ問題とか白河の問題等出されましたけれども、きょうの新聞の中で、被災3県については、いじめ暴行については非常にふえてきているというようなことがあります。

それで、うちのほうでも各学校に11月27日に校長会を開催いたしまして、いじめ防止に対

する取り組みについて、各学校の校長先生方に協力を要請いたしました。先ほど申し上げましたとおり、現在、いじめの問題等については、特に上がっておりませんが、このいじめ防止対策推進法が施行されるに当たり、各学校でもいじめ防止基本方針を定めなければならないものですから、学校側の先生の協力も求めたわけです。

それで、先ほど申し上げましたように、道徳教育や体験授業等を取り入れながら、子供たちのお互いの交流を図りながら進めるというのが非常に大切かなということで、今年度からうちのほうで、小学5年生の交流体験授業を小学5年生全員に実施いたしました。そういう中で、道徳教育の中で大切にしているのは、お互いに思いやったりお互いの気持ちを大切にするというようなことをメインにしながら子供たちを指導していただくようお願いしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○原田 稔学校教育課長 お答えいたします。

現在、小中学校に対しまして、いわゆる道徳教育ということで、週1時間、一応年間35時間単位ということで指導するようにしております。この中では、町として指導する道徳の内容としては、自分自身に関することとか、他の人とかかわりに関することとか、集団や社会とかかわり、これらを重点的に指導するというので各学校のほうには通知しているところでございます。

○芳賀沼順一議長 高野精一君。

○9番 高野精一議員 やはりこの社会の流れによって、一つとしては、私たちの世代というのは、この道徳心というのは、大体において、私たちが育ったころの学校においては、例えば二宮尊徳の銅像があったり、そしてこの人の努力によってこうなって、物事は一つはこの人の人生があったんですよとか、そういう目標となる道徳というのが、教え方の中にはその学校の中にあっただと思うんですよ。ただ、今この道徳は何ぞやということが一つの形として網羅していないような感じがするので、当町としては、私たちの道徳はこのように学校としてはつくっていきましょうというのが一つ何か、これからつくることがあるのかどうか、それを教育長、ひとつ聞きたいと思います。

○芳賀沼順一議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 お答えいたします。

ただいまの道徳心、私の勘違いの部分があったと思いますけれども、そういう中で、今、道徳心の目標ということでお話しされましたけれども、その部分については、今現在、特別道徳

心というか、道徳の目標とかは指示しておりませんでしたので、これから十分、校長先生等と協議しながら、南会津町、あるいは学校の目標として、道徳教育に関する目標をきちんと定めていきたいと思えます。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○原田 稔学校教育課長 答えいたします。

道徳教育につきましては、本年度は、先ほど申し上げましたように、週1時間程度なんですが、来年度より、いわゆる道徳の教科化ということで、通常の教科と同じようなカリキュラムの編成が求められる可能性がありますので、来月、来年度の教育課程編成の研修会を計画しておりますので、それまでに町として来年度の道徳教育の指導計画、学校の年間の指導計画の中にどういうものを反映されたいかということで、その中で示したいということでございます。

○芳賀沼順一議長 高野精一君。

○9番 高野精一議員 やはりこれは、この法律自体が一つはそういう意味の中で、言葉だけが飾ってこの法律をつくっているというのが、これは一つの盲点だなど、私は思うんでありますが、ましてこの法律自体の内容がいじめ防止対策法だという中で、このいじめを行った子供に対して、その父兄に対して、これを現認した学校も、この抑止力というか、まずそれが一つ、学校に対して、父兄に対してなっていないと思うんですが、この周知の仕方はどのようにしているのか、教育長、お願いします。

○芳賀沼順一議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 答えいたします。

いじめ問題については、周知については、一応学校の職員会議とかの生徒指導対策会議の中できちんと学校のほうで話し合っていて、その後、PTAの関係者等と話し合っ、その後保護者と協議するというような形はとっておりますけれども、現在いじめの問題について、そういうような指示は出しては今まではいなかったんですけれども、そういう形で情報を提供するには指導しております。

以上です。

○芳賀沼順一議長 高野精一君。

○9番 高野精一議員 私がこれを言っているのは、正直なところ、子供も父兄も知らないということなんだ。いじめをしたらば、ここに法律で書いてあるでしょう。いじめをした子供は学校に停止処分を食うんでしょう。学校に来ることはできないんでしょう。それというこ

とは、この法律自体が単なる防止だけで、大人の世界でわかっているというだけなんですよ。これは抑止力が一つも働いていないの、子供たちに対して、父兄たちに対して。それで、物事が起こったならば、とんでもないですよ、これは。そこで初めてそれがこの法律として発動するんですよ。学校の校長先生、それから職員が初めてここで懲罰を受けるのではないですか。それまでは隠蔽しますよということを行っているのと同じでしょう。そうではなくて、この道徳心ということの中で、子供に対して教えるということであれば、これをやりましたらこういうふうになりましたよということをお子孫たちに教えたり、父兄に教えたりしなかったら、この法律はいけないでしょう。その方針はどういうふうになっているかお尋ねします。

○芳賀沼順一議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 答えいたします。

いじめ防止対策推進法は9月に施行されましたけれども、地方いじめ防止基本方針を国の基本方針のもとで定めなくてはならないんですけれども、12月中に都道府県の説明会を行いました。その後、都道府県から年明けて、来年度、市町村の担当者を集めて説明会を実施する予定となっております。その後、各学校の担当者を集めて、いじめ対策防止の基本方針を定めていくというような形になりますので、それらをいじめ防止対策推進法に基づいて策定していきたいと思っておりますけれども、現在は各学校ともいじめ防止対策マニュアル等の中で対応しているというのが現状であります。

そういう中で、できるだけ公表していきたいというような考えで進めておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○芳賀沼順一議長 高野精一君。

○9番 高野精一議員 やはりぬるい、だめだ。これは都道府県の説明があつてからこんなことをやるなんていうことはあるわけあるまいというの。毎日の生活しているんだよ。毎日子供たちは生きているんだよ。現場でやはりこういう事件が数の中で多くあると、現実的にあるんだと。だけれども、これが施行されたから、きょうの新聞においてこれだけふえましたよということが発表されたんでしょう。そうであれば、我が町にとっては、これは早目に、もうそういうふうにしてマニュアルを出して、子供たちにまず教えていきましょと、この道徳心というのをまず教えていきましょと。そこから、この情操教育に入って、その体験をさせていきましょという形になるんだらうと私たちは思うんですね。それは、小さな学校なんだから、自分たちの思いというのは、すぐにできるような感じが私はこの南会津町独自でひとつはできるのではないかなと、これは早急にやってほしいなと、こう思うのでありますが、町長の考え

をひとつ。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 私からお答えいたします。

いじめ防止対策推進法なんてできること自体が、やはり異常なんですよ。ですから、そういうことでいじめはこれができるでもできなくても、今まではそれは潜んでいたりいろいろしたことも現実にもありましたし、いじめる側というのは、意外といじめに気がついていない。いじめられるほうは、心の痛みがあったり、いろいろな被害があると。

ですから、これは本当に道徳心といいますか、基本的には人間の生き方というか、そういう部分ですよ。それが守れないから、いろいろな法律でもって制限したり、あるいは罰則を設けたりして防止するというようなことになっているわけで、防止法がどうのこうのというよりも、もっともっと根本的な私は道徳、学校教育、家庭教育、社会教育、この問題だと私は思います。きれいごとを言うわけではないですが、それができないから、このようなことになると思うんですが、そういう中で、今までも日々それなりの立場の中でそれぞれの関係者は、私は努力してきましたと思います。それでも防げなかった。これは我が町ばかりではありません。我が町もあったということも事実認めざるを得ません、悲しいかな。

ですから、そういう意味では、これからしっかりもっと、こういう法律ができたということは、もっと皆さんにもちゃんと知らしめて、そしてきちんとした友達付き合いといいますか、信頼関係が築けるような社会、あるいは学校の生活のあり方等を、友達関係のあり方等を教育委員会を含め、PTA含め、学校の先生、みんなしてしっかり、この法律ができたばかりではなくて、どのように具体的にやったらいいのかということ、やはり検討していかなければならないと考えています。

ですから、そういう意味で家庭教育、もうなかなかできないような状況、厳しい状況になってきている、社会教育もそうです。ですから、勢い、学校に求めがちですが、やはりこれは1カ所にある特定の関係者ばかりに求めるのではなくて、全体的にそのような話し合いをしながら、しっかり人間関係が持てるような、そういう人間の形成の仕方、そういうことも道徳教育、あるいはいろいろな関連の事業の中でやっていく必要があるだろうと。ですから、これは教育関係ばかりではなくて、本当に小さいころからの幼児教育、大人になってもそうです。そういうことも含めて、しっかり社会のおつき合いができるような、そういう体制を町としてもとっていく必要があると、そのようには認識しております。そして、しっかり対応していきたいと考えておりますので、ぜひご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 高野精一君。

○9番 高野精一議員 これは変な社会になってきて、テレビ、新聞報道でも毎日放送しなくてもいいのではないかなと思うようなものが殺人事件の話とか、そういうことが余り放送し過ぎてしまって、みんなそれが普通のような感覚のニュースになっている。決して特別なニュースではないなというのが、今の社会の現象の一つはなっているのかなと、こう思います。その中において、このいじめというの、そういう中でこれはひとつ発生しているのかなと、こう思うんですが、私はこれから教育長に質問しますが、情操と体験ということについて、去年私たち文教は委員会で鳥取県の智頭町に行って、森の幼稚園というのを視察してきました。その中において、その情操教育を幼児からするんだと、そういう教育を山の中でするんだということで、雨が降ろうが、雪が降ろうが、午前中はそこで子供たちが自由な体験をすると、そういうNPO法人が立ち上げた幼稚園がありました。雨が降った日はかっぱを着てその半日を過ごす。そして、先生は指導をしないと。その中で子供たちが知恵を出して友達を助けたり、そういう中で情操の教育を進めていくという幼稚園でありました。

今この管理社会の中において、一番私たちも学校生活を私たちの時代に振り返ってひとつみますと、私たちが教育を受ける現場において、その教育を受ける施設の中における設備がないということで、一つは学校林というのがあって、高学年生は、春は山の整備で刈り払いに行ったりなんかをして、やがてこの木が育ったらば学校の教材に使いますよといった中でのこぎりを持ったり、みんな鉋を持ったり鎌を持ったりして学校でそういう体験をしてきた経過が私もあります。秋になれば、自分たちの燃やす木が必要だから、皆さんそこへ行ってまきとか何かを持ってきて、やはりそういう中で学校を維持していくために、子供たちが一つはやってきたんだということがあると思うんですね。

それで、私たちの中で今それを求めることは、これは不可能に近いです。これはできないと思うんですが、ただ、私たちの町の中に、一つは駒止湿原という自然に恵まれた湿原が一つございいます。そして、その中において、やはりこれはブナをこれから育てていかなくはないだろうという機運も上がってきております。そうであれば、今度、田島高校においては、昔、農林科というのがありまして、今はなくなりました。だけれども、面積的には大変広い畑があると。そうであれば、これは世代を越えて幼稚園から、保育所から、小中学校から育苗というか、そういう苗を育てて、それから計画的にブナをある程度駒止湿原において自然に戻していくというようなことが、これを世代を越えてやっていくというのが、一つは情操教育になるのではないのかな。これは私の考えですが、そういうふうなもの一つは体験と中においてと情

操教育というのが、そこでできるのではないのかなと、こう思うんですが、ひとつこれは教育長、私の考えに対してどう思うか、ひとつお願いします。

○芳賀沼順一議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 体験授業の関係で、情操教育というようなことで、育苗から森林を育てていくというようなことで質問がありましたけれども、南会津町は自然豊かで、本来であれば子供たちが自然の中で育っていくのが一番の情操教育かなと思います。ただ、今、議員ご指摘のように、現在、子供たちも非常に忙しくなっておりまして、小さいころからスポ少とか塾に通ったりして、自然の中で遊ぶというような経験が非常に減ってきております。そういう中で、子供たちにつきましては、先ほどありましたけれども、総合学習の時間で駒止湿原の散策とか、あと、うちのほうですと、高清水自然公園の散策とか、あと、荒海地区ですと、荒海の奥会津博物館のほうの見学学習と自然散策というようなことで、一応、自然に親しむ学習はやっておりますけれども、そういう中で、やはり子供たちの心を育てていくために自然の中に親しんだり、あと、自然の成り立ち等を学習させていく必要があるのかなという気はします。ただ、現実的にはその時数は非常に少ないので、なかなか子供たちの心の中に入っていきのかなというような疑問はありますけれども、そういう意味では、南会津に住んでよかったという考え方に立っていけば、自然を学ぶ時間を情操教育として捉えて必要であると思いますので、よろしくお願いします。

○芳賀沼順一議長 高野精一君。

○9番 高野精一議員 なかなかこれが正しいんだというのは、一つはないんですよ。この教育が、これが正しいんだというのは何一つないんです。ただ、子供たちがこれをみんなとやりましたということが、やはり一つの中では大きな経験になるんだろうなと、こう思います。それで、総合学習の中において、そういう駒止湿原へ行って散策させますよと、これも大事かと思えます。ただ、ある若松の学校においては、400人から超えると、児童数が400人から超えると、どうしても消費税分くらいの子供たちは、ちょっと普通ではない子供たちがどうしてもいるんだという話が、そういう表現の仕方がいいのか悪いのかは別としても、そういう話があったと。だけれども、やはり学校というのは、勤勉的に机に向かうのが教育ばかりではないと。学校にとにかく来てもらえれば、一日過ごしてもらえば、それが教育なんだというのが、その校長の話ではありましたけれども、その学校で中学1年から中学3年生まで、一日体験として8時間、30キロコースを歩くんだと、一つは。そして、その中で史跡、社会的な教育をするために史跡を見せて、それを8時間かけて歩くんだという体験をやっているということで、

その校長は言っていましたけれども、だから、腐ったミカンではないけれども、どうしても一律同じような子供は決していない中での教育だから、やはりその校長の表現力もそうだったと私は思います。ただ、若松というより、会津というのは、什の教えというものを基本にして、一つは道德の時間をつくっていると。そして、毎週朝礼のときにおいてそれを唱えるというか、校歌を歌うと同じくらいにそれをみんなで声を大きくして話をするという教育を今しているということでもありますので、これから今、学校教育長が言ったように、これからそういう道德というものを、目標をこれからつくると言うことを言っているのであれば、ひとつそういうものも基本にしながら、みるのも手かなと、こう思いますので、教育長、どう思いますか。

○芳賀沼順一議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 答えいたします。

ただいまおただしありましたように、十分検討してまいりたいと思います。

うちのほうは、若松市のように、田島小中学校を除くと、ほぼ1学年20人程度の学年ですので、先生方も子供たちには目が行き届きやすいというような状況にありますので、十分子供たちの異常等に注意しながら指導してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 高野精一君。

○9番 高野精一議員 確かにそうなんです、これ。この小さいというのは、すごく先生方にとって、物すごくうれしいと言っている先生もいるんです。子供たちに目が届くから、自分の教えがそのまま反映できると。ある先生なんです、私は館岩に行って、館岩の子供たちと接したことによって、私の教育心が一つは芽生えたと、それから一つは、心の病が解けたと、そういう利点がこの南会津にはあるんですね。そうであれば、この教育特区、このカリキュラムが全国的にこうなんですよというのを取っ払って、子供たちの教育は、私たちの町はこういう教育の仕方にします、こういう人間形成をつくりたい学校にしますというのを、どこか特区でつくるくらいの気持ちは教育長、あるかないかお伺いします。

○芳賀沼順一議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 今現在のところは考えていませんので、今後十分検討してまいりたいと思います。

○芳賀沼順一議長 高野精一君。

○9番 高野精一議員 大変私の発言に対して、心配してくてくれる人がいますが、「金八先生」というテレビの中で腐ったミカンというのが全国放送されました。これが適切だった言葉だったのか悪かったのかもわかりませんが、私も今それを引用しました。例えばこれが悪かつ

ならば、私は訂正をしたいと思いますが、やはり子供一人の命、子供一人を育てる、これは今、家庭だけではだめだと、地域力でやっていかないと、これはだめだというのが、一つは私の思いの中にありますので、ちょっと大きい声も出しましたが、私はそういう思いの中で、この教育というものは皆さんで一人の子供を育てていく、この南会津の地域というものを売りにしながら、学校だけで、一つだけで対応するのではないと、この南会津の地域を利用しながら子供を育てていきたいという、そういう願いも学校の方針の中に入れて、ひとつ学校運営に当たっていただきたいと思います。

また、この防止法については、やはりやればこういうふうになるんだということを速やかに子供たちに、親たちに教えて、それをお願いしたいと思ひまして、私の一般質問をこれで終わります。

○芳賀沼順一議長 以上で9番、高野精一君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩したいと思います。3時に再開したいと思います。

休憩 午後 2時41分

再開 午後 3時00分



◇ 室 井 実 議員

○芳賀沼順一議長 休憩前に引き会議を開き、一般質問を行います。

5番、室井実君の登壇を許します。

5番、室井実君。

○5番 室井 実議員 それでは、最後になりました。5番、室井実です。通告に従って、3点ほど質問させていただきます。

まず1点目、南会津町は、ご承知のように、日本列島の中央脊梁部に位置し、要するに山ばかりの山岳の町です。91%の森林に囲まれ、そこに生まれ育った南会津町民として、海の日があるのに、なぜ山の日がないのか、山という自然に関心を持ち、その認識を高めるため、山の日を制定し、新しい祝日としてカレンダーのその存在を記し、山岳南会津を大いに発信しようと3月議会において問いかけ、決議もいただくばかりでしたが、去る10月13日、国会におい

て、超党派議員連盟より、お盆直前の8月12日を山の日として祝日とする案が提出され、決定はまだですが、これは無事、通過すると私は信じています。これが実現すれば、山という自然に対する認識も新たになり、ひいては森林の重要性、自然景観の保全、それに森林環境税に至るまで、山に対する意識も大きく変化するものと期待します。

私は小さいころ、山はとても不思議な存在でした。「おーい」と呼ぶと「おーい」と返事をするんです。山は感情を持つのか、やまびこはどこに隠れているんだと、いろいろなことを想像したものです。もし山の日が制定されたとき、日本全国の山が一斉に目を覚ますわけですから、その中で七つ岳も斎藤山も丹藤山も負けてはいられません。山の景観、風景を眺める、それだけでは他の地域と同じです。我が南会津町はどのようなドラマと独自性を持って山々を発信できるのか伺います。

2点目、先々月、10月17日、東京・荒川区において私は交通事故に遭いました。自転車に轢かれました。何と間抜けなと今は笑っておりますが、おかげで事態は自転車事故の多発による緊急逼緊の課題であることに気づきました。

自転車は私も愛用しておりますが、免許も要らず、ガソリン代も要らない、この上ない便利な乗り物です。しかし、この便利さに近年の自転車重大事故の要因がありました。人口密度の高い都会は言うに及ばず、この南会津でも実は幾つかの事故が起きていて、田島西町の歩道では重大な人身事故も起きています。その危険は、田舎も都会も同じです。特に都会においては、スピードは出す、信号は無視する、無灯火、近年走る凶器と化した自転車は、このまま無法状態でおくわけはいかない。まず、東京では都議会が動いてくれました。警察庁、そして国が動いて、厳罰化が事故減少につながるかは不透明だとしながらも、12月1日から自転車の新道路交通法の施行となりました。これは皆さん、報道でご存じだと思います。ところが、その直後から自転車が道路左側を走れなんて、歩道がないとか道路によってはかえって危ないじゃないか、路側帯って何だという、この法令を逆に危険視する声が聞こえてきます。しかし、それでは、右側なら安全なのか、それとも今までのようにルールなしで勝手に走るほうが安全なのか、自転車も車にかわりはありません。道路を走る上は、絶対に安全な方向とか安全な方法というのは絶対ありません。ですからルールが必要となります。自転車にとって本当に危険な箇所、そこでは徐行、または自転車からおりる、決して無理やり通らない、そうしたルール、配慮を学ばないと、年齢にかかわらず、被害者どころか加害者になってしまいます。

この法令が施行される前、既に加害者として起こしてしまった中学生、高校生の自転車事故について、今私の手元にある事故の事例を5件だけ申し上げますが、加害者である中学生、高

校生の保護者、親に約1,600万、2,600万、5,000万、そして8,600万、それについてこの間、9,500万以上の賠償金の支払い命令が親に裁判所から下されています。これ、払いますか。この報道には、子供たちに保険もなしに自転車を買って与えていた親たちは震え上がったと聞いています。こうした現実即して法令施行になったと思われませんが、考えてみれば、今日までルールなしだったのが不思議なくらいです。

しかし、この問題を警察の取り締まりにのみ委ねるのは、問題の解決にはなりません。これは子供たちの問題でもありますから、行政、教育関係部署、すべてが協力し、自転車保険の検討も含め、町民への新法令の周知、小中高生への教習、教育をどのように行うか伺います。

3点目、祇園祭の日にもち変更について。

祭りについては以前にも申し上げましたが、存続が難しいと言われながらも、今日まで800余年の歴史をつないでこられた関係各位のご苦勞は、推察するに余りあります。何とかよき方向を見出そうと、1月に行われる祭りの始まりを告げるお千度参り、その行事もみんなで話し合い、来年から大きく改善されたことを伺って、今、祇園祭はよい方向に向かっているんだなと期待を強くしたところです。

しかしながら、祭りの関係者、氏子の方々が祭りを担ってきたからこそ言い出せなかった問題がありました。それは、時代は変わったとして、祭礼の日を土、日、月の曜日に変更できないかというものです。今年は月、火、水の平日でありましたから、休日はとれず、首都圏からの帰郷からもままならず、もしこれが土、日、月の曜日であれば、町はもっと賑わったのではないかとの声も聞こえています。それは、旧田島地域ばかりでなく、他の町村の人々が、祇園祭がなくなったら、田島は何もないじゃないか、それは南会津全域の衰退だと、何とか存続の方法はないのかと、本気で心配をしてくれています。町の人々の言うように、祭り存続のかぎは、日にちの変更にあるとすれば、なぜそれが進まないのか。それは、日にちの変更は神事と観光を混同するものだとのおしかりがあります。

しかし、観光とは何か。観光とは、レジャー、旅行、遊び、物見遊山のことだと理解されていませんか。観光の本来の意味とは、字は逆になりますが、光を見ると書いて時のトップ、為政者が、もっと言えば雲の上の人が自分の行う政治、まつりごとによって民衆が光り輝く喜びの表情を持って生活をしているか、それを見るために行く行幸のことを言うのであって、いわば観光とは、まつりごとの代理、神事でもあるわけです。神は荒ぶると言って、にぎやかで威勢のいいことが大好きです。ですから、祭りはみこしを担いでわっしょいとなります。それが町の活性化となります。祭りを行う人、祭りを手伝う人、それを見に来る人、人がたくさん集

まって、地域全体が活気づく、それが祭りというまちづくり活性化です。

そこで、町行政は、観光と神事は同義語であると捉え、まちづくりの最たるものとして、変更はすぐでなくてもいいわけです。近い将来に希望が持てるよう、祇園祭の相談事、会合などの折には、日にち変更の声が大いにあることを伝え、意見のまとめとして、関係団体にそれを伝え、そうした方向性と声を行政としてサポートする必要があるのではと思いますが、それはどのように考慮されますか、伺います。

以上で、あとは再質問席から伺います。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 5番、室井実議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、山の日にに関して、8月12日を山の日の祝日とする提案が提出され、国会を通過の予定と聞くが、そのとき町は独自性を持って地域の山々を全国に発信できるかとのおただしであります。国民の祝日に山の日を設けることを目指す全国山の日制定協議会などで、政財界と山岳団体が連携し、早期の祝日法改正を求めていくという運動については、新聞報道などでよく認識しているところであります。

本町は、緑豊かな大自然に恵まれておりまして、帝釈山を最高峰に、四方を急峻な山々に囲まれた山岳地帯であることから、登山シーズンには自然探勝と健康づくりを目的とした山旅を楽しむため、多くの登山者が本町を訪れています。そして、山の日が制定されることになれば、これまで以上に本町の自然のすばらしさに関心を持ってもらう絶好の機会となるものと、そのように捉えております。

町独自の自然資源を活用して地域振興策と情報発信については、本町の各地域で開催される山開きを連結させ、年間を通して登山者を誘客するスタンプラリー方式の山岳めぐり事業を企画するなど、本町の特色ある山岳情報をホームページやフェイスブック等で発信したいと、そのように考えております。

この広い自然を生かす、自然環境整備をして、そして本町の山をめぐり、あるいは地域をめぐってもらおうという、そういうことで、本町の将来の一つのあり方と、そのようにも考えておりますので、そのようなことに、各地域の方々にもご理解をいただきながら、町としても力を注いでいきたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、新道路交通法の町民への周知、小中高校生への教習、教育へのおただしであります。ご存じのとおり、自転車に関連する事故の増加に伴いまして改正されました道路交通法は、12月1日より施行され、マスコミ等で大きく取り上げられております。

本当に議員が東京で事故に遭われたときはびっくりしましたけれども、確かに東京に行って、自転車は恐ろしいと思います。でも、けがが少なくてよかったですね。これは本当に、お互いに気をつけましょう。

今回の改正内容は、無免許運転、無免許運転容認、免許証の不正取得など、悪質な危険運転者対策として厳罰化され、議員おただしの自転車利用対策でも、ブレーキに不備のある自転車は警察官による検査、応急処置命令を受け、検査拒否、命令違反は5万円以下の罰金と、そのような改正となっております。さらに、自転車は道路右側路側帯通行禁止となり、利用者はさらなる車両意識の変革が求められております。

町といたしましても、警察署、関係機関との連携を密にしまして、自転車損害賠償保険の加入促進を含め、啓発用チラシの配布、街頭指導等により町民への周知を図りながら、自転車の事故防止、安全対策に努めてまいりたいと、そのように考えております。

先ほども高野議員からいじめ防止対策推進法ですか、これの話がありましたけれども、本当に社会のモラルというか、これはすべて通じると思います。そういうことで、社会生活のモラル、その啓発の向上、そしてやはりこれらに対する本当に一人一人の常識を守る、そういうことを徹底することが必要かなと思いますので、これは家庭教育含め、社会教育、学校教育全体として、ひとつ認識する、またしてもらような対策が必要だと、そのように考えております。これもまたそのようなことだと思いますので、町としてもしっかりやっていきたいなと思います。

また、小学、中学生に対しましては、各学校に平成25年11月15日付で改正道路交通法の施行に伴う周知を行い、交通安全教育の充実を図り、交通事故を未然に防止するよう指導しております。

教習、教育につきましては、各学校で実施しております交通教育等により、改正道路交通法における自転車利用対策、登下校の通学対策についての実施訓練を行いたいと考えております。高校生に対しては、田島、南会津両校とも、自転車通学に対し、年度当初、学期ごとに自転車点検を行うとともに、任意で自転車保険の加入促進も行っているところでありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、祇園祭の開催日に関しまして、祇園祭存続のかぎともなる日程変更の問題は、町は考慮すべきではないかとのおただしであります。日程については、平成2年10月20日に御党屋制度の危機を感じて御党屋元を中心とした御党屋連絡協議会が設立されまして、祭礼行事の日程変更について議論が行われ、運営上の人手不足解消と誘客増を図るため、現在の7月22、

23、24の3日間に変更された経緯があります。

昨今の御党屋制度による運営においても、後継者不足や生活環境の変化などの理由により、祭礼の日程変更を望む声があることは承知しております。祭礼日程の変更については、田島祇園祭を取り仕切る御党屋元9組の御党屋、氏子総代などで組織する産土奉賛会や露店出店に携わる南会津町観光物産協会など、関係機関での協議の中、町としてもでき得る限りの支援をしてまいりたいと、そのように考えております。

神事である一方で、観光で誘客を町も行っていると、そういうことでありますので、どのようにしたらよりこの祇園祭が実行できるか、そしてまた、地域の本当に力となっていただけなのか、そのようなことも含めて、町としてのできる限りのことは町として支援してまいりたいと考えております。それにしても、神事ということもありますから、氏子さんとか産土奉賛会、あるいはその関係者の方々との協議もこれは必要でありますので、連絡を密にしてやっていきたいと、そのように考えております。ご理解をお願いしたいと思います。

以上、町長に求められました答弁とさせていただきますが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させますので、どうぞよろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 室井実君。

○5番 室井 実議員 ご返答伺いました。しっかりと山の日という問題を、山の日がもし制定されなかったとしても、非常にこの自然を生かそうという意気込みがうかがえましたので、非常にうれしく思います。もうここで了解ですというところですが、この話が出てから、町の若い人が意見をつけ加えて言ってほしいなという会話がありましたので、それを提案しますと、その一つは、自然を壊さない程度に山道に遊歩道をつくり、山の歴史、由来、道順を書いた看板をところどころに設置し、道に迷わないよう安全を期すというものです。

それから、2つ目は、車で走れる道路も含め、山の中を走りますから、峠とか、または遊歩道のここぞと思うところに展望台をつくって、展望できる、周りの風景の説明書きも設置したらどうかということがありました。

3つ目として、現在は重装備で登る超有名な山への命がけの本格的登山より、誰でも登れる割と身近な山、気軽に登れる山、そういうところに人気があります。例えば町内の田島ですと、愛宕山を例にとって話しますと、頂上に登ったとき、木の枝が余りにも繁茂していて、せっかくの山の頂上からの風景が見えません。木を全部切るのではなくて、枝を払って眺めをよくして、360度の映像を楽しめるようにして、南会津の山の眺望を発信していくというのはいかがでしょうかというのが若い人の発言です。お伝えします。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、やはりこの南会津の広さを活用するには、この山といいますか、自然、どのように整備して、どのようにPRして、どのように対応していくのかということが非常に大きな課題であるし、将来、この南会津を生かす一つの大きな方法だろうと、そのように考えております。そうした中にありまして、本当に自然は大事でありますし、自然を壊さないように、自然を守りながら、より豊かな自然にして、そして皆さんにその自然に楽しんでもらうというようなこと、そういうことを地域づくりとしてやっていきたいと、そのように考えております。

それから、展望台の設置であります、これは前沢地区に対してなんかにも出ておりますが、そのようなことも、地域というか、所有者との関係もありますから、その辺もしっかりお話しした中で、できるところ、もちろん自然を守りながらそのようなことも眺望を一つの観光資源ということで対応できることは対応していければと、そのように考えております。

それから、気軽に登れる山づくりであります、これも本当にいろいろ、中高年の山ブームといいますか、そういう中でこの南会津に訪れていただいているところ、多くあります。山開きも、本当に斎藤山でやったり、それから大博多山、唐倉山、それから尾白山とか、それから三ツ岩岳、それからこの辺になると、かなり本格的になります、七つ岳、いろいろ、田代山とか湿原とかいろいろあるわけですが、本当に南会津はそういう山がいっぱいあります。ですから、そういうことも含めて、登山道の安全で、やはり皆さん来てもらうには、ある程度の整備は必要だと私も思いますし、そのようなこともしっかり町として対応できることは対応していきたい、そのように考えております。

○芳賀沼順一議長 室井実君。

○5番 室井 実議員 山の日、了解しました。

2つ目の自転車のルールのことなんですが、先ほど私は相談したわけではないんですが、やはり道徳ということで出ました。交通ルール、これはイコール小さな道徳だと思うんですが、道徳というと、どうしても論語などの「時に学ぶ」とか「子曰わく」とかの難しい、面倒くさいというイメージがあったんですが、例えば交通ルールで今回気がついたんですが、自転車で歩行者に後ろから近づくと、ちりと鈴を1回でもいいから鳴らして、歩行者が何気なく道を譲ってくれて、そのそばを通りすぎるときに、一言「すみません」とか挨拶をする、当たり前のことですが、これが小さな道徳であって、道徳の一部は交通のルール、マナーからも学ぶ

ことができます。この法令も、体験型で教育現場に生かせます。小さいときからルール、モラルを学べば、社会においても役立つことと思います。

そこで提案なんですけど、この新道交法は、加害者にならないためのものと解釈できます。加害者が減れば、被害者が減ります。教育現場の方とも警察の方とも話をしましたところ、大いに賛同いただいて、ぜひ言ってくださいと言われましたので申し上げますが、教育の方向を町の交通安全取り組みとしてキャッチフレーズを加害者予防、スローガンといいますか、この言葉は日本国内で公式にはまだ使われていないはずですから、1番目ですから、よりダメージの大きい加害者にならないため、加害者予防の呼びかけを全国のモデルケースとなり得るよう、インターネットなどでいち早く発信すれば、南会津の知名度アップに貢献できないかなと思うんですが、これはいかがでしょうか。

○芳賀沼順一議長 住民生活課長。

○宍戸英樹住民生活課長 お答えいたします。

先ほど町長の答弁にありましたとおり、町の関係する団体、いわゆる交通安全指導員とか安全母の会、そういった方々のご協力をいただきまして、今回の自転車に関する改正法に関しまして、こういったパンフレット、既存の市販のパンフレット、全国的共通のものをこの年末にかけていろいろ街頭等で配布を計画しております。

やはりおただしのとおり、こういったチラシには、加害者にならないための呼びかけ、そういったものは残念ながらございませんので、町独自として、そういったご提案のあった内容についても、インターネットを通じる、あるいは町独自のパンフレットを作成するなどの検討をしてみたいと思います。また、学校等とも連携をとりまして、子供たちの教育の中で相手にけがをさせたりすると大変なことになるんだよというような道徳教育も交えながら、今後改正の方向で検討してみたいと思います。

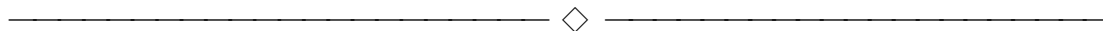
○芳賀沼順一議長 室井実君。

○5番 室井 実議員 まさにそのとおりでして、教育現場での教育の方法というのは、例えば頭を打たないようにとか、自転車に乗るときは必ずヘルメットをつけろというような形をとっていますが、これは被害者になったとき、自分がけがしないようにという教育に重きを置いているんです。これが加害者になったとき、被害者になったときは、どうしてくれるんだと言って済むわけですが、加害者になったときはそうはいきません。というのを教育現場の方とも話をしましたら、そのとおりです、言ってくださいということでしたので、そういうことで今お伝えして、あと、万全の措置をとられておるようですので、この点は了解です。

3点目の祇園祭については、祇園祭について、神事について、行政は意見を言う立場にはないことは私も十分承知しております。ただ、私がこの議会で日にち変更の声があると議論できたことで意義がありました。これで了解です。

以上、質問を終わります。

○芳賀沼順一議長 以上で5番、室井実君の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○芳賀沼順一議長 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

明12日は午前10時から開議し、一般質問を行います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時30分

平成25年第4回南会津町議会定例会 第3日

議事日程 (第3号)

平成25年12月12日(木曜日) 午前10時開議

日程第1 一般質問

13番 星 登志一 議員

15番 五十嵐 司 議員

10番 山内 政 議員

6番 湯田 哲 議員

1番 大桃 英樹 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (17名)

1番	大桃 英樹	議員	3番	湯田 良一	議員
4番	室井 嘉吉	議員	5番	室井 実	議員
6番	湯田 哲	議員	7番	渡部 優	議員
8番	楠 正次	議員	9番	高野 精一	議員
10番	山内 政	議員	11番	渡部 忠雄	議員
12番	湯田 秀春	議員	13番	星 登志一	議員
14番	阿久津 梅夫	議員	15番	五十嵐 司	議員
16番	大竹 幸一	議員	17番	菅家 幸弘	議員
18番	芳賀沼 順一	議員			

欠席議員 (なし)

説明のための出席者

大宅 宗吉 町 長 渡部 龍一 副 町 長

五十嵐 竹 則	教 育 長	芳 賀 美惠子	会 計 室 長
長 沼 芳 樹	総 合 政 策 課 長	湯 田 文 則	総 務 課 長
角 田 厚	商 工 観 光 課 長	星 不二夫	税 務 課 長
穴 戸 英 樹	住 民 生 活 課 長	舟 木 由紀子	健 康 福 祉 課 長
鈴 木 忠 男	建 設 課 長	長 沼 豊	環 境 水 道 課 長
大 竹 洋 一	農 林 課 長	星 正 信	農 業 委 員 会 事 務 局 長
原 田 稔	学 校 教 育 課 長	湯 田 順 一	生 涯 学 習 課 長
室 井 裕	館 岩 総 合 支 所 長	齊 藤 友 一	伊 南 総 合 支 所 長
近 藤 甚 悦	南 郷 総 合 支 所 長		

事務局職員出席者

酒 井 直 伸	事 務 局 長	鈴 木 雄 蔵	事 務 局 長 補 佐
---------	---------	---------	-------------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○芳賀沼順一議長 おはようございます。

都合により遅刻する旨届け出のあった議員は16番、大竹幸一君です。

これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○芳賀沼順一議長 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。



◎一般質問

○芳賀沼順一議長 日程第1、一般質問を行います。



◇ 星 登志一 議員

○芳賀沼順一議長 13番、星登志一君の登壇を許します。

13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 議席番号13番、星登志一。通告に従い、ただいまより一般質問を行います。

考えてみますと、私が初めて町会議員として壇上に上がったのが平成11年の12月議会であります。中1回休んでいますので、通算で56回目の登壇になります。きょうはそんなことを初心に戻って一般質問を行いたいと思います。

今回、私の質問するところは3点であります。

1つは介護ロボットと雇用対策について。2番目に集落応援交付金事業の今後について。3つ目に有害鳥獣被害対策と猟友会の支援制度についてであります。

初めに、介護ロボットと雇用対策についてであります。成熟した日本の製造業は、新興国の成長に伴います空疎化の道をたどっています。反面、ロボット産業は五、六年で輸出産業の花形として目鼻が立つのではないかとされています。国でも、来年度、24億円の開発研究費を計上、神奈川県では特区の認可も受けています。介護ロボット業界では、使用施設の確保に大変苦慮しているようであります。

そこで、以下3点について伺います。

1 番目として、南会津郡の介護関連ロボットの状況はどうなっているか。

2 番目、南会津郡の施設で率先して介護用ロボットを使い、改善内容を提案し、開発会社と有効的なつき合いをして企業誘致に結びつけてはどうかと思いますが、町の考えを伺います。

3 番目に、南会津郡は介護関連施設の建設が進んでいるが、必要人員と補充の見通し、対策は。

4 番目に、介護ロボットに関する職員の研修事業の計画は。

以上、4点についてお伺いをいたします。

2 番目に集落応援交付金事業の今後について。

集落応援交付金事業は大変好評の事業と受けとめています。一方、面積の広い地域や人口の多い地域からは不公平感が強いというような感じも見受けられます。来年度の予算に向けて町の考えをお伺いいたします。

3 番目に、有害鳥獣被害対策と猟友会支援制度について。

過去の猟友会は趣味の会という認識であったと思います。近年、鳥獣被害の拡大とともに、その存在は町にとって大変重要な組織に変わっていると思います。南会津支部の捕獲隊員年齢構成を見ると、構成人員95名中、40代までが13名、約13.7%、50代から60代が58名、61.2%、70代が19名、約20%、80代が5名、構成比5.3%であります。ベテランが引退し若手の入会が少ないと聞きます。銃の維持、さらには更新料に負担があるとも聞いております。

私は有料ボランティア制度を考えるべきと考えております。町の猟友会の位置づけと後継者問題の考えをお伺いいたします。

再質問に関しては質問席より再度質問をいたしたいと思っております。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。

13番、星登志一議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、介護ロボットと雇用対策に関する1点目ですが、南会津郡の介護関連ロボッ

トの現状はとのおただしであります。介護分野においては介護従事者の腰痛問題等が指摘されるなど働きやすい職場環境が求められています。この対策の1つとして、ロボット技術を活用することで、高齢者の自立支援や介護従事者の負担軽減が期待されているところでありますが、ロボットに対する情報不足、さらに、ロボット導入費用が介護保険の適用外のために施設の負担が大きいことから普及がなかなか進んでいない、そのような状況にあります。

現在でもマスコミ等でそのロボットの開発、あるいはテレビで放映されたりして、その作業する介護職員の介護の実態といいますか、諸状況が軽減されるというようなことも報道されておりますが、今ほど申し上げましたような事情があるようでございます。そのようなことから、現在のところ、南会津郡内での介護ロボットを導入している介護施設はありません。

次に、2点目であります。南会津郡の施設で率先して使用し、改善内容を提案して企業誘致に結びつけてはどうかとのおただしであります。福島県では、震災からの復興を目的として雇用の確保を図るため、製品開発並びに実証実験に取り組む企業等を支援するために、福島医療福祉機器開発事業費補助金制度を創設しております。

町といたしましては、この制度を活用して、実用性を持った医療福祉機器の製品開発に積極的な取り組みを行っている業者も多くありますので、企業誘致につながれば非常によいとこのように考えております。介護ロボットの普及は今後ますます開発される分野であることから、関係機関及び介護関連施設等と十分協議をして、そして情報収集に努めてまいりたいと考えておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

次に、3点目であります。南会津郡は介護関連施設の建設が進んでいるが、必要人員と補充の見通し、対策はとのおただしであります。桜寿会につきましては、16番議員にお答えしたとおり、来年1月15日より、介護職員を中心に31名の募集が開始されます。また、平成27年4月に開所予定の下郷町の特別養護老人ホームでは、雇用予定人数45名、また、只見町の地域密着型特別養護老人ホームでは雇用予定人数13名となっております。この1年くらいの中に、来年にかけて、再来年にかけてといたしますか、非常に介護職の募集・求人がある状況にあります。町としても、皆さん方にもしっかり呼びかけ、また職員の研修等を含めて、そして養成をしてみたいとこのように考えているところでありますが、施設整備に伴いまして雇用の場、今申し上げましたように拡大されるものと考えております。また、その確保が課題になっておるところであります。

今年度実施している緊急雇用創出事業による介護職員養成・研修、それから、平成26年度実施予定の求職者支援訓練による介護職員、初任者基礎研修等介護職員の確保に向けた情報提供

及び情報収集に努めまして、U・Iターンや若者定着の促進に取り組んでまいりたいとそのように考えておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

次に、4点目であります、介護ロボットに関する職員の研修事業の計画についてのおただしであります、介護ロボットの活用に向けては、介護現場の具体的なニーズに適した実用性の高い介護ロボットの開発が促進されるよう、開発の早い段階から介護現場での実証等の環境整備が必要とされております。

国においては、実証実験の協力施設職員を対象とした人材育成の研修会を実施しているところですが、町では、介護ロボットの活用に向けた研修会等の情報の収集及び提供に努めてまいりたい。今現在のところそのように考えておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

次に、集落応援交付金事業の今後について。集落の規模による不公平感の解消に向けた来年度予算の考え方に関するおただしであります、確かに、何か事業を行う場合の経費は大規模集落ほど大きくなると思いますが、全集落を対象に行った調査では、集落を維持するための経費の1戸当たりの負担は小規模集落のほうが大きくなる傾向にありました。

いずれにしましても、大きくても小さくてもそれなりの経費はかかるわけですが、調査の結果、そのような状況もありました。

したがいまして、来年度も面積や人口等の集落規模に基づく見直しは今のところ行う考えはありませんが、3番議員さんにもお答えしたとおり、地域力の向上等につながる先進的な事業に対して特別加算を行うような、そのようなことではどうだろうか検討をしてみたいと思います。

いずれにしましても、この集落応援交付金事業、私の基本的な考え方としては、やはり活力する地域づくり、活力がないのは何なのか、そのようなことをまず原点に考えました。そうした中で、皆さんにそれぞれの地域の課題、あるいは皆さんでどうしてそれを解決して解決方法を探っていくのかと、そのようなことが主眼にありましたものですから、まずはそのようなことで検討をしました。そうした中にありまして、ほとんどの集落、まだ多少実施されない地域があるわけですが、そうした中で、過去2年間を振り返った中でいろいろアンケート等をいただきご意見もいただきながら、今後の改善策といえますかパワーアップの分も当然考えなければならないわけですが、とりあえず皆さん方には理解いただいて、今実施しているというような認識ではあります。そういうことで、今後課題があれば検討してみたいと思いますのでご理解をお願いしたいと思います。

次に、有害鳥獣被害対策と猟友会支援制度に関する町の猟友会の位置づけと後継者問題の考

え方はとのおただしであります。現在、猟友会において南会津町有害鳥獣捕獲隊を組織し、猟期を除く月2回の巡視によるパトロールと有害鳥獣の被害対策を実施しておりますが、猟友会員の高齢化と会員の減少が課題となっております。

今後、ますます有害鳥獣被害が拡大するおそれがあるため、平成26年度より、南会津町鳥獣被害対策実施隊の創設を検討しているところであります。この南会津町鳥獣被害対策実施隊の内容は、非常勤特別職として、猟期を除く毎週月曜日から金曜日まで勤務して、そして被害防止計画に基づき鳥獣の個体数調整や巡視による捕獲わな、防護柵等の適正管理を行い、鳥獣の出没に際しては迅速に現場へ出動できる体制を整備するものであります。現在、猟友会と協議を行っているところであります。

この自治体による猟友会員のメリットは、狩猟税の一部軽減と銃所持に係る負担軽減が図られることから猟友会員の増加につながるものと、そのように期待もしております。いずれにしても、銃規制といいますか銃の管理等、それから狩猟の今の現状といいますか環境の変化というのか生態系の変化というのか、そのようなことも含め、また、需要の変化といいますか、昔とかなり大きく変化しているということで、高齢化、またそれに高齢化が拍車をかけていると。ですから、これは私たちの町ばかりでなくて、県も含め国も含め、そうした中での対応が必要だと思いますし、私どもも尾瀬の鹿とか熊とかそういう害のこともありますものですから、尾瀬サミット等の中でもこれが話題になっております。これは群馬県、それから新潟県、福島県と、栃木県も含むわけではありますが、そうした中で、近辺のその県、あるいは我々の関係する町村、一丸となってこのようなことを国に呼びかけていく必要があると。そのようなことを認識して確認し合っておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

町としても、そういうことで、重要なこの猟友会は有害鳥獣被害対策の重要な組織であります。今後も連携しながら支援してまいりたいと考えておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては……先ほど、集落応援交付金事業のところ、3番議員、湯田議員と申し上げましたが12番議員の間違いですので訂正をお願いします。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますのでよろしくお願いたします。

○芳賀沼順一議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 それでは再質問をさせていただきます。

1 番目の介護のことで雇用対策についてでありますけれども、町長おっしゃったように、現在南会津町では使っていないよということでもあります。

それで、非常にこの介護ロボットのメリットというのは、私もテレビで見ただけなのですが、例えば手足の動かなかった人を、その人が介護用のロボットを使って自分の力で動こうとすると、何か脳から電気が出ていて、その進路が、長い間使わないとその神経が退化して腕が動かなくなると。ところが、そういったロボットを使うことによって、その神経を使おうとする神経がまた新たに伸びて腕が動いてくると。あるいは、自分でトイレに行けるようになったとか。そういった最新のロボットが大分出ているみたいです。これは、車椅子のロボットとか、それから補助ですね、動力を助けるようなロボットと。ですから、こういうのをいち早く導入することによって、そのデータをやはり我々は有効に使って、今後の、例えば職員の軽減。労力ですね。これ、職員もやはりなかなか給料が安くて五、六年でやめてしまうというような人もふえているようです。町長発言のように、介護の現場の職員は大分手薄になっているということですから。それで町長の発言あったように、確かに機械が高くてなかなか買えないんだと。ところが平成27年には国のほうも、やはり導入しなければいかんだろうということで、介護用のロボットの種類とか、それから国の負担をどうするかということは今検討しているみたいです。

だから、そういった意味では、検討された後では遅いので、ぜひともこれは、研修事業の一環と取り上げて、情報を収集してやっていただきたい。

そこで、町長のほうから情報を収集するという言葉がありましたので、今、国のほうでは東京ビックサイト、それから幕張メッセ、これは年2回ロボット用の展示会をやっております。ですから、そういうところに南会津会だとか町の職員を派遣をして、これ1人2人では隔たった意見が出てきますので、まずそういったところを見るということから、例えば、バス1台貸し切ったってそう費用はかからないと思うんです。ただ、介護の現場ですから、職員の手があくかどうかという問題、我々ちょっとはかり知れないところですけども、そういったところでいろいろな施設の人を何人かずつ、バス1台で20人くらいで行けば、ああ、今後はこういった現場ができるんだということになれば、働いている人も、二、三年間、ちょっと今の仕事つらいけれども、二、三年後にこういうのが導入されれば少しは我々も楽になるし、精神的に余裕のある患者との対応もできるということで、今後に対して希望も持てると思うんですよね。

だから、そういった意味では、ぜひこれはまず見ると。ロボットの世界どうなんだということを見るということが大事なものですから、南会津会ということになれば、これは南会津町の

町長が率先して発言をしていかないとほかの町長もついて来ないと思いますので、その辺の研修、今後について早急に対策立てるべきだと思うのですけれども、再度町長の考えをお伺いいたします。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

ロボットの今の状況といいますか、そのようなことをしっかり情報収集して、その職員、あるいは関係者で研修すべきではないかとの意見であります。ただし、本当にいろいろやることについては、その調査研究、前もっての予備調査といいますかそういうこと非常に大切だと思います。今の現状を考えたときに、そのような方向に進むことは間違いないと思っています。そのような研究もかなり進んでいる様子も伺っています。

そういうことで、今の南会津全体としても、いろいろな業種ですか、いろいろな方々が参入される傾向にもありますし、国全体としても高齢化して介護どうするんだと、そういうことを本当に喫緊の課題だということでもありますので、町としても、というか私も南会津会を通してでも何でも、この地域の状況を踏まえた中でしっかりそういう対応をしていく必要があると、その認識は持っています。

ですから、そういう機会をぜひともつくって、そして、そのような情報があればといいますかそのようなことを今いただきましたから、その辺もしっかり検討して実施するものはしていきたい。できればと思っています。

○芳賀沼順一議長 星登志一君。

○13番 星 登志一議員 私は、問題解決はやはり常に現場を見て触って感じて対策をつくるということだと思いますので、ぜひ町長のほうから率先して、南会津郡の町長に働きかけて、来年度、多分6月ごろに一番早い展示会あると思いますので、ぜひ実行をしていただきたいと、こんなふうに思います。

それで、2番目の集落応援交付金事業についてであります。

これはこの前、前の議員からもありましたけれども、発表会もすばらしかったですし、各集落の人たちも、ああこういった縛りの少ない助成金というのは、本当に自分たちの考えたこと、思ったことをできると。要するに、自分たちで発想をしながら地域づくりの行動ができるということで非常に評判がいいと。これは私も発表会で感じましたし、今後ともやはり膨らませていく事業の1つではないかなと思います。

先ほど町長の答弁にありましたけれども、実際に、今町長も感じていると思いますけれども、

やはり大きな集落からは、もう少し金額を多くしてほしい。ただ、小さい集落であっても、もうちょっとふやしてほしいと。いろいろ、ほかの集落のことは皆さんわからないでしょうからなんですけれども。

ですから、私は前から言っていますけれども、ぜひこれを、地域のことは地域の住民が考えるんだと。アイデアを出すんだというような発想を応援する意味でも、やはり、例えば、我が町では国からお金をいただいています。交付金ということで。この交付金の考え方というのは、小さいところと大きいところが分け隔てなく分配できるようにという考え方で、1つは、土地の面積ですね。それから、人口の多いところにはばかり行かないようにということで、その人口に対しても、小さい町の場合には人口が少なくてもお金がいっぱい行くように係数ですね、要するに倍率を高くしてあげていると。私は、この交付税の仕組みは非常にいいと思うんです。

ですから、そういった意味では、南会津郡の行政区を、例えば耕地面積の割合、あるいは人口、それから、小さいところは困るでしょうから、今回やっているように小さいところは最低30万とか20万とかと。それ以上のものについては交付税の方式で配分をして、例えば上限100万円で切るとか、余り大きくなったり。ですから、そういった改善の余地は、私十分あるのではないかと思います。この制度のいいところは自由に使えるということと、それから、今までの町や県の助成事業というのは単年度で終わっていましたが、ここ二、三年、県のほうの方針も変えて、今、3年連続事業をやるのであればそういった長いスパンで皆さん考えてくださいよということで、そういった長いスパンのものも多く出ております。

だから、そういった意味では、5年間積み立てたらばこういう事業ができるのではないかなというような新しい発想も出てくると思うんです。ですから、そういった意味で、ぜひ中身の改善をお願いしたいと思うのですけれども町長の考えをお伺いいたします。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 答えいたします。

実は、前の議員さんにも答弁をさせていただきましたが、当初予算を要求するに当たって、区長さん方にアンケートを11月にとらせていただきました。このアンケートにつきましては、集落数95に対して91の回答がありまして回収率は95.8%になっております。この中で、交付金事業の内容や金額についての質問をさせていただきました。これで一番多かったのが、いわゆる内容、金額とも来年度、同程度にしてほしいという集落が62集落で約69%。それから、内容を若干難しくしてもよろしいけれども金額を増額してほしいという集落は9集落で10%。これに対しまして、内容を簡素化し金額を減額してほしいという集落が11集落の12%。つま

り、申し上げたいのは、増額よりも減額を希望している集落の多いということと、来年度、内容、金額とも今年度と同等でということが一番多かったということがございますので、当初予算要求に当たりましては今年度と同程度ということで考えさせていただきましたが、町長からの答弁にもございましたように、いわゆる地域力の向上等につながる先進的な事業等につきましては、いわゆる特例加算などの増額について検討させていただきたいということでございますのでご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 星登志一君。

○13番 星 登志一議員 これは見解の相違だと思うのですがね。私が思うのは、例えば、今までやってきた事業というのは、一部の方については手続がやはりちょっと面倒くさいという区長さんも、そういう声も聞いていると思うんです。なれている区長さんについては、あのくらいやってやれないことはないよと。ですから、面倒くさいという方に提案すると、何でもいやというような答えが返ってくると思うんです。

ですから、私が言いたいのは、そのアンケートをとるときの中身についてなのですが、町としては、今非常に評判がいい事業なので、例えば今はこういうふうに行っているけれども、例えば5年間に、新しくこういった人口だとか面積だとか上限だとか聞いたこういったスタイルでもやりたいと思うのですが、皆さんどうでしょうかというような内容のアンケートであれば、私は大分中身変わってくると思うんですよ。現状こうでこうだから、これに対してのアンケートであれば、今の制度に対して面倒くさいとか簡単だとかそういう話だと思うのですけれども。

ですから、アンケートのとり方を少し変えて、町としては非常に評判がいいからみんなにいろいろなことを発想してもらいたいのだと。そのためにはこのくらいの事業規模も予定しているよと。じゃ、現在の制度で直してもらいたいところと、あとは、町で新たにこんなことも考えているのだけれどもこんな制度はどうだろうかというような問いかけもあると思うのですが、これはアンケート終わりましたからあれですが、来年度に向けて改善をする場合に、どの視点に重点を置いてやるかということを考えたとき、来年度に向けて私は一考の余地はあるのではないかなとこんなふうに思うのですが町長の考えをお伺いします。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

確かに、この事業に限らず、町は、今行っている全ての事業を、職員あるいは検証委員会、業界の中での検証等をして、そして改善を図っているところであります。

そうした中にありまして、アンケートとらせていただいたのもその材料にする一環の中の1つのことだったということでもありますし、とり方いろいろあるわけでありまして、今、議員のような考え方あることも承知しておりますし、そして、これで十分だとも思っておりません。いろいろ状況が変われば、当然また別な方法ということにもなるわけでありまして、そうした中であって、正直言って、金額そんなに多いとも私も思っておりません。それで、何とか元気を出して自分たちで工夫をして地域の活性化を図っていただくという、そういう機運ができたということは物すごく私もよかったなと思っております。

ですから、そういうことに、また応えて町もいかなければならないと思っておりますし、そして、この事業1つで解決するとかそういうことではなくて、いろいろ県とか国とかの事業もあります。

1つに、わかりやすく今言えば、きのうも答弁の中で申し上げましたけれども、農地・水・保全の交付金事業というのがありますが、これも田んぼの面積とかそういうことになりますから、いわゆる、今、議員さんおっしゃられたような交付税の対象、国から来る交付税の面積とか施設とかそういうものを考慮したものが、一方では農地の農地・水・保全交付金事業だと思しますので、そのようなこともいろいろ総合的な中で、できるだけ私たちも、自分たちの金ではなくて国とか県のお金を利用した中での活用を図っていただく。この情報も提供したいと思っておりますし、そして、去年、ことしと行政連絡員の方、あるいは区長さんには町の事業等そういうものも含めた中でのメニューを冊子にして差し上げていますので、そういうことを題材にして、地域としても、これで足りない部分はこういう事業を該当するかもねとか、そのようなことをやはり検討してもらい、それが大切だと思います。

そしてまた、ここに支援員つけていますから、職員の。ですから、そういう職員の活用も十分していただいて、みんなして力を合わせて、そういう中で地域の活性化図っていただきたいと思っております。

町も、できる限りそれに対する支援は当然していきますし、今、私もそうです。課長も申し上げましたが、これに足りない分といいますか必要な部分は、また検討して特別枠加算といいますかそのようなことも検討する必要があるとそのように認識しておりますので、ぜひ皆さん方にも積極的にご利用いただきたいとそのように考えています。

○芳賀沼順一議長 星登志一君。

○13番 星 登志一議員 今、町長の答弁聞いていて思い出したのですけれども、地域のやはり活性化ということで、町は各行政区を支援しますよということで職員を張りつけているわ

けなのですけれども、これがどうも十分に機能していないとか中途半端だということで、前回も、あれ、一部の人は多分行政区の役員とかそういう人は支援制度があるということを知っているのだと思うのですけれども、住民の方はそんな制度あるのかと言う方が結構多いんですね。

だから、そういった意味では、そのときちらっと思ったのですけれども、やはり行政区では毎年総会やっているわけですから。その総会には行政区を支援している職員が、もう町長命令で必ず出るよと。そうすればその行政区の悩みとか云々はよくわかるわけですから。その中で、みんなのほうから、今やっている応援交付金の事業ですか、それはどんなことですかと聞けば、かえって、役員よりも住民のほうからもそんな制度があったのかよと。じゃ、こういうことがどうなんだという意見が出ると思うのですけれども、その支援員の、やはり行政区出したほうがいいと思うのですけれども。今唐突に話したものですから町長も考えまともならないかもしれないのですけれども、ちょっとその辺の考えをお伺いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 お答えいたします。

担当職員の配置制度につきましては、いわゆる館岩、伊南、南郷はできるだけその集落にいる職員を配置をしておりますが、田島地域についてはなかなかそれも間に合いませんので、ほかの集落の職員が配置されている例が多々ございます。そういう中で、昨年につきましてはアンケートの中でそういう問題について若干指摘をされた事実もございます。ただ、今回のアンケートの中では、少し手前みそになってしまうかもしれませんが、集落に配置された集落担当職員は役に立っているかというアンケートの中で、大変役に立っているが57集落、ある程度約立っているが27集落、合わせて92.3%の方は、この集落担当職員を役に立っているというような回答がございまして、私どもとすれば、職員については集落に入って動いていただいているものというふうに認識をしたところですのでご理解を願いたいと思います。

○芳賀沼順一議長 星登志一君。

○13番 星 登志一議員 今、課長から答弁があったから課長に言うしかないんだけど、私は、今、アンケートというのはある程度の目安だから、それを参考にして、新たに町で、どういう施策をつくっていくかということなんです。

だから、そういったいい答えもあったけれども、反面、私が先ほど提案したように、こういうところも抜けているからこういうところは再度それに上乘せをしてやったほうがいいのかという話ですから。私は何も、全部そのアンケートの中身否定しているような話して

いるわけではないのです。さらに、よくするためには、そういったように、各、せっかく行政区で総会をやっているのですから、そこに支援員が入ったほうが、その集落の悩みだとか課題がよりよくわかるのではないかということでは改めて、それでは改めて、それについてお伺いしますけれども、町のほうでは支援員が行政区のほうに何名くらい、どのくらいの、町で集会、各集落で総会があって、そこに何名くらい支援員が参加しているのですか、ちょっとお伺いいたします。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 答えいたします。

そういう出席について特に報告を求めているということはございませんので、何人出席するかについては把握はしておりませんのでご理解を願いたいと思います。

○芳賀沼順一議長 星登志一君。

○13番 星 登志一議員 というわけで、私は今後、そういったところも出したほうがいいのではないかと。今現在にその把握もしないという状況ですから、なおさら、町長のほうから指令を出して支援員を出したほうが、より高い、効率のよい支援制度ができるのではないかとこんなふうに思いますので、ぜひ町長に一考していただきたいと思います。

それと、3番目に有害鳥獣ですけれども、町長の答弁のあったように、私の今回の質問の意図しているところは、例えば、テレビ等で拝見しても、きのうあたりも富岡町でイノブタが出て困っているとか、多分これは県のほうでも猟友会の問題、要するに、猟師の問題については、今後大きな課題となって大きな金額を投入しなければいけない事態、これはなってくると思います。

そういった中で私が聞いているところでは、田島には昔から猟友会の人々が練習するために射撃場があったと。その射撃場が今は、はっきりとはわからないけれどもどうなっているかわからないような状態で、これは議会のほうにも陳情出ていますけれども。そういった中で、今後はやはり有料ボランティア的に、今からですね、今から準備をしておかないと、後々必要だというときに、もうどうにも手の打ちようがないと。後手になってしまうということがあるんです。

ですから、そういった意味では、その猟友会全体の会員をふやすためにはどうするのだと。それを南会津郡がモデルのようなものをつくって県全体に波及して行って、今困っている浜通りあたりに、それでは南会津郡、いっぱい猟友会の人いるから、例えば50人くらい何週間か派遣しようとかそういった話にもなると思うんです。単に南会津町の問題ではなく、これを県

に波及することによって、今、原子力で被害を受けている浜通りのほうにも我々の力を貸そうかと。そのくらいの計画でもって私は推し進めていってもらいたいと、こういう思いがあって今回の猟友会の問題を出したのですけれども、町長のお考えをお伺いいたします。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 私もその現状はよく認識しております。できることとできないことがありますしね。ですから、実際にお願ひしても、猟友会の人、今度実施隊ということでお願ひするようになるのですが、それもなかなか地域によっては、本当に国で言うようなあの組織ができないと。この南会津町でもございます。ですから、現実をしっかりとらえて、そして、今できること何かということをもとにまずとにかくやりたいということでもあります。ですから、町としては田島地区と、それから館岩、伊南、南郷地区とあるわけですが、それぞれの猟友会支部の中でできること、できるようなことをまず検討してやってほしいということで、今話し合い進めております。大体できるような方向性は確認できていますからやれるようにしたいと思いますが、いずれにしても、この南会津町ばかりでなくて、下郷さんにしても只見町さんにしても檜枝岐さんにしても本当に減少しています。ですから、これ本当に、今こういう生態系狂ってしまって、そして有害鳥獣被害がどんどんふえていく。これは本当に全国的な状況なので、国にもしっかり要望した中で町としてもやりたい。ですから、町としてできる限りのことは、今やるつもりで、そのような覚悟でおりますのでご理解をお願いしたいなと思います。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 先ほど、議員のさんほうから地域の連携が必要でないかというふうな質問がありましたので、私のほうから参考としまして、今現在、檜枝岐尾瀬地区にニホンジカが大変生息しまして、今度、檜枝岐地区の猟友会のほうで、国の支援を受けながらニホンジカの捕獲体制をとる。それで、それに伴いまして、そのニホンジカが館岩のほうに逃げてくる可能性もあるからということで、館岩支部の猟友会との連携を図りながら、支援制度幾らか経費を支援していただきまして、館岩のほうでも、その逃げてきたニホンジカを対策を図るというふうなそういうふうな連携を図っているところでございます。

○芳賀沼順一議長 星登志一君。

○13番 星 登志一議員 この問題は、やはり全県にかかわる問題を南会津郡からモデルをつくってやっていこうというくらいの気構えで、ぜひ早急に、それこそプロジェクトをつくってでも対応して、南会津町ここにありという姿勢を見せていただきたいと思います。

以上、期待をいたしまして私の一般質問を終わります。

○芳賀沼順一議長 以上で、13番、星登志一君の一般質問を終わります。



◇ 五十嵐 司 議員

○芳賀沼順一議長 次に、15番、五十嵐司君の登壇を許します。

15番、五十嵐司君。

○15番 五十嵐 司議員 どうも皆さんおはようございます。議席番号15番、五十嵐司でございます。

通告により一般質問を行います。

私の質問事項は2点ございます。

1点は、役場消防隊の設置について。2点目は木質バイオマスエネルギーの利用促進についてであります。

まず、役場消防隊の設置について。

1つ目として、南会津の人口は、合併時点で約2万1,000人でありましたが、現在は約1万7,000人となり過疎化が一層進んでおります。日本の中山間地域における社会現象と同様に少子・高齢化が進み、中でも若者の減少は町民の生命・財産を守るという消防団の組織に、団員の減少、高齢化、町外での就業などの問題が生じてきておるところでございます。

町では既に消防団組織の再編・統合などの改革に取り組まれておるところであります。しかし、このような中であっても、特に昼間に起きる火災では団員の確保が難しくなっているところと考えられます。

こうした情勢に対応するため、役場職員による消防隊を編成し、初期消防活動などに当たってもらうことが、高齢化が進行している当町において、喫緊の課題であると思うが町長の所見を伺いたいと思います。

②町の職員数を示していただきたいと思います。

本庁、館岩総合支所、伊南総合支所、南郷総合支所における職員数、そのうち女性は何名おられるのか。また、そのうち消防団員は何名いるのかお示しいただきたいと思います。

大きな2番として木質バイオマスエネルギーの利用促進についてであります。

①広大な森林面積を有する我が南会津町にとって大きな可能性を有する木質バイオマスは、地産地消のエネルギーとしての実現は、産業の振興、特に地域の森林・林業の活性化、雇用の

拡大とつながると考えられます。町公共施設への木質バイオマスエネルギー（チップ、まき、ペレット）ボイラー等を設置し、需要を拡大し、林業を活性化させ、安定供給へつなげていくことが必要と思うが町長の考えを伺いたいと思います。

2番として、伊南森林組合、チップパー機について伺います。

生産能力1日どのぐらい生産できる能力を持っている機械なのですか。24年度のこのチップの生産高はどのぐらいあったのでしょうか。稼働率、それから売上高はどのぐらいになったのでしょうか。販売単価は幾らだったのでしょうか伺いたいと思います。

③として、福島ミドリ安全が受託した林野庁の館岩地区における木質バイオマスエネルギーを活用したモデル地域づくり推進事業について伺います。

壇上からは以上でございます。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 15番、五十嵐司議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、役場消防隊の設置についてのおただしであります。ご存じのとおり、少子・高齢化に伴う消防団員の確保は全国的に大変厳しい状況にあります。地方に行けば行くほど自治体消防団の維持、存続が喫緊の課題であることは我が町にとっても言うまでもありません。

その中にありまして、本庁でも消防団の組織の再編成を行い、昨年度南郷師団が2つの分団から1つの分団へ再編成を行いまして、団員の負担軽減を図ってきたところであります。

本庁における町職員の消防団への参加状況につきましては、男性職員の半数近くが消防団員として地域の予防消防に努めております。いざ火災が発生した場合、業務に支障のない団員においては、地域を問わず現場へ急行し消火活動に取り組んでいるところであります。

仮に、役場に消防隊を編成することになりますと、本庁、各総合支所にポンプ自動車等の設備を整備することになり、各部組織と同様に維持管理費等が発生してまいります。また、本庁、各総合支所に新たな消防隊を編成することになりますと、消防団、各師団、本部員等との協議、調整も必要になってまいります。さらに、人事異動による消防隊の編成が毎年行われることにもなります。組織運営にも支障が出るとそのように予想されます。大変困難なような条件ばかり申し上げましたが、いずれにしましても、これは本当に、町としても地域として非常に重要な課題だと考えております。町の消防団や、確かに自主消防もなかなか高齢化して、そして入られる方が少なくなっている現状でありますし、ただ、この災害、東日本大震災ありました、それから豪雨災害ありました、いろいろな台風の災害あります。そうした中におきまして、この南会津町の消防団員のその意識と伺いますか、もう本当に素晴らしいものがありますし、本

当に県下に誇れるもの、全国に誇れるものと、そのくらいの消防団だと私は思っています。

そうした現状の課題、それから活動、行動の効率性などを含めていろいろ検証をしながら、現実をよく検証して、そして今後の対策を考えていければとも思っております。現状での職員の取り組みがあれば、火災現場での対応も十分可能であると判断しているところでもあります。また、先遣隊も120名を超えまして、地元地域での初期消火活動の要となっておりますので、今後も、団員、先遣隊との連携を図りながら地域の予防消防に努めてまいりますのでご理解をお願いしたいと思います。

なお、また改めて、職員のそのような場合の対応も意識改革、徹底を図ってまいりたいと考えておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

次に、町の職員数及びそのうち団員数の数であります。本庁におきましては職員が177名、うち女性職員が52名、団員数が52名となっております。舘岩支所におきましては職員が27名、うち女性職員が7名、団員数が10名となっております。伊南支所におきましては職員が31名、うち女性職員が6名、団員数が12名となっております。南郷総合支所におきましては職員が28名、うち女性職員が8名、団員数が6名とこのようになっております。

次に、木質バイオマスエネルギーの利用促進に関する1点目ではありますが、公共施設への木質バイオマスボイラー導入によるエネルギー需要の拡大と林業の活性化についてのおたただしであります。木質バイオマスエネルギーの利活用につきましては、現在までさらさら289への木質バイオマスボイラーの導入やチップ生産施設の整備などを図ってまいりましたが、今後も引き続き、温泉宿泊施設や福祉施設、教育施設などへの木質バイオマスボイラーの導入を検討してまいりたいと考えております。

森林整備の過程に生ずる間伐材をチップ化し、ボイラーで消費するという道筋が構築できたことで、循環型の森林整備が一步步前進しているものと、そのように認識しております。森のエネルギー創出プロジェクトなどの林業施策の推進とともに、需要の拡大と林業の活性化を図ってまいりたい、環境整備を図ってまいりたいとそのように考えておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

次に、2点目ではありますが、伊南村森林組合のチップパー機についてのおたただしではありますが、チップの生産能力は、メーカーカタログ値で、処理原木単位で1時間当たり最大50立方メートルの表示はあります。しかし実際には原木の前処理やチップの積み上げ作業などに時間を要するために、現地での稼働実績から、1日当たり150立方メートル程度のチップ生産能力と、そのように判断しております。チップの大きさがまちまちであったりそういう調整が必要であっ

たり、カタログどおりの効率が今現在上がっていないことは確かであります。

そのようなことを含めて、今のその木質バイオマスボイラー利用していますこれに対応するためには、やはりチップの大きさ等調整する必要がありますので、そのような作業にかかるということでもあります。

また、平成24年度の生産高は約941立方メートル、稼働率は年間15日稼働で6.2%、売上高は約296万円、販売単価は1立方メートル当たり3,150円となっているのが現状であります。

次に、3点目であります。木質バイオマスエネルギーを活用したモデル地域づくり推進事業についてのおただしであります。本事業は森林資源のエネルギーとしての有効活用や森林整備の推進、雇用の確保等を図るため、地域一体となって取り組みを進める先進的なモデル事業に対する林野庁の実証委託事業であり、本年6月にホームページ上で公募が開始されたものであります。

今回の公募に当たりまして、これまで福島県内外において二酸化炭素の排出権取り引き事業や地球温暖化対策への取り組みについて実績のあった福島ミドリ安全株式会社から、南会津町を対象エリアとしたモデル事業の企画提案がありました。これは、この間もミドリ安全の方が来られました。社長さん来られました。今、先ほど申し上げました南会津町が行っている森のエネルギー創出プロジェクト、このような事業、あるいは、その森林整備等、そしてこの環境といいますか森林面積、そういうことを考慮した中で、南会津郡をターゲットにして私たちはこの事業を組みましたというふうなありがたい、その提案ということで今回このようなことになったわけではありますが、そのようなお話をいただきました。私たちも、町としてもできるだけの支援といいますか協力してやっていきたいというふうな意向も伝えましたし、そのような意を酌んでいただいたというのがこの事業であります。

そうした中にありまして、町としても自然エネルギーの活用や森林整備の推進に関して、現在、町の取り組みを進めている施策と合致するものと、そのように判断し、そして、同社の企画書作成に協力してまいりました。

実証委託事業については全国から数多くの応募がありまして、林野庁でのプレゼンテーションを経て、最終的に6件の採択事業のうちの1つとして採択されたものであります。

また、事業期間については、今年度から平成27年度までの3年間。総事業量は5億から6億程度と予定されているところであります。

今後も、本事業はミドリ安全株式会社を事業主体とした関係団体との連携により、会津アストリアホテルを中心としたエリアにおいて、木質バイオマスエネルギー設備の導入を進めてい

く予定となっております。

以上であります。

以上お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますのでよろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 五十嵐司君。

○15番 五十嵐 司議員 私の、町長の答弁、期待した答弁ではないのでちょっとがっかりしているのですけれども、いろいろ町のほうの内部のいろいろな調整とか団員との話し合い、これから消防団との話し合いも進めていかなければこの組織は無理かなと、そう痛感いたしました次第であります。

ところで、この職員数177名のうち、女性を除いて52人が消防団に入っていると。残りの入っていない方というのは、ベテランの職員の方とかそういう方なのでしょうか。町の職員に採用されたら必ず職員は団員に入ると、そういう規則とか何かはあるのでしょうか。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

新規採用職員が役場に入る際には、必要書類として宣誓書等がございます。サービスの関係で。ただ、消防団に入りますというものは規制上全くございません。これは、あくまでも本人の意思で消防団に加入するというところでございますので、町としてそういう強制的なものはないということでございます。

○芳賀沼順一議長 五十嵐司君。

○15番 五十嵐 司議員 それから、これを設置した場合、本庁並びに各支所に設置した場合は、ポンプとか自動車等も設置しなくてはならないと、そういう財政面の負担もかなり出てくるということですが、この前、消防団の再編統合などもありまして、ポンプが何台か、車も同じですけれどもあいているんですか。それはもう処分してどこかに売ってしまったとか、その辺ちょっとお聞きしたい。

○芳賀沼順一議長 住民生活課長。

○宍戸英樹住民生活課長 お答えいたします。

昨年度、それから本年度にかけましてポンプ自動車、それから小型動力ポンプつき積載車の更新を3台いたしました。それから南郷師団では、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、組織の再編ということで1分団にまとめております。そうした関係で、これまで使っていた車両について余剰が出ました。その分については、ほかの自治体、具体的に只見町ですとかそう

いった消防団へ譲渡した、あるいは更新の際に廃棄処分としたということで、現在、余剰となっている車両はございません。

○芳賀沼順一議長 五十嵐司君。

○15番 五十嵐 司議員 私、役場の消防隊が、例えば組織された場合は、最も早く火災等の情報が一番先に入るんですね。比較的職場にも人員がいると。最も早く出勤して現場に駆けつけられるのも役場職員の消防隊員ではないかなとこう思います。行って、後から消防団、あるいは広域消防が駆けつけた場合は後方支援等に当たるようになると思います。

それから、勤務時間ですね。勤務時間はやはり、当然平日ですから土曜、日曜、祭日はもう除外ということでありまして、火災現場においては団長の指揮に入ることになると思いますが、もし組織できればこれは本当にいいことだと思いますので、今後、役場内で、各団体とも話し合っていていただいて、組織が将来できるような形で進めていっていただきたいということを申し上げまして、この件についての質問は終わります。

○芳賀沼順一議長 五十嵐さん、答弁はいいですか。

○15番 五十嵐 司議員 町長、もう一度最後に。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 確かに議員さん、今、自分が期待されたような答弁ではなかったかもしれませんが、ですけれども認識は一緒だと思います。

私も本当に細々したもの、そこまでのことはよく承知していない。申しわけないですけどもそういう部分はあるのですが、現実的に、役場の職員、ほとんどの可能な職員は入っているのが現実です。その、各分団に……分団といいますか班に所属しているのも現実ですし、そうしたときに、その町は町、役場は役場でそれを組織してそれをやると、今度、各地区の班が、今度、人員が足りなくなったりそのようなことも生じる可能性があります。

ですから、その辺のことも含めて、実際に本当に実働できるのはどのようなことなのかしっかりその辺も検討して、そして、できるのであればそれは可能だと思いますが、いずれにしても、自治消防のほうともしっかり連携しなければなりませんので、その辺も含めて検討してみたいと思います。

ですから、役場職員も、また消防団でなくてもそういう災害というときには、また別なそれぞれの、団員であってもまた別な対応をしなくてはならないというときもいろいろございますものですから、その辺も含めて、町の職員として、それから消防団員としての役割といいますかその辺のその実働に際しての検証といいますか、それも含めて、今後しっかり防災対策の中

でもやっていきたいと、そのように考えておりますのでご理解をお願いしたいなと思います。
よろしく申し上げます。

○芳賀沼順一議長 五十嵐司君。

○15番 五十嵐 司議員 最後と申しましたけれども、もう一点ちょっと。私の考えていることを組織についてちょっと述べさせてもらいたいと思います。

例えば、南郷の組織をつくる場合は、田島とか他の、伊南、館岩から来ている職員がいるわけですね。その方たちで組織して、南郷の職員、消防隊は。当然、南郷の職員は地元の消防団に入っているわけですから、火災発生したらすぐその地区の消防団と一緒に行動することになっておりますから、もしあれだったらば、ほかから来ている職員で構成して。そのほうがいいのではないかなと、そんなことをちょっと思いましたので申し添えました。

以上で、役場消防隊についての設置については終わりにしたいと思います。

続きまして、木質バイオマスエネルギーの利用促進ということについてであります。

木質バイオマスエネルギーに、チップとペレットとまきとあるのですけれども、ペレットのエネルギーについては、昔、田島地区でも公共施設等で使用していたのですけれども、六価クロムガスが発生するというので、何か、その後取り払ってから今使っていない状態です。その後の調査で六価クロムガスのような、人体に影響するようなガスは発生していないということが検証されたようでございますが、なかなか地元でペレットの生産所がないとか、あるいはペレットストーブが高いとかで普及していないようであります。

まきストーブについては、ことしから南会津森ネットワークで、今年度より生産・販売しております。私も、林業祭に行き、すごい雨の中だったのですけれども、結構、そのまきの注文に来ていた人を見られまして、石油等が高くなっている中で、結構、一般家庭においてもまきストーブの普及というのが進んでいるのではないかなとこう思っております。

私は、チップボイラーについて主に質問してみたいと思います。

あれは、現在、地球化石燃料、灯油、重油とか石炭、ガス等の使用によって二酸化炭素、CO₂などの温室ガス濃度の上昇により、地球温暖化問題に直面しているところであります。化石燃料は、我が国にはほとんどなく輸入に頼っているのが現状であります。このまま使い続けていくと60年から80年ぐらいで石油もなくなるのではないかなと、そんな話も出ているのが今現状でございます。

また、近年、原油の高騰によりまして、我が国経済に及ぼす影響、消費者負担が重くなり、化石燃料を基準とする一方的通行の社会経済システムから、木質バイオマスなどの再生可能エ

エネルギー資源を基準とした循環型社会の転換が必要であると思います。アラブ諸国の国際状況や為替相場などによって石油は上がったたり下がったりしているわけですが、こういう状態に左右されないで、上限価格のわからない資源の乏しくなる化石燃料に頼り過ぎるのは危険であると思いますので、やはり木質バイオマスの代替エネルギーの普及というのは最も必要ではないかなと思っております。

私、きのうここから帰って灯油の価格って、私もはっきりわからないので調べました。大体今100円ぐらいですよ、灯油が。100円前後なんです。10年前は幾らだったのかなと思えば45円ですよ。およそこの10年間で灯油は倍になっているんですよ。私もそれも再認識してびっくりしたわけですがけれども。本当、45円が今100円になっているということはちょっと意外な状況を感じました。

それで、きらら289に、23年度が、灯油が9万7,700リットル、チップのあれができてからは随分少なくなったんですね。6万8,300リットルで、金額にして270万ぐらい少なくなっております。そのかわりにチップボイラーのほうにかかっておりますが、この割合が大体3対1の割合になっております。CO₂削減も大体30%ぐらいできていると見込まれているところでございますが、今、この間あそこの支配人に聞きましたらば、チップボイラーの調整、使い方、運転もよく、このごろ理解できてきたので、今後は今までより以上にチップボイラーのよさを発揮できると言っておられたのが印象的でした。

こんなわけで、チップボイラーをやはり多く、これから、各、我が公共施設に設置していただいて、少しでも木材の振興等に寄与していただきたいなと思っております。

今、町長からも大変前向きに、温泉施設、それから福祉施設、教育施設でも設置していきたいという答弁がございましたので、これは本当に私も同感であります。

それから、伊南村のチップ生産についてお聞きしたいと思いますが、南会津郡内では、昨年度搬入されました間伐材、全部で3,900立方ぐらいあるんですよ。このうちの伊南で338立米が伊南でチップとしてつくられたようでありまして、ほとんどがきらら289で使っていただいたというのが実績です。郡内で3,900立米のうち伊南で330なんですよ。今度、館岩地区の温泉施設等で、大体使われるのが1,200立米、チップ換算について大体5,000立米ですよ。きらら289の大体5倍になる見込みだそうでございます。

それで、まだまだ、先ほど町長から答弁ございましたが、今のチップ機では、将来、この館岩地区の温泉地域の稼働したり、教育施設とか福祉施設、温泉施設にチップ機が、チップボイラーが増設した場合足りなくなるわけですが、急にではなくて、今度館岩地区で1,200立米

の需要があると。次は花木の宿とかだいくらスキー場等を使っていくには、やはり新しいもっと大きな機械の導入も必要かなと思った次第でございます。

それで、今後なお一層、この導入時期と、また、館岩地区以外の施設にいつごろ導入する考えがおりかちょっとお聞きしたいと思います。もしそういうめどを立てておられましたらば。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 答え申し上げます。

まず基本的な考え方。

本当にこの流れというものは、私も小学校のころ、石油は30年たったらなくなるんだと、そのような話聞いていましたし、あれから30年以上はたっているのですがなくなりません。それは、その経済価格といいますかその部分だと思いますが、オイルサンドとかシェールガスとかいろいろなエネルギーが出てきた。太陽光発電、風力だったり。そういうこともあろうかと思いますが、いずれにしても、私は究極の再生可能エネルギーだと思います。

そういう中で、私たちのこの地域、日本は温帯地域でありますし、もう切ればまた再生するような森林になっております。環境になっております。ですから、そういう意味では、本当に小さな日本であります。この私たちのその環境はそういう地域にこの地球上にあるということでもあります。ですから、石油を掘って地球の中を空っぽにするよりもこのほうがよっぽどいいと。当然、そのような方向に向かうべきだろうと私は基本的に考えています。

そうした流れの中にありまして、ようやく南会津町もこのチップボイラーの導入がありまして、そしてその一歩をまず踏み出したということでもあります。そうした中に、今度ミドリ安全のほうで、会社さんのほうで高杖にこのような施設を設けられる、国の事業で設けられるということは、本当にまた追い風になっているとそのように考えます。

そして、そもそもボイラーの仕組みが違うので、今聞いているところによりますと、今度はオーストリア製のボイラーを設置されるそうでありまして、今のチップパーのようなチップでもそのまま投入できるようなボイラーだそうでありまして。聞くところによりますと。

ですから、いろいろ機械によって、ボイラーの機械によってその受け入れるチップの性質と違いますか形状が違うものなんだなと思いましたが、そういうことを含めていろいろ出てくると思います。ですから、町としては、このいろいろな町の公共施設、あるいは大型のその施設等に対しての今後のその導入を考えていくべきではないのかなとそのように考えは今持っています。

そして、これをする、まず課題はやはり搬出すること、これも課題ですから、路網整備とか

そういうこと。そういうこともしっかりしていかなければなりませんし、そしてもう一つは、今、議員おっしゃられたのは森のエネルギー創出プロジェクトのことだと思いますが、これで間伐材、あるいは森林から切り出された木材の利用というのは、チップばかりでなくて、もう一つは、私は本当に建築といいますかそういうものに対する、ほかの用途にも使えるような、そういう技術も習得していただいて、いろいろなその活用を、この森林図っていくと。それがこれから町の課題であろうと思います。

ですから、そういう中で、いい材料のものは公共施設に使ったりそういうことも、今だんだんしていますし、約3,000立方、昨年度は間伐材の搬出ありましたが、またことしふえそうでもありますので、その辺のことも含めて、もっともっと有効な利活用を含めて考えていきたいとそうように考えております。

そしてまた、この木質バイオマスエネルギーの活用の中で、実は議員さん以前おっしゃられた道路のロードヒーティング、これの活用もどうかということ、今、県のほうにも、ただ口頭のほうでは申し上げておきました。具体的には289号の駒止峠にどうだろうということ、提案をしているところでありますが、全国どこでもやっていないということで、まずこの館岩地区でこれを導入していただいてその実証をしていけたらと、そのような、淡い期待と申しますか、そのようなことを今いろいろお願いしているところであります。

そうした中で、いろいろな面で活用が図られると思いますし、そういう中で雇用も生まれると思いますし、町としても、この件に関しては、ぜひ、これからは始まりだと思しますので、ぜひ可能な限り、どのようなものができるかということをしっかり検討した中で、私たちも支援、あるいは連携して協力して実施していきたいとそうように考えております。よろしくお願ひします。

○芳賀沼順一議長 五十嵐司君。

○15番 五十嵐 司議員 それで、24年度の3,900立米の間伐材が森のエネルギー創出事業プロジェクトということになったわけですが、そのうち338が伊南のチップ生産、伊南地区で消化しているわけですが、残りの3,600ぐらいですか。これはどういうルートになっているのでしょうか。どういうルートで、例えば建築に使ったとかほかのチップ工場に持って行ったとかそういう面教えてください。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

今の議員さんの質問は平成24年度の実績でありますので、3,910立米を集めまして、その中

で伊南が338の材を集めたということではありますが、全体で3,910の中で、基本的にはチップにする部分と、あと、グリーン会津発電ですか、そちらのほうに売っていただいた、そういった経過あります。

あと、グリーン発電に売るのもったいないということで、地元の大工さん、工務店さんが直接集積場ですね、担当の全員が集まっているところへ行って、そこで幾らか分けてほしいというようなことで、そちらで森林組合さんが購入したと、そういうふうな内容であります。

ちょっと数字的なやつは、今手元に数字はございませんが、そういうふうな集めたものを処分というんですか、そういうことを振り分けしながらやっております。

○芳賀沼順一議長 五十嵐司君。

○15番 五十嵐 司議員 それで、次年度より館岩地区でのバイオマスの需要が始まるわけですけども、大体この森林組合で生産した搬入の丸太で間に合うんですよね。間に合って、それが伊南のチップ生産所で全て賄えるんですね。その辺ちょっとお聞きします。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

今、手元での試算なんですけど、きらら289にチップを作製するに丸太340立米、チップにしますと1,020立米が必要になっています。今度アストリアに設置されるボイラーについては丸太が2,100立米、チップにして6,300立米のチップが必要になってきます。年間、2,440立米の丸太が必要であります。チップが7,320であります。24年度の集まった材積が3,900なのですが、ことし25年度については、当初、今現在3,700がありまして、今回の補正予算にもあげていますが、最終的に5,000近く集まる予定でありまして、十分丸太の材は集まってチップに加工することはできます。

あと、地元伊南森林組合にチップをやっている機械がもしも壊れた場合についても、今、民間のチップ製材所作成者が非常用としてそっちのほう導入できるというふうな話し合いもしておりますので、そんなことを含めながらチップ生産の対応を考えているところでございます。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 五十嵐司君。

○15番 五十嵐 司議員 今、課長のことで、よくわかりました。

私も今まで見ていますと、結局、間伐した丸太を伊南のチップ以外のところ、若干建設のほうにも回っているのですけれども、もう若松のグリーン発電、農林ですか、農林に、やはり立米4,500円でしたっけか。4,500円ぐらいですね。これ運賃込みでしたっけ。そのぐらいで安

く入ってしまうんですね。結局受け入れは1万円で町が7,400円だからで森林組合が2,600円だけ出して、1万円の形のある丸太が4,000円ぐらいで、もう向こうさ運ばれて行ってしまうということにはすごく抵抗を持っていたのですけれども、今度高杖地区で3年間、きらら289の3倍の需要を予測したバイオマスの需要検証が行われるということで、本当に私も喜んでおる次第でございます。

町長も、このバイオマス、チップボイラーの今後の公共施設には本当、積極的なお考えでありますから、町のこの町内の木をやはりほかに出さないで、やはり地産地消でこの土地で使っていけるようなそんな組織をつくって、この南会津町は森林が91%と豊富なバイオマスの産地でもありますし、昔からこの田島地区は本当の林業の町だったわけでございますから、ぜひ今後の森林、林業の発展に期するためにも、木質バイオマスの需要拡大をお願いいたしまして私の質問を終わります。

○芳賀沼順一議長 以上で、15番、五十嵐司君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。昼食休憩とします。

午後は1時より会議を開きたいと思えます。

休憩 午前11時28分

再開 午後 1時00分

○芳賀沼順一議長 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。

◇ 山内 政 議員

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君の登壇を許します。

10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 ただいまから一般質問を行います。

質問は4つであります。

1つ目、伊南地域（大桃・小立岩・青柳）災害復旧の復興についてでございます。

平成23年7月29日の新潟・福島豪雨災害も関係者のご努力で復興しつつあります。しかし、

いまだに復興されていない箇所も見られます。それで復興について伺います。

①大桃地区の国道352脇の農業用排水施設、隧道なのですが、隧道の改修並びに巽沢からの水路の改修は災害復旧工事としてどのように進めていくのか。いまだ現状は7月29日の災害に遭ったままでございます。計画を示していただきたい。

②2つ目、小立岩地区安ノ瀬の山林崩壊地の復旧計画と田の原状回復についてどのように進めていくのかを示していただきたい。

③青柳地区の横向き地内の工事が進捗しない理由は何なのか。それに対する対策についてお伺いをしたい。

2つ目、高齢者世帯等除雪支援事業についてであります。

高齢者世帯除雪支援事業では、屋根に雪どめがついていない場合、作業員の安全を考えて雪おろしを引き受けられない場合があるようです。雪おろしがされないと家屋の崩壊等危険が伴います。屋根雪落雪システムの設置により雪おろしが不要になることが予想されます。設置費の補助は考えられないかお伺いをしたいと思います。

3つ目、西部斎苑のトイレ改修についてでございます。

西部斎苑の利用者は老若男女、あらゆる方々が利用をされます。合併前、一部洋式化されましたが男女の仕切りもないような状態であります。利用者の利便性を考慮し、プライバシーも含めましてですが改修するべきであると考えます。構成団体の長としてどのように考えるかお伺いをしたいと思います。

4つ目、ふくしまデスティネーションキャンペーン（DC）の来年度プレに向けての対応についてお伺いをします。

ふくしまデスティネーションキャンペーン（DC）が27年度に本格実施される予定であります。それに向けてプレキャンペーンが来年春から実施されます。震災の風評被害から少しでも立ち上がりながら、本町本来の観光復興を果たす大きなチャンスであると思われま。町として、プレDCへ向けてどのような方策を考えていくのかお伺いをしたいと思います。

①教育旅行の復活の方策は何か。

②観光関連産業支援の方策は何か。

③が観光物産協会との連携の方策は何か。

以上であります。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 10番、山内政議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、伊南地域における災害復旧に関する1点目ではありますが、大桃地区における水路と取水口の対応についてであります。平成23年に発生しました新潟・福島豪雨災害により、伊南川から取水している水路が大桃隧道暗渠内で土砂が堆積し使えなくなりましたので、近くの異沢から取水するための施設と水路を仮設で設置し、大桃地区に流れる用水の確保に努め、現在に至っております。

現時点の検討状況であります。閉塞している大桃隧道暗渠内の土砂撤去が有効であるかどうか。さらには、今後の取水を現在の伊南川から求めるべきか、または異沢から求めるべきか調査検討を進めている段階にあります。これ、随時、大桃地区の区長さんともお話ししているところであります。方向性が定まってきていると、煮詰まってきているというような状況にもあります。今後、早期の本復旧に向けて現在検討を進めている中身を精査し、必要な工事は実施しますのでご理解をお願いしたいと思います。

次に、2点目ではありますが、小立岩地区の安ノ瀬の安ノ瀬における山林崩壊の復旧計画と田の原状回復についてであります。平成23年に発生しました新潟・福島豪雨災害により、国有林から土砂が農地に流入し被災しましたので、町では圃場と水路の土砂撤去を実施いたしました。しかし、今春の雪解けで隣接上部の林に土砂が堆積したままの状況が起因して、再び水路が埋まってしまうという事態が発生しております。このことを解決するために、上流部にある国有林からの土砂流出を抑えるとともに、林地内にある治山施設の大型水路の土砂撤去を行う必要があります。

このため、国有林の管理者である会津森林管理署南会津支署と治山施設の大型水路を管理する南会津農林事務所と、今後、その対応について協議したところ、会津森林管理署南会津支署が南会津農林事務所と調整し、平成26年度において土砂の流出防止と堆積土砂を撤去する工事が実施される見通しとなりました。

町としましても、この工事と連動する形で水路工事を進めて、水田として使用できるように対策を実施いたします。関係する工事につきましては、平成26年度の施工となる予定がありますので、耕作が可能な時期については平成27年度になるものと、そのように今のところは想定しておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

次に、災害復旧に関する3点目ではありますが、青柳地区の横向き地内の工事が進捗しない理由のおたただしですが、平成23年に発生しました新潟・福島豪雨災害の林道災害査定を受け、平成24年1月20日に林道災害復旧工事として株式会社伊南建設工業と契約し工事を実施してきましたが、平成25年6月10日に工事続行不能届けが提出され、同日に工事請負契約を解除し

たところであります。

工事の出来高について確認をしたところ、林道青柳線はおおむね完成していましたが、林道横向き線は未着手の状況でありました。このため、早急な復旧が必要なことから、平成25年10月1日に11社を指名し入札を執行しましたが、全社入札辞退という事態が発生しております。入札辞退の主な要因は、各社の受注件数が多く作業員の不足が原因であると考えております。現在、各建設会社の工事の進捗状況を注視しながら、再度入札を執行し速やかな復旧を図る考えでありますのでご理解をお願いしたいと思います。

次に、高齢者世帯等除雪支援事業についてのおたただしであります。町では、本支援事業における屋根の雪おろし作業について、作業員の安全管理上、屋根に雪どめがついていない場合は、事業者の判断で実施する場合を除き、基本的に作業を実施しないよう事業者をお願いしております。

現時点では、屋根落雪システム設置の補助は考えておりませんが、冬期間における高齢者世帯等の日常生活の負担軽減は必要であるとそのような認識は持っていますが、今後、除雪支援対策の一環として調査研究を進めてまいりたいと考えておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

次に、西部斎苑のトイレ改修についてのおたただしであります。利用者の利便性を考慮し、男女の間仕切り設置やバリアフリー化などの改修工事が必要であると考えております。

なお、改修工事は南会津地方環境衛生組合が事業主体となりますので、町といたしましても、構成団体である下郷町、只見町さんと協議・調整を図りながら、今検討をしているところであります。私もこのたび、この衛生組合の管理者に就任しましたものですから、この件は私も気にはなっていました。ですから、そういうことで今検討しておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

次に、ふくしまデスティネーションキャンペーンの来年度プレキャンペーンに向けての対応に関する1点目であります。教育旅行の復活の方策はおたただしであります。震災後に激減した教育旅行の受け入れ状況は、南会津農村生活体験推進協議会において、平成25年度は5団体の予定であり、いまだに福島県外の保護者の中には、福島第一原子力発電所の事故が南会津地方まで影響していると誤解する人も多いため、理解が得られず、極めて厳しい状況が続いているのが現状であります。今年度も私と芳賀沼議長と、それから担当者等で都内の高校、学校を訪問しました。説明してまいりましたが、やはり、福島県第一原子力発電所で起こる冷却水漏えいの事故等がありまして、なかなかその現状から脱却できない今の状況、そうした中で、

南会津も本当に大丈夫かと不安に持たれている関係者が多いという現状であります。これ、なかなか説明しても、頭の中ではわかっている、やはりいまいち気が進まないというのが、今、学校と申しますか関係者の本当の気持ちかなと思います。いずれ、国のほうにも県のほうにもしっかり協力をいただきながら、町としてもこの対策はしていかなければならないと思いますし、一日も早く7,000人に到達しようと思っていたこの教育旅行ですから、本当に、また復旧してそして復興して、そして、またそれより以上の町内に来ていただける学校、お客さんを勧誘してまいりたいと思いますので、今努力している最中でありまして。今後は、今申し上げたような課題解決のために、本町の現状を伝達する農村生活活動PR用ビデオの作成、それから新規学校への教育旅行経費の一部助成、体験プログラムの充実や安全管理など受け入れ態勢の強化に努めるとともに、根気強く学校訪問も継続して、教職員と保護者の安心につながる情報を一つ一つ丁寧に説明しながら、教育旅行の復活に向けた誘致活動を展開してまいりたいと考えておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

次に、2点目でありまして、観光関連産業への支援の方策はとのおただしであります。本町の観光施設の入り込み状況が依然として震災前の水準に回復していない状況を踏まえ、引き続き支援を継続する考えであります。

具体的には、小規模宿泊施設に観光客を呼び込む対策として、宿泊プランの造成、首都圏からの誘客対策として桜ウオークなどのイベントバスツアーの運行、さらには、デスティネーションキャンペーンと連動した電車利用者の二次交通対策の充実などの施策を講じながら、原発事故による風評被害で落ち込む観光産業の活性化に努めてまいりますのでご理解をお願いしたいと思います。

次に、3点目でありまして、観光物産協会との連携の方策はとのおただしであります。去る11月20日、南会津地方スタートアップ大会が開催され、観光関係者が地域一丸となり、平成27年度に実施されますふくしまデスティネーションキャンペーンの成功に向けた取り組みの強化を誓い合ったところであります。

観光産業が停滞している現状において、大型観光キャンペーン開催は本町の観光の魅力を磨き上げ発信し、新たな観光誘客につなげる絶好の機会ととらえております。各支部に、支部を含めた観光物産協会と情報を共有し、具体的な対策や戦略を協議する中で、デスティネーションキャンペーンを風評被害打開に向けた転機と位置づけながら、町と観光物産協会が両輪となって観光客の受け入れ態勢の充実にも努めてまいりたいと、そのように考えておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますのでよろしくお願ひいたします。

○芳賀沼順一議長 山内政君。

○10番 山内 政議員 それでは、災害関係の、まず大桃の件で再質問をしたいと思ひます。

現地をたびたび確認しておりますが、いわゆる23年の災害認定で打たれたらうその表示ぐいがそのまま今残っておるわけなのですが、先ほど町長からの答弁にもありましたが、その檜枝岐川から取水している隧道を利用してそのまんま既設水路に取りつけるという、そういう災害の認定はあって、いわゆるそれは継続中ということによろしいのでしょうか。

○芳賀沼順一議長 伊南総合支所長。

○齊藤友一伊南総合支所長 お答えをいたします。

ただいま町長から答弁があったとおりでございますけれども、この秋に隧道暗渠内の土砂の堆積状況について調査をしております。災害から2年が経過した現在、堆積土砂の状況に変化がございました。災害当初は隧道内のぬかるみ、あるいは塞がっている状況から270メートルほどの隧道になっているわけですが、30メートルほどの土砂の撤去はしておったのですが、ただいま申し上げました、いわゆるぬかるみ、それから塞がっている状況から、土砂撤去を見合せ、現在に至っているところでございます。

ただいま申し上げましたように、現状は、調査の結果、伊南川の、いわゆる台風等の増水によって隧道内の堆積土砂が一部押し出された形跡がありましたので、今後、伊南川からの取水、隧道内の土砂撤去が有効なのか。それから、さらには、高齢化が進む中での施設管理を考えたときに、従前のおり伊南川から取水すべきか、あるいは、現在、仮設から異沢の仮設から取水しているわけですが、異からの取水したほうがよいのかを含め検討をしているところでございまして、いずれにしても大桃地区の生活用水のかなめの施設でございまして、早期に判断をして必要な工事を実施したいと考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○芳賀沼順一議長 山内政君。

○10番 山内 政議員 いや、それは、私たち産業建設委員会での説明をいただいていたのは、非常に隧道の中、困難であると。それから、異沢からの暗渠も非常にお金がかかるのでどうしたらいいか非常に検討しているというような回答をいただいたような記憶ですが、今の支所長の話ですと、今回、ことしも台風来て、そして、やはりあのところを水通ったおかげで堆積土砂がある程度改良されたと。ひょっとすると隧道が使えるめどが……めどというか使える可能性もあるという考え方でよろしいのですか。

○芳賀沼順一議長 伊南総合支所長。

○齊藤友一伊南総合支所長 お答えをいたします。

確かに増水によって一部土砂が押し出された形跡があつて、完全に塞がっている状況が少し改善されたものですから、土砂撤去も可能かなというところを今検討しているところでございます。

○芳賀沼順一議長 山内政君。

○10番 山内 政議員 わかりました。

そうすると、ちょっと展望が開けたなというふうに率直に思います。できれば水量の多い現在の施設を利用したほうが安定的な水量を得られると。たしかあの水は大桃地内の流雪溝かな、それにもちょっと使われているような認識をしていたわけです。

そうすると、まだ方法としては、異沢から持ってくるかあれは決まっていないが、それを大桃地区との協議で決めていくということによろしいですか。

○芳賀沼順一議長 伊南総合支所長。

○齊藤友一伊南総合支所長 お答えをいたします。

大桃地区の方も高齢化が進んでおりまして、現在の伊南川からの取水をする際にはかなり国道から高さがありまして、ロープがないとおりられないと。あるいは、地区からははしごのいわゆる設置の希望も出ているところでございます。そういったことも踏まえて、異沢からの取水も今考えているというところでございますのでご理解をいただきたいと思ひます。

○芳賀沼順一議長 山内政君。

○10番 山内 政議員 そうすると、異沢も現在抜けたままの状態になっていますが、それを踏まえて、いわゆる隧道方式にするのか異沢方式にするのかということで、両方一緒に検討していくということによろしいのですか。

○芳賀沼順一議長 伊南総合支所長。

○齊藤友一伊南総合支所長 そのとおりでございます。

○芳賀沼順一議長 山内政君。

○10番 山内 政議員 わかりました。

それで、この災害復旧に向けて地域の、大桃地区のその負担というのはないということによろしいのですね。

○芳賀沼順一議長 伊南総合支所長。

○齊藤友一伊南総合支所長 お答えをいたします。

議員の質問の中身では、農業用水施設というようなことで話をされておりますが、以前は確かに水田が多くあったわけですが、現在は水田に利用している水が少ないということ、町としましては生活用水的な意味合いが強いというふうに判断をしております。

○芳賀沼順一議長 山内政君。

○10番 山内 政議員 ということは、ここの工事の地域での負担はないということでしょうか。

○芳賀沼順一議長 伊南総合支所長。

○齊藤友一伊南総合支所長 お答えをいたします。

その件についても具体的にはまだ判断をしておりますが、そういった方向で今検討をしたいというふうに思っております。

○芳賀沼順一議長 山内政君。

○10番 山内 政議員 ぜひそういう方向で、負担の少ない方向でやっていただきたいと思っておりますし、本当に檜枝岐川からの水で隧道も使える……使えるというのか大量の土砂が少しは軽減されたということ、非常に私は結果としてよかったなというふうに思っております。大桃地区の方々もしっかり協議をされて、町長答弁にありましたような方向で実施していただくことを要請しておきたいと思っております。

次に、小立岩でございますが、6月議会で8番議員、しっかり質問していただきまして、非常に前に進んだなというふうに思っております。先ほど町長答弁にありましたように、実は私も県の、昔で言う林業事務所に伺ったときも、予算がなくてできないのですよという話をして、幾ら町で下やっても上の土砂片づかなかつたらだめですよみたいな話をしてきたのですけれども、その後、いわゆる森林管理署、上のほうから、答弁ありましたようにやっていくと。その中で協議されて県の施設もやると。非常によかったなというふうに思っております。しっかりと小立岩集落に周知をされまして、先ほど26年度、6月議会では、来年度に支障ないようにやるというような答弁だったかと思うのですが、今答弁いただきましたように27年度からは大丈夫だろうということも含めまして、地域の人に周知をしていただきたいなというふうに思います。ここの地権者が百姓をしっかりやりたいというような意向も持っておられるようですので、その辺のところはしっかり進めていただきたいなと思います。

それから、青柳地区についてお尋ねをしたいと思っております。

10月1日に不調だったという話でございますが、こういったその不調のときに、先ほど答弁ですと、仕事が忙しくて受注できなかったというようなことがあったというふうにされたわけ

ですが、この11社に、どういった状況で工事が落札されなかったのか。あるいは不調だったのかということ調査をされたことがございましたか。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 答えします。

この11社指名関係ですね、全社にそういった調査をした事実はありません。ただ、主立った業者さんに状況を話を聞いた事実があります。その中でやはり、県の発注工事等も重なりまして、当時、入札する時点ではまだちょっと仕事があつて、人員不足で不可能そういう話がありました。ただ、その後、今現在、また再度主立った業者に話しましたところ、県の工事のほうの見込みができましたので、何とか町の要請には今回は応えられるのではないかなというような情報ありますので、それを含めて、今後、再入札のほうを検討しているところでございます。

○芳賀沼順一議長 山内政君。

○10番 山内 政議員 実は、11月に建設業協会山口支部等の業者の皆様方と懇談会を持った席に、実は、県の工事だと不調の場合は調査をしてくれるんだと。なぜ入札で応札というかあれができなかったのですかというようなことを県では調査をしてくれるというようなことを話をされておりました。多分、ここの青柳の工事以外でも多分そういう状況があつたのかなと思うのですが、今後、落札できなかった工事等については、そういった調査を町として意向調査ですか、する考えはあるかないかお伺いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 答えをいたします。

私どものほうで契約事務をやっております。指名委員会等も開いてございますが、先ほど農林課長答弁申し上げましたように、現在は入札不調、ことしもありましたが、そういう調査をやっておりませんが、今後、そういうものが必要だということであればその辺は調査をする方向でちょっと考えさせていただきたいと思っております。

○芳賀沼順一議長 山内政君。

○10番 山内 政議員 ぜひ、同じ工事をやって、県の工事は追跡調査をされてどういったことだったのかという、それをやることによって次の手も考えられるのかなというふうに思いますので、今、総務課長ご答弁のように、ぜひ実現されるように要請をしておきたいというふうに思います。

それから、業者が忙しくて仕事量がいっぱいということできなかつたということが答弁あ

りましたが、例えば、これは多分1回事業を切って新しい新規事業ということで入札をされたかと思うのですが、その場合、全く新規事業ということで、設計上は全く新しい工事ということで入札をされたわけですか。ちょっと、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

伊南建設工業さんのほうでやったやつについては、一回清算しまして、再度設計を見直しをしまして、発注して今回入札辞退があったわけですが、さらに、その間、町でできるものと県と協議をしながら、連動する箇所もあったものですから、この辺を含めて、若干設計を見直しまして再入札をしたいというふうに考えております。

○芳賀沼順一議長 山内政君。

○10番 山内 政議員 私がちょっと想像するに、これ想像ですので、違ったら違ったと言っていたら結構ですが、ひょっとして工事が、前、伊南建設やっていたそのままで見直されたと言っていますけれども、業者がしっかりこの仕事を遂行するという意味で、いわゆる安かったのではないかなというふうに私はちょっと、ちらっと感じたのですが、そういうことはなかったですね。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

私どもの発注についてはそういうことは考えておりません。

○芳賀沼順一議長 山内政君。

○10番 山内 政議員 そういうことはなかったと。はい、了解しました。

この林道災害含めて23年度の新潟・福島豪雨のときに9月議会で、知事に災害の早期復旧について意見書を出そうということで議会で議決をいただきました。意見書を提出したわけですが、その中に、雇用につながる林道の早期復旧ということもたしかありました。ぜひこの議決を尊重されまして、今ですともう無理ですけれども、来春はしっかり復旧に向けて全力を尽くしていただきたいというふうに要請しておきます。

それから、予告はしていませんが、ご答弁いただけるのであれば白沢地区の復旧について。これも私、ちょっと地区の人にどうなっているんだというように言われましたものですから、もしも答弁いただけるのであれば白沢地区についてもご答弁をいただきたいなというふうに思います。よろしいですか。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

白沢というのは沼ノ平と思いますが。

このことについても、今回、沼ノ平と横向き線、一緒の箇所として、1カ所として発注を考えております。

○芳賀沼順一議長 山内政君。

○10番 山内 政議員 確かに、沼ノ平線、私も現場に行きましたが、本当、非常に業者の方が本当にかわいそうなくらいつらい工事だったなというふうに私も認識しております。どうか一緒に復旧できるように、これはお願いしておきたいと思います。

続いて、屋根の落雪システムについて質問したいと思います。

補助は考えていないということでしたが、実は、この屋根雪落雪システムを聞いたのは只見町の人に実は聞いたわけです。只見町では、このシステム、装置と言ったらいいのかな。いち早く注目をされまして、24年度から町内の住宅に滑雪、雪を滑雪対策として整備した方に補助金を交付していると。そういうのをやっているんだよと。聞いたならば、南会津町の業者だったと。灯台もと暗しだったのですが。そういう事実は知っておられましたか。ちょっと確認したいと思います。

○芳賀沼順一議長 健康福祉課長。

○舟木由紀子健康福祉課長 お答えをいたします。

議員のほうからのおただしがありました際にお調べをしたところでしたけれども、只見町でもあるということで、屋根の改良工事業業というような形でされております。また、金山町でも新しく、それらに関する補助のほうも導入をされたという情報も得ております。金山町でも住宅リフォーム総合支援事業といった事業の中で、防災対策の1つというようなことで、克雪の対策ということもされたという情報がありましたので、そちらのほうは把握をしております。

○芳賀沼順一議長 山内政君。

○10番 山内 政議員 最近認識されたということでよろしいですか。

○芳賀沼順一議長 健康福祉課長。

○舟木由紀子健康福祉課長 はい。今年度において認識をしております。

○芳賀沼順一議長 山内政君。

○10番 山内 政議員 本当に私も、何か只見町でやっていることあったら、ちょっと教えてくださいよというようなことでお話し申し上げたときにそういう話をいただいて、正直言って驚いた次第であります。

他の町が、当町の会社の製品を利用している。本当に感謝の何物でもありません。先ほど、将来的に検討するというような話、ちょっとされたのかな。まず手始めに高齢者世帯の、先ほど申し上げました私の該当する方とか、ぜひ、企業育成とその企業が頑張るとその雇用の拡大も見込めると思っていますので、ぜひご検討をされるように、再度提案をしながらお伺いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えいたします。

落雪システムといいますか融雪システムといいますかいろいろあることは私も承知しております。

私、個人的にはこの伊南地区の業者がやっているということも知っています。そういう中ではありますけれども、それぞれの各町村での対応の仕方もありますし、いろいろこのシステム、装置そのものもどのようなことなのか、いろいろな価格とか実際の効果とかそのようなことあるわけでありまして、実際に今度つける場合の費用とか維持費とか、そういうもろもろあるわけでありまして、まだそこら辺が全然私どもわかっていません。調査していません。ですから、今現在の町で行っている除雪支援とかそういう中での対応でし切れないと言ったのは、いろいろな事業の中でもなかなかその及ばない面はあろうかと思いますが、そういう中で、できるだけどのようにしたらいいのかということはきちんと検討する必要あると思いますが、そういうことで、そういうことも含めて今回のことはそのような判断をしておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 山内政君。

○10番 山内 政議員 健康福祉課長が答弁されましたように、最近認識をされたということでございますので、今後しっかりと検証をされまして、導入に向けてご検討されるように、これもまたお願いをしたいと思います。

それから、3番につきまして、町長も非常に認識をされているということで、つくりたいなと。構成町村ほかにもあるものですからその協議もあるわけですが、改修していこうというお気持ちでございますか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 この件につきましては東部斎苑もトイレの改修いたしました。公共施設、やはり、その環境整備といいますか、トイレ特にそういう箇所があれば、やはりこれは本当に積極的にやっていきたいと思っております。たまたま管理者になったということではありますが、私にな

る前から、もうこれちょっと気になっていまして、そのような話をしていました。前任の管理者とも。ですから、そういう中で今検討をしています。実施する方向で。そういうことでご理解願いたいと思います。

○芳賀沼順一議長 山内政君。

○10番 山内 政議員 なかなか、斎苑というのはいつも行く場所ではございませんが、人生最後を送る場所でございますので、気持ちよくできるようなことで、今答弁いただきましたように計画が推進するように要請をしていきたいと思えます。

それから、最後4番目でございますが、本当に教育旅行を町長と議長でトップセールスをされても、なかなか前に進まないというのは、それだけこの放射能を含めた私たちの風評被害が根強くて、なかなか国民に理解してもらえないという。それは、本当に私もいろいろな機会に行って物販なんかするときに思います。それは本当に理解します。これからは執行者と議会というのは両輪でトップセールスをお願いしていきたいというふうに思うわけですが、この機会、このDCをとらえてプレも含めて3年ですか、26、27、28なわけですが、ぜひこれだけはやっていきたいという政策。先ほどいろいろ答弁いただきましたけれども、その中で、どうしてもこれだけはやっていこうというもしも目玉というかそういうの、26年以降考えておられましたらご答弁いただきたいなと思えます。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 私からは基本的な考え方だけ話させていただきますと、本当にこの教育旅行6,500名くらいの方々がいらしていただいていたいました。あの原発事故以来、本当にゼロになりましたし、スキー場も閉鎖したような、3月17日で、あの直後に閉鎖した状況にありました。そうした中で、なかなか、この教育旅行を含め我々の地域に、特に南会津町と言ったらいいのか厳しい状況がずっと続いています。八重の桜等あって会津若松、大内近辺は結構なにぎわいになっていますが、なかなかそれ以南には来ていただけないと。尾瀬が多少回復しつつあるというふうなこともあります。また、これ、新潟・福島豪雨災害の影響もありまして、そのようなことがなかなかダブルパンチを受けたということもありましてなかなか回復しない厳しい状況です。

ですから、これからもずっとこのことはしっかり、町の大きな課題だとしていろいろな、先ほどもちょっとどのような対策かということをお願いしたけれども、いろいろ補助金の支援とか誘客キャンペーンとかそういうことをいろいろやりながら、総合的な中での安全だというPRも含めて、食べ物を含めてしっかり対応する必要があるとそのように考えています。

ですから、私どもも、そのデスティネーションキャンペーンと相まって、私たちも一緒になって、町としてのPRの仕方、情報の発信をしっかりと対策をしていきたいとそうように考えています。

それぞれのその関係の方々、みなみやま観光にしても、今度マックアースも共立メンテナンスさんもありますから、そういう多くの方々、それから観光物産協会とか商工会とか農協さんとか、そういうのも総合的な中での運動を町としても繰り返していきたい。そして、一日も早く、より以上の観光客の誘客に結びつけていきたい。そして地域の整備も含めて、観光地である自然環境を生かしたこの南会津をあわせて、将来の南会津としてつくっていきたい。そうすることによって、この、今風評被害と言われているものが払拭できると。そのように対応してまいりたいと思いますのでご理解を願いたいと思います。

○芳賀沼順一議長 山内政君。

○10番 山内 政議員 先ほど町長が答弁された中のスタートアップ宣言。その後、会津若松でもやられたというふうに記事書いてありますが、ぜひここは、JA会津でもそういう集まりを持っておられますので、会津は八重の郷でやや……ややというか回復したよと。だけれども、本当、限定的だよというのが全県下での認識かなというふうに感じております。

また、この26、27、28に向けて会津で何とかその牽引で引っ張ってもらいたいと。DCを成功するためにも会津で引っ張ってもらいたい。私はそこですね。会津、そしてやはり南会津も一緒にそこに乗っかるようなことで、ぜひ政策を打っていただきたいなというふうに思うわけです。

それで、ちょっと提案でございますが、これまで只見川電源流域も含めまして、地域の旅行商品とか、あるいは特産品の商品化等もやってきております。成果も出ているやつもあります。ただ、地元にいる私たちのその感覚で企画化するのももちろん必要です。私たち努力しなかったらダメなのですけれども、やはりブランド化に向けたときにプロのプロデューサー、そういった方の知恵もしっかり借りるということも、確かにお金はかかると思うのですが、そういったこともこれからはやっていかななくてはならないなというふうに強く感じております。その辺のことについてご答弁いただければと思います。

○芳賀沼順一議長 商工観光課長。

○角田 厚商工観光課長 お答えをいたします。

いわゆるプロの目をとということについては議員ご質問のとおり、今回のふくしまのデスティネーションキャンペーンというのが最大級のイベントということになります。それで、来年度

になりますが、現在、それに向けて協議を進めておりますけれども、5月21日に全国宣伝販売促進会議というものが福島の郡山で行われ、これには旅行業者あるいは関係者含めて1,000人規模の、エージェントも含めまして福島にお招きをして全県をPRする。そこに当然、南会津、会津エリア、これ、実は一緒に一つのエリアで取り組むことにしておりますが、参画をするということにしております。そういう中で、その具体的なエージェントの方々も、この南会津のいわゆる光となるところを見ていただく。そういう企画がございますので、そういう中でこの売りとなる資源を積極的に見せていくという取り組みを進めたいと思いますのでご理解をいただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 山内政君。

○10番 山内 政議員 プレの26、27に本番、28ということで3カ年。この3カ年で何とか風評被害を含めたDCをとらえて、何とか上昇気流に乗れるように政策を打ち続けていただきながら観光振興を果たしていただきたいなと思います。私も、観光物産協会の役員としてしっかりとかわっていきたいというふうに思っております。

○芳賀沼順一議長 以上で、10番、山内政君の一般質問を終わります。

◇ 湯 田 哲 議員

○芳賀沼順一議長 次に、6番、湯田哲君の登壇を許します。

6番、湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 ただいまより一般質問を開始いたします。

大きく4つあります。

1、新庁舎建設へのさらなる議論を。

本12月議会に南会津町新庁舎建設計画策定委員会により、南会津役場新庁舎建設計画書が提出された。最大の議論であった場所についても、各地区からの意見が交わされ議論され、複数あった候補地の中で、旧警察署跡地を含めた現在の位置という結論が出た。南会津町新庁舎建設策定委員会では場所の議論が中心で、それ以外についての意見や議論が少なかったように思います。

そこで、以下の点を伺います。

1、今回提出の10ページの南会津役場新庁舎建設計画書1冊だけをもとに、プロポーザルの

公募が実施されるのか。

2、町は、この策定委員会での意見、議論の場は今後もあると明言していた。プロポーザル後では委員会、つまり住民の意見が反映することは困難であると予想する。今後のスケジュールのどの時点で実施されるのか伺います。

2番、介護施策の未来を問う。

今後、介護施設が幾つもできる予定です。多くの入所待機者、何年もの順番待ちの問題が解消されることが期待されます。しかし、それらができれば、現在のホームヘルパーさんの中でも、そちらへ職場がえする人も予想されます。ホームヘルパー不足によって、町の介護施策に支障を来すことが心配されます。

そこで次の点を伺います。

1、町社会福祉協議会及びJA会津みなみの南会津町内それぞれのホームヘルパーの人数及び利用者数は。

2、ホームヘルパーの働きやすい職場の環境づくりに、町はどのような指導、援助をしていますか。

3、給料計算式は実質労働時間に時間給を掛けたもので、ある介護が終わり、次の介護の予定時間までの待機時間は計算されません。自宅に戻るかどこかで時間を過ごすこととなります。実質労働2時間だったとしても、結果、一日中待機しているようなこともあります。ホームヘルパーに寄り添ったその待機時間も考慮した改善策をとるような指導ができませんか。

4、高校卒業後、介護の専門学校へ入学する若者がふえています。彼らは研修を終え、卒業し、この町で高齢者介護のため、自分の道として喜んで働ける環境づくりは、町の介護の未来を考える上で重要です。町長の考えは。

3、エネルギー政策の民間活力と館岩地区メガソーラーについて。

本議会の一般行政報告書には、民間活力による再生可能エネルギーの取り組み状況として、日本工営による針生地区の小水力発電、有限会社薫栄によるメタンガスによるバイオマス発電、福島ミドリ安全によるたかつえスキー場の木質バイオマスによるチップボイラー導入など、民間活力への期待として報告されています。

このたび、館岩地区では民間によるかなり大規模なメガソーラーの話が浮上しています。館岩の地元では、ソーラーパネルの除雪作業などの雇用の場として期待しているという話を聞きました。上記の3つと同じく、このメガソーラーも民間活力として重要だと考えます。町長はこの話をどのように把握しどう考えていますか。

4、ウィンドウズXPサポート終了への対策は。

読売新聞の調査によると、マイクロソフト社のウィンドウズXPのサポートが来年、2014年4月に終了するが、その後も全国の半数以上の966自治体が20万台以上のコンピューターを使い続けることがわかったと報じています。現在、行政サービス、データ処理、あらゆる事務処理はコンピューターがなければ機能しない時代です。4月を過ぎてそのまま使えば、ウィルス感染などによるデータ流出やデータ消失、コンピューターが使えない状況も予想されます。そこで次の点を伺います。

1、役場（3支所を含む）及び町立小・中学校のウィンドウズXPで動くコンピューターのそれぞれの合計台数は。

2、問題への対策はできていますか。また、そのスケジュールは。

壇上からの質問は以上です。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 6番、湯田哲議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、新庁舎建設に関する1点目ではありますが、南会津町役場新庁舎建設計画をもとに、プロポーザル公募が実施されるのかとのおただしではありますが、新庁舎建設に当たり基本設計者を選定するためのプロポーザル委員会を今月中に開催する予定であります。委員会は、学識経験者を含めた6名の委員の意見をいただきながらプロポーザル実施要領を作成し、この要領をもとにプロポーザル協議を行い、今年度に設計者を決定していくこととしております。プロポーザル実施要領では、南会津町役場新庁舎建設計画の新たな庁舎の基本的な考え方に掲げる6つのコンセプト及び、新たな庁舎の建設位置、これを踏まえて技術提案を求めることといたします。

また、公募に当たっては条件つき公募として、参加資格、参加要件を審査した上で、南会津町役場新庁舎を設計するにふさわしいすぐれた設計者を選定したいと考えております。

次に、2点目ではありますが、新庁舎建設計画策定委員会の意見はどの時点で反映するのかとのおただしではありますが、1点目でお答えしたとおり、プロポーザル方式では新庁舎を設計するにふさわしい設計者を選考するものであり、いわゆるコンペ方式のように具体的な設計案を選ぶものではありません。

したがいまして、プロポーザル委員会により選考された設計者と、年度内を目途に基本設計委託契約を結んだ後、その設計者をパートナーとした協同体制のもとで町の意見や要望を反映しながら、数カ月間をかけ設計を進めていくこととなります。

この設計を進める中で、新庁舎建設計画策定委員会を開催し、委員の皆様のご意見を、可能な限り反映させてまいりたいと考えております。

次に、介護施策の未来を問うに関する1点目ではありますが、町社会福祉協議会及びJA会津みなみのホームヘルパーの人数及び利用者数のおただしではありますが、南会津町社会福祉協議会では常勤の方が8名、非常勤、いわゆる登録ヘルパーの方が19名、JA会津みなみでは常勤の方が3名、非常勤の方が24名おられます。

また、利用者数ですが、平成25年10月1カ月間にサービスを利用された方は、介護保険サービス、障害者サービス等を含めまして南会津町社会福祉協議会で114名、JA会津みなみで72名となっております。

次に、2点目ではありますが、ホームヘルパーの働きやすい職場の環境づくりに町はどのような指導・援助を行っているかのおただしではありますが、働きやすい職場の環境づくりは、それぞれの事業者が自主的に取り組みを行っているものと考えております。

さらに、サービスの取り扱い等を含めた指導につきましては、介護サービス事業者の指定権限のある福島県において、福島県介護保険施設等指導要領及び監査要領に基づき実施することとなっていることから。町では指導は行っておりませんが、改善が必要な場合は助言や要望をしてみたいと考えておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

次に、3点目であります。

ホームヘルパーに寄り添った、待機時間も考慮した改善策をとるような指導はできないかのおただしではありますが、ホームヘルパーの法定労働条件については、厚生労働省労働基準局の訪問介護労働者の法定労働条件の確保についての通達に基づき、事業者と働く方が労働条件に関する契約を結び就労されています。

また、待機時間の取り扱いについてもこの通達に明示されているところであります。このため、事業者が待機を命じ当該時間の自由利用ができないと認められる場合は労働時間に該当します。

なお、指導については2点目でお答えしたとおり権限がありませんのでご理解をお願いしたいと思います。

次に、4点目であります。

この町で高齢者介護のため、自分の道として喜んで働ける環境づくりに関するおただしではありますが、介護関係の道を選び高齢者介護に従事される人材は何よりも貴重であると、そのように考えております。認識しております。施設整備に伴い、雇用の場としての環境づくりは整

つつありますが、人材確保に向けた取り組みが大変重要であることから、介護のみならず、住みやすいまちづくり、若者が町に定着できるような、そういう政策についても取り組んでまいりたいと考えております。

確かに介護の現場は非常に厳しいものでありますし、先ほども介護ロボットを導入したらどうかということもいろいろ課題は多くあると思います。そうした中で、来年度に向かって介護の現場の職員のその募集、町としては精いっぱい努力しなければなりませんし、その改善も図っていきたいと思います。南会津会ともしっかり相談しながら、また、町内の各、そのような関係の事業者の方々とも情報交換しながら町は対策をしていきたい、そのように考えておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

次に、エネルギー政策の民間活力と館岩地区のメガソーラーに関するおたただしであります、民間活力による再生可能エネルギーの事業化の取り組みは、湯田6番議員さんと同様に、非常に私も重要であるとそのように認識しております。町としても、基本的には支援してまいりたいと考えております。

おただしがありました館岩地区のメガソーラーのお話ですが、先月、事務レベルにおいてEAG開発機構という財団法人から事業提案を受けております。その主な内容は、会津高原たかねカントリークラブを中心として周辺に350ヘクタールの敷地を確保して、全量固定価格買い取り制度を活用した発電規模150メガワットのメガソーラー発電事業を展開したいとこのような提案でありました。この事業に関しまして、町に対して、売買による町有地の譲渡の要請がされたところですが、具体的な事業計画や運営計画が示されておらず、現段階で用地の協力は難しい状況とそのように考えております。事業化についてはさまざまな問題が内包しております。困難であると判断しておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

なお、民間活用につきましては、これは基本的に私ども本当にそう考えていますので、ぜひしっかりした計画の中でやられるのであれば、そしてまた時間もできるのであれば、そのような中での検討はしていくことは決して不可能ではないと、そのような考えは持っております。

次に、ウィンドウズXPサポート終了への対策に関する1点目、役場及び町立小・中学校のウィンドウズXPで動くコンピューターのそれぞれの合計台数についてのおたただしですが、本庁舎を初め御蔵入交流館、3総合支所など役場で使用しているものが52台、町立小・中学校で使用しているものが287台となっております。

次に、2点目ですが、この問題に対する対策及びスケジュールについてのおたただしですが、対象となるコンピューターを入れかえるための費用を平成26年度当初予算に計上し、来

年度早々に更新する予定であります。ただし、一部のコンピューターについてはウィンドウズXPのみで動作するソフトを使用しているため、しばらくはそのまま使用することとなりますが、庁舎内ネットワークの接続をせず、独立した環境で使用するため、ウィルス感染のリスクは限りなく低くなるものと考えておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますのでよろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 まず是新庁舎についてです。

今回は確認の意味で質問させていただきました。実のところ、私もその策定委員会の1人でありまして、その中で意見どうというのがありますが、我々議員としては、町民の意見を聞く形、あるいはそれを持ち帰るような立場でそこに参加してまいりました。

一応、質問の中でも言いましたが、その中でもう少し具体的なものに入るのかなと予想していましたが、やはり質問のとおりなのですが、場所についてかなり中心的だったように思います。

先ほど、町長言われたとおりで、この後のスケジュールの中で、今回は人、設計者という人を選ぶということで、あくまでもそれがゴール点ではなく、それによって数カ月間議論の場、設計者のパートナーとして数カ月かけて、委員会も含めて合同の会議を設けるということで答弁がありましたので、この辺は安心しました。

再度、ここの部分に関してですが、きょうこの場では、その中身のこととかその分についてはないので、その予定としては、その数カ月決まりますが、先ほど期日を多分言ったと思うのですが、その辺はいつごろになる予定でしょうか。そのちょっとスケジュールをちょっともう一度教えてほしいのですが。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えを申し上げます。

これは、さきの懇談会でも若干触れさせていただきました。今後、先ほど町長ご答弁申し上げましたように、プロポーザルによってまず業者を決定してまいりたいということで考えておりまして、その前にプロポーザルの審査会を立ち上げなければなりません。懇談会で申し上げましたように6名の審査員を選任させていただいて、その中でいわゆるプロポーザルの応募をする業者のための、いわゆる実施要領を今後整備するということになりますので、そちらを踏まえて年明けにはプロポーザルのいわゆる周知をしたいということで考えています。それを受

けて、何社出るかわかりませんが、業者がかなり多く出るということであれば第一次審査の中で書類選考をします。その中である程度数社に絞って、その絞った業者で第二次審査ということで、いわゆるヒアリング等を行って最終的な業者を決定したいということで考えてございます。その中で決まりましたら契約をして、大体半年、長くても半年ぐらいの中で、当然繰り越しになろうと思いますが基本設計を納品していただくということで考えてございます。

○芳賀沼順一議長 湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 今、実施要綱と言いましたけれども、これはこの計画書ありますね。その計画書の中に結構細かく書いてあるのですが、それとはまた別もので、ちょっと中身の分を少し触れてほしいのですが。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 答えいたします。

議員の皆さんにもお配りしましたこちら、建設計画、これは当然、応募する業者の皆さんにはお渡しします。これが基本的なものです。ただ、細かいところも当然必要になりますので、例えば、実施要領の中には、例えば履行期限であったりとか、あるいは事業計画の概要ということで、ある程度具体的に敷地の所在地であったり敷地がどのくらいの面積があるのかとか、あとはどのくらいの建築面積になるのか。あるいは建築費用等どのくらい町は見込んでいるのか。ある程度そういう具体的なものを示しませんと提案ができませんので、そういうものを整備した実施要領を今後進める。当然、そこには審査員等の方々も名前等が入るということでは考えております。

○芳賀沼順一議長 湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 わかりました。

これではなくてもう少し、これにいろいろ具体的な情報が入っていくということでわかりました。ぜひ、この分については、先ほどのパートナーとしていい設計者にめぐり合えて、そこで我々の住民の意見が反映されながら、平成29年4月に、我々が望む、交流館なんかもその例であったですし、あるいは交流館の流れでいろいろプレゼンとかコンペとかあった中では、できたときのところを想像したときに、我々の意見がよく反映したなとつくづく、ああ、何でこんな形になってしまったというようなことにならないような結論で、我々も住民もみんなの意見がそこに反映できるような進め方、あるいは意見の取り組み、今、町長が言われましたことも、総務課長も言われたとおり、それが反映できるような進め方をぜひしてほしいと思います。

では、1番については以上で結構です。

2番目の介護施策の未来を問う。

ちょっと、未来を問うにとしては具体的な部分も入っていますけれども。先ほど、前の議員の質問の中、介護関係の中で、幾つも施設ができる中で100名近くの介護職員の養成というか募集が入るだろうということがありました。そういう意味では、この質問状にあるとおり、介護の中の一番現場でしている人たちが大変だという、よくため息まじりで述べる中で言えば、そちらのほうの条件が行けばそちらに流れるということ心配していると僕はここに書いたのですが、これについて町長はどういう認識をお持ちでしょうか。心配しているのではないかと思うのですが、その辺はどうでしょう。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えいたします。

来年度、町が今桜寿会で建設始めましたけれども、そこに計画されている約31名の介護に現場として雇用される予定の人数、これに対して町が研修といいますか職員研修で8名募集しました。そうした中で、8名が当初集まらなかったという事情があります。これはいろいろ、最近の様子を見ますと、雇用がないないと言うのですが、結構ハローワークあたりには募集はあるのですよ。ただ、うまくマッチングしないということ。そういう中で確かにこの介護の現場というのは非常に厳しいぞと。そういうものがあってこの現状かなとは思いますが。

そういうことで、養成しようと思っても実は8名が集まらなくて、何とかかんとかとりあえず8名は集めたのですが、今1人また欠員が生じているということでもあります。そうした中で、町としても精いっぱい、スムーズに営業してもらうためにも、町もひとつの支援だと思っていますし、町の役割とも思っています。

それから、これからいろいろ介護施設等、まだ下郷町さん、只見町さんあって、また町内でもそのようなところがあるわけではありますが、将来、我々の65歳以上の、いわゆる一番介護を必要とするこの年代といいますか、まだまだこれからふえると予測していますし、今現状を考えればそのような状況です。ですから、そういう対応をしっかりとっていくことがまず大切だなと思います。

そうした中で、1つは、やはり介護を受ける人の負担、これも今のままで、できるだけ負担少なくして介護を受けていただきたいと思うのですが、介護保険の問題もあつたりすると、今度一人一人の普通の、常時の常日ごろのその負担というのですか、我々の負担、皆さんの負担、これも軽減していかなければならない。ですから、両にらみの中で計画をしなければならぬ

ということになります。ですから、そういうことも含めて、これは本当に高齢化に向かって大変悩ましい課題ではありますがこれをしっかり対応したい。

それから、介護職員の待遇も、労働条件、あるいは給料とか給与とか、そういうのも含めて、やはり私たちはしっかりその現場を把握して、そして皆さんにもきちんとその状況を報告しながら、提供しながら、公開しながら、やはり皆さんと一緒にその打開策を講じていく必要あるだろうとそのように思っています。特に南会津会でもそのような話を始めようということで話題提供はしておりますので、ぜひ委員の方々も、議員の方々にもそのようなことをいろいろ情報提供しますので、皆さん方からもお知恵を拝借していただいて、貸していただいて、そして、今後の対策にずっと続ける必要があるのかなとそういう認識しております。確かに厳しいことはありますが、現実ですからしっかり対応していきたいとそのように考えています。

○芳賀沼順一議長 湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 今、町長言われました。給料という部分、この3番の部分なのですが、環境ももちろんですけども、やはり大変さの分には見返りという分では、これボランティアとは違いますし、せっかくそこで、この3番について触れるとすれば、今言った待機時間も含めて、結構各地区での問題は起きている。その分が結構問題だったりするのだということを知ることができましたけれども、そういう意味では、町長先ほど言いました指導する部分ではなく権限的にはないというわけなので、場合によっては、その改善策というものを意見するような形で考えているというような形の答弁ありましたけれども、ぜひこの辺も、やはり、みんな世間話をして、やはりならなくて、先ほど募集に集まらなかったという理由なのは、やはり先ほどの現場にいるその臨時ヘルパーの方の19名、24名の方たちの中で、やはりそういう条件の分のため息漏らすようなその部分ですね。その部分に関して、やはり少しでも改善策をしたり、割に合う合わない、割に合う職業ってなかなか、もちろん世の中にあるものではないと思いますが、そういう意味ではその人たちのことを思って、その人たちがこれからまた雪の中を、ある11時なから11時、食事の準備とか夕方いつも集中するそうですね、11時から5時台のところが一番集中するそうなのですが。そういう意味では、そういうふうな中で、ましてやこの危険の中を車を移動しながらその場に現場に行くヘルパーさんのことを考えたら、我々はこの部分で、少しでも給料の分の計算は、実際はこの単純な決算ですけども、月末においてこういう手当的なものとか何かを考えられないか。その辺の部分、町長も考えればちょっとお聞きしたいのですが。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

これギブアンドテイクの分で、受けるほうは安いほうがいいし、それ施すほうは高いほうがいいということになります。ですから、そのバランスをどうとるかということ、現実。ですから、これはなかなか口で言うのは簡単ですけども、現実にはそれを実施するのは本当に、正直言って厳しい状況にはあると思います。しかし、これを打開しないと、なかなか今の現状を改善できないということは思っています。ですから、どのようにしたらいいのかということをもまず今の現場、それから今後の見通し、そういうことをきちんと精査した中で、どのようにしたら改善策が図れるのか。あるいはどのようにしたら理解してもらえるのかということをやはり検討する時間が必要だとそのように考えています。

ですから、これはずっと今まで含んできた問題でありますので、これは当然やらなければならないと思いますが、両者納得のいく中でどのようにしたらできるのかということは非常に厳しい問題であるとは認識しています。とは言いながらもやはり、これは何とか話し合いをしながら改善策を探ってまいりたいと、そのような気持ちで申し上げました。

○芳賀沼順一議長 湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 今、この、もし給料分で改善策というか、例えば今まで月これだったものが1割ぐらいプラスになるならないの部分で、その部分に対してできないという部分が、例えば介護される側のほうの負担でどうではなくて、僕が思ったのは、社会福祉協議会、細かいことになるかもしれませんが、今黒字だそうですね。その分で、その中で町に、当時のマイナスもありましたから、当時黒字の分で町に返しているんですよという話を聞きました。ただそういう意味では、黒字の分、じゃあ全部やれとかではなくて、その分で、黒字であるならば、介護される側として負担をふやせと僕は言っているわけではなくて、黒字だという計算式が今できているのであれば、その中の幾分、数%でも何%でもヘルパーの中に還元できるのだという考えで僕は質問しています。それについてどうでしょう。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答え申し上げます。

今の介護施設、古いところでは30年以上ですか、そのようなところもありますし、ですからいろいろ、じゃ、全部町から持ち出して全てやれということか。そうでない。やはり、それぞれの施設でのそういうことも努力も必要だということ。総合的な判断の中で、今確かに内部留保ありますけれども、保留ありますけれども、それをどのように活用するかはこれから検討する必要は当然私もあると思っています。ですけども、そういうものは一時的なものであって、

次に積み重なって給与とかそういうのはなっていくものだから、あるものを出してしまってそれで終わりでは済まないわけでありまして、いずれにしてもその総合的な判断の中でいろいろやっていく必要があると私は思います。

ですから、一時的に出せるのはそれ出せるかもしれませんが、やはり、将来安定した、あるいは安定した職員の確保運営できるようなことを探って行かなければならないということで申し上げましたので、その点をご理解願いたいと思います。

○芳賀沼順一議長 湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 将来にわたってその分が必要なときが来るだろうから、その分で、極端に言えば還元されないということは言っておかしいのかもしれませんが、でも、それが、今環境がどうというか、今ため息をついている部分があるならば今でしょうだと思いますね。ぜひその分では、今後とも、先ほどそういう部分であれば考えが、それに関してではないですが改善策があれば意見をしていきたいということで町長言われましたので、ぜひその分ではしてほしいなと思います。

4番についても、やはりこれから仕事が厳しい中で介護という厳しい現場に行く若者であれば、2番とも3番とも通じるところでありますけれども、やはり今そういう条件を整えてあげなければ留保の分でどうではなくて、やはり今、幾分でもその分が流用できればぜひ使ってほしいなと思います。

この部分に関して、具体的に先ほど講習会をすと言いましたけれども、この100名、これから募集かかりますが、その100名集まるのでしょうか。つまり、8名募集してその分の講習会でも集まらなかったと言いますね。これから新しくその100名を確保するために講習会をいっぱい設けていますというような、先ほど別な議員のほうの中にもありました。講習会をいっぱいやって養成していくということで町の動きとしてやっていますよと。つまり介護職員の養成していくと言いましたけれども、やっていかなければならないと思うのですが、それについての読みを。

○芳賀沼順一議長 副町長。

○渡部龍一副町長 私のほうからお答えをさせていただきます。

今、議員ご心配のとおり、私どもも南会津郡全体で、いわゆる福祉関連といえますか100名を超える人間が新たに本当に雇用ができるのだろうかということでは大変危機感を持っております。

そういった危機感があるからこそ、本年度緊急雇用で養成をしたり、あるいは、それぞれで

介護研修のハローワークさんをお願いをしたり、さまざまな取り組みをしていることは今まで町長のほうからご答弁申し上げたとおりでございます。

そういった意味で、昨日付で具体的に桜寿会の採用計画であつたり、そういったものを広く町民の方に理解をしていただいて、もしそういった待遇、今待遇のこともテーマになっておりますが、そういったものが本当にマッチングすれば、私どもとしては、いわゆる、今までもやっておりますが、来年度の町長の新たな環境づくりで昨日答弁させていただきましたけれども、やはり、U・Iターンを積極的に環境づくりとしてできる体制を整えるべきだろうと、そういうふうに思っております、郡内の労働力が本当にどの程度今あるのかという分析が若干おこなわれておりますが、それぞれ、これだけ災害が多い事業量が発注になれば、先ほど不調の問題が出ました。そこには、やはり各会社がハローワークに募集かけても土木作業員が集まらないとか、あるいは冬期間のスキー場開設の冬期間の臨時従業員についても、第1募集だけでは定員に満たないとか、そういった、いわゆる逆に労働力不足の現象も、現在、本町においては出ているような状況でございます。

そういった意味で、真に、私どもの合併時の2万1,000人が今1万7,000人になったと。そのことよっての大きな労働力の損失がどのくらいあつて、今後のIT企業の誘致というよりも、そうでございますが、やはり一定のU・Iターンを募集し環境づくりをきっちりしていかないと、ミスマッチが今後続くのではないのかとそういった見通しでございますので、この介護の100名が本当に確保できるかというようなご質問に直接、今できますというふうにお答えできれば一番いいのだと思いますけれども、必ずしもそういう認識はしておりませんで、そういった意味で、繰り返しになりますが、100名については、より広く町民の方に広報して、それぞれ自分の子供、孫、おい、めい、そういったことに、いわゆる、この南会津全体に戻ってくるような人たちを募るような施策も必要ではないのかと、そのような認識しております。

○芳賀沼順一議長 湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 今、副町長言われました。そういう意味では、U・Iターンの分でこの条件を整えることも1つだろうという部分ですから、ぜひそういう部分で、この細かいことかもしれませんがそれも1つであるならば、ぜひそのような方向で指導、あるいはそういう意見をしてほしいなと思います。2番目の質問は以上で結構です。

3番目のですが、これ民間活力。先ほど町長言いました。具体性に欠けたということと、時間がもっとすごい急であつたということでありました。ですから、そういう意味では、町長が言われた、その350メガワットの部分で、EAGのほうでの提案書のことを考えれば、本当に

急であって急に浮上した話かもしれませんが、研究するという意味では、民間活力の意味では、この雪国で何でメガソーラーだという方も多いかも知れない。僕も雪国の中にはいるわけで、大雪地帯に住んでいますけれども、この挑戦をユニークという考え方もあるし、もう少し研究して、今、町長が言われた心配な部分で、時間をかけていない部分、あるいはしっかりした計画書が出ていないというその不安要素があるとするならば、その分しっかりと提出し、改良しながら時間をかけてこれからEAGだかほかの企業でも、そういう部分で行けば、町長はその辺はどうでしょう、考え方は。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

先ほどもこの件に関しましては答弁したとおりでございます。民間活用も、私は、それは基本としたいと思っています。ですから、連携できるものは連携したい。しっかりした計画の中で、町としても、やはり責任ある事業ということで執行しなければなりませんから、その辺は皆さん方もよくご存じだと思いますから、その点は一致したと思いますが、いずれにしましても、将来、この地域のことも考えながら、この事業をいろいろな面で取り組む必要はあると思います。

特に湯田議員はそのエネルギーに関していろいろ思い入れ強いようですから、また、この件、力入るのでしょうかけれども、でも、私は決して拒んでいるとかそういうことではなくて、やはり基本的な計画が町とマッチングするかと。今やっている、私たちが考えていること、そこと。それからやはり余りにも急な話だったということです。それ以外の何でもありません、これはね。ですから、またこのようにいろいろな話が出てくるかもしれませんが、そのときはそのときでまたしっかり、町は協議する用意はあるということでもあります。

○芳賀沼順一議長 湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 僕自身も詳しく説明、先日、委員会、ちょうど聞いて説明だけ受けましたので、本当に全体的には本当に詳しくは覚えていないのですが、よくよく考えるとすごく現実味のある、計算式はすばらしかったです。今、町長言われました、うるさいと言われればそうですけれども、11億円ぐらいの年間の売り上げが、28メガワットの第1号発電所でできる。計算をちょっと再計算してみたのですが、僕たちが4キロワットの一般家庭を7,000戸分で掛け算しますとちょうどその売り上げになって、決して大きな大盤計算になってるでしょう。大きな計算ではなくてすごく固く見積もった売り上げだったことについては、すごく謙虚だなというような計画書でありました。実際、僕の計算式だったらもっともっと上がるのですけれ

ども、南会津町の7,000戸に4キロワットの全部屋根につけて掛け算するとちょうど70億かかります。だからそういう計算式で行くとすごくつじつまの合う計算式、その計画書の一部を見たのですが、そういう意味ではでかい話ですけれども、そういう考えで我々がこれからエネルギー政策の中で、今、町長の言われたとおりに、その中身とかそういう精査しながら進めていくことはぜひ今後とも進めてほしいなと思います。ここの部分について、そうですね、今、そういう意味では前向きに研究するということだったので3番についてはよろしいです。

それで、ラスト4番目なんですけど、これはコンピューターの部分でいつも危惧するのですが、何か26年度の予算でという話を先ほどちょっとしていましたが、26年度の予算で4月でどうのというのですが、間に合うのでございましょうか。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 答えいたします。

基本的にはサポート期間というのがございますので、4月1日から全くなくなるということではございませんので、4月早々に予算どりをして実施をしてまいりたいというふうに考えております。

○芳賀沼順一議長 湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 ここで1つ、幾つか言わせていただきたいのですが、確かに10年ちょっとぐらいでサポート終わってしまいますよね。多分、ウィンドウズ7、8にしても多分2023年当たりにもまた終わります。だから、そういう意味ではどんどんイタチごっこでマイクロソフトが1人儲けてしていくようなイメージで思いますけれども、先ほど、町の対策の中で、一部のパソコンはXPのみで動いていて、サーバーには独立しているということだったので、僕は実はこの分を提案したかったのです。では、一部のパソコンというのはどのぐらいの部分で、実際は、本当は皆さん、デスクにある机の上のパソコンというのはネットにつながっている状態だから、裸状態で野ざらしになっているとしか僕は見えないのですけれども、それが閉じていけばXPが100年も使えると僕は思っています。

うちのパソコン、2004年に買って一回も故障していません。2004年からXPで動いています。2013年12月18日にちょうど満9歳となりますよ、そのパソコンは。でも、それは一回もトラブルしていない。超高速で動いています。それ何も心配もないかということはネットにつながっていないからです。ネットは別のコンピューターで動いていますから。

だからそういう意味では、この辺をちゃんとしっかり見極めて、ネットにつながない限り安全だからこれ絶対守られますので、その辺をしっかりと、ネットで全員が結ぶようなことは決し

てなくて。だからそういう意味では、一部パソコンは1課に1台だけネットにつながりものがあれば、あと10年使えますものね。それはもう自信持って言えます。外界につながらない限りは生きていますから。だから、僕は一回もトラブルっていない、その分ではすごく自慢できるパソコンなんです。キーボード減ってしまっていますよ。減ってしまっていますけれども一回もトラブルっていない。

だから、そういう意味では、そういういろいろなアイデアを出して身を守ると。僕は延命と言うのですが、ぜひ、僕なんか15年前のパソコンも動いていますよ。20年パソコンも動いています。でも、それはなぜかと言ったら、そのパソコンで動くものもあるのだからしっかりその辺は研究してほしいなと思っています。ですから、この対策について、先ほどは26年度予算で更新するという言葉出ましたけれども、対策としてもうちょっと具体的な対策はあるのでしょうか。もうちょっと具体的な対策、もう1つ2つぐらい。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 いわゆる町で保有するものと学校で保有するものと、それぞれ対応がまたちょっと変わってきますが、原則、最初におっしゃった残す台数については8台だけでございます。これについては、いわゆるXPのみで動作するソフトということで、具体的に申し上げますと、本庁、総合支所における、いわゆる道路台帳システム、これについてはXPでしか動かないと。それから、住民生活課で保険証をカード化しましたが、このカード印刷についてもXP対応という、そのほかに、いわゆる広域連携システムとか銀行の接続等がございますので、これらについてはインターネットに接続をしておりますのでXPのまま残すというふうにしてございます。

そのほか、例えば町で保有する52台でございますが、これにつきましては、早々に、一度に購入でやりますと大変なお金がかかりますので、いわゆる5年の長期リースということで考えておるところでございます。

学校については学校教育課長のほうから。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○原田 稔学校教育課長 お答えいたします。

教育の現場で使っているものは、いわゆる生徒も教職員の方も、いわゆる調べ物でのインターネットの機械とか、あとは、中学校になりますと全て南会津学習サポート授業で、いわゆるライブ授業ということで、学校ではほとんどパソコン等についてはインターネットを使うというふうなことがありますので、やはり、今後のセキュリティー対策として、来年度、XPにつ

いては新たに更新したいというふうに現在考えているところでございます。

○芳賀沼順一議長 湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 その一部のパソコンもわかりました。

1つ確認なのですが、リースという言葉を使いました。リースは、今までもリースだったのではなかったでしたっけ。その分ちょっと確認なのですが。

リースだとそのまま更新してもメーカーだから、そのリースの代でどっと並行して行くはずなのですが、その辺は新規リースということではないですよ。今の機械のリースがそのまま変わっていくという形でいいのですかね、どうなのでしょう。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 お答えいたします。

いわゆるX Pからほかの機種に変えるために、新たなリース契約を結ぶということでございます。

○芳賀沼順一議長 湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 X Pを7、8に変えるのは多分1台数千円でできるはずですからね。そういうサポートやっていますので、そんなのはあれだなと思ったのですが。いいんです。わかりました。

あともう一つ確認だったのですが、今、X Pでずっと動いていますけれども、X Pで初め、四、五年前、僕、そのときウイルスとか感染とかメールによってトラブルあるとかないとかというの、最近全くそういう話がないのですから、これ全く最近起きていませんかね、確認なのですが。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 お答えいたします。

昨年までは、やはりメールの関係でそういうトラブルが若干ございましたが、セキュリティ対策ということで周知をいたしましたので、今年度に入りましては大きなそういうトラブルはございません。

○芳賀沼順一議長 湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 余りそういう話になるとみんな眠くなってしまいますので、最後に言わせていただきますが、例えば、先ほどX Pで動かないという言葉使いました。メーカーは物を売りたいですよ。これは動きませんから。僕のウィンドウズ8、タッチパネルでできるウィンドウズに14年前のソフト、ウィンドウズ95、98で動いているのが動いています。いいです

か、互換モードというのが、多分ご存じの方いると思いますが、互換モードで行くと、その血液型でマイクロソフトのウィンドウズが動くんですよ。

だから、そういう意味では、メーカーは物売りたいからこの5万8,000円のソフトを使ってくれって、これ当然人情だけれども、そんなことを僕が言っていたって僕がメーカーさんの敵になってしまうかもしれませんけれども、そういう意味では、いろいろなエリアやいろいろな使い方があるので、皆さんの中でもウィンドウズ、実はXPでは動いていないから95のは捨ててしまったんだと、こういう人いっぱいいらっしゃると思いますが、これ実は動くようになっています。動くようなモードが簡単にあるんですね。

だから、そういう意味では、別に7だからXPが動かないなどというのを、メーカーの真に受けているのはちょっと改めて、少し研究してほしいなと思います。

これ以上しつこく言いませんが、そういう意味ではいろいろ研究してほしいなと思います。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 いろいろ知識多く持たれているようですから、町の職員も全て万能ではありません。そのように考えています。ですから、議員のその知識ぜひ貸してください。アドバイスください。今一般質問でされなくても結構ですから。ぜひいつでもいいですから教えてください。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 お答えいたします。

基本的に、検討の結果いわゆる変えようということになったわけですね。今、議員のおっしゃるように、単純にアップグレードすれば経費はかからないわけですが、考え方によっては、やはり性能が不足して快適に動作しない可能性があるということが1つありますし、要するに、パソコンメーカーによる動作の保証がやはりされていないということもございます。それから、どうしてもやはり故障のリスクは残ってしまうということがございますので、これらを総合的に考えまして、XPから変えようという結論に至ったものですのでご理解願いたいと思います。

○芳賀沼順一議長 湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 最後に。

この質問をするには、確かに僕は生き生きしていますよね、最後の問題。多分、僕の畑の僕の分野だと思うのですよ。うるさく言わせていただければ切りがない。

よくよく考えると、今、町長言われました。本当にそういう意味では、いろいろな知ってい

る方いらっしゃいますし、僕も実はゲームメーカーの方にちょっと聞いてみたら、サーバーにセキュリティーが入っているからXPだって、ここの本サーバーに出入り口で閉じているメカニズムがあるのだから、そんな末端のXPで動くよとこう言ったかと思いますよね。確かですよ。つまり水際対策しているんです、ここは。本当は、この庁舎は。だから、そこからウィルスは本当は来ないはずなのですが、そんなことを言ってもわからないと言われるかもしれないのですが。いろいろな対策は考えられますし。

ですから、ぜひ、何度も繰り返すようですが研究しながら、僕も知っている限りは協力したいと思います。余り出しゃばると煙いと思う人がいらっしゃるとと思いますので。

以上で質問を終わります。

○芳賀沼順一議長 以上で、6番、湯田哲君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

55分から、細かいですが再開したいと思います。よろしくお願いします。

休憩 午後 2時39分

再開 午後 2時55分

○芳賀沼順一議長 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。



◇ 大 桃 英 樹 議 員

○芳賀沼順一議長 1番、大桃英樹君の登壇を許します。

1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 それでは一般質問をいたします。

私も13番議員同様、振り返るのが好きなのですが、13番議員は11年とかよく使われますけれども、私は3年目です。たかが3年かもしれませんが、私の歩みの中で大きい中で、この3年間の中で感じてきたことは、議員の仕事とは歴史を学び時世を読み、そして将来予測を立てて、今すべきことを提示する。議員18人それぞれの考え方が、18個の考え方があっていいという意味で、私は正々堂々と皆さんに提言したいと思っております。

南会津町を大局視点でとらえますと、合併から8年、あと、東日本大震災から3年という大きなとらえ方があろうかと思えます。その中で今何すべきか。歩みをとめてやはり思考する時間が必要だと私は思っております。その中で、今すべきこと。私が提案したいのはやはり地域づくりです。今回も我が町の礎を築くためにというタイトルで、大きく分けて2つの質問をさせていただきます。

1点目は、上毛かるたに学ぼうというお話です。

第二次大戦で日本国土は荒廃し、物資不足により国民は精神的にも困窮を極めておりました。そんな中、そのような世の中であっても、子供たちに希望を与え、郷土愛と日本国民としての誇りを持ってもらいたいと願う大人たちの思いから、昭和22年群馬県で上毛かるたが生まれました。それから現在では140万組以上の上毛かるたが発行され、子供に限らず地域の歴史や風土、文化を学ぶ貴重なツールとなっております。これは全国的にも動きが広がっておりまして、誰もが知っているツールとなっております。

我が町でも、今年度、町の公式ゆるキャラ「んだべえ」が誕生し、町民から愛される存在となっております。これは、東日本大震災を通じて、地元を愛そう、そういった動きの1つだと思っています。町民から愛される存在となっており、これは町民の地元に対する愛着のあらわれと言えることから、以下について質問したいと思います。

1点目、以前取り組んでいたやまはく検定というのがございました。まさに地域の歴史や風土を示すものでしたけれども、現在の取り組みと今後の計画についておたたくします。

2点目、地域を学ぶツールとして南会津かるたを制作し、上毛かるたと同様に毎年大会を開催してはどうか。

大きな2点目です。

今後到来する少子・高齢化社会では、町民一人一人の力を集約していくこと。そして、さまざまな理由から故郷を離れた方の力を活用していくことも大きな課題だと言えらると思えます。つまり、町内において資源をどう生かしていくか。また、やむなく離れてしまった方をどういうふうに活用していくかという考え方です。

1点目、集落応援交付金の実施により、町民が集落維持に対する不安が払拭されている状況に関しましては非常に喜ばしいことでありまして、今後も有効に活用していくことが期待されております。

また、去る11月5日に行われました発表会のような場は、互いの取り組みを知るすばらしい機会であり、評価したいと思います。私の出身地である中小屋地区におきましても、非常にこ

の集落応援交付金をきっかけにすばらしい取り組みがされていると感じております。

そこでお聞きしたいのは、今後、あのような場に加えて、地域づくりを実践している区の代表による対話の場、そういったものを設けることはできないか。そのようなお考えはないかということをご希望したいと思います。

2点目、さまざまな理由でふるさとを離れた方、町出身者に地域の様子を伝えることで故郷に対する思いは強まり、大きな力になろうかと思っております。町出身者に対する情報提供の現状と課題はどのようなものかお聞きしたいと思います。

3点目、上記に関連いたしまして、情報を伝えるにはインパクトが必要です。トップセールスで大きな成果を上げていらっしゃいますけれども、同様に、メッセージにも首長の考えであったりトップの考えというものをお伝えすることは、発信された側にとっても非常に心に響くのではないかとそのような考え方をしております。そういったことから、ホームページやフェイスブック上で定期的に町長が町外者に対して、町内者に対してももちろんですけれども、動画により直接メッセージを送るようなこと、そのようなことをしてはどうか。これについて、町長どのようにお考えになるか質問したいと思います。

以上です。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 1番、大桃英樹議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、我が町の礎を築くための1点目、やまはく検定の現在の取り組みと今後の計画についてのおたしですが、南会津町やまなみ泊覧会事業は、平成22年度の事業検証委員会で見直しと、そのような検証結果を受けて、現在行っておりません。今後実施する予定もありません。

2点目でありましたが、地域を学ぶツールとして、南会津かるたを作成し、毎年大会を開催してはとのおたしですが、現在、地域を学ぶために小学3・4年生向けの社会科副読本「わたしたちのきょう土」を町独自に作成しており、副読本を活用し地域を学ぶ授業が行われております。

また、昨年度福島県と共催で実施しました体験型の宝探し、リアルタイム宝探しイベント・in福島コードF-3、これは只見川電源流域振興協議会による探検型謎解きタイムトラベル奥会津列伝、さらには、町内の謎を解きながらイベント会場や温泉施設等でポイントを集める謎解きスタンプラリーの開催など、家族やグループがそれぞれ好きな時間に観光を楽しみながら地域を学ぶ仕掛けを実施しております。地域を知るといことは大変貴重なことでありまし

て、今後も地域教育は大切なことと考えております。工夫をし、かるたに限らず、地域の方々と連携し実施していきたいと考えておりますのでご理解を願いたいと思います。

次に、町民一人一人の力を集約していくことの1点目、地域づくりを実践している区の代表による対話の場の創設についてのおたただしですが、議員おただしのとおり、互いの取り組みを知るといことは、各集落が地域づくりを進めるに当たって非常に有効でありますので、再度事例発表の機会を設けていきたいと、そのように考えております。前は4集落でしたが、まだまだ多くの、数多くの集落でいろいろな試みがされております。それぞれの試みのされているという体験を通して、皆さん方が意識を高めていただいて地域の活性化に役立てていただければ非常にありがたいと思いますので、好評だったので、そのようなことは機会をぜひつくって続けていきたいと思ひます。その際に、集落の要望があれば、その対話との場をぜひ設けたいと思ひます。ご理解願ひます。

次に、2点目ですが、町出身者に対する情報提供の現状と課題についてのおたただしですが、現在の取り組みとしては、町出身者で構成されていますふるさと南会津会会員の方々、この方々の中には南会津町の出身とは限っていません。もう本当に南会津を応援したいという方々が大勢おられます。そういう方々に対して広報南会津や町のイベント等の情報パンフレットを年6回送付しております。ふるさと南会津会は会員数が減少傾向にあり、限られた方々が対象となることや、紙ベースの資料を送付することから、情報の広がりには課題があるものと、そのように考えております。このようなことから、ふるさと南会津会の会員や町出身者に限らず多くの方を対象とした細やかな情報をタイムリーに発信するために、本年6月からフェイスブックを開設し情報提供に努めております。また、第三セクターや観光物産協会のホームページにおいても町の情報を広く発信しておりますので、ご理解をお願いしたいと思ひます。

次に、3点目ですが、動画による情報発信についてのおたただしですが、首長みずから動画により情報を発信することはインパクトがあり、有効な手段であると考えております。現在、町では、私のコメントを含めたプロモーションビデオを作成してありまして、ホームページ等にアップする予定であります。今後も動画によるメッセージの発信を含め、町内外へより効果的な情報発信をしていかなければならないと思ひていますが、私はフェイスブック少しやってみました。ですけれども、フェイスブックのいろいろ内容を見ますと、私としては、私の私見です、いろいろ課題があるなど違和感を感じているのが今の現状です。そういう中でいろいろな対応を考えていきたいと思ひますのでご理解をお願いしたいと思ひます。

以上、町長に求められました答弁とさせていただきますが、具体的事項につきましては担

当課長等より答弁させますのでよろしくお願いたします。

○芳賀沼順一議長 大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 1点目について、やまはく検定に関しては、その事業評価において不採用ということになったので廃止と。つまり、やまはく検定に関しても今後行う予定はないというようなことでした。それ、事業評価によった結果ですのでそれは結構なことだと思いますけれども、また、今後新たに、例えば只見町だと只見学というものをつくりました。只見町の方に聞いてみると、その考え方の発祥というのは、只見町史というものがありますけれども、なかなかこれは取っつきにくいと。子供たちにもやはり読んでいただきたいし町民にもやはり知っていただきたい。只見町にもIターンの方たくさんいらっしゃいますけれども、Iターン者のほうが町について知っていらっしゃるというような事実もあるので、ぜひ、これまでの知見である町史を読んでいただくためにも、その導入部分として只見学というものをつくったというようなお話を伺いました。これについて僕は非常に賛同できるなと思ったのですが。

また、只見町におかれましては、合併から50年以上たっているのですけれども、今またこういうことを始めている。なぜかなというところを思いを馳せますと、やはり地域愛だなどというところに行き着きました。やまはく検定に関しては廃止になったということですが、これに関しては了承いたしますけれども、今後、新たに、その町史それぞれ、南会津町は新しい町が始まったばかりで町史それぞれ4つあるわけですね。これを全部読むというのはなかなか時間もかかりますしなかなか難しいなど。南会津町の歴史、例えば町史っていつできるんだろうとか考えていくと、例えば年表にしてもそうなのですから、町っていつから始まってどういう歩みをやってきたのかな。これ、やはり100年後では我々生きている間に振り返ることができなくて、もちろん町史編さん室等でそういったことは検討されているかと思うのですが、今後そういった南会津町の歴史という部分で、導入の部分のそういった副読本、3・4年生あるとおっしゃいましたけれども、これは多分学校教育に限られるのではないかな。むしろ生涯教育の中で町民に町の歴史を伝えるような副読本であるとか、そういった只見学のようなものをつくるような予定はないかお伺いします。

○芳賀沼順一議長 生涯学習課長。

○湯田順一生涯学習課長 只見学、私も4月ですか、完成を見て、私も見させていただきました。地域の自然やら歴史やらそういう点を網羅されたような形でつくられておるもので、非常に、只見町に住む人がわかりやすいものであるなというふうに、素晴らしいものであるというふうに私は評価をしております。

それで、では南会津町の場合というふうに考えますと、やはり、町に育って、それから社会に出て、それから戻ってきたり、いずれにしても、このふるさとを愛する心といいますか、それを育むには、やはり自分たちの郷土にどういう歴史があってどういうすばらしい伝統行事があったり、どういうすばらしい自然があったりということをやはり知らなければ、南会津町のよささえも一言では言えない。私自身もそうです。

したがって、今後、今ご提言されましたことについては、今後教育委員会の中でも検討してまいるしかないのかなど。それと、やはり、人間、自分のふるさとを持つことは、人間的にも成長すると思いますので、その辺については検討してまいりたいというふうに私は思っております。

以上です。

○芳賀沼順一議長 大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 僕の、その南会津かるたつくったらどうかというのは単純な発案かもしれないのですが、僕の中では一応その組み立て方があって、まず1点目に、その背景としては子供たちに地域のよさをまず伝えるということなんです。我々はもう合併してから、する前の人生が長いですが、子供たちにとっては、もう小学校入った時点とか、もう8年ですからすでに南会津だったわけで、そういった方々がどういう感覚で、今、南会津とらえているかというのは非常に気になるところです。

僕も、最近友人が、例えば訪ねてきたときに南会津町を紹介してくれと言われたときに、例えば私は南郷出身ですが、南郷だけだったら、例えば1日で終わってしまうのが、1日では終わらないぐらい資源がたくさんある。そういった意味では大きな資源を皆さんが得たと言えると思います。

ただし、ただ、やはりその場所に行ってみたり、例えば屏風岩とか、この屏風岩のどうして成り立ちはこうなった、どう成り立ったのかとか紅葉はいつきれいなのかとかというのは行ってみないとわからないですね。行ってみるといにはやはりきっかけが必要で、そのためにはやはりまず知識なのかなど。上毛かるたなどというのは、まずかるたから、かるた大会から入っているんですね、群馬県では。毎年1月、2月に大会やって、予選、決勝とやっていく中で、ほとんどの人が全て覚えているような状況になっている。あとはもう速さを競うだけみたいな形になっているので、とりあえず、基礎として全ての知識を知っているわけですね。四十何カ所に関しては、人物であったり歴史であったりそういったものは知っているわけです。それはやはり町の基礎をつくるものになるのではないかなというような考え方から発案させてい

ただいています。

もう一つは、子供たちが学ぶこと。そのかるたに取り組むことによって、大人も逆に、今度、知らないと笑われてしまいます。実はやまはく検定、僕、以前受けたとき四十数点だったんです。非常に恥ずかしい思いしました。一緒に、例えばこの子たちと一緒にかるたをやることによって大人もすんなり言葉が入ってくる、知識が入ってくるというところで、これはやはり新しい種をまく事業なのではないかというふうに思っております。

ただし、先ほど答弁にあったように、F-3であったり、そういったアドベンチャー的な、実際にクイズに答えながら場所に訪れるということも1つの方策としては非常に有効だと思っております。なので、無理強いするわけではございませんけれども、これは提案としてぜひ検討をいただきたいなと思っております。

先ほどコードF-3とありましたけれども、昨年度からですよ。その結果といいますかその参加状況というのは把握しているでしょうか。

○芳賀沼順一議長 商工観光課長。

○角田 厚商工観光課長 お答えをいたします。

コードF-3、昨年8月から11月に実施をいたしましたけれども、これは県内3万3,701の応募が結果としてありまして、そのうち南会津の発見者の報告数は4,390あったという状況でございます。その4,390の南会津町の内訳というのはちょっと、県のほうで集計をしているものですから把握しておりませんのでご了解をいただければと思います。

○芳賀沼順一議長 大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 なかなか難しいだろうなどは思うのですけれども、やはりその状況について把握するということに関しては非常に大切だと思いますので、ぜひ把握していただきたいなと思います。

かるたに関しては以上で終わりたいと思います。

2番目の少子・高齢化の中でいかに町民の力を集約していくか。そして、町民だった方が出ていったときに生かしていくかというところです。再質問をさせていただきたいと思います。

我々議員18人おりますけれども、それで毎年行政視察へ行かせていただいております。その中で、やはり地域の資源について総務委員会では活用しているところをねらって行かせていただいておりますけれども、やはり、その地域の資源をよく活用している、自分たちでよく知り、そして活用している。そして、例えばことし行かせていただいた四万十においては、やはり哲学を持っているというところだったんです。その哲学は、どこから生まれてるのかというと、

やはり前の質問からも関係するのですけれども、歴史を知り、地勢を知り、文化を知り、そういうところから生まれてました。そういったところから集落応援交付金で、例えば、皆さん実践されていることというのは、例えば、今まであった、例えばおんべだとかそういったところを、今まであったものを再確認する意味で非常に有益だったなと僕は思っております。

今、視察の話をしていただきましたけれども、よく町民の方から、毎年どこに行っているんだという話を興味深く尋ねられることが多いのですけれども非常に有益だと思っています。それはなぜかというと、例えば6人なら6人が同じところに行って同じ場所に行って同じものを見て同じものを感じるわけです。そういった意味で、我々議員の間では、同じ認識で地域づくり、これからやっっていこうというものが必ず生まれます。その意味で、例えば集落応援交付金においてもやはり学びが必要なのではないか。今まであるものを確認することは、今までの政策の中で、ある程度できたのではないかなという認識を持っております。

したがって、次にもうワンステップ進むためには、やはり皆さん学ぶことが必要なのではないかなと思っております。私、以前から提案させていただいておりますけれども、被災地の、例えば今いく、その福島県民の一員としてやはり東日本大震災というのは、我々からはもう切っても切り離せないものになっておりますので、その現場を、例えば、今、地域づくりをどうされているか。津波被害に遭われたところがどんな思いで、どんな姿勢で、今、地域づくりをされているかというところを見る。例えばそういったところには、集落応援交付金ふやすというお話今までもありましたけれども、そういったメニューを設けてはどうかというような案を持っておりますけれども、これについてどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

何人かの方にこの件につきましては質問いただきましたけれども、特定の事というよりもそれぞれの地域の課題があるかと思えますし、そうした中で不足する分といいますか、まだやりたいというようなことがあれば、そういう意味で特別枠という形の中でこうやることはいいことだなと、そのように考えております。

ですから、今具体的なお話もありましたけれども、そのようなことが全地域で一斉にやっったときにどうなのかの話もありますが、いずれにしても、やはり根本的には、私は、地域が活力ない地域をどうしようということがこの発端であります。ですから、いろいろ皆さん方からアンケートをいただいた中でも、本当に地域が集まって意見交換ができたり、物事一つ一つの事業をみんなして力を合わせてやるような事象がふえたということは大きな1つの進歩だ

と思いますし、みずから解決しようとする力が少しずつ生まれてきているとそのように考えています。

ですから、そういうことをすることによって地域の本当の課題が何なのか。これから自分たちがしなければならないことが何なのかということ。少しずつ、自分たちそのものも理解されてきているのかなと。そのような段階なのかなと、そのように思っています。

ですから、そういうことも含めて、これからそれぞれの地域でいろいろな活用をされるということは、私どももしっかり検討させていただいて、その対応をどのようにしたらいいのかということは今後検討して、私どももしっかり検討していきたい、そして対応できるものは対応したいとそのように考えています。

○芳賀沼順一議長 大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 僕も全く同じような認識です。そういう段階にあるのではないかなと。ちょっと、今まで多分お金の心配が多かったですね。人口減少によって、区費がどんどん増加せざるを得ない今のレベルを維持するためには。その中にいたのが、今まであったものの価値を再認識して地域の大切さを知り、お金に対する不安が多少消えたところでちょっと夢を今感じているので、今がやはりチャンスだなと僕も思います。

ですので、先ほどあったような特例加算のような制度をぜひ設けていただきたいなと思います。その制度に関しては、その中身に関してはいろいろあろうかとは思いますが、先ほど地域同士の、地区同士の対話の場を設けてはどうかというようなお話しさせていただきました。これも、被災地に行くのももちろんいいのですけれども、実は、南会津に100も集落があって、これもまた資源。実は、館岩地域のある集落と、例えば南郷地域のある集落、この人たちが、じゃあ、話し合ったことがあるか、地区同士ですね。あるかというとは実はないと思います。個人レベルでのおつき合いというのはあろうかと思うのですけれども、例えば、それをマッチングさせるとどういうことが起きるのかということ、ああ、そっちすばらしいですねとか、こっちはこういう取り組みやっているんだ。じゃあ、やってみようかなとか。互いに学び合ったりとか交流が生まれてというふうなこともあろうかと思えます。現在も、その交流のメニューというのは協働みたいな形であろうかと思えますけれども、その実践例とか。例えば、新たにこの集落応援交付金を設けたことによって、今までなかった、例えば地域同士の、地区同士のつながりが生まれたとか、そういった事例があればお示してください。

○芳賀沼順一議長 副町長。

○渡部龍一副町長 私のほうから少し違う視点でお答えをさせていただきたいと思っています

が。

ただいま、応援交付金のテーマで議員はそういった館岩、伊南とか南郷とかというような視点に立っておりますが、私としては、やはり、合併以来8年目というお話がございますが、その最初のスタート地点は、いかに地域協議会を……地域協議会ってありますよね。各地区ね。ここの立ち位置、ここの位置づけがまず我々にとって一番のそういう4地域の、いわゆる同一歩調といいますか同じ地域バランスといいますかそれぞれの特色を行かしたまちづくり、そういった視点で行けば、地域協議会の活動が、そういった最初の、いわゆるお互いの地域を知るひとつのテーマであったのではないのかなというふうに思っております。

そういった意味で、現在、地域協議会の中ではそれぞれの代表者による連絡会議といいますかそういった会議を持って、それぞれの地域間がお互いにどういう活動をしているのかと、そういった意見交換会をしているというふうに認識をしております、たまたま、ことしに入って大きなテーマとなっております、この庁舎の検討委員会、これが一番、庁舎の建設をテーマにした、いわゆる議論、それぞれの地域での議論が拡充した。さらには、それぞれの地域の意見を言える場が生まれたということで、先日、地域協議会長の、それぞれの代表者の意見の中ではそういった、いわゆる話しやすい、議論がしやすいテーマといいますか、それがたまたま庁舎建設という、大きな町としての課題だという、結果的にはなっておりますが、今、議員おただしのような、いわゆるこれだけ各地域の集落の力が弱まっている。高齢化社会が進展している。そこでの本当に、どうやって活動がまちづくりに、地域づくりにですね、議員のテーマにあるようなことで、今後取り組んでまいれば、議員が求めているようなことにつながるのではないのかというふうに感じておまして、今後、これから、来年度になります、来年度に向かって、そういった方向性に向かって、私どもも地域協議会のあり方、あるいは協議の場、それをテーマに進めてまいりたいとそんなふうに考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○芳賀沼順一議長 大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 副町長おっしゃることはごもっともですね。その地域協議会を最大限に生かして、これはもう絶対に必要なことです。もう合併以前から決まっていることですので。

僕は、それは同時にやるべきだと思っているんです。そんなに時間が僕はないと思っているので、その基礎をつくる時間というのは。時だってやっぱり過ぎて行ってしまうので、その地域協議会がうまく行ってから下のこともやっていくというような考え方もあろうかと思うのですけれども、同時並行で幾つもの種をまいておけば、それはいずれ育つと僕は思っております、

ですので、その地域協議会に入られる方というのはやはり限られますし代表の方ですよ。ではなくて、僕はもっと、私の、例えばじいちゃん、ばあちゃんである……ばあちゃん亡くなりましたけれども、誰でもがそう感じられるというのはすごい将来的には大きな力になると思っていますので、もちろん地域協議会を生かす一方でそういった地域同士のつながりをつくっていくとか、まずは、例えば話し合いの場であるとかそういったものをつくっていただきたいというような趣旨で発言させていただきました。

そういった意味で、協議会とは別に交流の場みたいな、そういったものが新たに生まれてきているかどうかに関してお答えください。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 お答えいたします。

集落応援交付金のメニューの中で、いわゆる他集落との連携という項目もございますが、現実的には、やはり隣接する集落との連携の例として挙げてきたやつがほぼほとんどでございます。離れた集落との連携というのは余り例はございません。ただ、他の事業と組み合わせた形で、今までしてきた集落と大学との連携であったり、その他、外に出た者の連携とか、そういう形での、外に出てまた大学生が集落に入ってきていただくというような連携の例はございます。

あと、特に、1つだけ私、正直うれしかったのは、特別メニューの中に集落の自主防災に関する事業というところがあるのですが、これを、たまたま若松でこの自主防災の指導者の研修会がありましたということで集落の皆さんにご案内をさせていただきました。この集落の中から、たしか4集落から十数名の方が手を挙げて指導者の研修に行かれたということもありますので、これについては非常に感謝を申し上げたいというふうに思っております。

○芳賀沼順一議長 大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 すばらしいですね。

そういった例をぜひ取り上げていただいて、そこだけのものにしておくのは非常に惜しいですので、ぜひ広報等でも紹介いただきたいなと思います。全員が参加できる、例えば発表の場があっても全員が参加できるわけではないですので、ぜひご紹介いただければと思います。

集落応援交付金、非常にホットですけれども、あとホットなのはやはり「んだべえ」だと思っています。その「んだべえ」にしても、ゆるキャラにしても集落応援交付金にしても、非常にうまくいったなという感じを私は持っていて、それはなぜかとやはり考えるべきだなと思いました。

そこはやはり、例えばゆるキャラに関してだとわかりやすいのですけれども、ゆるキャラに、全国的に興味や関心が高まっているところが1つ。もう一つは、制作を実現するまでに多くの方が参加しているということではないでしょうか。例えば、ゆるキャラを募集しますから始まって、そこから何点か選んだところもそうですし、「んだべえ」体操が生まれたり、実際にいろいろな場所に行ってPRされている。そうすると愛着が沸いて、皆さん、自分のが選ばれなかったからと怒って電話してくる人はいなかったと思うんですよ。ですので、そういった部分でいうと、やはり集落応援交付金にしてもゆるキャラ策定にしても、その制作過程にたくさんの方が関わったということが大きなキーかと思います。

そこで、私たちも議会報告会やっておりますけれども、たくさんの方にたくさんの意見をいただきます。最初は文句的なものもありましたけれども、こちらの趣旨を説明をして、相手からまた聞いてというのを何回も繰り返していくうちに、非常に建設的な意見が出るようになりました。

例えば、私、所属しています新庁舎建設に関する特別委員会内でも、最初は場所のことでいろいろお尋ねさせていただきましたけれども、そうすると、最初は文句的なものが多かったのですけれども、苦情的なものですね、多かったのですけれども、今やるべきことは何ですかということを問いただされました。まちづくりの基本をやっていくことではないですかということは、多くの意見をいただいているところで、非常に身に沁みて私たちやらなければならないということで今回もこのような質問をさせていただいているわけですけれども、タウンミーティングに関してです。

そこで、タウンミーティングも1年前に1度やりましたけれども、その後なかなか行われていないというところの現状について、その題材がないのか、それとも開催できない何か理由があるのか、それについてお答えいただければと思います。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

議員おただしのようにタウンミーティングということで開催を何回か、各方面ごとにさせていただきました。あのときはテーマがまさしく新庁舎建設についてのお話し等と、あるいは指定管理者の問題もございましたのでテーマがあったというのが事実であろうかと思います。最近テーマがないということではなくて、ちょっと時間を置いて改めて別な形で、例えば、当初予算が編成の大体、時期とかそういうものをある程度住民の方にいろいろと情報提供をしながら、町民の皆さんからいろいろな意見等々をいただくということで、年明けにはそういうもの

でやってまいりたいということは考えてございます。

○芳賀沼順一議長 大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 年明けにはということですがけれども、今、1つよろしいですか。

広聴事業、タウンミーティングでも広聴事業という位置づけでよろしいでしょうか。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

基本的には広聴ということでは考えてございますが、当然、私ども総務課のほうとも関連がございますので、担当は総合政策課にはなろうかと思いますが、各課横断的にそういうものはやっていきたいというふうには考えてございます。

○芳賀沼順一議長 大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 そこ確認でした。

基本的には広報広聴というのはセットで、総合政策課がやるべきことではないかなとは思っておりますけれども。

そこに関して、広聴に関して、タウンミーティング、なかなか開催できていなかったということですが、また今後予算についてやりたいというようなお話しありましたが、町長、そのお考えは。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

タウンミーティングというか公聴会というか、そのようなことをいろいろ定期的にやる方法もあろうかと思えますし、あるいはテーマが生じたときといいますか、そういうことを目的としてやる場合とあろうかと思えますが、いずれにしてもマンネリ化しないように。そして、皆さんが集まっていただけのように。今回も庁舎建設、あるいは第三セクターのことでやらせていただきましたけれども、興味あるものには皆さんが集まっていただけ。もうこれは興味ないと思うと集まらない。そのような傾向もあります。

ですから、そういうこともしっかり見極めた中で、そのやり方等も検討した中で情報提供をもちろんその前にしなければならぬわけですが、そのようなことも含めた中で、町として皆さん方の意見をしっかりいただいたりあるいは交換できるような、そんなことは時々には必要だと思っています。

ですから、定期的にやろうとかそういうことよりも、やはりタイミングを見計らって、そのようなことを情報提供しながら、そしてやっていければと、今、総務課長答えたとおりでござ

います。

いずれにしても、町に対しての各地域でのというか、あるいは大きなエリア、あるいは関係者といますかグループといますか、そういうふうな要望も多くいただいています。ですけれども、やはり要望もそれはよくわかりますが、町としても、やはり、じゃあ皆さん方でできること何なのかということも皆さん方に考えていただいて、そしてやるということも1つの解決の方法だと思いますから、そういう意味で、広い意味でのこの集落応援交付金という事業は1つの波紋になったのかなとそのように考えていますし、そのようなことも、今、この検証も含めながら、来年度に向かってまたしっかり、今年度も残りありますけれども、そういう中で皆さん方とももちろん意見交換しながら対応を考えていきたいとそのように考えています。

ですから、必要に応じてという言い方がちょっと緩いと言われればあれかもしれませんが、そのような形の中でマンネリ化しないような工夫を凝らしながらやっていければと思っています。

○芳賀沼順一議長 大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 これからの考え方かと思えます。定期的にやったほうがいいのか、それから適材適所でやったほうがいいのかというのは考え方かと思えますけれども、町民というのは、恐らく自分の考え伝えたいという思いというのは誰でも持っていると思うんですね。それを届けるところがあるかないかという意味で、定期的にやったほうが私はいいと思っています。それは町長がみずから話し聞かせてくださいというところで、きっと町民も力を貸してくれるであろうというような考え方です。

町長、先ほどフェイスブックに関して問題ありというようなお話しありましたが、僕は別にフェイスブックの会社に勤めているわけでも何でもないのであれですけれども、フェイスブックで感じたこと、よかったこと悪かったことあろうかと思えますけれども具体的に教えていただければ、お願いします。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

皆さん仲良くやられるのは非常にいいことだと思います。それだけのことで、人のいろいろな誹謗中傷も載っています。知らない人は反論も何もできません。反論しても意味ありません。ですから、それはそれでそれがいいとして、そのいいところだけを活用されるということであるならば別に、私は何もフェイスブックを否定するものでも何でもありません。ですから、そ

れぞれの思いの中でやっていただくのがいいのかなと。そういうのが社会的に認知されていることでもありますからね。ただ、良識だけはわきまえていただきたい。注文つければ、それだけです。

○芳賀沼順一議長 大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 確かにそのとおりです。僕も3日ぐらい寝れない日がありました。そんなこともございました。

ただ、便利な機能もいろいろありますので、そこで判断されるのではなくて、町長は町のリーダーですから、ぜひ大きな心でそういう人たちにも門戸を広げて、ああいよいよ、わかったわかったと言っていたら、要はその苦情を言う人も確かに一部いらっしゃるのですけれども、逆に待っていらっしゃる方もいるということだけは把握しておいていただきたいなと思います。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 ちょっと誤解されると困るのですが、自分に対しての意見とかそういうことはいいのですよ。だけれども、他人事にしてもとても見るに耐えない聞くに耐えない、ありますよ。そこですよ。この人何考えているのかなと。そこだけです。

○芳賀沼順一議長 大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 僕も町長に来る苦情に関しては他人事なので同じような感覚ですけれども。ただし、やはり町をPRするというのはトップセール同様、非常に大切なことですので……

[「頑張ってくれよ」と言う者あり]

○1番 大桃英樹議員 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

[「ああいよいよ」と言う者あり]

○1番 大桃英樹議員 プロモーションビデオということがございました。プロモーションビデオの内容についてお知らせください。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 お答えいたします。

この内容につきましては、大体4分30秒ぐらいなのですが、プロの方に委託をしまして、原則、南会津町の四季をまず撮らせていただきまして、その中に、例えば自然であったりイベントであったり祭りであったり食であったりグルメであったり、そのような流れの中でイメージ

アップを図りながら、最後に、町長に南会津町のコメントをするという流れで、大体4分30秒ぐらいなのですが、これについてはことしの春からつくり、撮影をしまして制作をしております。一応、プロ的な方をお願いしたいということで、制作については株式会社福島放送のほうに委託をして実施をしておるところでございます。この冬を撮りますと大体でき上がる予定になっておりまして、これについてはまず町のホームページでもアップをさせていただきますし、あるイベント等でも出してPRを図っていききたいというふうに考えております。

○芳賀沼順一議長 大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 それは、例えば私が、それぜひ紹介したいからということでリンクしたいなと思ったときには可能なのでしょうか。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 答えいたします。

原則、リンクはオーケーにしたいというふうに今のところ考えております。

○芳賀沼順一議長 大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 プロモーションビデオ、恐らく、僕は賞味期限が短いと思っております。プロモーションビデオに関しては、例えば1年とか。四季通じてとおっしゃいますけれども、なかなか賞味期限は短い。何回も見るといって飽きてしまうというのございますので、ぜひ次の手も今のうちから打っていただきたい、そのように思っております。

トップセールスではないですけれども、ぜひ、町長前面に立ってやっていただきたいと思っています。そんな中で、今回、集落応援交付金であったり地域活性について質問させていただきました。ぜひ、町はまだ8歳の子供です。ですので、この政策によって、町の政策によって大きくたくさんの方が期待もし嘆きもします。ですので、住民の活力を十分生かした行政運営していただくことを最後に訴えまして私の一般質問を終わります。

○芳賀沼順一議長 以上で、1番、大桃英樹君の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○芳賀沼順一議長 本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

明日13日は午前10時から開議し、議案審議を行います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時40分

平成 25 年第 4 回南会津町議会定例会 第 4 日

議 事 日 程 (第 4 号)

平成 25 年 1 2 月 1 3 日 (金曜日) 午前 1 0 時開議

- 日程第 1 報告第 8 号 専決処分の報告について
専決第 22 号 工事請負契約の一部変更について (南会津町館岩地域光ファイバ通信基盤整備工事)
- 日程第 2 議案第 99 号 南会津町空き家等の適正管理に関する条例
- 日程第 3 議案第 100 号 南会津町景観条例
- 日程第 4 議案第 101 号 南会津町地区集会施設設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 102 号 南会津町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 103 号 南会津町奨学資金の貸与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 104 号 南会津町諸収入金に対する延滞金徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 105 号 南会津町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 106 号 南会津町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 107 号 南会津町立小学校、中学校及び幼稚園条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 108 号 南会津町教職員住宅に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 109 号 南会津町町民会館条例の一部を改正する条例
- 日程第 13 議案第 110 号 南会津町町民グラウンド条例の一部を改正する条例
- 日程第 14 議案第 111 号 南会津町墓地条例の一部を改正する条例
- 日程第 15 議案第 112 号 南会津町役場新庁舎建設計画について
- 日程第 16 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 17 諮問第 4 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 18 諮問第 5 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 19 議案第 113 号 公の施設の指定管理者の指定について (南会津町会津高原だいくらスキー場・南会津町林産物展示販売施設 (道の駅たじ

- ま)・南会津町会津高原憩の家)
- 日程第20 議案第114号 公の施設の指定管理者の指定について(南会津町会津山村道場)
- 日程第21 議案第115号 公の施設の指定管理者の指定について(南会津町田島農村環境改善センター)
- 日程第22 議案第116号 公の施設の指定管理者の指定について(南会津町舘岩農産物直売所(道の駅番屋)・南会津町舘岩農林水産物処理加工・販売施設(そば処曲屋))
- 日程第23 議案第117号 公の施設の指定管理者の指定について(南会津町会津高原たかつえスキー場・南会津町農林業センター・南会津町会津高原たかつえ雪室)
- 日程第24 議案第118号 公の施設の指定管理者の指定について(南会津町会津高原たかつえカントリークラブ)
- 日程第25 議案第119号 平成25年度南会津町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第26 議案第120号 平成25年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第27 議案第121号 平成25年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第28 議案第122号 平成25年度南会津町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第29 議案第123号 平成25年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第30 議案第124号 平成25年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第31 議案第125号 平成25年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第32 議案第126号 平成25年度南会津町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第33 特別委員会中間報告
(雇用と企業誘致に関する特別委員会)
(新庁舎建設事業に関する特別委員会)
- 日程第34 平成25年請願第6号 特定秘密保護法の廃案を求める請願書撤回の件

日程第35 平成25年請願第5号 森林・林業・木材関連産業政策の推進に関する請願書
(産業建設委員会)

日程第36 平成25年陳情第2号 射撃訓練施設の整備について (産業建設委員会)

日程第37 平成25年陳情第3号 鳥獣対策研究室の設置について (産業建設委員会)

日程第38 平成25年陳情第4号 川島地区に子供たちの遊び場設置の陳情について
(文教厚生委員会)

日程第39 平成25年陳情第5号 2014年度地方財政の確立に関する要請
(総務委員会)

日程第40 平成25年陳情第7号 特定秘密保護法の廃止を求める請願書

追加日程第1 委員会提出議案第14号 東京電力福島第一原子力発電所における汚染水問題の早期解決を求める意見書の提出について

追加日程第2 委員会提出議案第15号 森林・林業・木材関連産業政策の推進に関する意見書の提出について

追加日程第3 委員会提出議案第16号 2014年度地方財政の確立に関する意見書の提出について

追加日程第4 委員会提出議案第17号 特定秘密保護法の廃止を求める意見書の提出について

追加日程第5 議員派遣の件について

追加日程第6 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (17名)

1番	大桃英樹	議員	3番	湯田良一	議員
4番	室井嘉吉	議員	5番	室井実	議員
6番	湯田哲	議員	7番	渡部優	議員
8番	楠正次	議員	9番	高野精一	議員
10番	山内政	議員	11番	渡部忠雄	議員
12番	湯田秀春	議員	13番	星登志一	議員

14番 阿久津 梅 夫 議員

15番 五十嵐 司 議員

16番 大 竹 幸 一 議員

17番 菅 家 幸 弘 議員

18番 芳賀沼 順 一 議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

大 宅 宗 吉	町 長	渡 部 龍 一	副 町 長
五十嵐 竹 則	教 育 長	芳 賀 美 恵 子	会 計 室 長
長 沼 芳 樹	総 合 政 策 課 長	湯 田 文 則	総 務 課 長
角 田 厚	商 工 観 光 課 長	星 不 二 夫	税 務 課 長
宍 戸 英 樹	住 民 生 活 課 長	舟 木 由 起 子	健 康 福 祉 課 長
鈴 木 忠 男	建 設 課 長	長 沼 豊	環 境 水 道 課 長
大 竹 洋 一	農 林 課 長	星 正 信	農 業 委 員 会 事 務 局 長
原 田 稔	学 校 教 育 課 長	湯 田 順 一	生 涯 学 習 課 長
室 井 裕	館 岩 総 合 支 所 長	齊 藤 友 一	伊 南 総 合 支 所 長
近 藤 甚 悦	南 郷 総 合 支 所 長	木 下 光 廣	監 査 委 員

事務局職員出席者

酒 井 直 伸	事 務 局 長	鈴 木 雄 蔵	事 務 局 長 補 佐
---------	---------	---------	-------------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○芳賀沼順一議長 おはようございます。

これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○芳賀沼順一議長 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

ここで議長から申し上げます。これから議題となります議案等に審議については、議会基本条例第10条の規定によって質疑応答は一問一答方式で行うものとし、会議規則第55条のただし書きの規定によって質疑の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間は答弁を含めおおむね30分に制限しますので、質疑の趣旨は簡単明瞭に願います。



◎報告第8号の質疑

○芳賀沼順一議長 日程第1、報告第8号 専決処分の報告について、専決第22号 工事請負契約の一部変更について（南会津町館岩地域光ファイバ通信基盤整備工事）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第8号 専決処分の報告についてを終わります。



◎議案第99号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第2、議案第99号 南会津町空き家等の適正管理に関する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 何点かの点についてお尋ねをします。

まず最初に、第5条関係の実態調査からフローチャートを見れば緊急性ありということで、必要最小限の措置、第12条の措置を行うということでありますが、これはどの程度のことを言っているのか。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 お答えいたします。

緊急安全措置ですが、その程度のぐあいにもよるかと思いますが、例えば屋根のトタンが破損をして飛ぶ状態であれば、それを飛ばないように青シートをかけるとか、もし壁の滑落が道路に面した道路に落ちた場合についてはその壁を滑落を取り除きまして、またその壁についてある程度の補修をさせていただくというような場合があるかと思えます。

ですから、その状況によってはいろいろなことが想定されます。例えばかなりの雪で倒壊してそれが半分以上に及ぶ場合については、場合によっては全撤去ということもあり得るというふうに考えております。

○芳賀沼順一議長 4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 その場合、そのかかった経費は持ち主が負担と、こういうことになっているんだというふうに思いますが、いわゆる第6条、第7条関係、これでこの対応するという事も出てくるというふうに私は理解しているんですが、そういう理解でいいですか。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 お答えいたします。

原則、この緊急安全措置の場合には、措置を実施する前に必ず持ち主による所有者等から同意を得て実施するということとなります。その際に、この費用については当然所有者が負担する旨を告げて実施をするということですから、この費用については当然原因者に請求をしていくということになります。

原則その撤去の度合いが例えば半分で、その後については所有者にしてくださいという例え

ば申し入れをしたということがあって、それがならない場合については、いわゆるそれ以下のフローチャートでいいます助言、指導、勧告という流れにもつながるものというふうにご理解いただければと思います。

○芳賀沼順一議長 4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 そうすると端的な例でいくと、危険度が半分あった、10のものうち半分あった、半分緊急措置でやった、これは全額個人負担。残った5についてはその後の助言、指導、勧告等の中で対応するという理解でいいですね。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 原則そのような形にはなろうかと思えます。ただ、助言、指導、勧告の中で、その解体の費用についてご相談があれば、新たに設置をいたしますいわゆる空き家等の除却事業の補助対象という形になりますので、これらについても協議させていただきます。

ただ、助言、指導でも、勧告にもそれ以上撤去について全く無視をされるということがあれば、その後の強制代執行のほうに続くというふうにご理解いただければと思います。この際には、当然原因者のほうに費用の請求をするという流れになります。

○芳賀沼順一議長 4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 わかりました。

それで第11条関係の支援の関係ね、これは緊急空き家等除去事業補助と仮称ですけれども、こういう事業と危険空き家事業等対策支援事業（仮称）ということで、こういうような事業として位置づけているという理解でいいですか。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 お答えいたします。

まず第11条の支援にかかわる危険空き家等の除却事業の補助については、先日ご説明申し上げましたように、いわゆる市町村民税の課税世帯と非課税世帯に分けた形で補助を指定することになります。ただ、これにはいろいろ条件がございます。その流れについて説明したものでございます。

右側でございます危険空き家等対策支援事業、これにつきましては今後検討するという課題のもとに出させていただいたものでございます。例えばこれについてはどうしても資金がございませんので町に寄附をしますので除却をお願いします、寄附した後について土地等を寄附をさせていただきますというような事業の流れになろうかと思えます。ただこれについてもむやみに寄附を受けるということは決してありませんので、その土地がその地域の周りの者にとつ

て当然有効であると判断されたときにこの事業を適用させるということで、この事業についてはこれからの検討課題ということでご理解いただければと思います。

○芳賀沼順一議長 4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 私自身大変勉強不足で、この条例等の理解が不理解な部分などもあると思いますが、この11条関係を条例の中に何で書き込まないのかという疑問を私は持った。これは事業ということでやれば、事業がずっと続くということは一般的には考えられないから、その辺何でこうその事業という位置づけでこの空き家対策を具体的に実施していくのかなという率直な疑問を持ったものですから、その辺はどうなんですか。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 お答えいたします。

基本的に条例というものは原則的なことをまず条例で制定をしまして、細かい点については施行規則でやったり、施行規則の中でそれぞれの条例に伴う助言・指導のやり方とか、勧告とか、その様式を示したりするケースが多くございます。一応除却事業の補助については補助金の交付要綱、交付規則という形で具体的に規定をいたしますので、例えば細かい規定内容を条例にセットした場合については、改正があった場合については、また議会にかけなければならないというようなこともございますので、別途補助金の交付要綱なりで規定をさせていただくということでございます。

○芳賀沼順一議長 4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 わかりました。

それであと、これは立ったついでに質問しますが、その宅地を更地にした場合に、固定資産税が約6倍にはね上がって、それがこの空き家対策の足かせになっているやの話もちよっと耳にしたことがあるんですが、そんなこと実態的にそういうことなるんですかどうなんですか教えてください。

○芳賀沼順一議長 税務課長。

○星 不二夫税務課長 それでは、ただいまのおただしの件について私のほうからご説明させていただきます。

確かにこの空き家条例に基づいて、今まで住むための建物、住宅、これが工場ですとか作業場ですとかこういったものではなくて、本当に生活するための建物が建っていたその土地については200平米まで最大6分の1の軽減になります。さらに、それを越えた部分、うちの田んぼは300坪ある、1,000平米ある、それが全て宅地になったとその200平米については6分の1

で、住宅面積が100平米であると、その10倍までですから1,000平米と300坪の土地ですと、200平米が6分の1の軽減、残り800が3分の1の軽減を受ける。というのは1,000万円なら1,000万円の評価になったとしても、200平米が6分の1、ですから200万円が6分の1になって、残り800万円が3分の1と評価額が下がるのではなくて、課税標準額ということで、税金をかけるための課税標準額がそれだけ軽減される、それはあくまでも生活をするための場所についてはそれだけの軽減措置があるということで、今回の空き家ということで、危険家屋ということで取り壊された場合については、要するに住むための建物がなくなってしまうので、その軽減が外れる。高くなるということではなくて、本来の評価額で課税されてしまう。町の場合、そのままではなくて、基本的に住宅がなくなった場合は雑種地というような宅地並みの課税で7割までの軽減はしておりますが、今まで住宅があった6分の1の軽減からすると、それなりに税額としては引き上がってしまうという部分は確かにございます。

○芳賀沼順一議長 4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 大変親切なご答弁ありがとうございました。

以上で私の質問を終わります。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑はありませんか。

16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 この条例につきまして、先日議員懇談会の中で説明があったんですけども、そのときに議員懇談会の資料を見ると空き家活用による地域振興というのを表紙のほうに書いてあったんですけども、この条例の中身を読んでいくと、どうも空き家活用による地域振興というような観点がないんですね。それよりはむしろ管理の不全な空き家に対して勧告をすとか命令をすとか、さらに公表、代執行というようなことでありまして、利活用という観点がないものですから、その辺はどのように考えているのかなということを伺います。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 答えいたします。

空き家等の利活用につきましては、一つの考え方は先ほど申しましたいわゆる建物の寄附を受けて解体をして、土地を所有してその地区の方ために利用するということが1つ。それから、来年度から考えておりますのは、空き家の調査をさらに進める予定にしておりますので、その際に使える空き家については空き家バンク登録をして必要な方に貸し出しをしたり、あるいはその先制度が整いますれば、その空き家のリフォームについての補助制度まで検討してまい

りたいという意味で、今後空き家の利活用が進むというふうにご理解いただければと思います。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 そうすると空き家の利活用については、この条例そのものには含まないという解釈でいいですか。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 お答えいたします。

この空き家の適正管理に関する条例そのものの目的が、本来所有者に自分の持ち物である空き家に対して適正な管理をしていただきたいというのが大きな趣旨でございますので、そのためには空き家の適正管理を進めた中で、もし貸し出せるものがあれば必要な方に貸し出しをしていくというような、空き家のままで置かずいわゆる利活用を図るという意味でこの条例がございますので、原則この条例がいわゆる強制代執行まで、それだけうたったものではなくて、原則は空き家の適正な管理をお願いしたいというのがまず第一にあるとご理解いただければと思います。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 以前に仕事を持たない方というか、引きこもりなんかの人を南会津町に来てもらって、空き家に住んでもらったようなことがあったと思いますけれども、ああいった事業に今後利活用する場合には利用されると思うんですけども、その場合、不動産屋さんとの関係があるでしょ、ですからその辺はどういうふうに整理をつける考えでいるのか。特に空き家バンクというのがこの地域でもないものですから、ちょっとイメージがよくわからないんですが、不動産屋さんの邪魔をしても困るし、また町でそこから利益をもらってもそれまたまずいでしょうから、この辺の整理をちょっと伺います。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 お答えいたします。

全国的な例で申し上げますが、原則この空き家バンク事業については、市町村が、行政みずからやるのではなくて、外部的な団体、例えばNPO法人だったり法的なものを設立して、そちらの団体で実施をしていくという例が多いように思っております。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 それではわかりました。

それとあとこの条例の9条の中で、勧告に従わない場合には公表とありますけれども、この公表についてはどういう方法でやるんでしょうか。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 この公表の方法でございますが、いわゆる町の公告式条例というのがございまして、その掲示板というのがございます。そこへの掲示だったり、町のホームページに掲示をするというふうに例としては考えております。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 公表についてはわかりました。

あと、ちょっと今までも説明があったかもしれませんが、確認なんですけれども、この条例が今後施行された場合にはいわゆる担当課はどこになりますか、総合政策課のままなのか、あるいはこれも説明があったかもしれませんが、全国的にはどのくらいの自治体でこういうものがあるのかを伺います。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 答えいたします。

この条例施行後についても、当面は総合政策課で実施をしていきたいというふうに思っております。ただ、空き家調査については、一部商工観光課と連携をして実施をしていきたいというふうに考えております。支所については振興課になろうかと思います。

それから全国の条例ですが、今年度4月1日現在ですが、211の自治体でこの空き家に関する条例を制定をしておるところでございます。

○16番 大竹幸一議員 わかりました。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑はありませんか。

13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 中身については十分説明を受けましたので、最後に多分条例で一番大事なものは、我々も国の条例等を見ているとそのほかに省令だとか、いろいろな実際には住民に聞こえてこない部分でさまざまなことが決められている。そういった観点からいうと、この条例に関しては、どのような要綱をいつごろまでにつくって、そしてその周知の方法はどんなふうに行っているのか、その点についてお伺いをいたします。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 答えいたします。

条例の施行までには当然施行規則を確定しまして一緒に公布したいというふうには考えております。その公表といいますか、PRといいますか、周知の方法ですが、町のいわゆる広報「南会津」だったり、もしくは少し中身が広範囲にわたりますので、特定のチラシ用のもので

説明したものを全戸配布するなり、それについては考えていきたいと思っております。

○13番 星 登志一議員 了解。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第100号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第3、議案第100号 南会津町景観条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第101号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第4、議案第101号 南会津町地区集会施設設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第102号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第5、議案第102号 南会津町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第103号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第6、議案第103号 南会津町奨学資金の貸与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第104号～議案第106号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第7、議案第104号 南会津町諸収入金に対する延滞金徴収条例の一部を改正する条例、日程第8、議案第105号 南会津町介護保険条例の一部を改正する条例及び日程第9、議案第106号 南会津町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を一括議題とします。

これから一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第104号から議案第106号まで3件を一括して採決します。

議案第104号、議案第105号及び議案第106号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、議案第104号、議案第105号及び議案第106号は原案のとおり可決されました。



◎議案第107号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第10、議案第107号 南会津町立小学校、中学校及び幼稚園条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第108号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第11、議案第108号 南会津町教職員住宅に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第109号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第12、議案第109号 南会津町町民会館条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第110号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第13、議案第110号 南会津町町民グラウンド条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第111号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第14、議案第111号 南会津町墓地条例の一部を改正する条例を議題

とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第112号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第15、議案第112号 南会津町役場新庁舎建設計画についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 この役場の建設につきましては、これもこの前議員懇談会で説明を受けましたが、ちょっと勉強不足といいますか、基本的な観点の質問したいと思いますが、これはプロポーザル方式とコンペ方式の中で、プロポーザル方式をとって今後進めていくという話を聞いたんですが、今までたしか南会津病院とか、田島の老人ホーム、あと御蔵入交流館とかプロポーザル方式だったかなと思うんですが、何かこの辺の人が設計したものでないの、

冬の地域には合っていないというようなことで、合っていなかったり、南会津病院なんかも入り口のところにベニヤ板を今でもおっつけたり、中に入っても迷路のようになっているとか、あと、老人ホームについても何か冬の対策が大変だとか、あと御蔵入交流館は屋根が曲がってしまして、あそこに太陽光が使えないとか、いろいろ何か批判があるわけなんですよ。

何かこういうプロポーザルとコンペ方式だけでなく、もう少し役場の職員の中でも1級建築士の人もいるし、あるいは町民の中にもいますので、もう少し間取りというんですか、それくらいは地元のふだん住んでいる人がこういうふうにしたいというようなそういう方法というのはないんでしょうかね。非常に素人の質問で申しわけないです。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 答えいたします。

議員おただしのように永田地区の田島ホーム、こちらは当然プロポーザルということで大手の設計会社が受注しております、確かに東北支社ということで雪国の施設はかなり受注していたということがありましたので、その中でいろいろと雪国のための施設ということで検討しながらつくったということでもありますけれども、やはり実際に田島ホームについては大屋根がということで、かなり落雪の量が多かったというようなことも聞いてございました。

そのために、その居室の周りがかかなり雪が多くて除雪に苦労しているというような話も聞いておりましたので、当然今回プロポーザルでやらせていただきますが、基本的には業者をまず選定するというのがプロポーザルでございますので、業者が決定いたしましたらば、当然役場の庁舎内の建築営繕等の職員、あるいは策定委員会でもかなり設計的な知識をお持ちの方たくさんいらっしゃいますので、皆さんの意見を聞きながら雪対策はやっていきたいというふうに思っております。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 業者を選定するというのがプロポーザル方式という話ではありますが、その場合もきのうも議会の庁舎検討委員会で話したんですけれども、例えば副議長のほうから案があったんですが、祇園の町というようなことで、そういうものを全面に出したようなレイアウトができないとか、そういうものをこちらでこういうふうにしてほしいという人を、ほぼそのとおりにやってくれる業者を選ぶみたいな、何かそういうそれがプロポーザルなのか、どうもその辺がピンとこないんですね。

だから、もっと自分らの意見を相当出すべきじゃないかと思うんですが、何かプロポーザルだとちょっと丸投げみたいなイメージがあるんですけれども、その辺、しかもそのプロポーザ

ルでやった場合には、設計業者が自分の案をなかなか曲げないというような話もありますので、その辺曲げてくれるような人といえますか、何かそこはうまい方法はないでしょうか。あるいはこっちの案を相当のんでくれる人というかそういうふうにするべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

懇談会でもご説明いたしましたが、コンペとプロポーザルは基本的にはご説明のとおりやり方が違うということで、コンペですとかなり具体的な設計案等々、鳥瞰図等でも示されるということで、ある程度その内容が固定されるということですが、プロポーザルはいわゆるそこまでの具体的なものは求めないということで、設計業者が決まれば、議員おただしのよう、例えば景観の問題、例えばこの旧田島町に合ったいわゆる設計内容ということは十分設計業者が決まってからでもできますので、その辺は慎重に当然やっていかなければならないというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○16番 大竹幸一議員 了解。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑はありませんか。

17番、菅家幸弘君。

○17番 菅家幸弘議員 ただいま100号で景観条例が制定されたわけですが、非常に南会津町としてもよかったのかなと思ひまして、私は新庁舎計画に対していろいろ提案をするわけではございませんが、景観条例ができた状況でございますから、やはり新庁舎建設の中にもいわゆる田島の町の中心として、また南会津郡の中心として、やはりその景観法に沿ったまちづくりの庁舎ができるのかどうか、ちょっとお伺いします。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

今回景観条例も提案してございますので、当然その景観条例に沿った、この田島地域にふさわしいそういう設計を進めてまいりたいということで考えてございます。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑はございませんか。

13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 私も1点だけ、そのプロポーザルの実施方式についてだけ、どうもまだぴんと私も納得しないところあるんです。課長のほうからは、業者を選定するためにプロポーザルをやるんだということですがけれども、私が経験しているというか、よその地域でや

っているプロポーザルを見るとそれだけではなくて、住民がどういったものをつくりたいか、そういったものを住民で出し合って概略こういったような庁舎をつくりたいですよと、それについては高度な技術だとか云々があるので、最先端の技術を用いるためにこういった内容を盛り込んだ技術のある業者が応募してくださいというような意味に私は捉えていたんですけども、その辺のプロポーザルの実際のやり方について、この計画書をつくる前にいろいろな全国でやっている例があるわけですから、中にはほとんど設計図くらいまで町民あたりでつくっちゃってこういうところは難しいかもしれないよと、全国に募集をかけてみるかというような方法でやっているところもあるわけですよ。そういった本当の意味のプロポーザルです。

これはなぜかという、交流館でえらい失敗をしているわけですから、我が町は。後から町民がああだこうだという雪が落ちるからこれでは危ないよとか、そういったことで修正しないままできてしまっているような業者選んでいるわけですから、だから多分大竹議員が懸念しているのもその点だと私は思うんです。

であれば、このまま進むのであれば、もうちょっと詳しくこういう要点も踏まえてプロポーザルをしますよということをやはり町民だとかみんなに知らせる必要があるんじゃないかと思う。

それであれば、多分今この文面ですと町の説明を聞いていると、このくらいの金額の業者に対してはこのくらいの例えば過去の実績がある人だとか、指名業者を、通常の入札と余り変わらないように見えるんですけども、その点のご説明をもう一回、申しわけないですけどもお願いいたします。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 答えいたします。

私以前福祉の関係で田島ホームを建設するときに担当させていただいて、その際もプロポーザルをいたしました。当然今回と同じようなやり方で、まずあの当時は指名入札でございましたが、その中で審査会を開いて、最優秀賞をとった者について契約をさせていただいた。その際も事細かな設計案ではなくていわゆる業者の考え方、いわゆるその業者の得意とする技術的なもの等々を総合的に評価して決定をさせていただきました。

それで、その中ででは住民の意見が反映されなかったということではなくて、当然その基本設計の途中で、例えば施設に勤務する職員であったり、いわゆる町民の方であったり、当然その当時議員の皆さんにもそうですがいろいろとご意見をいただいて、それを最終的に基本設計に反映されて現在の建物になっているということではございました。

今回もそのような形で考えておまして、先ほど申し上げましたように最初からその内容が決まるものではなくて、あくまでもその各社各社のいわゆる得意な部分というものもございませぬので、総合的に審査会の中で評価をして、最終的に業者を決めたいと思っておりますし、審査会の中には当然策定委員会の代表も入りますので、昨日申し上げましたようにプロポーザル協議の実施要領をつくらせていただきますが、そこには事細かくは当然入れられませんが、概要とそれからある程度の内容は盛り込んでまいりたいと思っております。

以上で、私のほうとしては先ほど来申し上げているように、基本的にはこのプロポーザルでやらせていただきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○芳賀沼順一議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 私が一番心配しているのは、やはり御蔵入交流館で2点ほど失敗している。現実にはそれが後から問題になったということなんです。ですから、大竹議員が心配しているのも、菅家議員がなるべく祇園の町にあったような景観でということも、それが現状のままで、これから町側がそういった意見が取り入れられるようなプロポーザルで業者を選定しますよということであれば多分問題は私はないと思っております。

ただ、過去にそういう苦い経験があるので、町民の意見、例えばこれからワークショップをやったり何かしたときにいろいろなことが出てきますから、業者の皆さんそれで大丈夫ですかというようなことをやはりくぎ打ちをしてプロポーザルを執行していただきたい。

ですから、ある広い意味で言えば、これは議決案件ではないですけれども、議会のほうには例えばこんな中身でプロポーザルを公募しますというような文書1枚くらいは出してほしいなと。そうすれば議会のほうもではこれでやれば後から手直しがきくなというようなことになれば、皆さんそんなに異議も唱えないと思っておりますので、そういった配慮をお願いしたい、こう思うんですけれども、いかがでしょうか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

プロポーザルのその方法といいますか、現実にはどのようになるのかということで皆さんご不安だと思いますので、今までの過去の例もあるということなんで、正直私はそういう話は聞いたことありますが、具体的にどうなったのかということは検討していないものですから、ただそのような経験をされている方大勢いらっしゃるということを十分踏まえた中で、そして庁舎検討委員会で十分議論いただきまして、また町民の方々からもいろいろ意見をいただきまして、そうした中で決定していく、このプロセスは守っていきたい。そして、その途中でこういう方

法というものを確認しながら、そうした中でプロポーザルに臨んでいきたい、そのように考えております。

ですから、いろいろな考えは出るかと思いますが、その中でどれを選択するかということもありますが、そうした中でしっかりした考えが煮詰まった段階で一つ一つ進めていくというような考え方でおりますので、いろいろあろうかと思いますが、検討委員会の中には議員の皆さんも入っていらっしゃいますから、そういう点である意味そういう議員の方々、議会との連携をうまくしていただいて、議会は議会、そして私たちは町民としっかり意見を受けとめて、そして実行していきたいということで進めたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○13番 星 登志一議員 了解。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑はございませんか。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎諮問第3号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第16、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

直ちに質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 これでは質疑を終わります。

これから討論を省略し、採決します。

本諮問に適任と答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、適任と答申することに決定しました。



◎諮問第4号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第17、諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決します。

本諮問に適任と答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、適任と答申することに決定しました。



◎諮問第5号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第18、諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつ

いてを議題といたします。

直ちに質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決します。

本諮問に適任と答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、適任と答申することに決定しました。



◎議案第113号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第19、議案第113号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町会津高原だいくらスキー場・南会津町林産物展示販売施設（道の駅たじま）・南会津町会津高原憩いの家）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第114号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第20、議案第114号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町会津山村道場）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第115号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第21、議案第115号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町田島農村環境改善センター）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 これは私もうっかりしていたんですけれども、きのうたまたま飲み会がありまして、いろいろな人と話をしていました。その中で、これは関本の集会所、この件に関して。あそこにそういえば昔、乾燥野菜というか、そういったものをつくるための機器が置いてありましたよね。多分これが現在はよその施設に移っているんですけれども、多分議会にもこれは提案はあったと思うんですけれども、そのとき私はうっかりしてというか、使い道がそちらに行ったんだからいろいろ使い道はあるだろうと思って、多分議案として出ていれば賛成したんだろうと思います。それで、その当時のいきさつと、それから我々もきのう改めて思ったんですけれども、指定管理者にするときの目的を少し忘れているのかなと、こんなふういきのう感じたんです。

というのは、極力当時のランニングコストを減らすためには、この施設はこのくらい実際は人手とあれがかかっているのもう少し削減したいんだと。実際指定管理者にした後、何年後にはこのくらいになるよと。要するにランニングコストが減ってくるよというような目的でいったはずなんですけれども、我々も質問しなかったのでいけなかったかもしれないんですけれども、それで全体的に、一つはその機械の移動したいいきさつの件。もう一つは今後、新たに当時の指定管理者に移行した当時のランニングコストと今後これはすぐでもなくてもいいんですけれども、これだけ指定されていますから、その後にもそういった町のランニングコストの検証するような計画があるかどうか、その点について2点お伺いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

環境センターのところに乾燥機の施設を設置して管理していたんですが、これも一応実証という形で当時は設置されたと思うんです。その後、みなみやま観光のほうでその実証をしながら物を開発してきたんですが、その中でいろいろな営業を歩いていますと粉末関係で大分いいものができているというのがそれを拡大的に販売しようとして、その中で、事前にその加工場を見学はその業者が行きますと、この施設ではとてもちょっと問題がある、そういうようなことで、何点か大きな交渉が拡大に至らなかったというようなことでありまして、その分野でもその時点で大きく、今までの現状でこれ以上なかなか拡大できないのかなというようなことで、加工が、営業が進まなかった経過がありました。

その関係で、町でもこれ以上あの部分について大きく投資することもできませんので、そのままにして実証的な形で経過してきたんですが、そんなことを踏まえながら、いつまでもその実証するわけにもいかないというようなことでいた中で、いろいろな業者さんのほうで引き取ってもいいとか、例えばJAさんのほうに引き取ってもらって使ってもらったらどうかということもいろいろあったんですが、その中で、あたご作業所のほうでいろいろな農産物の加工をやっていましたので、そこでお話をしましたところ引き取ってもいいということがありましたので、今回25年度当初予算でその移転費を計上して、現在あたご作業所のほうで利用していただいているということでございます。

過日、10月ですか、収穫祭というのあたご作業所でありまして、私も行ってきたんですが、かなり利用しているというような話を所長さんに話を聞いておりましたので、今までよりは物を加工して使っていただいているのではないのかなというようなことを考えているところでございます。

あと指定管理のランニングコストの件については、これは別になりますので、総務課長のほうから。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 使途関係のご答弁をさせていただきます。

まず、この環境改善センターの施設そのものを過去に農村総合整備モデル事業という国の事業がございまして、そちらで建築したものでございまして、初期の目的があそこは荒海全体の地域の集会施設、それから体育館が併設されておりますので、いわゆる地域の方々の健康増進のための施設という捉え方をしてございました。その後、指定管理で現在振興公社が指定管理を行ってございますが、基本的には先ほど来申し上げたように地域の福祉の向上、健康増進というところでございますので、いわゆる収益の上がる施設ではございません。ですので、指定管理に出しましても、それをもってあそこの管理料、いわゆるランニングコストがどんどん減っていくかということであれば、それは全くないという施設でございます。

いわゆる指定管理施設はそういう施設と、それから頑張れば収益が上がってある程度ランニングコストを減らしていけるというような、こういう2つの施設に分かれるんじゃないかと思っております。ですから、当然施設によっては受託者に聞き取りをして毎年実績報告が上がってございますので、その中で適正な管理が行われているかどうか、きちっとランニングコストが軽減されているかどうかという実証を毎年各担当課でやってございます。さらに当初予算に当然また指定管理委託料を予算計上いたしますので積算根拠が適正に行われているかどうかと

いう、そういう新たな予算の部分でも検証はしてございますので、定期的にそういうものがあるということでの検証をやっているということでご理解をいただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 あと2点ほどあるんで、1点はそれで今あたごさんのほうで利用していただいて、非常に効率よく利用していただいているということなんですけれども、一般の人が例えば試作でこういう野菜もやりたいというようなときに、例えばあたごさんに行けば、じゃ試していいですよとか、そういった受け入れ態勢のほうは何か確認していますでしょうか。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

荒海環境センターでやったときは一般の方も受け入れ態勢をしていたんですが、あたご作業所に入ってからはその個人的な受け入れについては私のほうでも把握しておりませんので、もしそのようなことがあれば私のほうでもお話ししながらご相談したいと思っております。

○芳賀沼順一議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 もしそういう質問を受けたときには、農林課のほうと連絡をとってくださいということでもいいですね。

それで、今私がたまたま議案の115号でそのランニングコストについて質問したので、多分総務課長の話はこの115号に関してのランニングコストということだったと思うんですけども、私が申し上げたのは、どこで質問を頭で質問してもよかったんですけども、全体的、この施設だけじゃなくて、全体的に指定管理者はいっぱい指定しましたから、全体的に初期のときに我々がその指定管理者にする目的、それからその結果こうなったよということを例えば町民から聞かれたときに言わなきゃいけない、そういうときに私は恥ずかしながら返事に困ったという現状がありましたから、指定管理者全体を移ったときはこのくらい町のほうからは、一般財源でも助成金でもいいですよ、このくらい使ったんですよ、雇用はこのくらいあったんですよ、指定管理者に移した結果、町で使っているお金は全体的にこうなりましたと、雇用関係もこんなふうに改善されましたという答えをやはり町民の方に聞かれたら言わなきゃいけないわけです。

ですから、全体的に指定管理者に移行した後の動向はこうですというようなものを今すぐは、私が今発言したわけですから今すぐは求めないですけども、そろそろそういったことを一覧表にして、我々が聞かれたときに答えられるような状態にしておいてほしいと、こういう質問ですから。ですから、今後町のほうで、それじゃ一回見直しをして一覧表をつくりましょうか

ということであればそれで結構です。誤解しないでください。一点一点が、その中身がああだこうだじゃないですから。はっきり言って私もそれだけ質問するだけの資料も何も持ち合わせておりません。

町民からそういう聞かれたとき、多分こういうふうには答えなきゃいかんだろうなど。これから町がそういうことをやりますということであれば、町民の方には今再度精査をしているところですよという返事ができますので、その辺をお伺いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 答えいたします。

当然、指定管理の審査会の中で、ヒアリングの中で、今議員おただしの内容については十分精査をして審査結果を出してございますので、その内容等について町民のほうに議員のほうでやはり情報を教えなくちゃならない、必要があるということでございますので、私のほうですぐはちょっと時間がございませんので、ある程度期間をいただければそのような資料はつくってまいりたいと思います。

○13番 星 登志一議員 了解。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第116号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第22、議案第116号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町館岩農産物直売所（道の駅番屋）・南会津町館岩農林水産物処理加工・販売施設（そば処曲屋））を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第117号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第23、議案第117号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町会津高原たかつえスキー場・南会津町農林業センター・南会津町会津高原たかつえ雪室）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第118号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第24、議案第118号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町会津高原たかつえカントリークラブ）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第119号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第25、議案第119号 平成25年度南会津町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 まず、一般補正の13、基金について、それから一般補正の25の負担金、農業関係の負担金、この2点だけお伺いいたします。

基金については、平成20年度、それから24年度、それから25年度の見込額、総額で結構です。詳しいのは後から聞きに行きますので、総額だけで結構ですので、幾らくらいになるのか。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。町の全ての基金ということでお答えをさせていただきます。

基金の合計残高でございますが、平成20年度が特会も含めて33億5,327万5,000円でございます。それから、平成24年度が65億2,132万5,000円でございます。それから、25年度の今後の見込みでございますが、こちらが見込みで71億8,204万7,000円でございます。

○芳賀沼順一議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 それでは、それに関連をして結構自由に使えるお金があるみたいなので、これは農業関係で補助金だ助成金だ減額になりましたよとってこれだけあるわけです。新たに今商工会か何かの関係で乾杯条例にちなんで乾杯条例をもっと広めていこうという動きがあるようです。この前新聞に、12月5日の新聞にも出ていましたけれども、そこで、乾杯条例の一つの目的である、要するに日本酒用のお米をつくっていこうじゃないかということもこの条例の中に含まれているわけです。

そういった意味から言うと、町の一つの方針としての農業関係で、これだけ三角がいっぱい

いつも出てくるわけですから、ひとつ日本酒米をつくるような助成金を出して、それで品質を改善したり、というのは、今現在南会津町でつくっているお米の蒸留酒というのは、南会津町産のお米ではちょっと質が合わないというか、そういったあれで純米酒だとか上級のものはできないということだそうです。半分くらいは地元産を使っているということですから、そういったことを町長が首をかしげているから、今後農協さんだとか商工会だとかそういったところと打ち合わせをして、少しこちらのほうにも予算をつけるからおたくのほうでも品質改善だとかなるべく地元のお米を使ってやるような企画をしてはいかがなと思ひまして、ちょっとこの基金の関係と、それで質問いたします。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

今のTPPとか農林行政が大きく変わろうとしている中で、昨今本当にこの日本酒を我が町で醸造される日本酒は人気があり、風評被害も吹っ飛ばしている、そんなような状況であります。実際現状として私がちょっと聞いたところによると、やはり南会津産の米が足りない、もっともっとふやしたいという声が聞こえてきます。ですから、品質が悪いとかというよりもそもそも生産量が足りない状況になっていると、そのようには聞いています。

その現実もよく調査して、そしてどのようしたらできるのか、やはり地産地消をその米というこれから農業は本当にこの我が町にとっても米に限らず大切な基幹産業でありますので、JAさん、あるいはそういう酒造業者の皆さんとか関係する方々と米に限らず総体的にもう一回町としての確認をすべきだろうとは思っています。

ですから、そのような中でそういう話がありますから、町としてもその辺もきちんとした支援策ができるか、あるいはいろいろな方法の中でもっと地元のものを使えるような状況に話し合いできるのか、その辺も含めて町として対応していきたい、そんなように考えています。

○芳賀沼順一議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 やはりブランドをつくるだとか、ブームに乗っけるということは、時期が非常に大事なんですよね。追っかけ追っかけで。だからちょうど南会津の議会も乾杯条例をつくったよと、二、三年前つくろうと思ったときには、ちょっとまだ時期尚早だろうという話がありましたけれども、あのときやっていたら日本で一番早い条例だったわけです。ですから、そのタイミングがあるんですよ。

せっかく乾杯条例もできた、それから商工会の有志の方でもこういったことを運動を進めた。では町でも新しい生産米をつくるための研究費にこのくらい上げたよということもこれは3点

セットになってきますから、そうするともっとさらに全国でまた南会津が何かやっているぞと
いうことになると思いますので、ぜひ来年度の予算に反映できるくらいのスピーディな行動を
していただいて実行してもらいたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 そのように進めてまいりたいと思います。

○13番 星 登志一議員 了解。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑はありませんか。

7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 32ページ、33ページ、36ページ。32ページは消防車関係です。33ペ
ージは中学校の海外研修関係。それから、36ページは田島給食センターのことです。ご
3点についてお伺いします。

1点目、32ページ。消防車の購入等の減額がありますけれども、今後消防団の部の統合等の
計画がありますでしょうか。

○芳賀沼順一議長 住民生活課長。

○宍戸英樹住民生活課長 お答えいたします。

今後の消防団の組織の改編ということで、部等の再編は現在のところは具体的なものはござ
いません。

○芳賀沼順一議長 7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 わかりました。質疑でありますので、提案は申し上げます。

33ページ、中学校の中学生海外交流事業委託料の減額がございまして。報告会等へ出させてい
ただきましたけれども、非常に子供たちが生き生きとして帰ってきましたけれども、来年度の
見込みをお聞きします。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○原田 稔学校教育課長 お答えいたします。

本年度の報告会、それから随同行の先生方、生徒の方々とその後お話しした中で、本年度は一
応10日間という日程だったんですが、この中でいわゆるオーストラリアの自然とか文化、建物
に触れて大変感動したという生徒さんのお話がありましたので、本年度はいわゆるそういう施
設見学、自然・環境見学の日程を1.5日だったんですが、来年度は1日ふやして2.5日ほどそ
ういう地域の文化・遺産等に触れる機会、それからいわゆる飛行機の乗っている時間が大変長
いということで、生徒の疲労感をなくすということで、来年度は1日延ばして11日間というよ

うなことで現在計画をしているところでございます。

○芳賀沼順一議長 7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 わかりました。

36ページ、委託料、田島給食センター業務委託料の減額があります。当初いろいろな情報が入ったんですけれども、現在田島給食センターの食材関係はどのようになっていますか。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○原田 稔学校教育課長 答えいたします。

田島学校給食センターの食材につきましては、いわゆる町内の商店街の方で納入希望者の方全てに対して商工会を窓口希望をとりまして、その方が大体15社ほど現在地元の商店ですがきておきまして、食材の発注方法についてはその商店街の方々でお話した結果、ローテーションでそれぞれ決めようというようなことで、いわゆる学校給食会から購入することがありますが、それ以外は地元の商店街がら、あとはJA関係の直売ですね、それから一般的に川島とか田部あたりでやっていらっしゃる方々もいらっしゃいますので、できればそういう地元の方々から納入をするということで、地元で納入希望がある商店街については絶えず門戸を開いているという状況でございます。

○芳賀沼順一議長 7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 地元の希望の納入業者に対して供給しているということでございますね。それで、先ほど言われました全国給食協会でしたか、ちょっと名前忘れちゃいましたが郡山に店舗があるやつですけれども、そちらから来る食材と地元供給のパーセンテージ等はわかりますか。

何か今聞いているとほとんど地元から供給しているのかなというような感じも受けたんですけれども、実際は違うような気がするんですけれども。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○原田 稔学校教育課長 答えいたします。

学校給食会のほうから納入しているもので一番多いのが米です。米というものは学校給食会のほうから納入していますが、中身については地元から行ったものになりますので、いわゆる精米関係を学校給食会がやると。学校給食会のほうからなぜそこを通していかるといって、いわゆる価格変動があった場合、県のほうで米の値段を調整するというような機能もございますので、ある程度先の見通しもつくということで、本年度も南会津産の米は100%使っております。あと牛乳につきましても、これにつきましても学校給食会を通しております。というのは

一般市販よりも値段が安いということで、これにつきましては本年度は南郷の角田ミルクプラントが100%です。

これらが主たるものになっているところでございまして、毎日牛乳とそれから米と、それとあとパンとめんも一応学校給食会を通しています。めんの場合は学校給食会を通していますが奈良屋さんから、それからパンについては西部地域は館岩地域にある清野パンということで学校給食会を通していますが、それらについては全て地元からのものを使っているという中身になっているということでございます。

○7番 渡部 優議員 了解です。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑ございませんか。

12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 所管外ということで、一般補正の24の労働費の企業誘致推進員報奨金（追加）というのと、それから一般補正25の農業の振興費を全般的にお聞きしたいと思ます。それから、その裏の一般補正26、林業振興費の19、それから27の農林水産関係ですね。

私は議会の報告会へ行ったときに、大体大ざっぱでいいですから町の状況がどうなっているかというようなときに、お答えするためにちょっとお聞きしたいなど、こんなふうに思います。

まず、企業誘致推進員報奨金という前にも上がったこの追加ということなんですが、どういう形で分けてあるのかその辺。それから……。

○芳賀沼順一議長 一問一答ですから。

商工観光課長。

○角田 厚商工観光課長 お答えいたします。

企業誘致推進員の報奨制度を今年度創設をしたわけですが、誘致対象企業と企業誘致推進員と町という関係の中で企業誘致を進めるに当たりまして、まず企業誘致の承諾を企業からいただいて誘致を進めるという段階で20万円の支援金を交付をいたします。これは予算措置で対応させていただきました。その後誘致活動を展開をしていまいますが、今回EWMファクトリーと進出協定というところまで至りました。

この誘致報償金について、その進出協定まで至った時点で成功報酬ということになりますが、トータルで100万円ということで決めておりますので、前に交付しました20万円を差し引いた80万円を今回補正で措置をさせていただくということにしたわけでございます。

それで、トータル的には2人から5人以下の場合、100万円の誘致推進に対する報奨金の制度を持ってありますが、その誘致を進める段階においてそれぞれ20万円、そして最終的な進出

協定まで至った場合にはその残金を報奨金としてお支払いしているという、こういう制度の仕組みでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○芳賀沼順一議長 12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 ありがとうございます。

それから、25ですね、これは全般的にいわゆるアスパラガスの茎枯れ病、この辺はどういうふうな状況になっているのか、要するに全般的にまだ病気が蔓延してだめなのか、少し改善の方向にあるのか、その辺をちょっとお聞きしたいなと思えます。ここはみんなやってもいいのかな。それから、新規就農者もあるものですから。

○芳賀沼順一議長 一問一答ですから、一つずつ言ってください。

農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

アスパラガス、ここ数年茎枯れ病が発生しまして、ことしからその対策を去年から薬剤投入をしたんですが、ことしはそれだけではなかなか進まないということで、効果があるのはビニールハウス、雨に当たらないのが一番効果があるんじゃないかということで、ことしは簡易雨よけとマルチ堆肥と敷きわらの3点で耕作者に希望をとって支援しました。

その中でことし簡易雨よけをやった方が5名ほどおりまして、その中で話をしますと、去年はアスパラの葉が赤くなって病気が出たんですが、ことしは雨よけをやったところについてはそんなに赤くならなかったよと。それで、ことしは病気がある程度防げたものですから、来年はある程度収穫ができるのかなと、そういうような話を聞いております。

やはりマルチ堆肥もあります、あと敷きわら、これはまだ初めてやったものですから、敷きわらの敷く部分が厚くて新芽がなかなか出なかったと、そういうような話がありまして、やはり今後簡易雨よけが一番効果があるのかなということでもありますので、来年も引き続き生産者のほうに話しながら26年度予算にも計上して進めていきたいと思っております。

以上であります。

○芳賀沼順一議長 12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 去年は薬剤散布をやってだめだったと。ことしビニールハウスでやったらいいということは、空間の伝染病じゃないんですか。私は想像するに、素人ながら。

これは専門家とか何かはどういうふうにして、そしてあとよそのは、例えば会津方部でも北のほうがありますよね。いわゆる南のほうと北のほうと主にアスパラをつくっていると思うんだけど、熱塩とか喜多方とか、そっちのほうはそういう病気は出てきているのかきていな

いのか、そこをお聞きしたいんです。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

最近会津平もアスパラ生産が豊富になってきて、ただ、話を聞きますとやはり幾らかは出ているそうです。ただ、田島よりは少ないんです。田島のほうは連作的な長い期間があって土壌も幾らか会津平に比べれば土壌も長いスパンの中でそういう病気も蔓延しているのかなど。雨があってそれがはねた泥がそのアスパラにつくとそれが病気になるんだというような話がありまして、ビニールハウスが効果があるのかということをやっております。

あと専門家の方にも普及所の方もいろいろ相談しますが、やはり雨がはね上がって、泥が上がってそれがやはり原因だと、そういうようなことで、空気伝染という話でなくて、土壌が蔓延してそれがはね上がるんじゃないかなという話を聞いているところでございます。

○芳賀沼順一議長 12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 結局、アスパラは一回やればもう10年以上ばっと取るわけだから、その連作がどうのこうのというのはちょっと連作障害というのは大根をつくったよ、その次にやるとき連作障害が出るからと変えていく、その連作障害をなくすためにそれをやるんだけど、アスパラだけは一回やったらずっと毎年毎年やるわけだから、それはちょっと考えられないんですけれども、いずれにしても田島でいうアスパラに相当力を入れたのが最近販売額がばっと伸びているから、できるだけ早くその原因と対応策、これは3番議員がしょっちゅうやっているからあれなんだけれども、一般質問でやっているから私が言う必要もないんでしょうけれども、ぜひとも対応策を早く専門家なり何なりして、その泥だか空間伝染だか何だかわかりませんけれども、ぜひ対応策をとっていただきたいというふうに思います。

あとそれから新規就農者というのは、ここ数年、特にことし三角になっているということは余りいなかったのかどうか、その辺具体的に人数がわかれば教えていただきたい。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えいたします。

この青年就農給付金と、新規就農雇用促進事業研修業務とありますが、この前段の青年就農給付金というのは、これは新規就農をされて45歳以下の方が5年間、国から150万円、夫婦の場合は225万円を交付されるわけですが、当初14組の方を予定していたんですが、これも150万円は前年度所得が250万円以上になりますとそれで制限がきて、交付がストップとなるということでございます。

そんな関係で当初14件の方が4件の方が所得制限、または病気によって農業を中断していた、あと定められた期間、150日を就農していなかったという方が4件ありましたので、そこを150万円の4件で600万円を減額した内容であります。

あと新規就農者雇用促進事業については、これは法人の方のほうに勉強して法人のほうで雇用したときの支援なんです、法人の方はこれは将来は使った方を雇用するというようなこともありまして、12カ月、1年間研修する期間がないと、忙しいときは必要なんです、12カ月フル雇用することもないということで、こんなことを含めながらこの減額をした内容でございます。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 もう一つ。

農林課長。

○大竹洋一農林課長 新規就農者は今現在14組の中で、夫婦を含めて19名が25年度該当になっています。14組の中の、夫婦も含めてです。

○芳賀沼順一議長 12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 結構いらっしゃるんですね。これはすごいことだなと思います。

それから、26の森のエネルギー創出事業、これはかなり相当人気があるということだろうと思うんだけど、どのくらいの伸び率というのか、教えていただければと思います。数値的にも。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

この森のエネルギー創出事業はことし2年目になりますが、きのう司議員さんにも答弁しましたが、25年度、ことしの現況は10月末で3,700立米ほど材木を集めております。そんな関係で、当初見込んでいた予算が不足をしましたので、今後11月、12月、3月まで集まってくる在積を合計しますと5,100立米ほど集まる見込みであります。そんな関係でその不足する分を今回計上した内容でございます。

昨年は3,900立米集まりましたが、ことしは5,100立米集まる見込みであります。

○芳賀沼順一議長 12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 あと27の6、いわゆる溪流ですね、これは農林課というよりは観光のほうかもしれませんけれども、大体釣り客の状態はどういうふうになっているか、だから観光だと思うんですね。ここにはこういうふう書いてあるんだけど、観光のほうだかもし

れませんので、全体の釣り客はどんな感じなのかお願いしたいなと思います。

○芳賀沼順一議長 秀春議員、答弁者は指名しなくても、お答えに合ったところでしますので大丈夫ですから。

○12番 湯田秀春議員 縦割りみたいになっているから、ちょっとね。

○芳賀沼順一議長 商工観光課長。

○角田 厚商工観光課長 溪流釣りの客数ということについてはちょっと資料を現在持ち合わせておりませんので、後ほどお答えをさせていただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 じゃいいや。こっちのほうの関係ですけれども、東部のこの数字関係のマイナス、その説明でいいです。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えいたします。

これは当初、予算をとったときに下郷と東部漁協に歩合がありまして、それでその中で当初予算の規制委員会があった中で、農林課のほうで当初予算のまままで上げちゃって、その中で下郷のものがわかったものですから、今回減額したということでございます。

○芳賀沼順一議長 館岩総合支所長。

○室井 裕館岩総合支所長 溪流釣り誘客事業補助金の関係でお答え申し上げます。

この事業につきましては、昨年、実は館岩川の支流の鱒沢でイワナのほうから放射性物質が検出されたということで、去年は解除になったのがもう釣りシーズンが終わったところにやっと解除されたというような状況があって、それでそれらの釣り客を呼び戻そうということで当初150万円で一応計上させていただいて、パンフレット、それからポスター、さらには釣り大会等を計画したところございまして、それで館岩支部の漁協さんの関係者のほうからお話を聞きますと、イワナの例の問題が出た前の数字から言いますと約8割ほどは戻ってきたというようなお話を聞いております。

以上でございます。

○12番 湯田秀春議員 了解。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑はございませんか。

16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 2点ほど伺いますが、29ページの道路新設改良費のところ、1,900万円ほどで13の委託料、15の工事請負費、公有財産購入費、それからその後、30ページでも

300万円ほどのプラスがありますので、このふえた理由ですね、この内容を伺いたい。

それから、もう一つは、30ページ、31ページの区画整理のほうでは今度マイナスがありますので、そのマイナスについても伺いたい。

○芳賀沼順一議長 2点ですか。

建設課長。

○鈴木忠男建設課長 お答えをいたします。

まず、道路関係の予算でございますが、一つ大きな要因となりますのは、本年度田島地区において除雪機を購入契約しております。その請け差がかなり出ております。この予算を工事のほうで使用するという観点から工事請負費、あるいは公有財産費、そういったものに組み替えをしたという中身でございます。

次に、区画整理事業の内容をご説明申し上げますが、区画整理事業の補助事業につきまして、国の割当が50%しかつかなかった。これも本来は9月の議会にも提案する機会があったんですが、追加補正のある状況も考えられるということで、今回の議会に提案をさせていただきましたが、補助事業の割合が少なかったことによって、今回この工事費を減額させていただくという中身でございます。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 この29ページの道路のことなんですが、除雪機の請け差があったのでそれを組み替えたというご説明だったんですが、それを具体的に委託料の1万9,000円とか工事請負費の1,502万5,000円かな、あと公有財産購入費の450万円かな、こういうのを具体的にどういうところにこれを今後使う予定ですか、その具体的なところを聞きたいわけです。

○芳賀沼順一議長 建設課長。

○鈴木忠男建設課長 お答えをいたします。

まず初めに、工事請負費でございますが、これにつきましては、伊南地区の小出田島線の流雪溝整備、それから田島地区の田部・田部原線の舗装工事、こういったものに当てていきたいというふうに考えてございます。

それから、公有財産費でございますが、これは社会資本整備総合交付金事業という中身で用地を工事する際に購入してございましたが、それを基金のほうで購入した経過がございます。今回はその基金のほうに戻す予算ということで計上させていただきました。

それから、22の補償費関係でございますが、これにつきましては田部原18号線の道路改良

の電柱移転の関係で計上をさせていただいております。

道路関係については、以上でございます。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 道路関係はわかりましたが、この区画整理関係についても、このマイナスについてはどういうところを予定していたんだけどそれが今回マイナスですよというその中身をちょっと伺いたいと思います。

○芳賀沼順一議長 建設課長。

○鈴木忠男建設課長 区画整理事業で申し上げますと、委託料につきましては画地確定測量委託料、それから事業計画変更作業委託料ということでございますが、農協前、NHKラジオ塔付近のそういった測量関係を減額してございます。

それから、工事請負費につきましても行司地内になりますが、これもラジオ塔付近の造成工事等を減額、予算分を工事を減らしたというような関係でございます。

それから、補償費関係でございますが、これもある方の補償を計画しておりましたが、予算が来なかったという理由で26年度工事に再度予算を計上したいということで、今回落としてございます。

それから、繰出金、これについては計画しておりましたところに消火栓がございましたが、その事業を落とさせていただいた関係から、消火栓の移設も来年度に回す、こういった中身の補正でございます。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑はありませんか。

8番、楠正次君。

○8番 楠正次議員 基金繰り入れ関係で若干お聞きしたいと思います。先ほど基金総額は13番議員の質問で出ました78億円とありますけれども、財政調整基金の見込みはお持ちでしょうか。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

財調でございます。財調の25年度の最終的な見込みでございますが22億2,219万6,000円の見込みでございます。

○芳賀沼順一議長 8番、楠正次君。

○8番 楠正次議員 この22億2,200万円、この金額は類似団体等と比較すると結構高い金額、これがいろいろな事業を減らして積み立てているわけではなくて、しっかりと事業をし、

新しい事業を組み立てたりしながらふえることは結構だと思うんですけども、ただ不安に思うのは、財政調整基金という基金が20年度からすると3倍程度にふえている。それが果たして交付税の算定に若干、情報の中で財調がふえ過ぎると、その交付税算定で減らされる可能性があるというようなこと聞いたんですけども、そういう情報はお持ちでしょうか。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

一般的に財調の数字的な目安と申しますか、基準財政収入額の5%というふうにいわれております。これからすれば本町のこの金額はかなりそれを上回っているということでございます。

おただしの地方交付税の財調との絡みでございますが、具体的なものはまだ聞いてはおりません。そういう話は国のほうであるという話は聞いておりますが、具体的なものは現在聞いておりません。

ただ、財調については今後一本算定ということで、平成28年度から徐々に減らされるということから、当然ある程度目安となる金額以上のものを担保しなければなかなか対応できないということでの積み立てをしてございます。

○芳賀沼順一議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 一本算定に向けて職員たちの努力、そういう成果がきているのかなというふうに思いますけれども、ほかに国保の基金とか、そういうところに移せるべき財調も5%程度以内、その程度にしたほうが有利である、可能性があるのであればその辺をぜひ検討していただいて、財調だけがふえ続けることで、もし交付税措置で減額理由になるとはっきりしているわけではないんですけども、そういう不安は払拭したほうがいいかなと思ひまして申し上げました。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

町としては、町長が一般質問でご答弁申し上げましたように、いわゆる小・中学生の医療費の無料化とか、あるいは保育所の5歳児の無料化とか、あるいは集落応援交付金とかさまざまな事業、プレミアム商品券を含めてさまざまな事業は当然住民サービスのものはやってございまして、そういう事業を展開しながら経費削減を図った中でのこういう積み立てでございまして、あるに越したことはないんですが、ただ、ある程度国の地方交付税の考え方等の情報を知りながら、その辺は不利にならないようなやり方をしてまいりたいと考えてございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第120号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第26、議案第120号 平成25年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第121号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第27、議案第121号 平成25年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第122号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第28、議案第122号 平成25年度南会津町介護保険特別会計補正予算
(第2号)を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第123号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第29、議案第123号 平成25年度南会津町農林業集落排水事業特別会
計補正予算(第3号)を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第124号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第30、議案第124号 平成25年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第125号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第31、議案第125号 平成25年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第126号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第32、議案第126号 平成25年度南会津町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

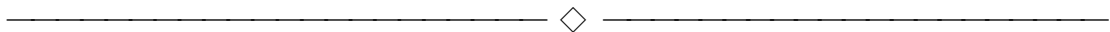
よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時51分

再開 午後 1時00分

○芳賀沼順一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎特別委員会中間報告、質疑

○芳賀沼順一議長 日程第33、特別委員会中間報告を議題とします。

初めに、雇用と企業誘致に関する特別委員会の報告を求めます。

13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 まずは本町と株式会社EWMファクトリーとの進出協定の締結がなされたことに対しておめでとうを申し上げたいと思います。この会社が2年後、3年後、20人、30人の雇用増大となることを祈念しながら、企業誘致等特別委員会の報告をしたいと思います。

私たち雇用対策及び企業誘致に関する調査特別委員会は、9月の議会が終わりましたから今

議会までに2回先進地視察、あるいはトマト組合との懇談会をいたしております。

初めに11月15日、これは森大臣が福島県で一番子育てやそれから企業誘致に取り組んでいる町村では磐梯町が一番じゃないかというような報道がありましたので、まずそれでは近くの磐梯町の中身をちょっと視察しようということで、11月15日に行ってまいりました。

時間的には午後1時から2時半まで、中身については町長の挨拶があり、企業誘致は何か特別なことしてありますかという質問に対して、うちの町では特別にはやっていない。ただし、敷地だけはすぐに確保できるように山林を確保しているというようなお話がありました。実際に確保している山林は9万3,000平米です。用意しましたけれども、それが転用になったのは5万9,000平米で、あと3万4,000平米残っています。3万だから3町歩くらいですかね、まだその余裕がありますので、話があればこちらを転用してやりたい。実際に、不況になってからのくらいの会社が誘致されましたかということについては、東栄工業とか、それから佐川磐梯製氷とか、それから道の駅「ばんだい」ですね、そういったところを不況の後に誘致できましたと。ばんだい道の駅は利用者が88万人くらい年間いますので、そこで22人くらいの人を雇用していますというようなお話がありました。

町長の方針として、ただ単に若者を定着させるという意味じゃなくて、町全体が若者の定住と幼稚園、それから小学校、中学校の一貫教育を目指した若者の定着をやっているんだ。その中で勤労者の住宅環境を考えていますということで、町独自にやっているということで、通常ですと住宅は当町もそうですけれども、大体半分くらいの補助費が国からきて住宅を建てるわけですけれども、磐梯町では国の半分の補助で、残ったものに対して何とか公営住宅じゃないんだと。勤労者のためなんだということで、新しい債権を見つけて、残りの50%に対しては過疎債を使ってもいいよというような許可を得て、勤労者のための住宅を完成させましたというお話でした。

詳しくは、後から報告書を書いてありますのでその裏のほうに、特にこの住宅の特徴は、子供がふえるたびに家賃が安くなるというような特性もありますので、これから我が町において少し参考になるかなと、こんなふうにも感じました。

同じ日に会津富士加工というところに、これは会津若松にあります。この会社は電子関係の会社で需要が落ちている、そのかわりにあいたクリーンルームを使って何かできないかということで、実際は土を使わない、要する完全にもう工場生産型のレタスの販売をやっている。ただ同じレタスでも普通のレタスのつくり方では負けるので機能性の高い、特に腎臓病になった人はなかなかレタスだとかそういった低カリウムのものは商品が欲しいんだけどもないとい

うことで、そういった機能性の野菜をつくって付加価値を上げている。大体投資額が3億円だそうです、今やっているのは。新設でやると大体4億円かかるんじゃないかということで、従業員は野菜専用で15名くらい交代勤務で使っている。

当町においては、すぐやろうと思ってもこれだけの資本を持っている人はなかなかいないでしょうから、公設民営だとか、そういった新たな事業債を使って、後はお前たちでやれということになれば可能性のある事業ではないかな。ここの会社のつくり方というのはフランチャイズ制という、今全国から応募者がかなり来ているので、そのつくり方とか仕組みはこのフランチャイズの説明会をしますのでそのときにお聞きくださいということで、詳しいことは聞くことができませんでした。ちなみにランニングコストで一番高いのは電気代、年間200万円から300万円くらいだそうです。

これが終わった後、11月29日、実際に町独自の農業政策として新規就農者とか当町ではやっておりますので、その効果がどうなっているか確かめるためと、それからトマト生産組合が常々10億円を目指したいということをやっているので、当町としてはどんな応援ができるかということで、11月29日に南郷支所においてトマト生産組合の方々とお話し合いをしました。役員の方が8名、それからJAの事務局の方が3名、その中から出てきて一番大きいなと思ったのは、当初はやはり機械が悪くなるとかそういった機材、要するに初期投資のものに対して更新するところまでは余裕がなく、なかなか頭がいかなかった、ところが20年以上たっていますので、今考えるとやはり設備投資というのが一番大きい。今後そういった設備投資が出てくるので、その点について町で何とかならないかなというような要望も出てきました。ほかさまざまな要望はありますけれども、これも聞いてみると時間をかけて我が町独自の施策としてやればできるんじゃないかなと、こんなふうな感じを持ちながら帰ってまいりました。

実際、国のほうも過疎債の使い方等を公益事業あたりにも反映しようという動きもありますので、こういった動向を見ながら、特別委員会では3月の議会までに何とか聞いたことが実行できるような政策の提言をしたいと、こんなふうに考えていますので、議員の皆さんのほうにもこういった事業債があるよとか、こういった方法はどうだというようなご意見あれば3月議会までにぜひ、我々あと2回くらいは話し合いの場がありますので、ご意見をお寄せいただきたい、こんなふうに思います。

以上であります。

○芳賀沼順一議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で雇用と企業誘致に関する特別委員会の中間報告を終わります。

次に、新庁舎建設事業に関する特別委員会の報告を求めます。

10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 新庁舎建設事業に関する特別委員会の中間報告を申し上げます。

私は、6月定例会で設置された以降についてご報告を申し上げたいと思います。

委員会の開催でございますが、7月16日、これは初めてでございましたので委員会の進め方、それから意見集約の方法についてというようなことで、委員それぞれからご意見を頂戴しました。

次に、7月30日、これは一番役場に近い田島地区の区長さんの意見聴取をしようということ、比較的タウンミーティングでは西部地区から場所等については意見が出たんですが、田島地域は比較的少なかったというようなことから田島地区区長会との懇談会を開催していこうというようなことを協議をしたわけでございます。

それから、8月7日、これは田島地区の区長会との懇談会を開催をいたしました。23人中16人の方のご出席をいただきました。そして、新庁舎の建設場所はその現在地か御蔵入交流館付近がよいかを一人一人に確認したところ、出席者全員が現在地に建設してほしいという意見でございました。

次が11月25日、この日は2回やったんですが、午後3時から桧沢地区の区長会との懇談会を開催をいたしました。8人中5人の出席をいただきました。田島地区と同じ質問を区長さんにお聞きしたわけですが、新庁舎の建設場所は現在地か御蔵入交流館付近がよいかを一人一人に確認したところ、出席者全員が現在地との意見でございました。

同日の夜、糸沢林業研修センターで荒海地区の区長会との懇談会を開催いたしました。8人中8人の出席をいただきました。同じような質問を申し上げまして確認したところ、6人の方が現在地でいいという意見でございました。1人がどちらかという和交流館付近という方、1人が回答しないということでございました。

調査の概要の意見ということで、建設場所につきましては田島地域の区長のほとんどが警察署跡地を含む現在役場庁舎があるところと答えております。それから、御蔵入交流館付近はごく少数であったということでございます。

それから、中間報告での所見ということでございますが、タウンミーティングでは建設予定地として館岩地域、伊南地域、南郷地域の町民は、いずれも御蔵入交流館付近がよいとの意見が多かったように思っております。しかし、田島地域ではタウンミーティングの参加者が少なかったことから町民の声が届いていないというふうに考え、本委員会では田島地域区長会の意見を聴取することとしました。意見を拝聴すると現在地に建設することがよいという意見が大勢を占めました。

今回の意見聴取の中で、駅から歩いて行ける場所に役場があることがいいという意見がありました。車の利便性ばかりではないなというふうに感じを持ちました。

今後、西部地区の区長会の区長さん方とどういった新庁舎に当たってプロポーザルに反映されるようなことをお聞きしたり、あるいは私たちが審議をする議場をどうしてやっていくかというようなことを委員会として協議を進めていきたいというふうに思っております。

中間報告は以上でございます。

○芳賀沼順一議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 議論の場がないのでここで申し上げますけれども、せっかく議会のほうで特別委員会をつくりましたので、ぜひ町側の建設策定委員会と同じように、コンセプトなり資料を1冊にしてまとめて具申を町のほうに上げていただきたいというふうに思いますけれどもいかがでしょうか。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 議員の意見を拝聴しながら進めていきたいというふうに考えております。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で新庁舎建設事業に関する特別委員会の中間報告を終わります。

これで特別委員会中間報告を終わります。

◎平成25年請願第6号の撤回、採決

○芳賀沼順一議長 日程第34、平成25年請願第6号 特定秘密保護法の廃案を求める請願書撤回の件を議題とします。

本請願については、請願者からお手元に配付の請願取下申し出書のとおり、参議院本会議で12月6日、特定秘密保護法案が可決成立した理由から、撤回の申し出がありました。

お諮りします。

ただいま議題となっています平成25年請願第6号 特定秘密保護法の廃案を求める請願書撤回の件を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、平成25年請願第6号 特定秘密保護法の廃案を求める請願書撤回の件を許可することに決定しました。



◎平成25年請願第5号の委員長報告、質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第35、平成25年請願第5号 森林・林業・木材関連産業政策の推進に関する請願書を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

産業建設委員長。

○6番 湯田 哲議員 それでは、ただいま議題となりました請願につきまして審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

平成25年請願第5号 森林・林業・木材関連産業政策の推進に関する請願書ではありますが、平成25年11月25日、南会津町田島字後原甲3586番地1、田島森林組合代表理事組合長、室井洋左氏から提出されたものであります。なお、この請願は本定例会において産業建設委員会に付託されたものであります。

○芳賀沼順一議長 委員長、ちょっと暫時休議いたします。

休憩 午後 1時19分

再開 午後 1時20分

○芳賀沼順一議長 会議を再開いたします。

○6番 湯田 哲議員 それでは失礼いたしました。先ほどの請願者のところの部分から読み上げます。

田島森林組合代表理事組合長、室井洋左氏ほか3名から提出されたものであります。なお、この請願は、本定例会において産業建設委員会に付託されたものであります。

この請願の趣旨は、国に対し森林整備、地域材利用拡大、林業労働力の確保対策、地球温暖化防止、森林吸収源対策などのさらなる推進を求めるものであります。

本委員会といたしましては、本定例会中慎重に審査した結果、広大な面積を有し、その90%以上を森林が占めるという本町の特性から、森林・林業・木材関連産業政策の推進は極めて重要であることから、本請願を採択すべきものと決定いたしました。

何とぞご賛同の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○芳賀沼順一議長 これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから請願第5号 森林・林業・木材関連産業政策の推進に関する請願書を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、請願第5号 森林・林業・木材関連産業政策の推進に関する請願書は委員長の報告

のとおり採択することに決定しました。



◎平成25年陳情第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第36、平成25年陳情第2号 射撃訓練施設の整備についてを議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

産業建設委員長。

○6番 湯田 哲議員 ただいま議題となりました陳情につきまして審査の経過と結果について御報告申し上げます。

平成25年陳情第2号 射撃訓練施設の整備についてであります。平成25年9月11日、南会津町川島字川島平1796番地、福島県猟友会南会津支部田島分会長、星光久氏から提出されたものであります。なお、この陳情は平成25年9月の第3回定例会本議会において産業建設委員会に付託されたものであります。

この陳情の趣旨は、川島射撃訓練施設の整備についての支援を求めるものであり、本委員会といたしましては陳情者からの事情を聴取し、あるいは現地調査するなど慎重に審査した結果、以下の理由から結果を述べさせていただきます。

- 1、狩猟免許所有者数と銃業者の区別がなく、増加傾向にあるという記載は事実とは異なる。
- 2、射撃訓練施設として鳥獣被害防止に役立つとされるが、猿、熊、イノシシ、ニホンジカ等の捕獲に用いる銃弾の使用ができない施設である。
- 3、町の鳥獣被害のほとんどに対して役立つ訓練実習はライフル射撃場でなければならない。
- 4、大型の獣を狩猟するためにはライフル、散弾銃においては、ライフルドスラグ弾、また6粒、9粒弾でなければほとんど殺傷効果が得られない。
- 5、川島射撃場はクレーのトラップのみであり、銃猟に有効な銃及び銃弾が使用できない施設である。
- 6、ライフル銃やスラグ弾は特殊な射撃場でしか実習できない。

最後に7番として、参考人、星光久氏に射撃場全ての土地貸借関係書類等及び施設利用実績報告書の提出を求めたが、提出されていなかった。

以上のことから、本陳情を不採択とすべきと決定いたしました。

なお、対案といたしましては、隣県日光市にある日光射撃場等への実習補助等を行ったほうが効果的と考え、参考までに述べさせていただきます。報告までです。

○芳賀沼順一議長 これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 ちなみにこの射撃訓練施設の所有者というんですか、それからいつごろ建てて、今どのくらいたっているのかわかればお願いします。

○芳賀沼順一議長 委員長、わかりますか。

○6番 湯田 哲議員 資料を今持ってないのでわかりません。

○芳賀沼順一議長 現時点ではわからないということですので、よろしいですか。

〔「調べてやります」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 後ほど、調査の上ご報告願います。

暫時休議をして、委員長に調査をして報告をお願いします。暫時休議をいたします。

休憩 午後 1時27分

再開 午後 1時29分

○芳賀沼順一議長 再開します。

先ほどの質疑について、質問者12番、湯田秀春議員のほうから後からでもいいという答えをもらいましたので、このまま続けたいと思います。

この委員長の報告は、一応調査の経過と結果ということですので、深い部分はこの場でわからない部分もございますので、その点はご了承願います。後ほどということ。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから陳情第2号 射撃訓練施設の整備についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

陳情第2号 射撃訓練施設の整備についてを採択することに賛成の方は、起立願います。

これは原案に対して、陳情者の原案に対して賛成の方ということですので、今お座りの方は委員長の報告ということですから…

[発言する者あり]

○芳賀沼順一議長 もともと陳情者の原案ですから、ちょっと休議します。

休憩 午後 1時30分

再開 午後 1時33分

○芳賀沼順一議長 再開します。

再度、これから陳情第2号 射撃訓練施設の整備についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

陳情第2号 射撃訓練施設の整備についてを採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○芳賀沼順一議長 起立少数です。

よって、陳情第2号 射撃訓練施設の整備については不採択とすることに決定しました。



◎平成25年陳情第3号の委員長報告、質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第37、平成25年陳情第3号 鳥獣対策研究室の設置についてを議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

産業建設委員長。

○6番 湯田 哲議員 ただいま議題となりました陳情につきまして、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

平成25年陳情第3号 鳥獣対策研究室の設置についてであります。平成25年9月11日、南会津町川島字川島平1796番地、福島県猟友会南会津支部田島分会長、星光久氏から提出されたものであります。なお、この陳情は平成25年第3回9月の定例議会において産業建設委員会に付託されたものであります。

この陳情の趣旨は、尾瀬国立公園の鹿の固体調査や日本国立公園の環境保護対策などに協力、応援を行うとともに、捕獲動物の有効活用を研究するため、鳥獣対策研究室を開設することを求めるものであります。

本委員会といたしましては、陳情者から事情を聴取するなど慎重に審査し、今後の有害鳥獣対策の一環として有効であると認め、本陳情を採択すべきものと決定いたしました。

以上です。

○芳賀沼順一議長 これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから陳情第3号 鳥獣対策研究室の設置についてを採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、陳情第3号 鳥獣対策研究室の設置については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。



◎平成25年陳情第4号の委員長報告、質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第38、平成25年陳情第4号 川島地区に子供たちの遊び場設置の陳情についてを議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長。

○12番 湯田秀春議員 ただいま議題となりました陳情につきまして、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

平成25年陳情第4号 川島地区に子供たちの遊び場設置の陳情についてであります。この陳情は平成25年10月8日に、南会津町川島字川島平1771番地、川島区長、星泰蔵氏から提出されたものであり、本定例会において文教厚生委員会に付託されたものであります。

この陳情の趣旨は、川島交流センターの建設以降、同センターに地域の子供たちが集い、遊ぶ姿が多くなりましたが、現在子供たちが遊んでいる場所は国道に面していることから危険であるため、反対側に当たる町道に面した裏の空き地に子供たちの遊び場の整備を求めるものであります。

本委員会といたしましては、本定例会中に現地を調査するとともに、関係者から聞き取りを行い、慎重に審査をした結果、当センターの町道側の空き地に遊び場を整備し、町民の安心・安全を確保することが重要であることから、本陳情を採択すべきものと決定いたしました。

以上、陳情審査の委員長報告といたします。

○芳賀沼順一議長 これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから陳情第4号 川島地区に子供たちの遊び場設置の陳情についてを採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、陳情第4号 川島地区に子供たちの遊び場設置の陳情については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。



◎平成25年陳情第5号の委員長報告、質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第39、平成25年陳情第5号 2014年度地方財政の確立に関する要請を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

総務委員長。

○7番 渡部 優議員 ただいま議題となりました陳情につきまして、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

平成25年陳情第5号 2014年度地方財政の確立に関する要請の陳情につきましては、平成25年10月23日付で南会津町田島字後原甲3531番地1、自治労南会津町職員労働組合執行委員長、星一伸氏より提出されたもので、平成25年第4回定例会において総務常任委員会に付託されたものでございます。

陳情第5号の請願趣旨は、国の中期財政計画では地方の一般財源の総額は2013年度の地方財政計画と実質的に同水準を確保するとしているものの、歳出特別枠の見直しなどで地方を国の歳出削減のターゲットにする懸念がある。そこで、社会保障分野の充実、農林水産業の再興、環境対策、さらには合併市町村の算定特例の段階的終了を踏まえた新たな財政需要などの増大する地域の財政需要を的確に把握し、地方財政計画、地方交付税総額の実質的な確保を図ることについて、国と地方の協議の場において市町村議会議長会などを通じた政府への意見反映を行うことと、さらには意見書の提出を求めるものでございます。

本委員会といたしましては、12月10日、総務課長においでいただきまして、町が考える地方財政を取り巻く状況について見解のご説明をいただきました。慎重に審査をいたしました。

審議の結果、この陳情は先般、平成25年第1回定例会でも同様の陳情が本議会に提出され、毎年のように出されているわけですが、25年第1回の定例会においては全会一致で本議会で採択されている経過もあり、今回その陳情内容を否定するものも何ものもないということ、そしてさらには地方は長い間歳出削減努力を続け、大震災からの迅速な復旧・復興や災害に強い地域づくり、雇用対策やセーフティーネット対策など増大する地域の行政需要に対応するため努力を続けていることなどの観点から、陳情の趣旨のとおり、全会一致で本委員会は採択すべきものと決定いたしました。

よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○芳賀沼順一議長 これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから陳情第5号 2014年度地方財政の確立に関する要請を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、陳情第5号 2014年度地方財政の確立に関する要請は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。



◎平成25年請願第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第40、平成25年請願第7号 特定秘密保護法の廃止を求める請願書を議題とします。

ここで紹介議員の趣旨弁明を求めます。

8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 ただいま議題となりました特定秘密保護法の廃止を求める請願について趣旨説明をいたします。

請願者は、南会津地区平和フォーラム代表の黒澤富夫氏であります。

今議会開会の6日にこの法案が衆議院において可決され、強行採決の結果、このように進んでしまうということを読みが甘いと言われるかもしれませんが、ご承知のように日本弁護士連合会や言論会など多くの反対の声が上がっております。

また、福島においては去る11月25日の福島市の公聴会に参加した意見陳述者の全員がこの法に反対を表明しています。このことだけでも廃止すべき、急ぎ過ぎという部分があると思います。

福島県にとっては、特に原発の放射線情報が正確に、いつでも取得できなくなれば、県民の命が危険がさらされることにもなりかねません。原発事故を経験した福島県で生活する多くの県民は、情報の公開が何にもまして重要であると身をもって経験いたしました。

よって、国会及び政府に対し、国民の知る権利、生きる権利を侵す危険性を含む特定秘密保護法を廃止するよう請願いたします。

平成25年12月6日、南会津町議会議長、芳賀沼順一殿。

本議会議員各位におかれましては、慎重審議の上、ご採択くださるようお願いいたしまして、趣旨説明とさせていただきます。

なお、意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、特定秘密保護法担当大臣であります。よろしくお願いたします。

○芳賀沼順一議長 お諮りします。

請願第7号については、会議規則第92条第2項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、請願第7号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

ちょっとお待ちください。討論になりましたので、まず原案に賛成の方からの討論をしたいと思います。

原案に賛成の方、4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 今ほど楠議員のほうからありましたように、この法案については極めて私たち生活する上で重要な部分を含んでいるんだというふうに私は思います。特に秘密の中身に、秘密事項というものがどういうものが当たるのかということが明確にされていないんですね。当然これは国として秘密事項を盛ったり何だりするということはこれは当然必要なことです。

しかし、一方、我々国民生活を送っていく側からすればいろいろこの政府が行うこの行政だとか、あるいは外交だとか、防衛だとかについてだって、一定程度やはり知る必要ということもあんだというふうに思います。

特に今回私らはこの福島原子力発電所のああいう事故を経験しました。この間の新聞報道だとかテレビ報道だとかを見ていて、もう原子力事案なんていうのは秘密にされるんじゃないかというようなことも言われております。そんなことになったら、私らこの生活がもう脅かされてしまう。特にこういった法案をつくるということになると、これからの子供たちなんかは何であの時代に生きた人はこういうような法律をつくったんだべ、こんなことをやはり言われるんでないかという危惧を私は持っています。

後世のためにも、今生きる大人としてそこの責任をきっちり果たす、こういうことがやはり大人としての責任だというふうに思います。そういう立場から原案に賛成すると、こういうことにしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

15番、五十嵐司君。

○15番 五十嵐 司議員 私は、ただいま議題となっております特定秘密保護法の廃止を求める請願について、反対の立場で討論を申し上げます。

国の安全と国民の生命、身体、財産を守るために必要な情報だけを、この情報だけを特定秘

密として指定し、それを政府内で保管して活用するというものであります。国には安全保障上、ただいま4番からもありましたけれども、安全保障上どうしても守らなければならない秘密があります。この特定秘密というのは、それが仮に漏れてしまうと国の安全保障上極めて重大であります。

例えば我々個人でキャッシュカードですね、この暗証番号が漏れたり、あるいはインターネットのパスワード、これらはほかに漏れたら本当に私たちも困るわけですよ。これと同じわけなんですよ。これと同じように国も安全保障上、外に漏れないようにするのでありますのがこの保護法であります。例えば自衛隊の装備の性能とか、あるいは自衛隊や外務省で使っている暗号ですね、これらが漏れたら本当に重大な問題になると言われております。

日本にはこの法律が今までなかったために、対外諸国から見ると日本に情報を提供するとそれが漏れてしまうと懸念され、本当に知りたい情報が入手できないという課題があり、他の国から安全保障上の重要な情報を入手するため、この特定秘密保護法の早期の成立が必要であったわけであります。

それで、特定秘密には先ほど原発問題とか出ていましたけれども、この秘密の項目には防衛と外交とそれからスパイ防止、それからテロ防止、この4つの項目だけなんですよ。原発のそういうのは別なんですよ。この秘密法はこの4つしか入ってないんです、この項目には。特定秘密の指定、または解除の統一基準を作成するときは、有識者会議が設置してありますから、そこで検討されて上がっていくわけでありまして、またその統一基準の運用が問題なく運用されているか、行われているかチェックするには、第三者機関が今後設置されることになっております。

ですから、このまた法が施行されるまでには1年間あるんですよ。この1年間で今後いろいろ検討され、やはり国の安全と国民の生命、財産を守るために必要な私は特定秘密保護法になると思っておりますので、この廃止については反対であります。

以上です。

○芳賀沼順一議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 私は、この特定秘密保護法がこの前成立しましたけれども、その廃止を求める請願に賛成であります。

この法律以前に、今でも例えば公務員には守秘義務というものがある、それから公務員以外におきましても個人情報の保護、そうしたものが厳しい教育がされております。現に私がかつ

て農協に勤務しているころも、当然これは例えば利用者の貯金の金額が幾らあるとかですね、それから先ほど話がありましたようにキャッシュカードとかそうしたものについては、これは漏らせばこれは首になるというか懲戒免職ですよ、そういう厳しいことがあって、厳しい決まりもあるし、またそういうことは絶対漏らしちゃいけないよという教育を厳しく受けるわけです。

そうしたものを厳格に守っていけば、これは十分に今でも足りるんですよ。しかし、政府はさらにそれに輪をかけて特定のものについて秘密とするんだと、こういうことを言っているわけです。いろいろ質問の中では国の防衛とか、そういうものを中心に言っておりますけれども、しかしそれがまだはっきりしていないところがいっぱいある。だからそこに問題があるわけです。

ですから、まともな弁護士はほとんど反対しております。我が県選出の弁護士は賛成しておりますけれども、普通の弁護士は反対なんです。これは常識であります。

そして、そうした特定の秘密というものが曖昧なところに一番の問題があって、例えば戦前でも日本の戦争ですね、これを遂行のためにということで天気予報だって秘密だった時代があるわけですよ。そういうふうにとどんどん拡大していけるんですよ。もう今は一定の範囲とかと言っているけれども、それがどんどん法律を改正して行って処罰も強化していくことができるんですよ。ですから、多くのマスコミの方々もこういうことは、秘密国家をつくる道につながるんだと言っているわけですよ。まさにこれは正解だと思うんですね。

ですから、何でも例えば消費税でも最初は小さく3%でどんどん大きくしていく、これが道ですけれども、こういうものもちっちゃくつくってどんどん大きくしていくというのが、これは今までの歴史なんです、これは。

そういったことを反省する上に立って私はこの秘密保護法の廃止を求める請願には大大賛成であります。

○芳賀沼順一議長 次に、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 廃止を求める請願書に対して賛成の立場でございます。それで、討論をいたします。

お二方賛成の討論がございましたけれども、中身は同じでございますけれども、私も2人の

子供を持つ身、それから孫も3人になろうとしている身なんですけれども、やはり4番議員がおっしゃったように大人の責任として、この特定秘密保護法の設置というのは非常に不安であります。親としても、じいちゃんとしても非常に不安であります。

大竹幸一議員がおっしゃったように歴史がやはり先般の戦争もこういった秘密保護法から始まって、知らない間に戦争を起こしてしまった、一般民衆が。そういう経過もまさしく歴史が語っておりますので、非常に一人の親として、一人のじいちゃんとして非常に不安を持っていて、こんなに拙速に決めていいのかというのが率直な感想でありました、通ったときに。あれだけ衆議院では前の日に公聴会を開いて全員が反対しているのに、いきなり採択をすると。非常に福島県をばかにしているんじゃないかなというふうに思いましたけれども、道具に使われたなという思いを強く持ちました。

ただ不安でございますということで、私は廃止を求める請願書に対して賛成でございます。以上です。

○芳賀沼順一議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これから請願第7号 特定秘密保護法の廃止を求める請願書を採決します。

この採決は起立によって行います。

請願第7号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○芳賀沼順一議長 起立多数です。

よって、請願第7号 特定秘密保護法の廃止を求める請願は採択することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時33分

○芳賀沼順一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎日程の追加

○芳賀沼順一議長 委員会提出議案4件、議員派遣の件、各常任委員長及び議会運営委員長並びに特別委員長から閉会中の継続調査の申し出が提出されております。

お諮りします。

この際、これらの案件については、お手元に配付の追加議事日程のとおり日程に追加し、議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、提出されております案件については、お手元の追加議事日程のとおり日程に追加し、議題とすることに決定しました。

◇

◎委員会提出議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 追加日程第1、委員会提出議案第14号 東京電力福島第一原子力発電所における汚染水問題の早期解決を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長をして朗読させます。

暫時休議します。

休憩 午後 2時34分

再開 午後 2時36分

○芳賀沼順一議長 再開いたします。

追加日程第1、委員会提出議案第14号 東京電力福島第一原子力発電所における汚染水問題の早期解決を求める意見書の提出についてを議題とします。

事務局長をして朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○芳賀沼順一議長　ここで提出者、総務委員長から提案理由の説明を求めます。

総務委員長、渡部優君。

○7番　渡部　優議員　ただいま議題となりました平成25年第4回議会定例会委員会提出議案第14号　東京電力福島第一原子力発電所における汚染水問題の早期解決を求める意見書についての提案理由の説明を申し上げます。

この事件は、平成25年11月29日付で福島県町村議会議長会八島博正氏よりいただいたものでございます。

12月6日の議運において議長より説明があり、所管である総務委員会で調査をいたしました。

東京電力第一原子力発電所における汚染水問題については、ふえ続ける汚染水に対し有効な対策が講じられないまま新たな漏えいが発覚するなど、状況は悪化する一方となっております。福島県町村議会議長会では、11月28日の理事・幹事合同会議において、汚染水問題の早期解決に向け国が前面に立ってこの問題の取り組むよう、県内各町村から提出していただけるよう働きかけることを決定しました。この決定を受け、所管であります当委員会が委員会発議として提案するものでございます。

本委員会では12月10日に協議した結果、本議会が実施した浪江町議会と町民との意見交換会の傍聴後の一つの行動として本議会議長が議長会において提案したことも鑑み、全員賛成のもと提案すべきものと採択されました。

趣旨をご理解上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○芳賀沼順一議長　直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決します。

本案は原案のとおり決定することご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎委員会提出議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 追加日程第2、委員会提出議案第15号 森林・林業・木材関連産業政策の推進に関する意見書の提出についてを議題とします。

事務局長をして朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○芳賀沼順一議長 ここで提出者、産業建設委員長から提案理由の説明を求めます。

産業建設委員長、湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 ただいまの案件の提案理由を述べさせて、読み上げます。

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中、この重要な役割を果たすべき森林・林業・木材関連産業の現状は、「森林・林業基本計画」等に基づき諸施策が講じられているものの、関連産業の長引く不況や木材価格の伸び悩み等から厳しい状況にある。

こうした状況下において、戦後植林した人工林が利用期を迎えており、さらなる森林整備の推進と木材利用の拡大などを図ることが重要になっており、森林所有者の森林経営意欲の喪失や、森林・林業の担い手である山村の再生に向けた積極的な施策とその実行が課題となっている。また、森林労働者の労働環境が関連産業の厳しさを反映し労働条件が改善されず、労働災害も依然多発するなど悪化の傾向にあり、安定した林業労働力確保に向けた対策が必要となっている。

こうした状況と課題を踏まえ、「森林・林業基本計画」等に基づく森林整備、地域材利用拡大、林業労働力の確保対策、地球温暖化防止森林吸収源対策などを着実に推進するために国が責任を持って必要な施策の実行と予算の確保をすることが不可欠である。

よって、意見書を提出するものである。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、農林水産大臣、林野庁長官。

意見書は別紙のとおりです。

○芳賀沼順一議長 直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

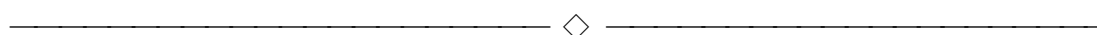
これより採決します。

本案は原案のとおり決定することご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎委員会提出議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 追加日程第3、委員会提出議案第16号 2014年度地方財政の確立に関する意見書の提出についてを議題とします。

事務局長をして朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○芳賀沼順一議長 ここで提出者、総務委員長から提案理由の説明を求めます。

総務委員長、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 委員会提出議案第16号 2014年度地方財政の確立に関する意見書の提出についての提案理由をご説明申し上げます。

2014年度地方財政に関しては、閣議了解された中期財政計画では、「地方の一般財源の総額については2013年度地方財政計画と実質的に同水準を確保する」とされているものの、歳出特別枠の見直しなどへの現況や、地方交付税法の本旨に反する算定方式の導入についても検討が進められている。

この間、地方は長年にわたり国を上回る歳出削減努力を続けており、東日本大震災からの復旧・復興、雇用対策、増大する地域の行政需要に対応するために必死の努力を続けていることから、地方財政の充実、強化及び地方自治の確立を実現するため意見書を提出するものであります。

以上です。

○芳賀沼順一議長 直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決します。

本案は原案のとおり決定することご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎委員会提出議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 追加日程第4、委員会提出議案第17号 特定秘密保護法の廃止を求める意見書の提出についてを議題とします。

事務局長をして朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○芳賀沼順一議長　ここで提出者、総務委員長から提案理由の説明を求めます。

総務委員長、渡部優君。

○7番　渡部　優議員　委員会提出議案第17号　特定秘密保護法の廃止を求める意見書の提出についての提案理由を説明申し上げます。

12月6日に成立した特定秘密保護法は、特定の情報を政府が恣意的に秘密指定をすることができ、後世における検証も担保されず、さらに国民には何が特定秘密なのか明らかにされていません。また、国民の「知る権利」や「表現・言論の自由」、「取材・報道の自由」を著しく制限しかねないなど、多くの国民が抱えている懸念や不安についても何ら解消されていません。

よって、国会及び政府に対し、国民の生きる権利を侵す危険性を含んでいる本法案の廃止を求めるための意見書を提出するものでございます。

以上です。

○芳賀沼順一議長　直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決します。

本案は原案のとおり決定することご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議員派遣の件について

○芳賀沼順一議長 追加日程第5、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第120条の規定によって、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり、派遣することに決定しました。

◇

◎閉会中の継続調査について

○芳賀沼順一議長 追加日程第6、閉会中の継続調査についてを議題とします。

会議規則第75条の規定によって、お手元に配付のとおり、各常任委員長から所管事務調査、議会運営委員長から所掌事務調査、特別委員長から特定事件の調査について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◇

◎閉会の宣告

○芳賀沼順一議長 本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

会議を閉じます。

平成25年第4回南会津町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時51分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員